

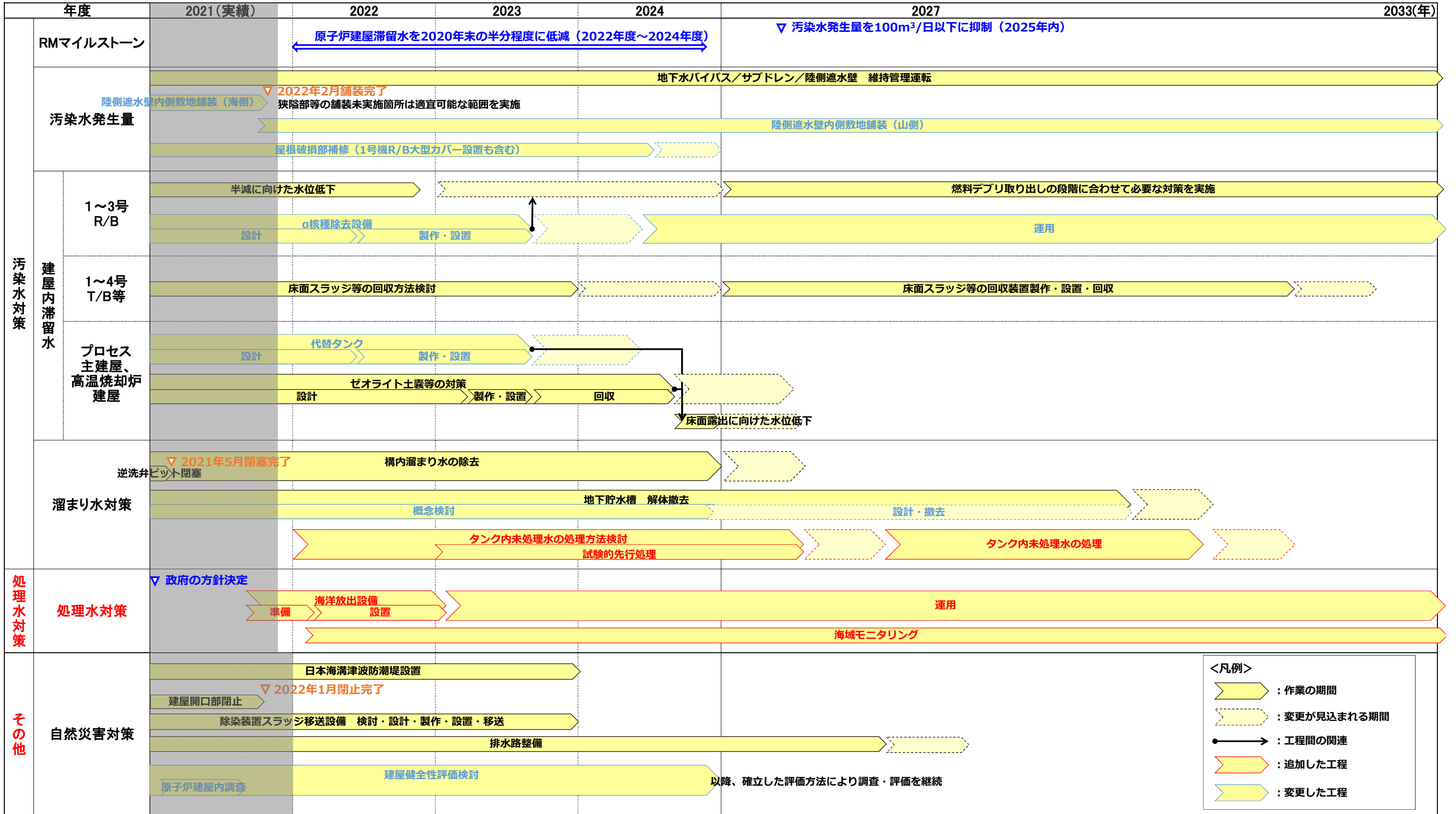
汚染水対策スケジュール (1/3)

分野	括弧	対象設備・作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月以降	備考
				14	21	28	4	11	18	25	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中		
●原子炉建屋滞留水を2020年末の半分程度に低減(2022~2024年度)	建屋内滞留水	【1~4号機 滞留水移送装置】 (実績) ・1~4号機滞留水移送装置運転 (予定) ・1~4号機滞留水移送装置運転	現場作業 1~4号機滞留水移送装置設置 運転																					(継続運転)	3号機 原子炉建屋滞留水水位低下(T.P.-2800目標) 実施 (2022/6/1~) 【9/29時点水位 約T.P.-2100】 ※段階的に水位低下実施	
		【α核種除去設備検討】	設計・検討 詳細設計・工事																						(2023年度 工事完了予定)	
		【1~4号機 T/B床面スラッジ等の回収方法検討】	設計・検討 設計検討																						(2023年度 設計完了予定)	
		【滞留水一時貯留タンク設計】	設計・検討 詳細設計・工事																						(2024年度 工事完了予定)	
		【プロセス主建屋・高温冷却建屋ゼオライト土壌の検討】	設計・検討 詳細設計・工事																						(2024年内 工事完了予定)	実規模モックアップ (2022年10月~)
●汚染水発生量を100m ³ /日以下に抑制(2025年内)	浄化設備	【既設多核種除去設備】 【高性能多核種除去設備】 【増設多核種除去設備】 (実績) ・処理運転 (予定) ・処理運転	現場作業 処理運転(処理水の状況に応じて適宜運転または処理停止)																					(継続運転)	処理水及びタンクのインサースビス状況に応じて適宜運転または処理停止 増設多核種除去設備 前処理設備改造に係る実施計画変更申請 (2022/4/28認可) 高性能多核種除去設備 除去性能確認に係る実施計画変更申請 (2022/9/28認可)	
		【サブドレン浄化設備】 (実績) ・処理運転 (予定) ・処理運転	現場作業 処理運転																						(継続運転)	サブドレン及びみ上げ、運用開始 (2015.9.3~) 排水開始 (2015.9.14~) 5/6号機サブドレンの復旧・及びみ上げ・運用開始 (2022.3~)
		【地下水バイパス設備】 (実績) ・運転 (予定) ・運転	現場作業 運転																						(継続運転)	
		【セシウム吸着装置】 【第二セシウム吸着装置】 【第三セシウム吸着装置】 (実績) ・処理運転 (予定) ・処理運転	現場作業 処理運転																						(継続運転)	2021年1月29日 吸着塔の第二セシウム吸着装置及び第三セシウム吸着装置での再利用の実施計画変更認可(原規機第2101291号) 使用前検査: 2022年7月21日(第二セシウム吸着装置1号) 2022年7月28日(第二セシウム吸着装置2号) 2022年8月25日(第二セシウム吸着装置3号) 使用前検査予定: 調整中(第三セシウム吸着装置1号、2号、3号) 第三セシウム吸着装置の運転計画見直しにより実施時期再調整中
		(実績・予定) ・東濃経路所補助工事は2018年9月に完了 ・維持管理運転2019年2月21日全規模完了	現場作業 維持管理運転(北側、南側の一部 2017/5/22~、海側の一部 2017/11/13~、海側全域・山側の一部 2018/3/14~、山側全域2019/2/21完了)																						(継続運転)	
フェーシング(陸側排水壁内エリア)	【土体内フェーシング(全6万m ²)】 ・4号機建屋西側	現場作業 4号機建屋西側																						(2023年3月 工事完了予定)	4号機建屋西側: 2023年2月完了予定	
	(予定) ・1号Rw/B屋上雨水の浄化材への排水ルート構築	現場作業																						(2023年3月 工事完了予定)		
	(予定) ・7箇所の調査実施	現場作業																						(2023年3月 工事完了予定)		

汚染水対策スケジュール (2/3)

分野名	括弧	対象設備・作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月以降	備考			
				14	21	28	4	11	18	25	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中			下		
●タンク関連		H4エリアNo. 5タンクからの漏えい対策	(実績・予定) ・汚染の拡散状況把握	モニタリング																								(継続実施)	
		タンク解体	(予定) ・Eエリアフランジタンク解体工事 : 49基解体予定 (2023年度中) ・Eエリアフランジタンク (D1) 内の残水回収 (スラッジ含む) (実績) 解体基数 46基/49基	Eエリアフランジタンク解体工事																								(2023年3月解体完了予定)* ※: 残水回収中の1基 (D1タンク) を除く	2018年9月10日 Eエリアにおける中低濃度タンクの撤去等について (実施計画変更認可)
		タンク設置	・G5エリア溶接タンク設置工事 (実績) 設置基数 17基/17基 付帯設備 (堰等) 設置作業中	G5エリア溶接タンク設置工事 (付帯設備設置作業中)																								(継続実施)	D2タンク内の残水回収: 2022年6月完了
●自然災害対策		津波対策	○日本海沿岸津波対策 ・日本海沿岸津波対策防波堤設置 (実績・予定) 斜面補強構築工事 本体構築工事	斜面補強・本体構築工事																								(2024年3月工事了り予定)	2024年3月完了予定 現場着手: 2021/06/21開始 斜面補強部: 2021年9月14日作業開始 防波堤本体部: 2022年2月15日作業開始
			○サブドレン集水設備高台機能移転 (実績・予定) ろ過水タンク西側整備工事実施 地盤改良 (準備中)	ろ過水タンク西側整備 (ろ過水配管リルート工事) 地盤改良工事 (準備) 実施中																								(2024年度当初工事了り予定)	
		豪雨対策	○豪雨対策 ・D排水路新設 (実績) (9月20日時点) 立坑構築工 (両側連立坑部) 100% 立坑構築工 (上流側連立坑部) 100% 立坑構築工 (下流側連立坑部) 100% 立坑構築工 (小口径推進部) 100% M-H設置工 (各立坑) 100% トンネル工・推進管埋付 (下流側) 完了 (上流側) 完了	立坑構築工事 (両側連立坑部、下流側連立坑部、上流側連立坑部、小口径推進部)																								(2022年9月排水路工事了り予定)	準備工事 (両側連立坑部) : 2021年2月25日開始 トンネル工事: 2021/07/29開始、2021/09/16初期掘進開始、2021/9/28本掘進開始 2022/01/28に下流側掘進完了 2022/04/21に上流側掘進完了 2022/08/30にD排水路通水完了
			2022年8月30日にD排水路通水開始、舗装などの残工事があり9月末まで工期を延伸																								(2023年2月モニタリング設備2系統化完了予定)	2022/12に1系統完了予定 2022/11に連携監視開始予定	

廃炉中長期実行プラン2022



注：今後の検討に応じて、記載内容には変更があり得る

1. 対策の進展

▶ 令和3年に策定した「当面の対策」（8月）及び「行動計画」（12月）に沿って、対策を実施。

【安全確保】 東京電力による実施計画、放射線影響評価を原子力規制委員会が認可し、地元自治体も了解。IAEAが客観的なレビューを実施中。

【理解醸成】 漁業者をはじめ、サプライチェーン全体に対する説明会は約700回実施。新聞広告やパンフレット、WEB・SNSも活用して広報。

輸入規制の撤廃に向けて働きかけを強化。直近1年間で、米国・英国・インドネシアが撤廃。

【風評対策】 令和3年度補正及び4年度予算事業を着実に執行。基金については、執行に向けた準備を実施。

2. 今後、重点的に進めるべき対策の方向性

▶ 安全性への理解が徐々に進む一方、風評影響に対しては対策の一層の強化が必要な局面に。これまでに頂いた御意見を踏まえ、取り組むべき対策を重点化。

① 確認された**安全性の徹底した担保**

③ **将来に亘り安心して事業継続・拡充**できると、事業者が**確信を深められる対応**

② **全国大での安全・安心への理解醸成**

④ 放出前後を通じ、変わらずに地元産品等の**取引が継続**される体制の構築

3. 各対策における具体的な対応（※これまでの対策は今後も着実に実行）

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

（1）徹底した安全対策による安心の醸成

【課題】

・安全性を確認する取組を実施し、その結果をわかりやすく伝える



・処分の開始前後を通じ、IAEA等「**外部の目でのチェック**」の徹底
-IAEAは放出終了まで繰り返し来日。放出前には**包括的な報告書**も公表

・**安全・安心データの見える化**

-**モニタリング・海洋生物の飼育試験**の結果等を分かりやすく情報発信

-流通・小売業者等向けに、安全性の確認方法を知る**シンポジウムを開催**

（2）安心感を広く行き渡らせるための対応

【課題】

・全国の消費者や流通・小売業者等に対する情報発信の充実

・被災地の漁業者等の個々の関心に応じた説明会の実施

・輸入規制の撤廃・緩和の推進



・消費者や流通・小売業者を含め、**国民の認知度向上**

-TVCM・WEB広告等での**日常生活で目に触れやすい情報発信**

・漁業者をはじめとする地元住民等との**対話の深化**

-**車座**での意見交換の拡大

・輸入規制撤廃に向けた更なる働きかけ・徹底した情報発信

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

（1）風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

【課題】

・漁業者等風評影響を受け得る方々への十分な支援

・被災地の漁業者の、漁業継続への不安や後継者不足への懸念への対応

・御意見・御要望も踏まえ、**風評影響を受け得る事業者に対する対策の着実な実施**

・**福島県や近隣県において、将来にわたり、漁業を継続できる環境の整備**

（2）全国の漁業者に対する事業継続のための支援

【課題】

・全国の漁業者からの、次世代に引き継がないとの不安の払拭

・**長期に亘る処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策**

（3）風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

【課題】

・変わらずに地元産品等の取引が継続される体制の構築

・万一風評が生じた場合に備えた具体的な賠償基準の設定

・需要減少対策の迅速・着実な実施に向けた速やかな整備

-**被災地の要望も踏まえつつ、令和3年度補正で計上された基金の円滑な執行**

・賠償基準の確立・公表

-**年内を目途に、賠償基準を公表**するよう、東電への指導

3. 将来技術（トリチウム分離、汚染水発生抑制等）の継続的な追求

→これらを踏まえて、今般、行動計画を改定。今後も、風評の状況を継続的に確認。必要な追加対策は継続的に実施していく。

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS処理水¹の処分に伴う対策の強化・拡充の考え方（案）

令和 4 年 8 月 3 0 日
ALPS処理水の処分にに関する基本方針の
着実な実行に向けた関係閣僚等会議

I. はじめに

令和3年4月13日に開催された第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、ALPS処理水を海洋放出することとした「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定した。

基本方針の決定以降、福島・宮城・茨城等各地で開催したワーキンググループを始めとして自治体や農林漁業者等との意見交換を重ね、これらを踏まえ、令和3年8月には、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ（以下「当面の対策」という。）」を策定した。

この当面の対策の中では、徹底した安全対策による安心の醸成と安心感を広く行き渡らせるための対応による「風評を生じさせない仕組み」とともに、万一風評が生じたとしても「風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組み」の構築を目指し、盛り込んだ対策を着実に実行することとした。

さらに、令和3年12月には、取組を加速させるため、対策ごとに今後1年の取組や中長期的な方向性を整理する「ALPS処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定した。これらの対策方針に沿って、昨年来、各対策を進めてきた。また、この中で、今後も対策の実施状況を継続的に確認し、状況に応じ随時、追加・見直しを行うこととしており、現在まで自治体や農林漁業者等との意見交換を重ねてきている。

今回の対策の強化・拡充の考え方は、個々の対策の進展や追加的に寄せられた意見を踏まえ、今後、重点的に進めるべき対策の方向性を示すものである。

¹ 誤解に基づく風評被害を防止するため、令和3年4月13日以降、「トリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たす水」のみを「ALPS処理水」と呼称している。

II. これまでの対策の進展

【徹底した安全対策による安心の醸成】

令和3年4月以降、東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)において、政府が基本方針で求めた内容を具体化するための計画の検討が進められ、令和3年12月21日にALPS処理水の海洋放出に必要な設備の設置及び保安のための措置を実施計画に追加するとともに、ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書を加えた、「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請書」が原子力規制委員会に提出された。本申請の内容については、令和3年12月22日の第54回原子力規制委員会です承された対応方針に従い、計13回の公開の審査会合において審査・確認が行われた。

また、令和3年7月8日に政府と国際原子力機関(以下「IAEA」という。)との間で署名を行った「ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力枠組みに関する付託事項(TOR)」に基づき、ALPS処理水の安全性に関するレビュー及び原子力規制委員会による規制に関するレビューが開始され、東京電力の申請内容や原子力規制委員会の審査内容について、IAEAの国際安全基準に則った確認が行われた。加えて、東京電力が実施するALPS処理水に含まれる放射性物質の分析の確認(ソースモニタリングの裏付け)や政府の総合モニタリング計画に基づき実施される海域モニタリングの結果の確認(環境モニタリングの裏付け)も並行して進められている。安全性に関するレビューについては令和4年4月に、また、規制に関するレビューについては令和4年6月に、それぞれのレビューの結果が進捗報告書として取りまとめられ、公表された。平成26年から継続されている、日本の分析機関の放射性核種測定を試料採取や分析能力をIAEAが確認する海洋モニタリングに関する協力プロジェクトにおいては、令和4年6月に前年(令和3年)の活動に関する報告書が公表され、引き続き、参加した日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、高い正確性と能力を有している旨が報告された。

東京電力は、ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の設計、設備及び保安、並びにALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価等について、審査会合等での原子力規制委員会からの指摘事項、またIAEAからの所見等を踏まえて、実施計画の修正及び放射線影響評価報告書の改訂を行い、令和4年4月から7月にかけて補正申請を行った。

原子力規制委員会は、令和4年5月18日の第10回原子力規制委員会において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出関連設備の

設置等)に係る審査書案」を了承し、審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行ったところ、670件の意見提出があった。その後、令和4年7月22日の第25回原子力規制委員会において、提出のあった意見に対する考え方を示すとともに、法令に基づく規制要求や政府の基本方針を満たしているとして、同申請の認可を決定した。

原子力規制委員会は、東京電力に対し、放水トンネルを含め設備の設置工事については安全性も考慮して実施することを求めており、工事が適切に実施されているかを日々の検査等において確認する。また、東京電力は、ALPS処理水の漏えいや意図しない放出等の異常事象に備えて、漏えい検知器の設置、漏えい水を回収する仮設ポンプ・高圧吸引車等の準備といった対策をとるが、これらを含め海洋放出設備が認可された実施計画どおりに設置されているか等について検査していく予定としている。加えて、原子力規制委員会は、これらの設備の使用期間が長期間にわたることから、東京電力により適切に保守・管理が行われることを確認しているが、使用開始後も必要な機能を有しているか、定期的に確認していく。

また、風評影響の抑制につながるよう、客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングを実施すべく、測点や頻度等について、専門家による確認・助言を得た上で、令和4年3月に政府の総合モニタリング計画を改定した。海洋放出が行われる前の海域の状況等を把握するため、令和4年4月から、同計画に基づく海域モニタリングが開始されている。

さらに、原子力規制委員会の確認やIAEAによるレビューに加えて、専門家や関係市町村で構成される福島県原子力発電所安全確保技術検討会が取りまとめた東京電力に対する8項目の要求事項について、確実に実施されるよう、東京電力を強く指導し、安全対策に万全を期していく。

【安心感を広く行き渡らせるための対応】

安心感を広く行き渡らせるための対応については、復興大臣の指示に基づき、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」(以下「風評払拭タスクフォース」という。)において、関係各省が連携し、政府一丸となって進めるべき施策等が議論されており、以降の取組については、風評払拭タスクフォースでの議論及びその場で取りまとめた施策パッケージを踏まえたものである。

政府は、農林漁業者等の生産者、その取引相手となる加工・流通・小売事業者から消費者に至るまでのサプライチェーン全体、並びに自治体職員等、幅広い対象に対して、基本方針の決定の背景や検討の経緯、政府による対策及び

進捗状況に関する説明を、基本方針決定以降、約700回実施してきた。

また、経済産業省の職員が地元で開催されるイベントを中心に参加し、ALPS処理水の安全性について、来場者と双方向のコミュニケーションを重ねている。さらに、参加者の疑問に直接答える機会として、経済産業省及び東京電力が実施している福島第一原子力発電所の視察・座談会についても、対象者をこれまでの浜通り13市町村の住民から福島県全域に拡大し、開催回数も増やしてきた。加えて、流通・小売の事業者等や消費者団体等を対象に、福島第一原子力発電所とその周辺地域の視察と意見交換を行うツアーも企画している。

国内外の消費者等に対する情報発信としては、地元紙を含む全国の主要地方紙約50紙や海外紙等への新聞広告の掲載や、平易な言葉で廃炉やALPS処理水について解説したパンフレットや動画の充実、SNS等を活用した発信等、説明を尽くすための広報活動に取り組んでいる。

さらに、特に若い世代の方々に、ALPS処理水の安全性に関する科学的根拠に基づく正確な情報を届ける観点から、福島県内の学校を中心に出席授業を継続して実施してきたところ、県内の学校での授業数を増やしつつ、首都圏等県外の学校への取組も広げてきている。

国際社会に対しても、各国・地域、市場関係者への安全性に係る説明を継続しており、特に、懸念を有する国・地域に対しては、要望を踏まえ、個別の意見交換や、質問状への回答等、丁寧な情報提供や説明を実施している。また、令和3年9月のIAEA総会時に開催された福島第一原子力発電所をテーマとするサイドイベントにおいて、加盟各国に対してALPS処理水の安全性に関する情報発信を行っている。

福島第一原子力発電所事故を受けて諸外国・地域が講じた日本産食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向け、相手国・地域へのハイレベルからの働きかけを政府一体となって継続して実施している。令和3年9月に米国、令和4年6月に英国、7月にインドネシアが相次いで規制を撤廃する等、着実に進展しつつあり、規制措置を継続しているのは12の国・地域となっている。

【風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築】

令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算において、水産業、農林業・商工業、観光業等、風評影響を受け得る業種の事業者が安心して事業を継続・拡大できるよう、生産性向上や販路拡大に対する支援等を措置し、まずはこれを着実に実行している。

水産業においては、漁業を安心して持続できる施策を、生産・流通・加工・消費の各段階において実施し、支援採択や個別指導等の実績を積み重ねているところ。また、農林業や商工業、観光業においても、支援策の公募を順次実施し採択を決定しているほか、交流人口拡大に向けて、令和4年5月に「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」を策定し、それに基づき取組を順次進めている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)、よろず支援拠点においては、特別相談窓口を開設し、中小機構のアドバイザーを派遣する制度も設けている。また、公益社団法人福島相双復興推進機構(以下「相双機構」という。)においても、浜通り地域等における水産関係の仲買・加工業者を個別訪問し、要望をお伺いしながら具体的な支援を開始したところであり、販路拡大・新商品開発、人材確保等を実現した事業者も着実に増えてきている。

加えて、被災地産品の消費拡大に向けて、飲食店や小売店、百貨店でのフェア、食材ECサイト等を活用した情報発信・利用促進活動を実施している。東京電力においても、電気事業連合会やふくしま応援企業ネットワーク等の同社のネットワークを活用して消費拡大への取組を進めているほか、販売促進キャンペーンや社員食堂での食材利用等を実施している。また、省庁職員自身が、率先して積極的に地元産品を食し、その魅力をPRしていくための企画として、職員等に向けた食堂やキッチンカーでの販売等を実施している。

【風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット】

令和3年度補正予算において、万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合の緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等の支援を実施するための基金を造成しており、基金管理団体を決定する等、現在執行に向けた準備を進めている。また、同基金では、風評への懸念を払拭するため、ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成活動を併せて実施することとしており、既に一部事業については執行を開始する等、着実に取組を進めている。

賠償については、ALPS処理水の放出に先立って被害の実態に見合った必要十分な賠償を、迅速かつ適切に実施するための基準の策定に向けて、個別の事業者団体と議論を進めているところである。

【長期的な課題の解決に向けた対策】

トリチウムの分離技術については、東京電力が、第三者(ナインシグマ・ホールディングス株式会社)を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を実施している。直ちに実用化できる段階にはないものの、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術が13件選定された。選定された技術のうち参画可能な事業者との間では、技術及び実証データの精度・信頼性向上や具体的な条件を踏まえた実地適合性の検証等(フィージビリティスタディ)に移行し、実用化に向け、解決すべき課題の明確化を図る。

また、汚染水発生量は、東京電力において、地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な対策を講じることにより、令和3年度の実績では約130m³/日に低減している。更なる発生量の抑制を目指して、原子炉建屋の屋根補修や1-4号機建屋周辺のフェーシング、建屋水位の低下等の取組を進めている。

Ⅲ. 今後、重点的に進めるべき対策の方向性

東京電力のALPS処理水の海洋放出設備の設置等の計画については、原子力規制委員会による審査が行われ安全性に問題がないと確認されるとともに、地元自治体の了解もなされた。また、IAEAからの透明性高く客観的なレビューを受けることで、国際的な観点からも安全対策のより一層の充実を図っている。こうした取組の進展により、安全性に対する科学的根拠がより明確になってきている。これに伴い、地元の方々を始め、国内外の関心を持つ方々の安全性についての理解は徐々に進んできている。

一方で、特に被災地の住民や事業者からは、ALPS処理水の処分による新たな風評影響について、依然として懸念の声を頂いている。今後は、安全性が確実に担保されていることを確認していくとともに、理解醸成を始めとする風評対策のより一層の強化が求められている局面にある。

そのためには、まず、これまでの対策について、着実に実行するとともに実効性を高めていくことが重要である。また、これまで実施した取組の効果や、説明会や意見交換の場において頂いた様々な御意見をしっかりと受け止め、今後更に重点的に取り組むべき対策を整理した上で、政府一丸となって実行していく必要がある。

今後、重点的に進めるべき対策の方向性としては、以下の点が挙げられる。

- ① 何よりも安全性の担保を徹底することを目指す。原子力規制委員会による検査やIAEAによる徹底した確認により、安全性に対する科学的根拠を明確化し、透明性高く、国内外に対して情報発信する。
- ② 安全・安心の全国大での理解醸成を目指す。風評影響の抑制に当たっては、被災地の方々だけでなく、全国の消費者や製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階の事業者等に、安全性を理解いただくことが重要である。そのためには、従来の説明会・意見交換や情報発信を実施するだけでなく、理解醸成における取組の質・量ともに、更なる充実を図る必要がある。また、放出開始後においては、安全上問題ないことが一目で確認できることが、流通・小売事業者等から求められており、こうした取組を実現する必要がある。

- ③ 事業者が将来にわたり、安心して事業を継続・拡充できると確信を深めていただける状況を目指す。長期にわたるALPS処理水の放出開始後も事業を継続できるのかという懸念・不安を払拭するためには、各被災地の漁業の特徴を踏まえた対策や、次世代の方々が安心して漁業を引き継ぐことができるような対策を実施する必要がある。
- ④ 放出開始後も、開始前と変わらずに取引が継続される環境の整備を目指す。特に、被災地の漁業者の方々が放出開始後も事業を続けていくためには、地元産品の魅力を伝えつつ、それが継続的に消費される環境を作る必要がある。

具体的には、以下のような対策を重点的に実施していく。

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

【1】徹底した安全対策による安心の醸成

対策1:風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

対策2:モニタリングの強化・拡充

対策3:国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

これまでの説明会や意見交換の場では、IAEAによるレビューや、海域・水産物モニタリング、東京電力によるALPS処理水による魚類等の飼育について、それらの取組を通じて安全であることを確認し、その結果をより分かりやすく情報発信を行ってほしいとの指摘を主に頂いている。

これまでの対策1～3を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

海域モニタリングについては、政府及び東京電力は、改定した総合モニタリング計画に基づく測定を着実にを行い、放出前後の状況を比較できる形で、測定結果を広く公表する。加えて、過去や他海域の数値との比較を示す等、測定値の意味を分かりやすく伝える方法を工夫し、「安全・安心の見える化」を行っていく。

また、東京電力においては、実際に、ALPS処理水を海水で希釈した環境で海洋生物(ヒラメ、アワビ、海藻類)を飼育して、生体内のトリチウム濃度等を測定し、その測定結果とともに、生体内でトリチウムは濃縮されず、生育環境以上の濃度にならないこと等を分かりやすく公表していく。

こうした測定結果を分かりやすく伝える方法の検討と並行して、ALPS処理水の安全性を確かめる方法を広く知っていただけるよう、流通・小売事業者等を対象とするシンポジウムを今秋以降に開催する。

IAEAは、今後も国際専門家が繰り返し来日し、ALPS処理水の安全性と規制に関するレビューを継続する。年内にはALPS処理水の安全性に関するレビューの、年明けには規制に関するレビューのミッションがそれぞれ来日する。また、IAEA研究所及び第三国研究所がALPS処理水の分析及び海域モニタリングデータの裏付けを実施し、結果を公表する。放出前にはこれまでのレビュー全体を踏まえた、包括的な報告書をIAEAが公表する。

<具体的な取組例>

- 処分の開始前後を通じ、IAEA等の「外部の目でのチェック」の徹底【外務省・経済産業省・規制庁・環境省】
- モニタリングや海洋生物の飼育試験の結果等を分かりやすく情報発信する「安全・安心データの見える化」【環境省・農林水産省・規制庁・復興庁・経済産業省】

【2】安心感を広く行き渡らせるための対応

対策4:安心が共有されるための情報の普及・浸透

対策5:国際社会への戦略的な発信

対策6:安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

これまでの説明会や意見交換の場では、全国の消費者や製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する情報発信を更に充実させるべきとの指摘や、被災地の漁業者からは個々の関心に応じた説明会・意見交換を実施してほしいとの要望、事業者にとっての輸入規制の撤廃・緩和を進めることの重要性についての指摘を主に頂いている。

これまでの対策4～6を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

まず、ALPS処理水の処分や安全性について、様々な年齢層・属性の方に効果的にアプローチし、全国の消費者の理解醸成を加速すべく、日常生活で目に触れやすく、繰り返し視聴する可能性が高いメディア(全国地上波のテレビCM、WEB広告、全国紙の新聞広告等)を活用し、情報発信の一層の強化を図る。

また、今回の決定の背景や検討の経緯、政府の風評対策について、被災地の方々との直接の対話を充実するため、従来の説明会・意見交換に加えて、漁業者を始めとする地元の方々等との車座での意見交換等を実施する。

さらに、更なる効果的な情報発信等の風評対策を推進するため、新たに有識者から意見を伺う会合を設け、検討を行う。

国外における情報発信についても、海外の報道機関への情報提供を積極的に行い発信の機会をより多く確保する等、国際社会に対する被災地の魅力等も含めた発信を戦略的に推進していく。また、輸入規制を維持する国・地域に対して、撤廃に向けた働きかけを継続するとともに、ALPS処理水の海洋放出が規制の維持・強化の理由とされないよう、政府一体となって、ALPS処理水の安全性の説明を徹底して行う。

<具体的な取組例>

- 全国の消費者の認知度向上に向けた、日常生活で目に触れやすい情報発信【復興庁・経済産業省】
- 地元住民や漁業者等の方々との車座での意見交換等更なる対話の深化【農林水産省・復興庁・経済産業省】
- 農林水産物・食品の輸入規制撤廃に向けた更なる働きかけ、海外への情報発信【外務省・農林水産省・経済産業省・復興庁】

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

【3-1】風評に打ち勝つ、強い事業者体力の構築

対策7:安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

これまでの対策7を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

まず、風評影響を受け得る事業者が施策を活用できるよう、これまで頂いた意見や要望も踏まえながら、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算で措置された予算事業を適切に実施していく。施策説明会を開催して、これらの施策の詳細について周知を行うとともに、中小機構、JETRO、よろず支援拠点、相双機構等を通じて、個別事業者の要望を踏まえた施策活用の支援も実施していく。

被災地の漁業者からは、海洋放出が近づく中、その影響の長期化への懸念から、漁業継続への不安や後継者不足への懸念の声が上がっている。このため、生産・加工・流通・消費の各段階における対策の徹底により、福島県および近隣県で漁業を継続できる取組を実施していく必要がある。

具体的には、魚食の普及や水産加工品の消費拡大とともに、とりわけ、福島県や近隣県において、本年度対象拡大をしたがんばる漁業復興支援事業、種苗放流支援事業、福島県において本年度新設した担い手確保事業等での支援に取り組むことにより、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備を図る。

また、被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援についても、「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づく取組を追加し、着実に進めていく。

【3-2】全国の漁業者に対する事業継続のための支援

対策8:長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策

我が国の漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業生産量もこの30年間で半減している中、海洋放出およびそれが長期にわたり継続することが加わることで、全国の漁業者から、漁業の将来への不安が増し、漁業を繋いでいく意欲が挫かれるとの強い懸念が示されている。こうした懸念に寄り添い、全国の漁業者が将来にわたり、子々孫々まで安心して継続できるような漁業の実現に取り組むことが食料安全保障の観点からも重要である。

このため、万全な風評対策によるセーフティネットの仕組みに加えて、ALPS処理水による影響を乗り越え、生産コストが高騰する中にあっても、今日の漁業

者が将来にわたって安心して漁業が継続できるよう、政府は基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

<具体的な取組例>

- 風評影響を受け得る事業者に対する対策の着実な実施【農林水産省、復興庁、厚生労働省、観光庁、環境省、経済産業省】
- 福島県や近隣県において、将来にわたり、漁業を継続できる環境整備【農林水産省、経済産業省】
- 長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策【経済産業省】

【4】風評に伴う需要変動に対応するセーフティネット

対策9: 万一の需要減少に備えた機動的な対策²

対策10: なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償³

これまでの説明会や意見交換の場では、需要減少に備えた基金事業の活用等を通して、放出開始後も、変わらずに地元産品等の取引が継続される環境を整備する必要があるとの指摘や、事業者の安心のためには、万一風評が生じた場合に備えた具体的な賠償基準が必要との指摘を主に頂いている。

これまでの対策9～10を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

まず、万一の水産物の需要減少に備えた、企業の食堂等への提供等の水産物の販路拡大に向けた取組や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等の取組への支援が迅速に実施できるよう、必要な準備を速やかに進める。また、消費者に対する地元水産品の魅力・安全性の発信を含む理解醸成のための広報活動についても、被災地の自治体や事業者の要望も踏まえて事業を実施していく。

また、なおも生じる風評被害に備えた賠償については、引き続き、東京電力を指導するだけでなく、国が前面に立って、風評被害の推認に際して参照する統計データの選択や、損害額の算定における基準年の設定等について関係団体等との調整・意見交換を進め、きめ細かな情報発信に努めながら、年内を目途に、それぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表するよう、東京電力を指導する。

<具体的な取組例>

- 需要減少対策の迅速・着実な実施に向けた速やかな準備【経済産業省】
- 賠償基準の確立・公表【経済産業省】

² 当面の対策における対策8。

³ 当面の対策における対策9。

【5】長期的な課題の解決に向けた対策

対策11:風評を抑制する将来技術の継続的な追求⁴

これまでの対策11を実施する上で、今後は以下の事項にも重点を置きながら対策を進めていく。

トリチウム分離技術については、引き続き、東京電力による公募・評価を継続的に実施しつつ、選定された技術に関しては、各提案事業者に対して詳細にヒアリングを行った上で、実用化に向けた課題やその解決方法等について具体的な検討を加速するよう東京電力に求める。また、政府としても、技術動向の調査は継続的に実施していく。

汚染水発生量の更なる抑制については、中長期的な課題として、地下水の建屋流入量の低減に向けた抜本的な建屋止水の検討が必要である。そのため、まずは、東京電力に対して、本年度から開始する局所的な建屋止水対策について、施工試験を通じて、課題の明確化やその対策の検討を進め、計画全体についてスケジュール感をもって着実に進めることを求める。その上で、将来における抜本的な建屋止水の検討に向け、局所的な止水対策の現場適用を通じて得られる知見を活用していくことを求める。

<具体的な取組例>

- トリチウム分離技術の継続的な公募・評価、フィージビリティスタディ等実用化に向けた評価・検討の加速【経済産業省】
- 汚染水発生量の低減に向けた、局所的な止水対策の実施・検討【経済産業省】

IV. おわりに

今後の対策についての方向性を踏まえ、今般、行動計画を改定する。その上で、風評をめぐる状況は、時々刻々と変化するため、ALPS処理水の放出が数十年にわたり継続することを踏まえ、これに伴う風評影響を受けるおそれのある漁業者等については、安心して事業を続けていけるよう、ALPS処理水による風評影響が生じ得る限り、長期的な視点に立って対策を講じる。

引き続き、風評影響の把握やヒアリング等の実施を継続するとともに、必要な追加対策を機動的に講じていく。

4 当面の対策における対策10。

ALPS処理水の処分に関する 基本方針の着実な実行に向けた行動計画 (案)

令和4年8月

廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

- 東京電力に対して、基本方針の確実な遵守を大前提に、以下の取組を実施するよう求める。
 - (ア) ALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の実施
 - (イ) 風評影響を最大限抑制するためのトリチウムの排水濃度と放出量の管理
 - (ウ) 万一に備えた緊急停止設備の設置
 - (エ) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア)～(ウ) 処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】		
<p><u>令和3年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 東京電力が「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する安全確保のための設備の検討状況について」を公表。厳格な測定、放出管理、緊急停止等の考えを提示。発表内容について、地元自治体や漁業者を始め地元の方々との意見交換を実施。 <p><u>令和3年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 東京電力が「福島第一原子力発電所の廃炉事業に関する信頼回復に向けた取組について」を公表。 • 東京電力が原子力規制委員会に対して、実施計画変更認可申請。 <p><u>令和4年4月、5月、7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 審査会合等における原子力規制委員会からの指摘事項を踏まえ、一部補正を提出。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 実施計画の認可。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 東京電力が安全対策を徹底し工事を実施するよう引き続き指導。 • 設備完工後、使用前検査。 <p><u>放出開始後</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 実施計画の確実な遵守。 <ul style="list-style-type: none"> - 東京電力及び第三者機関が、希釈前のトリチウム、トリチウム以外の放射性物質の濃度をタンク群ごとに測定 - トリチウム濃度が1500Bq/L未満となるよう確実に希釈を実施 - 当面の間、海水とALPS処理水が混合・希釈していることを立坑を活用して直接確認 - 地元自治体等の協力の下、測定時のサンプル採取の適切性等について確認 - 年度毎に、次年度以降の放出計画を見直し、年間に放出するトリチウム量を可能な限り低減 - 設備の保守管理の着実な実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 実施計画の確実な遵守。 • 原子力規制委員会による確認・監視。 • IAEAによる繰り返しのレビュー。

対策 1 : 風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) ~ (ウ) 処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】(続き)		
<p><u>令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力は設備の本格工事を開始。東京電力が安全対策を徹底し工事を実施するよう指導。	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が安全対策を徹底し工事を実施するよう引き続き指導。設備完工後、使用前検査。 <p><u>放出開始後</u></p> <ul style="list-style-type: none">実施計画の確実な遵守。<ul style="list-style-type: none">東京電力及び第三者機関が、希釈前のトリチウム、トリチウム以外の放射性物質の濃度をタンク群ごとに測定トリチウム濃度が1500Bq/L未満となるよう確実に希釈を実施当面の間、海水とALPS処理水が混合・希釈していることを立坑を活用して直接確認地元自治体等の協力の下、測定時のサンプル採取の適切性等について確認年度毎に、次年度以降の放出計画を見直し、年間に放出するトリチウム量を可能な限り低減設備の保守管理の着実な実施	<ul style="list-style-type: none">実施計画の確実な遵守。原子力規制委員会による確認・監視。IAEAによる繰り返しのレビュー。

対策 1 : 風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

①基本方針を遵守した具体的な処分計画の策定【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後 1 年間の取組	中長期的な取組の方向性
(工) ALPS処理水の処分業務に特化した組織の設置【経済産業省】		
<u>令和3年7月</u> <ul style="list-style-type: none">東京電力が設備設計及び計画策定をすることを主な目的とする「ALPS処理水プログラム部」を設置。	<u>放出開始前</u> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水放出時の運用体制等に係る実施計画の変更認可申請を実施。	<ul style="list-style-type: none">適切な処分の実施において安全確保に万全を期すための体制を維持。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

- 東京電力に対して、人及び周辺環境への影響について、詳細化や精度向上のための取組を行い、その結果を透明性高く発信し、既に公表している海洋での拡散シミュレーションについても、更なる精度向上を図るべく、専門家を含めた検討を継続するよう求める。
- 風評影響を抑制する観点から、第三者によるチェックの下で、海水で希釈したALPS処理水の環境で、実際に魚類等を飼育し、その生育状況を公表する等、分かりやすい情報発信を行う。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 人及び周辺環境への影響確認・海洋での拡散シミュレーション【経済産業省】</p> <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」（以下、報告書）を公表。報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。 <p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が、人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすいパンフレット（日・英・中・韓）を作成し、説明・周知。 <p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が、IAEAによるレビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ、報告書の記載内容の詳細化・精緻化を行い、改訂版を公表。 <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">改訂内容をパンフレットに反映。	<p><u>令和4年冬から令和5年春頃まで</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力は、必要に応じて、測定・評価対象核種の見直し等の海洋放出に関する設計・運用の検討の進捗、IAEAによるレビュー、各方面からの意見等を通じて得られる知見の拡充等により、報告書の内容を修正・補強。 <p><u>放出開始後</u></p> <ul style="list-style-type: none">随時、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、必要に応じて報告書の評価を見直し、影響が生じていないこと等を確認。	<ul style="list-style-type: none">随時、最新の状況・放出実績等のデータを元にした検証を重ね、必要に応じて報告書の内容を見直し、影響が生じていないこと等を確認。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

②人及び周辺環境に与える影響の確認【経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 魚類等の飼育【経済産業省】</p> <p><u>令和3年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が「ALPS処理水による魚類等の飼育試験の取組の概要」を公表。 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">飼育ノウハウの習得や設備設計の確認等のために、発電所周辺の海水を使って、まずはヒラメの飼育を開始。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">発電所周辺の海水を使ったアワビの飼育を開始。 <p><u>令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">発電所周辺の海水を使ったアオサの飼育を開始。	<p><u>令和4年9月頃</u></p> <ul style="list-style-type: none">海水で希釈したALPS処理水による飼育を開始、海水の環境下での生育状況と比較。<ul style="list-style-type: none">飼育対象はヒラメ・アワビ・海藻類日々の飼育試験の状況を東京電力WEBサイト・Twitterで公開飼育試験の状況を一般の方々に見ていただけるよう、視察機会の確保やライブカメラでの配信を実施生体内のトリチウム濃度等を分析・評価 <p><u>放出開始後</u></p> <ul style="list-style-type: none">実際に環境中へ放出された水による飼育の実施・評価。通常海水で飼育した場合との比較を行い、生体内のトリチウム濃度等を分かりやすく丁寧に公表。	<ul style="list-style-type: none">実際に環境中へ放出された水による飼育の実施・評価。通常海水で飼育した場合との比較を行い、生体内のトリチウム濃度等を分かりやすく丁寧に公表。

対策1：風評を最大限抑制するための処分方法の徹底

③原子炉等規制法に基づく審査【原子力規制庁】

- 東京電力からの実施計画変更認可の申請を受け、公開の審査会合において原子炉等規制法に基づいた審査を行う。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和3年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">原子力規制委員会でALPS処理水の取扱いに関する政府方針を踏まえた対応について了承。 <p><u>令和3年12月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が原子力規制委員会に海洋放出設備の設置等に係る実施計画変更認可を申請。原子力規制委員会は、13回にわたる公開の審査会合を開催し、審査を実施。 <p><u>令和4年5月、6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">審査結果を取りまとめた審査書案を公表し、パブリックコメントを実施。（5月19日～6月17日） <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">パブリックコメントを踏まえた審査書を決定し、実施計画を認可。	<p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">原子炉等規制法に基づく審査及び検査の実施。<ul style="list-style-type: none">令和4年秋以降に申請される海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る実施計画変更認可について、随時審査を実施認可した実施計画に基づく設備設置状況等について、随時検査を実施審査結果について透明性のある説明・情報発信	<ul style="list-style-type: none">実施計画が確実に遵守されているかを確認・監視。<ul style="list-style-type: none">実施計画検査による保安体制、設備の設置状況、ALPS処理水の濃度測定方法等の確認・監視等

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、原子力規制庁、経済産業省】

- 今後、令和3年6月に新たに設置した「ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議」から、モニタリングを行う測点、頻度等についての助言を得る。
- IAEAによる分析機関間比較の取組や地元関係者の立会いの機会の確保等により、客観性、透明性及び信頼性を最大限高め、モニタリングの強化・拡充を図る。

これまでの取組

令和3年4月以降

- 客観性・透明性・信頼性を最大限高めたモニタリングとすべく、専門家による確認・助言を得つつ、モニタリングを行う測点、頻度等について検討。（これまでにモニタリング調整会議を2回、海域環境の監視測定タスクフォースを3回、専門家会議を4回開催）

令和4年3月

- 専門家からの助言を踏まえ、総合モニタリング計画を改定。

令和4年4月

- 海洋放出前の海域モニタリングを開始。

今後1年間の取組

令和4年9月～

- 改定された総合モニタリング計画に基づき、放出前の海域モニタリングを引き続き実施。放出開始後は放出前との比較を含め、結果について広く情報発信を実施。
- 各省の分析結果を分かりやすく確認できるサイトの立ち上げ。

令和4年秋頃

- 流通・小売の事業者等に広くモニタリングの取組・データを正確に知っていただくためのシンポジウムを開催。

中長期的な取組の方向性

- 総合モニタリング計画に基づき、海域モニタリングを実施し、放出前の結果と比較。結果について広く分かりやすく情報発信を実施。

対策2：モニタリングの強化・拡充

① 海域環境モニタリングの強化・拡充【環境省、原子力規制庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較（ILC）を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。 <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較の報告書が公表。参加した日本の分析機関（JAEA等の10機関）については、引き続き、試料採取方法は適切であり、かつ、高い正確性と能力を有していると評価。	<p><u>令和4年秋頃</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。	<ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。

対策2：モニタリングの強化・拡充

②水産物のモニタリングの拡充【農林水産省】

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウムのモニタリング検査への支援を継続。
- 地元関係者の要望も踏まえつつ、新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。

これまでの取組

～令和4年8月

- 水産物の安全性を確保するため、水産物中の放射性セシウム検査を継続的に実施。
 - 平成23年3月開始
 - 水産物中の放射性セシウムモニタリング検体数：178,225（令和4年6月末時点）
- 消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、検査結果の正確な情報を提供。
 - 平成25年6月開始
 - 「水産物中の放射性物質」について消費者、加工業者等への説明会：計182回（令和4年7月末現在）

令和4年4月～

- 新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を実施。
 - 現在、サンプルの収集と分析を並行して実施

今後1年間の取組

令和4年9月～

- 原発事故の影響を受けている地方自治体や地元関係者が行う水産物の放射性セシウム検査への支援を継続的に実施。
- トリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を継続的に実施。

放出開始後

- ALPS処理水の海洋放出開始後も水産物モニタリングを実施し、放出前の結果と比較。

中長期的な取組の方向性

- ALPS処理水の海洋放出開始後の水産物モニタリングを継続的に実施。放出前の結果と比較。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

- IAEAは、ALPS処理水の取扱いに係る安全性等について、IAEA安全基準に基づくレビューや、海域モニタリングでの試料採取の手法や分析機関の分析能力の確認を行うとともに、これらの結果については、その進捗に応じて適時に公表する。
- OECD、NEA等の専門的知見を有する国際機関においても、専門家によるワークショップ等を通じて、国際社会に積極的な発信を行い、信頼性及び透明性の向上を図る。

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

令和3年4月

- 梶山経済産業大臣（当時）とグロッシ事務局長がテレビ会議。IAEAが協力の準備を加速化させることに合意。

令和3年7月

- ALPS処理水の取扱いに係るIAEAとの協力枠組みに関する付託事項（TOR）に署名。

令和3年8月

- 梶山経済産業大臣（当時）とグロッシ事務局長が会談、ALPS処理水の安全性に関するIAEAレビューミッションの派遣、厳正で透明性のあるレビューの実施に合意。

令和3年9月

- エブラール事務次長が来日し、今後の協力等に関する意見交換、福島視察を実施。

令和4年後半

- 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。

令和4年度内

- IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。

令和4年9月

- IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。

令和5年初め

- IAEAによる第2回規制レビューの実施。
 - IAEA及び海外の専門家が来日
 - 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明

令和5年春頃

- IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。

- ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的の実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

▶ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）

令和3年11月

- カルーソ部長及び国際専門家（フランス、ロシア及び韓国）が来日し、ALPS処理水の安全性に関するレビューミッションの準備会合を開催。今後のレビューにおいて参照される安全基準等について技術的な議論を実施。
- IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ）

令和3年12月

- 萩生田経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長がテレビ会談。令和4年中に中間報告書を取りまとめることを確認。

令和4年後半

- 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。

令和4年度内

- IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。

令和4年9月

- IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。

令和5年初め

- IAEAによる第2回規制レビューの実施。
 - IAEA及び海外の専門家が来日
 - 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明

令和5年春頃

- IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。

- ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）</p>		
<p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回IAEA処理水安全性評価の実施。（レビューミッションの来日） <ul style="list-style-type: none"> ①放出される水の性状、②放出プロセスの安全性、③人と環境の保護に関する放射線影響についてIAEAの安全基準に照らした評価を実施 IAEA処理水特設ウェブサイトを開設。日本語含む7か国で情報発信。 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAによる第1回規制レビューの実施。 <ul style="list-style-type: none"> IAEA及び海外の専門家が来日 原子力規制委員会における実施計画変更認可申請に係る審査・確認のプロセス及び内容について、IAEA安全基準等に照らしたレビューの実施 <p><u>令和4年2月、3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 東京電力が測定・確認用設備からALPS処理水のサンプルを採取する場に、IAEA関係者が立ち会い。 	<p><u>令和4年後半</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。 <p><u>令和4年度内</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。 <p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。 <p><u>令和5年初め</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAによる第2回規制レビューの実施。 <ul style="list-style-type: none"> IAEA及び海外の専門家が来日 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <p><u>令和5年春頃</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）</p>		
<p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAが、処理水の安全性に関する進捗報告書を公表。 <ul style="list-style-type: none"> ①放出関連設備の安全性については、設備の設計と運用手順の中での確に予防措置が講じられている、②東京電力が作成した放射線影響評価は、規制当局が定める水準より大幅に小さいと示していることを留意する等と記載 <p><u>令和4年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAグロッシー事務局長が来日。 <ul style="list-style-type: none"> 萩生田経済産業大臣（当時）とグロッシー事務局長が会談を行い、ALPS処理水の安全性に関するレビューを含め、緊密に連携していくことを確認 グロッシー事務局長が1F視察 	<p><u>令和4年後半</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。 <p><u>令和4年度内</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。 <p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。 <p><u>令和5年初め</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAによる第2回規制レビューの実施。 <ul style="list-style-type: none"> IAEA及び海外の専門家が来日 原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <p><u>令和5年春頃</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）		
<p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAが、規制レビューに関する進捗報告書を公表。<ul style="list-style-type: none">IAEAタスクフォースは、原子力規制委員会による審査・確認プロセスにおいて、IAEAの安全基準が用いられているとの認識を表明タスクフォースは、原子力規制委員会が日本国内の独立した規制機関として機能し、適切に法的な安全規制の枠組みを策定及び実施し、ALPS処理水の海洋放出の安全性を確認する責任を有していることを確認	<p><u>令和4年後半</u></p> <ul style="list-style-type: none">第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。 <p><u>令和4年度内</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEA・第三国研究所によるALPS処理水の分析。 <p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。 <p><u>令和5年初め</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる第2回規制レビューの実施。<ul style="list-style-type: none">IAEA及び海外の専門家が来日原子力規制委員会から海洋放出設備の運用体制の整備及び放射線影響評価報告書の改訂版等に係る確認状況や、海洋放出設備に係る検査状況等を説明 <p><u>令和5年春頃</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。	<ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の放出開始後も長期間にわたり、ALPS処理水の安全性について、国際的な安全基準に照らした専門的な評価（レビュー）を定期的実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ IAEAとの連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】（続き）		
<p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較（ILC）を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】 <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較の報告書が公表。参加した日本の分析機関（JAEA等の10機関）については、引き続き、試料採取方法は適切であり、かつ、高い正確性と能力を有していると評価。【再掲】	<p><u>令和4年秋頃</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を実施。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】	<ul style="list-style-type: none">IAEAによる分析機関間比較を継続。試料採取の手法、分析機関のモニタリング手法や分析機関の分析能力の確認。【再掲】

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

① 国際機関との緊密な連携【外務省、経済産業省、原子力規制庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ OECD/NEA等の国際機関との連携【外務省、経済産業省】		
<p><u>令和3年4月、6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省とマグウッドOECD/NEA事務局長による電話会談。OECD/NEAが刊行した「福島第一原発事故から10年：進展と教訓」や、今後の協力可能性等について議論を実施。 <p><u>令和3年10月、令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">NDF福島第一廃炉国際フォーラムにおいて、海外有識者の参加を得て、学生を含めた地元の方々と廃炉と地域の未来をテーマに議論を実施。令和3年はマグウッドOECD/NEA事務局長も参加。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">OECD/NEAとNDFが共催する国際メンタリングワークショップJoshikai in Fukushimaにて、福島第一原発の廃炉等について講演。	<p><u>令和4年内</u></p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の安全性に関する国際社会への情報発信の在り方等について、マグウッドOECD/NEA事務局長及び専門家との議論を通じて、今後の新たな協力内容（セミナー等）について検討を実施。	<ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の処分の実施状況に応じて、OECD/NEAの専門家等との政策的な議論を実施し、今後の新たな協力内容について検討を実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

②地元自治体・農林漁業者等の関与【農林水産省、経済産業省、環境省】

- 放出前のALPS処理水の分析において、JAEA等の第三者による測定・評価を行い、公開する。
- 東京電力が実施する海域環境モニタリングにおける試料採取や検査の立会い等において、地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加を得るべく、処分計画の具体化と併せた検討を行うよう、東京電力に求める。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 放出前の分析におけるJAEA等の第三者による測定・評価【経済産業省】		
<p><u>令和3年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • JAEAがALPS処理水の第三者分析を実施すべく、必要な機材の確保等の準備を進める方針を公表。 <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 分析施設の竣工。その後、施設の運用開始。 	<p><u>令和4年度内</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • ALPS処理水の第三者分析の本格的な開始。 	<ul style="list-style-type: none"> • 海洋放出後も、JAEAが放出前の第三者分析を実施し、その結果を公表することで、ALPS処理水の安全性及び透明性を確保。
➤ 東電が実施する海域環境モニタリングにおける地元自治体や農林漁業者、消費者等の参加【農林水産省、経済産業省、環境省】		
<p><u>令和3年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 東京電力が公表した「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する検討状況」の中で、測定時のサンプル採取時に、地元自治体・農林水産事業者等の視察の受入れを実施する旨を公表。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 地元自治体・農林水産事業者等による分析・評価用サンプル採取時の立会い等の関与方法の具体化を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> • 海洋放出後も、作業の信頼性を担保するために、第三者の関与を継続し、立会いを行う機会や回数等について継続的に見直しを実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】

- 放出前の放射性物質の客観性及び透明性の高い測定の結果、希釈設備の稼働状況、放出後における東京電力が実施する各地域での海域環境モニタリングの結果等の情報を丁寧に公開するよう東京電力に求める。
- 政府においても、ホームページによる公表や、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議における報道機関への説明等の情報の公開に加え、国内外の関心の高さを踏まえ、ALPS処理水についての情報を一元的に公開する等、国内外に向けて正確で分かりやすい情報提供を行う。

これまでの取組

～令和4年8月

- ・ 廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議において取りまとめた、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた取組に関する進捗状況等の記者ブリーフィング・地元自治体への説明を実施。
 - ＜記者ブリーフィング＞
 - 場所：東京及び福島
 - 日時：原則月末木曜日（月1回）
 - ＜地元自治体への説明＞
 - 場所：浜通り13市町村
 - 日時：不定（月1回）
- ・ 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」に開設されたALPS処理水に特化したページにて、関連する情報を一元的に公開。

今後1年間の取組

令和4年9月～

- ・ 引き続き、記者ブリーフィング・地元自治体への説明等を通して、報道機関・周辺市町村に向けた継続的な情報提供を実施。
- ・ 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水ポータルサイト」について、更新作業（1～2週間に1回程度）を継続し、最新の情報を提供。

中長期的な取組の方向性

- ・ これまでの取組状況も踏まえ、国内外に向けて分かりやすく情報提供を行うべく、情報の一元化や情報の受け手に応じた発信の在り方を検討・実施。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和3年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力は、安全確保のための設備や運用について公表。その中でALPS処理水に含まれる放射性物質の客観性の高い測定・確認、海域モニタリングの強化・拡充と情報公開について検討状況を公表。 <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が、「ALPS処理水の海洋放出に係る放射線影響評価報告書（設計段階）」（以下、報告書）を公表。【再掲】報告書の中で、沿岸から約1kmを放出地点とする新たな海洋拡散シミュレーションを公表。【再掲】 <p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が、人及び環境への放射線影響評価並びに海洋拡散シミュレーションの結果について、分かりやすいパンフレット（日・英・中・韓）を作成し、説明・周知。【再掲】	<p><u>令和4年後半</u></p> <ul style="list-style-type: none">第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。【再掲】 <p><u>令和5年春頃</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。【再掲】 <p><u>放出開始後</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。	<ul style="list-style-type: none">引き続き、東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。

対策3：国際機関等の第三者による監視及び透明性の確保

③徹底した情報公開と高頻度の情報提供【復興庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力が、IAEAによるレビューや原子力規制委員会による確認、外部からの意見も踏まえ、報告書の記載内容の詳細化・精緻化を行い、改訂版を公表。【再掲】3月に改訂したモニタリング計画に基づき、海洋放出前の海域モニタリングを開始。IAEAが、処理水の安全性に関する進捗報告書を公表。【再掲】<ul style="list-style-type: none">①放出関連設備の安全性については、設備の設計と運用手順の中での的確に予防措置が講じられている、②東京電力が作成した放射線影響評価は、規制当局が定める水準より大幅に小さいと示していることを留意する等と記載 <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">改訂内容をパンフレットに反映。【再掲】	<p><u>令和4年後半</u></p> <ul style="list-style-type: none">第2回IAEA処理水安全性レビューの実施。【再掲】 <p><u>令和5年春頃</u></p> <ul style="list-style-type: none">IAEAレビューに関する包括的な報告書を公表。【再掲】 <p><u>放出開始後</u></p> <ul style="list-style-type: none">東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。	<ul style="list-style-type: none">引き続き、東京電力は、ALPS処理水放出開始後も海域モニタリングを継続し、放出前との比較も行いながら、分かりやすい情報公開を随時実施。放出設備の稼働状況、放出を行うタンク群の分析結果等も随時発信。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

①農林漁業者への説明の徹底【農林水産省、経済産業省】

- 農林漁業者等の生産者に対する説明会や意見交換を重ね、今回の決定の背景や検討の経緯等への理解を深めていただくとともに、懸念を払拭するための対策の提示や処分計画の進捗、状況変化の確認や風評対策への協力依頼も含め、説明を尽くす対応を継続。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none">農林漁業者等の生産者の皆様に対して、以下の内容について、内閣府、経済産業省、農林水産省等による説明会・意見交換を実施。 (約170回)<ul style="list-style-type: none">➤ ALPS処理水の安全性➤ 基本方針決定の背景・検討経緯➤ 行動計画の内容➤ 具体的な支援策意見交換の内容を踏まえ、追加・見直しが必要な支援策について検討。	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none">農林漁業者等の生産者の皆様に対して、説明を尽くす対応を継続。従来の説明会・意見交換に加えて、漁業者をはじめとする地元の方々等との車座での意見交換等を実施。必要な支援策を実行に移すとともに、引き続き対策の実施状況を継続的に確認。意見交換の内容を踏まえ、追加・見直しが必要な支援策について検討。	<ul style="list-style-type: none">放出開始後も、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明を実施。必要な対策については、状況に応じて追加・見直しを実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 正確な情報に基づき適切な取引が行われるよう、加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、ALPS処理水の安全性に係る説明や理解醸成活動に関する情報提供を徹底。
- 各団体に対して、視察ツアーの組成や、機関誌への掲載、Q & Aの配布等の協力を求める。
- 農産物等流通実態調査等を基に、サプライチェーンにおいて、公正な取引が徹底されるよう、適切な指導・助言を行い、必要に応じてヒアリング等を通じた取引実態の把握等を実施。

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【経済産業省、農林水産省、復興庁】

～令和4年8月

- 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対して、以下の内容について、経済産業省による説明会・意見交換を実施（約70回）。
 - ALPS処理水の安全性
 - 基本方針決定の背景・検討経緯
 - 行動計画の内容
 - 具体的な支援策

令和3年12月～

- 流通業・小売業等の業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。

令和4年4月、5月

- 流通業・小売業等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発送。（約1360団体）

令和4年9月～

- 引き続き、加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、繰り返し説明会を開催。
- 海洋放出後も、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。
- 業界紙を活用して流通事業者等に対してALPS処理水の安全性等に関する情報発信を実施。
- 流通・小売の事業者や消費者団体等に対して視察機会を提供。（直近は9月に2回予定）

令和4年秋頃

- 特に水産物を扱う流通・小売の事業者等に対して、ALPS処理水の海洋放出による水産物への影響等について解説する説明資料を作成・配布。

- 加工・流通・小売の各段階の事業者に対して、放出後も、処分の実施状況やモニタリング結果、風評対策等について、適時に説明や情報提供を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 加工・流通・小売の各段階の事業者等に対する説明や情報提供【経済産業省、農林水産省、復興庁】（続き）</p>		
<p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県産農産物等流通実態調査結果について関係団体等に対して説明を実施。（令和2年度結果説明約20回、令和3年度結果説明約20回） <p>令和4年4月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度福島県産農産物等流通実態調査結果も踏まえ、令和4年度調査を実施。 	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度福島県産農産物等流通実態調査結果も踏まえ、引き続き令和4年度調査を実施するとともに、結果の公表や説明を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度における福島県産農産物等流通実態調査結果を踏まえ、引き続き調査を実施するとともに、結果の公表や説明を継続。
<p>➤ 各団体との協力【経済産業省】</p>		
<p>令和3年6月以降</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界内機関紙等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。 <ul style="list-style-type: none"> 例：日本経済団体連合会 <p>令和3年12月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体を対象に含むメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。 <p>令和4年4月、5月</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体に対し、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体） 	<p>令和4年秋頃</p> <ul style="list-style-type: none"> 業界団体に対し、ALPS処理水の海洋放出による水産物への影響等について解説する説明資料を作成・配布するとともに、会員企業等に対する周知を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 各団体との連携を継続。業界のニーズに合わせて、適時に必要な情報提供等を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

②製品の流通過程である加工・流通・小売の各段階への徹底した説明【復興庁、農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 公正な取引の徹底【復興庁、農林水産省、経済産業省】		
<p><u>令和3年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査を実施。（令和3年度実績約20件）<ul style="list-style-type: none">買い叩きが行われていないか等の実態把握 <p><u>令和4年1月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省による事業者ヒアリングの実施。（15件）<ul style="list-style-type: none">適切な取引が実施されているか等の実態把握	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省は、これまでに実施した事業者ヒアリングの結果等も踏まえ、適切な取引の実現に向け、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等の取組を継続的に実施。 <p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査を継続。	<ul style="list-style-type: none">経済産業省は、放出後も適切な取引が継続しているかを確認するため、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等の取組を実施。引き続き、福島県産農産物等流通実態調査において流通段階ごとの価格形成の追跡調査等を継続。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】

- ▶ 大消費地において、安全性についての科学的根拠の提示と福島県や近隣県産品等の魅力を発信すべく、重点的な広報活動を実施。まずは、東京、名古屋、大阪において、シンポジウムを開催。
- ▶ 大消費地への重点対応と並行して、福島県や近隣県での説明や消費拡大の取組をこれまで以上に強化。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省が、関東や近畿等の大都市圏において地方自治体や流通業者・小売業者・関連団体等に対する説明を実施。 <p><u>令和3年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省・復興庁において、シンポジウム@東京を開催。 <ul style="list-style-type: none"> - 視聴者数：のべ738名 - 被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）に向けて具体的にどういう取組ができるか、を主なテーマに議論 - 福島県職員・JAの方にも御登壇いただき、産品のPRを実施 - シンポジウム終了後は、登壇者・県関係者・来場者による交流会を実施し、県産品の消費拡大に向けたきっかけづくりを実施 農林水産省において、東北の水産物を TOKYO SAKE FESTIVAL 2021（秋葉原）にて、ブース出展。（6社） 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。 <p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省において、被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）をテーマとするイベント等を順次開催。 農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 復興庁において、福島県内自治体等と連携し、名古屋において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の流通業・小売業等の業界団体や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

③大消費地への重点対応【復興庁、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">復興庁において、福島県内自治体等と連携し、大阪において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。 <p><u>令和4年4月、5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">流通業・小売業等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を发出。（約1360団体）【再掲】 <p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省において、シーフードショー大阪における常磐・三陸地方の事業者の出展をサポートするとともに、事業者の方々を招いたトークショーや、福島産のお魚を使ったお寿司の試食会等を実施。 <p><u>令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省において、東京で開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショーにおける常磐・三陸地方の事業者の出展をサポートするとともに、常磐・三陸地方の水産物を使ったお寿司の試食会やシェフによるライブクッキングを実施。	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">全国の流通業・小売業等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。 <p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省において、被災地産品の魅力発信と、風評影響の払拭（ALPS処理水によるものを含む）をテーマとするイベント等を順次開催。農林水産省において、東北の水産物の魅力を情報発信するために大消費地でのイベント等へのブース出展を拡大。 <p><u>令和4年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">復興庁において、福島県内自治体等と連携し、名古屋において風評払拭及び福島の食・観光の魅力を伝えるための情報発信イベントを開催。	<ul style="list-style-type: none">全国の流通業・小売業等の業界団体や消費者に対して、安心の普及・浸透を目指し、説明会やイベント等を通じて情報発信を繰り返し実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

- 多様な媒体を活用し、ターゲットに応じた内容の工夫を行う等、正確で分かりやすい情報発信を積極的に展開。
- インフルエンサー等を通じて、消費者に届く情報発信、消費者が得たい情報にたどり着きやすくするための環境整備、消費者の安心につながる取組を拡充。
- 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果について、ホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続。
- 経済産業省・東京電力が開催する地域住民のための視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供。

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】

～令和4年8月

- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。
 - 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施

(例)

経済産業省	「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 頻繁に問われる質問に対する回答集を公開 ➤ ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝える短編動画を掲載。ALPS処理水の動画は、プッシュ型広告により46万回再生 ➤ IAEAレビュー報告書の内容をまとめた記事や、報告書の日本語訳等を公開 ➤ 経済産業省によるさまざまな広報の取組を紹介するページを開設
-------	---

令和4年9月～

- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。
 - 経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を強化
 - 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討
 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信
 - 全国の方を対象に、福島第一原発のオンラインツアーと意見交換の機会を提供

- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。
 - 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施
 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）

• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。（続き）

復興庁	<p>「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ FAQとして処理水に関するQ&Aを追加 ➤ 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載 ➤ 復興庁ホームページにALPS処理水の解説動画を掲載。プッシュ型広告により150万回再生 ➤ 全国の方を対象に福島第一原発のオンラインツアーを実施。計1,200人が視聴。アーカイブ動画は視聴回数約6,000回
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 三陸・常磐の水産物の魅力等を紹介するサイト「UO・ON」にて東北の水産物の魅力を情報発信 ➤ 東北エリアの水産加工情報を集約した「UMIUMA」での情報発信 ➤ 訪日外国人向けの情報サイト「MATCHA、JAPANKURU」で東北の水産物の情報発信

• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。

- 経済産業省公式Twitterの投稿頻度を拡大するとともに、関係機関との連携を強化
- 解説動画の広告展開を継続し、全国の消費者や学生、流通・小売等のサプライチェーンの担い手となる方々に見ていただけるよう、配信方法について柔軟に検討
- 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信
- 全国の方を対象に、福島第一原発のオンラインツアーと意見交換の機会を提供

• SNSやWEBサイトを用いた情報発信。

- 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施
- 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信

- Yahoo!のトップページに定期的にバナーを設置し、ALPS処理水の情報に触れる機会を拡大
- 国連機関（UNSCEAR）が発表した放射線による健康影響に関する情報を有識者が分かりやすく解説する動画を制作し、プッシュ型広告で配信

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性				
<p>➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）</p>						
<ul style="list-style-type: none"> • パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - ALPS処理水について解説したコンテンツを作成し、ホームページ等に公開するほか、説明先や地元イベント等において広く配布 - 廃炉やALPS処理水について解説したパンフレットを、都内の図書館約380館に配布 - 学生に対する情報発信を強化するため、より易しい言葉で廃炉やALPS処理水について解説した学生向け冊子を作成・配布 - 全国科学館連携協議会の全加盟館に対して、廃炉やALPS処理水について解説したパンフレットや学生向け冊子等を案内。希望があった科学館に紙媒体を送付し、館内での配布・設置を依頼 - 関係省庁が例年作成しているパンフレット等に、ALPS処理水やトリチウムに関する記載を新たに追記 	<ul style="list-style-type: none"> • パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 関係省庁が例年作成しているパンフレット等の、ALPS処理水に関する記載を更新 - 関係者の御意見を伺いつつ、必要とされる情報を盛り込んだコンテンツを作成するとともに、配布先を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> • パンフレット・リーフレットを用いた情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 既存のコンテンツの改訂を行うとともに、それらが幅広い地域・世代の方の手にわたるよう、配布先の拡大や、発信方法の工夫を実施 				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">環境省</td> <td style="padding: 5px;">『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">消費者庁</td> <td style="padding: 5px;">『食品と放射能Q&A』</td> </tr> </table>	環境省	『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』	消費者庁	『食品と放射能Q&A』		
環境省	『放射線による環境影響等に関する統一的な基礎資料』					
消費者庁	『食品と放射能Q&A』					

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 各地方の主要地元紙等にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載 • 地元イベント等に参加しての情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 地元で開催されるイベント・お祭りに説明ブースを出展し、訪れた一般の方々と双方向のコミュニケーションを実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和3年9月 JCカップU-11少年少女サッカー全国大会@広野町</p> <p>令和3年10月 ろぼいち@南相馬市 全日本サーフィン選手権大会@南相馬市</p> <p>令和3年11月 標葉祭り@浪江町</p> <p>令和4年4月 富岡桜まつり@富岡町</p> <p>令和4年6月 あぜりあ市@葛尾村</p> <p>令和4年7月 全日本級別サーフィン選手権大会@南相馬市</p> <p>令和4年8月 ならば百年祭@檜葉町等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 引き続き、各地方の主要紙等にALPS処理水に関する情報や、情報発信に向けた取組実績を記載した記事を定期的に掲載 - 全国の人々が日常生活の中でALPS処理水の処分やその安全性に関する情報に触れることができるよう、全国地上波のテレビCM、WEB広告、全国紙の新聞広告を活用して情報発信を強化 - 農林水産省は、全国に波及効果のあるメディア（テレビCM、雑誌、Web広告等）を活用し、被災地水産物の美味しさや魅力等のPRを強化 • 地元イベント等に参加しての情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 地元で開催されるイベント・お祭りへの説明ブース出展を継続 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>令和4年9月 標葉祭り@大熊町</p> <p>JCカップU-11少年少女サッカー全国大会@広野町</p> <p>ふたばワールド2022@双葉町等</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> • 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 地元をはじめとした国民の関心事項を継続して確認しつつ、必要に応じて、メディアと連携したプッシュ型の情報発信を実施 • 地元イベント等に参加しての情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 地元をはじめとした住民の方々と直にコミュニケーションをとる機会を捉え、積極的に対話を実施

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 正確で分かりやすい情報発信【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省、環境省】（続き）</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • その他の情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 福島県内の市町村役場職員向けの説明会の開催 - 廃炉国際フォーラムの開催、共創ワークショップ&座談会の実施 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を実施（39回） - 消費者に対し「食品と放射能」についての情報発信を実施 <ul style="list-style-type: none"> 一般向け意見交換会（参加者1,409名）、協力を得られた3大学の学生との意見交換会（544名）及び親子向けイベント（1,080名、UU数11,300）等（いずれもオンライン配信含む） - 日本サーフィン連盟と連携し、福島県内で開催された全国大会にブースを設置し、全国のサーファーにコンテンツを配布する等、マリンスポーツに関わる団体と連携した情報発信を実施（令和3年7月以降） - 福島県において「常磐もの」の魅力と安全性の発信や釣りによる誘客を目的とした釣り大会及びイベントを開催し、テレビ番組や専門誌等を通じて発信 - インフルエンサーによる福島第一原発とその周辺地域への現地視察を実施例：ダボス会議GSC、日米学生会議、ミス・ワールド・ジャパン等 - インフルエンサーを起用した福島の食や旅の魅力を伝える動画の配信 	<ul style="list-style-type: none"> • その他の情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - 福島県及び近隣県の復興の現状、及び地域の食・観光の魅力等を多様なメディアを通じて発信 - 様々な年代、属性の方が訪れる施設（役場、道の駅等）へのコンテンツ配布を実施 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続 - 関係府省庁で連携しつつ、全国各地で消費者に対する意見交換会を開催予定 - 引き続き、日本サーフィン連盟等、マリンスポーツに関わる団体との連携を継続し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施 • 更なる効果的な情報発信等の風評対策を推進するため、新たに有識者から意見を伺う会合を設け検討。 	<ul style="list-style-type: none"> • その他の情報発信。 <ul style="list-style-type: none"> - インフルエンサー・著名人による現地の視察、イベント参加を進め、その発信力を生かして多様な地域・世代に対する積極的な情報発信を実施 - 福島県内外の車座、セミナー等の場において、ALPS処理水に関する説明を継続 - 消費者に対する情報発信については、意見交換におけるアンケート結果等を活用しつつ、在り方を検討 - 引き続き、日本サーフィン連盟等、マリンスポーツに関わる団体との連携を継続し、全国のプレーヤーに対する情報発信を実施

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 食品中の放射性物質に関する基準値や検査結果についての情報発信【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】</p>		
<p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表。 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表 農林水産省は、情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力の発信を行うための第1回検討会を令和4年8月に開催。 	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施・検査結果等の公表。 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表 農林水産省は、引き続き、情報が分散している福島県産水産物の検査情報等を一括確認できる環境を整備する等、福島県の安全安心の周知を行うとともに、水産物の美味しさと魅力を発信。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して検査結果を公表し、食品中の放射性物質に関する状況を消費者を始めとする幅広い方々に透明性高く発信。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

④消費者の理解向上【消費者庁、復興庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 視察・座談会の回数・地域の拡大、企業研修における視察機会の提供【経済産業省】</p>		
<p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発の地域住民向け視察・座談会を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 参加者数：約320名（令和4年8月時点） 令和3年9月以前は浜通り13市町村を対象に開催 令和3年10月以降は、対象を福島県全域に拡大 令和4年度からは回数も拡大し、13市町村を対象に年12回、13市町村以外を対象に年5回の開催を計画 東京電力においても、以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 現地視察の積極的な実施 視察者数：延べ約95,000名（令和4年7月末時点） 一人でも多くの方に廃炉の状況を御理解いただくため、新たな視察メニューを展開（視察簡便化：令和2年11月～、スマートコース：令和3年10月～、オンライン視察メニュー化：令和3年10月～） 企業研修の実施（延べ52件782名（令和4年7月末）） 廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディツアーを開催（延べ46社58名（令和4年7月末）） 	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発の視察機会・対象の拡大。 <ul style="list-style-type: none"> 地域住民向けの視察機会の拡大を引き続き検討 流通業者・小売業者や消費者団体等に対しても視察機会を提供（直近は9月に2回予定） 廃炉作業に興味のある県内企業向けの廃炉スタディツアー開催を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 取組状況も踏まえ、福島県内自治体と連携した視察の実施や、全国の事業者に対する視察機会の提供拡大等、視察の対象・回数の拡大を計画的に実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑤販売員等への説明の徹底【復興庁、経済産業省、観光庁】

- スーパー等の小売店の販売員や旅館従業員・旅行会社スタッフ等、消費者から直接質問を受ける可能性のある方々が、自ら安全性に確信を持って説明いただけるように、セミナーの開催や研修用コンテンツや説明資料の整備、質疑応答集の提供等を実施。
- 流通業・小売業における安全の確認や発信を行う上での支援を実施していくとともに、消費者団体等の消費者からの問合せを受け得る方々への説明も重ねる。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和3年6月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を掲載。<ul style="list-style-type: none">発出先：日本経済団体連合会、全国旅行業協会、日本旅行業協会ほか <p><u>令和4年4月、5月</u></p> <ul style="list-style-type: none">全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界団体に対して、ALPS処理水の安全性等の基本的な知識を含む資料を提供するとともに、会員企業等に対する周知依頼を発出。（約1360団体） <p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">消費者団体に対する説明会、意見交換会を随時実施。 <p><u>令和3年12月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界団体を対象としたメールマガジンを立ち上げ、適時に政府動向やイベント情報等を発信。	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">業界内機関紙、メールマガジン等に、ALPS処理水に関する情報を継続的に掲載。全国の流通業・小売業、観光業、レジャー関係等の業界において、販売員といった、現場で顧客に接する方等に対する資料提供や勉強会・説明会を順次実施。流通業者・小売業者や消費者団体等に対して福島第一原発の視察機会を提供。（直近は9月に2回予定）【再掲】	<ul style="list-style-type: none">取組の実施状況を踏まえつつ、関係団体との連携を継続し、ニーズに応じてコンテンツの更新・発信方法の改善を行う等、消費者から直接質問を受ける可能性のある販売員等の方々や、消費者団体等への情報発信を継続。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑤販売員等への説明の徹底【復興庁、経済産業省、観光庁】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和3年11月、令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約30社が参加。	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。	<ul style="list-style-type: none">旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

- 福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。
- 全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。
- 全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 出前授業の継続・拡大【復興庁、経済産業省】

～令和4年8月

- 福島県内外で出前授業を30回実施。
 - 県内：新地高校、安達高校、ふたば未来学園、本宮高校、須賀川桐陽高校ほか(20回)
 - 県外：さいたま市立大宮北高校、日比谷高校ほか(10回)
 - 廃炉やALPS処理水について解説した学生向け冊子を作成し、出前授業で活用
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構とともに、地元の学生を対象に、廃炉について考えるワークショップ（共創ワークショップ）を開催。

令和4年2月

- 福島県内の高校生とともに、福島第一原発の「廃炉」に関する情報発信を考えるオンラインWSを開催。最終的な成果物として高校生自ら作成したリーフレットは、各地イベント等の場で広く配布。

令和4年9月以降

- 経済産業省において、福島第一原発の廃炉やALPS処理水等について、全国の若い世代の理解を深めるべく、委託事業を開始。以下の取組を実施。
 - 福島県内外における出前授業の実施及びその採録の新聞掲載
 - 全国の学生が集まる参加募集型イベントの開催
- 福島第一原発の廃炉やALPS処理水等についての学生・教員向けコンテンツを提供する等、経済産業省ホームページ内の情報を充実。
- 復興庁において、児童・生徒向け動画を制作・提供。
- 復興庁において、復興の現状や廃炉、ALPS処理水の理解促進に向けて、全国8ブロックで各1高校を対象とした出前授業を実施。

- 福島県内はもちろん、県外も含めて広く学生に福島第一原発の廃炉やALPS処理水等について知ってもらえるよう、学生向け・教員向けの両面の取組を進めるとともに、継続性のある取組を検討。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

- 福島県内を始めとする学校への出前授業を今後も継続するとともに、その対象となる学校数や授業数を増やすべく取り組む。
- 全国の小学生、中学生、高校生等、若い世代に対しては、放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、文部科学省のホームページで公表するとともに、ALPS処理水について分かりやすく説明したチラシ等と併せて、関係省庁が連携して全国の各学校へ配布・周知する。そのほか、出前授業や教員研修を実施することにより、放射線副読本の活用を促進する。
- 全国の修学旅行等の福島県への誘致促進に取り組む。

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 放射線副読本の活用促進【復興庁、文部科学省、経済産業省】

～令和4年8月

- 放射線副読本にALPS処理水に関する記載を追加し、全国の学校に配布・周知するとともに、全国の教育委員会に対して活用促進を依頼。
- 令和3年度には、放射線副読本と併せて、ALPS処理水について説明する関係省庁のチラシも配布。

令和4年9月～

- 学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通して、放射線副読本の活用を促進。

- 学校における1人1台端末等を活用しつつ、出前授業や教員研修を通じた放射線副読本の活用促進を継続。
- 1人1台端末等を活用した放射線副読本の活用事例の全国展開に向けた取組を実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑥教育現場における理解醸成に向けた取組の強化【復興庁、文部科学省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 修学旅行等の福島県への誘致促進【文部科学省、経済産業省、観光庁】</p>		
<p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地の正確な情報に基づき福島県への修学旅行等が実施できるよう、教育関係者が集まる会議等において説明や情報提供を実施。 <p><u>令和3年10月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計8回実施約110名参加） <p><u>令和3年4月～令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構と（公社）福島相双復興推進機構を通じ、全国から修学旅行等の誘致を決定。（32校） <p><u>令和3年11月、令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約30社が参加。【再掲】 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、教育関係者が集まる会議等において福島県への修学旅行等の実施に係る説明や情報提供を実施。 教育旅行関係者のツアーの実施等、修学旅行等の誘致促進に向けた支援を継続的に実施。 （公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構と（公社）福島相双復興推進機構を通じた修学旅行等の誘致を継続。 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】 さらに、修学旅行等の誘致促進に向けて、要望等を踏まえ、必要な取組を検討・実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、教育関係者が集まる会議等において福島県への修学旅行等の実施に係る説明や情報提供を実施。 修学旅行等の誘致促進に向けた支援を継続的に実施。 旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。【再掲】 さらに、修学旅行等の誘致促進に向けて、要望等を踏まえ、必要な取組を検討・実施。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑦自治体による地域の取組や魅力の情報発信【復興庁】

- 風評やその影響を抑止するため、福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う地域の魅力、安全性等の情報発信を支援する。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none">福島再生加速化交付金のメニューとして地域情報発信交付金を創設し、福島県の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。 (これまでに1県38市町村94事業について交付を決定)	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none">地域情報発信交付金を活用して、福島県の各自治体による情報発信を支援。	<ul style="list-style-type: none">各自治体が実施した事業の効果等を把握した上で事業の改善を検討。

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑧ 誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁、経済産業省】

- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、経済産業省のホームページにおいて科学的根拠に基づく情報を発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」（多言語対応）を入口とする情報網を構築すること等を通じて、国内外に向けて正確で分かりやすい情報を提供。
- 「汚染水」と「ALPS処理水」の定義の明確化等、誤解が生じやすい表現について見直しを行う。
- 新聞・テレビ、ネットメディアや業界専門誌等、広く関心のあるメディアに対しても説明を行う等、開かれた対応を徹底。

これまでの取組

令和3年4月

- 「ALPS処理水」の定義の明確化、使い分けの徹底。

～令和4年8月

- 関係省庁のホームページにおいて、継続的な情報発信を実施。

(例)

経済産業省	<p>「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」にて、各種コンテンツや解説記事を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 頻繁に問われる質問に対する回答集を公開 ➤ ALPS処理水や廃炉の現状についての事実を伝える短編動画を掲載 ➤ IAEAレビュー報告書の解説記事や、報告書の日本語訳等を公開
復興庁	<p>「Fukushima Updates」にALPS処理水関連情報を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ FAQとして処理水に関するQ&Aを追加 ➤ 外務省と連携してIAEAのコメント等を含む動画を掲載 <p>復興庁ホームページにALPS処理水の解説動画を掲載。プッシュ型広告により150万回再生</p>

今後1年間の取組

令和4年9月～

- 経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を発信することにより対応。
 - 説明会やイベント等で頂く御意見やメディアでの報道状況等を踏まえて、頻繁に問われる質問に対する回答集の内容を更新
- メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続。
- ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続）
 - 入口機能を強化
 - 動画等コンテンツを充実

中長期的な取組の方向性

- SNSやWEBサイトを用いた情報発信。【再掲】
 - 情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施
 - 説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信
- 地元メディア・全国メディアと連携した情報発信を実施。【再掲】
 - 地元をはじめとした国民の関心事項を継続して確認しつつ、必要に応じて、メディアと連携したプッシュ型の情報発信を実施

対策4：安心が共有されるための情報の普及・浸透

⑧ 誤解を生じさせないための情報発信の徹底【復興庁、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和3年4月、9月</u></p> <ul style="list-style-type: none">メディア向け説明会の実施。<ul style="list-style-type: none">大手、地元メディアのほか、ホビー誌やネットメディア等の様々な媒体を対象にした説明会を実施	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省の「廃炉・汚染水・処理水対策ポータルサイト」において、事実と異なる主張に対しては、科学的根拠に基づく正確で分かりやすい情報を発信することにより対応。<ul style="list-style-type: none">説明会やイベント等で頂く御意見やメディアでの報道状況等を踏まえて、頻繁に問われる質問に対する回答集の内容を更新メディア向け説明会を引き続き実施し、多様なメディアに対する情報発信を継続。ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続）<ul style="list-style-type: none">入口機能を強化動画等コンテンツを充実	<ul style="list-style-type: none">SNSやWEBサイトを用いた情報発信。【再掲】<ul style="list-style-type: none">情報発信をより強化すべきと考えられる対象や、社会的に関心が高い事項を丁寧に確認しつつ、適時に適切な手段を用いて情報発信を実施説明会やイベント等で頂いた御意見を反映する形で、ホームページの内容を充実させるとともに、必要とされる情報を適時に発信地元メディア・全国メディアと連携した情報発信を実施。【再掲】<ul style="list-style-type: none">地元をはじめとした国民の関心事項を継続して確認しつつ、必要に応じて、メディアと連携したプッシュ型の情報発信を実施

対策5：国際社会への戦略的な発信

①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- ALPS処理水の性状や安全性等の認識状況（トリチウムの知識、放射性物質の人体への影響の知識等）について、国内の消費者や海外を対象としたインターネット調査等を活用し、その状況を継続的に把握する。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>～令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 復興庁において国内外における風評に関する以下の調査・分析を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 国内外における報道内容等の把握 認識状況調査（インターネット調査） <p><u>令和3年11月～令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査関連事業」を実施。 <ul style="list-style-type: none"> 風評に関する情報収集・分析、ヒアリング調査の実施 サンプル調査を実施、翌年度の詳細な調査計画の策定 <p><u>令和4年8月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を開始。処理水の放出前から風評影響の状況を継続的に把握。 <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業、観光業、加工・流通・小売業等、幅広い業種を対象とし、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉を中心とする、全国の都道府県における影響を調査 主な調査内容は、事業者調査、消費者調査、卸売価格調査、輸出動向調査、観光動向調査 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省において、引き続き「ALPS処理水による風評影響調査事業」を実施し、処理水の放出前後にわたって風評影響の状況を継続的に把握。 調査結果を分析し、情報発信の取組にフィードバック。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。

対策5：国際社会への戦略的な発信

②風評の構造（メカニズム）の把握【復興庁、外務省、経済産業省】

- インターネット調査の結果等も用い、どのように情報を得たのか、どのようなアプローチが効果的か等、情報通信環境の変化も踏まえて、風評の構造（メカニズム）等を分析。
- 有識者の参加を得て、風評のメカニズムや今回取りまとめる対策等も含め、専門的見地から御意見を頂く機会を設ける。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 風評の構造（メカニズム）等の分析【復興庁、経済産業省】</p>		
<p>～令和4年4月</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興庁において国内外における風評に関する以下の調査・分析を実施。【再掲】 - 国内外における報道内容等の把握 - 認識状況調査（インターネット調査） <p>令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省において「ALPS処理水による風評影響調査事業」を開始。 	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ALPS処理水による風評影響調査事業」において、事業者調査や消費者調査を通して、ALPS処理水の安全性等に関する不安や懸念の解消のために必要な情報を把握。得られた知見を、情報発信等の取組に反映し、風評抑制のための効果的なアプローチを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ALPS処理水の処分に伴う新たな風評影響の発生の徴候が見られないか継続的に監視。【再掲】
<p>➤ 有識者の参加【経済産業省】</p>		
<p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。 	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線や風評対策の専門家との意見交換等を通じ、専門的見地から御意見を頂く機会を確保する取組を継続的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施している対策の内容やその進捗状況について、有識者等と意見交換を随時実施することで、対策について客観的な御意見を頂く機会を確保。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

- 外務省（在外公館等含む。）及び経済産業省から国際機関・各国政府等・海外の報道機関への説明を強化・継続。
- 在京大使館等への体系的な説明も強化・継続するとともに、福島第一原子力発電所への視察機会を積極的に提供。
- 各国・地域の状況に応じて、誰に対して、どのような媒体を使い、どのような内容を発信するのか等を戦略的に検討し、それに基づいた対応を実施。当該地域の市場や経済実態に合わせ、関連ビジネスが円滑に展開できるよう市場関係者に対する情報発信を進める。
- 日本産食品を取り扱う事業者等に対しても、分かりやすい説明資料を作成、多言語化して広く提供。

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 在外公館等からの説明の強化・継続【外務省、経済産業省】

～令和4年8月

- 各国政府等に対して、基本方針に関する説明を実施。
- IAEA総会等国際会議において、我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。
- 在外公館、JETRO、現地商工団体等が連携して、ALPS処理水の安全性について現地の日本産食品取扱い企業や現地政府への説明を実施。
例：香港における「ALPS関係者会議」
- 海外の報道機関による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。
- 事実と異なる報道があった際には、外国メディアへの説明、反論記事の掲載等、現地の状況を踏まえた適切なカウンター発信を実施。

令和4年9月～

- 各国政府等に対し、取組の進捗があるたびに即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。
- 在外公館が民間団体等と連携して、現地企業や現地政府への説明を実施。
- 海外の報道機関による取材に対する透明性高く丁寧な情報提供。
- 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。

令和4年9月

- IAEA総会において我が方の立場を国際社会に対して説明・発信。

- 各国政府等に対し、取組の進捗があるたびに即時説明を行う等、高い透明性を持って丁寧に説明を行っていくとともに、適切なフォーラムにおける対外発信を実施。
- 他国・地域からの誤った理解に基づく発信にはしかるべく反論。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】</p>		
<p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> • 在京大使館等に対する説明会を実施。（11回） <p>令和3年</p> <ul style="list-style-type: none"> - 4月：基本方針公表（49か国・地域） - 8月：東京電力による検討状況（69か国・地域） - 9月：IAEAの幹部来日（45か国・地域） - 11月：東京電力による環境への放射線影響評価（38か国・地域） - 12月：東京電力による実施計画変更認可申請（38か国・地域） <p>令和4年</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2月：IAEA処理水安全性レビュー（34か国・地域） - 3月：IAEA規制レビュー（35か国・地域） - 5月：東京電力による実施計画変更認可申請の補正申請（人及び環境への放射線影響評価改訂）（30か国・地域） - 5月：原子力規制委員会の実施計画変更認可申請の審査書案及びIAEA処理水安全性レビュー報告書（30か国・地域） - 6月：IAEA規制レビュー報告書（31か国・地域） - 7月：原子力規制委員会による実施計画変更の認可（33か国・地域） 	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> • 在京大使館等に対する説明会を随時実施。 • 二国・地域間での対話・説明会を随時実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 各国本国及び在京大使館等への説明の強化・継続【外務省、経済産業省】（続き）</p> <p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国本国向け説明会を実施。（3回） 太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟各国地域事務局、専門家向け説明会を実施。（地域事務局向け4回、専門家向け3回） <p>令和4年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> 台湾の専門家チームが来日し、東電福島第一原発施設を視察。 <p>令和4年5月～7月</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国及びロシアより、共同質問書が提出され、本質問書に対して回答を実施。 質問書、回答書についてはIAEAウェブサイトにおいて公表。 	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 在京大使館等に対する説明会を随時実施。 二国・地域間での対話・説明会を随時実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】</p> <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。 （※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語 <p><u>令和3年7月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ALPS処理水に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））の作成・YouTube等への掲載。 <p><u>令和4年2月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEAがALPS処理水に関する特別ページを作成し、ALPS処理水の安全性等に関するQ&Aを掲載する等、正確な情報発信を実施。 上記ページを日本語に翻訳したページも開設。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 二国間会談・対話、国際会議等の場を活用して、ALPS処理水をはじめ福島廃炉・復興について積極的に発信を実施。 各事業者等の受け止めを踏まえつつ、現地事業者に向けて、理解醸成に資するQ&A等の情報提供を行う等、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。 東南アジアにおいて、復興の現状、廃炉・ALPS処理水、福島県の農産物や観光等の魅力を発信するイベントを開催。 日本在住の外国人を対象に福島の復興、廃炉等をテーマとした現地視察及び座談会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。 引き続き、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

④各国・地域及び市場関係者に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 情報発信の在り方についての戦略的検討、市場関係者等に対する情報発信【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省、観光庁】(続き)</p>		
<p><u>令和3年3月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーロニュースと制作。テレビ放送及びオンラインで発信。 <p><u>令和3年6月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトに、経済産業省のALPS処理水ポータルサイトへのリンクを掲載し、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を実施。 <p><u>令和4年1月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。 <ul style="list-style-type: none"> 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼 	<p><u>令和4年10月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組を制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。 <p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本政府観光局（JNTO）グローバルサイトにて、日本に関心のある外国人旅行者に向けた正確な情報発信を継続的に実施。 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各国・地域の状況に応じて、関心事項や取組の進捗について即時説明を行う等、高い透明性を持って説明を実施。 引き続き、現地の動向を常に把握し、それに応じた情報発信を戦略的に実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑤国際会議・イベントの活用【復興庁、外務省、農林水産省、経済産業省】

- 関係国首脳が集まる会合において、政府ハイレベルから丁寧な説明を実施。
- IAEAの事故後10年関連行事の場で海外機関との共催によるオンラインセミナー等を開催。
- JETRO等が出展する海外見本市においても、日本製品の魅力等について、政府又は自治体によるトップセールスを含めてPRを行う。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 国際会議等の活用、事故後10年関連行事等【復興庁、外務省、経済産業省】</p>		
<p><u>令和3年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 第9回太平洋・島サミット（PALM9）において、菅総理（当時）から出席国・地域の首脳等に対して丁寧な説明を実施。 <p><u>令和3年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA総会において事故後10年をテーマとしたサイドイベントを開催。 <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA主催の東電福島第一原発事故10年に当たっての国際会議のALPS処理水の安全性に関する特別セッションにおいて、萩生田経済産業大臣（当時）が基本方針を説明。（ビデオメッセージ）【再掲】 	<p><u>令和4年9月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA総会において廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントを開催。【再掲】 <p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県において開催される、日・ASEAN諸国の関係者による国際会議の機会を活用して、復興の現状や福島県産の農水産品等の魅力を発信するイベントを開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議の場の活用や、海外機関と連携したイベントの開催等を通じて、各国・地域への政府ハイレベルでの情報発信を実施。
<p>➤ 海外見本市におけるPR【外務省、農林水産省、経済産業省】</p>		
<p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> JETROは、11回の食品関連海外見本市を通じて日本企業289社の出展を支援。（令和3年度末時点） 	<p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> JETROは、欧米やアジア等の世界で開催される農林水産物・食品関連の主要な海外見本市に出展する日本企業を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> JETRO等が行う海外見本市において、日本製品の魅力等について、政府又は地方自治体がトップセールスを含めたPRを継続。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

- 海外の報道機関に対しては、記者会見の機会の提供、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特設ブースにおける講演、福島第一原子力発電所への視察招へいの企画等を通じて、科学的根拠に基づく情報を丁寧に発信。
- 海外の科学者・有識者に対しても、事実関係・科学的根拠に基づく情報を継続的に提供。
- 復興庁において、海外のインフルエンサーの招へい等を行い、それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供を行う。
- 事実と異なる主張・情報発信に対しては、科学的根拠に基づく情報を経済産業省のホームページにおいて発信する等、誤解が生じないための対策を講じる。

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】

～令和4年8月

- 在京の海外報道機関に対する説明会を実施。（10回）

令和3年

4月：14か国・地域/27社
 8月：6か国・地域/9社
 11月：6か国・地域/12社
 12月：2か国・地域/2社

令和4年

2月：6か国・地域/11社
 3月：6か国・地域/9社
 5月①：6か国・地域/12社
 5月②：7か国・地域/13社
 6月：4か国・地域/6社
 7月：5か国・地域/6社

令和3年7月

- オリンピック・パラリンピックのために来日したメディアに向けてALPS処理水の現状について説明を実施。

令和4年9月以降

- 必要に応じ海外の報道機関に向けた説明会等を開催。東京電力においても、海外の報道機関向け会見を定期的に実施し、発信を強化。
- 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。

- 海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>➤ 海外の報道機関に対する情報発信【復興庁、外務省、経済産業省】（続き）</p>		
<p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> オランダ記者向けウェビナー（海外記者招へい事業）を実施し、東電関係者、放射能学研究者等から、ALPS処理水等に関して説明。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> デンマーク公共放送やテレビ朝鮮（韓国の放送局）の取材へ対応し、ALPS処理水に関する正確な情報を提供するとともに、説明を実施。 	<p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ海外の報道機関に向けた説明会等を開催。東京電力においても、海外の報道機関向け会見を定期的に実施し、発信を強化。 「在京外国メディア向けプレスツアー（福島）」の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の報道機関に対しては、国内の報道機関への対応との時間差なく、適時情報の提供を行うとともに、海外でも関心のある内容については説明会を実施する等、情報発信を継続。
<p>➤ 海外の科学者・有識者に対する情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】</p>		
<p><u>令和3年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府国際広報誌「キズナ」において福島の魚プロモーションに係る記事を掲載。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、インフルエンサー招致等の今後の取組方針の検討、情報提供の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの国・地域において情報が広く伝わるよう、発信力のある海外の科学者・有識者に加え、インフルエンサーへの情報提供を継続。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ それぞれの国・地域の関心に応じた情報提供【復興庁、経済産業省】

～令和4年8月

- ポータルサイト「Fukushima Updates」へのALPS処理水関連情報の追加。
 - FAQにALPS処理水に関するQ&Aを追加
 - 外務省と連携し同省作成動画を掲載
- 海外への戦略的な情報発信に向けて検討を実施するとともに、以下の情報発信を実施。
 - 英FT紙による記事広告
 - YouTube動画の配信
 - 在日インフルエンサーによる発信

令和4年1月

- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけを依頼。【再掲】
 - 統一的な資料を作成し、復興の現状等について、関係府省に政務から各国・地域要人へのPR実施を依頼

令和4年9月～

- ポータルサイト「Fukushima Updates」の機能強化。（継続）【再掲】
 - 入口機能を強化
 - 動画等コンテンツを充実
- 各国・地域の実情に応じて戦略的な情報発信を実施。
 - 米紙等による記事広告
 - 東南アジアにおけるイベント開催
 - YouTube動画の配信等
- 復興庁から、関係府省政務による各国・地域要人への働きかけの依頼を引き続き実施。【再掲】

- それぞれの国・地域の関心を在外公館等と連携して把握するとともに、ポータルサイト「Fukushima Updates」をハブとしながら、それに応じた情報発信を検討・実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑥海外の報道機関・インフルエンサー等への情報提供【復興庁、外務省、経済産業省】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 誤解が生じないための対策【経済産業省】

～令和4年8月

- 汚染水とALPS処理水の違いについて国際会議の場等を通して継続的に情報発信。

令和3年3月～

- 原発事故後の除染の進捗や廃炉に向けた工程、福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーチューブと制作。テレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】

令和3年7月～

- ALPS処理水や日本産食品の輸入規制緩和・撤廃に関する政策広報動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））の作成・YouTube等への掲載。【再掲】

令和3年4月～

- 経済産業省ホームページにて7言語（※）のリーフレットや英語のQ&Aとパンフレット、英語、中国語、韓国語の解説動画等を掲載。【再掲】
（※）英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語

令和4年9月～

- 汚染水とALPS処理水の違いや、海洋放出の安全性について国際会議の場等を通して継続的に情報発信。
- 作成したコンテンツを引き続き多言語化し発信。

令和4年10月～

- ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組を制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】

- 国際会議の場等を通じた情報発信を継続するとともに、ホームページでも必要な情報を随時更新し、事実と異なる主張・情報発信に対応。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑦ 輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】

- ▶ 東電福島第一原発事故後に導入された各国の農林水産物・食品に対する輸入規制の緩和・撤廃に向けて、相手国政府への丁寧な説明を実施していくとともに、ALPS処理水の海洋放出に係る基本方針の公表に伴い、新たな輸入規制措置が執られないよう取り組む。
- ▶ 政府一体となって、対応を加速化。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>～令和4年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> WTO・SPS委員会の定期会合にて原発事故後の日本産食品に関する情報の共有を行い、輸入規制を維持している国に都度撤廃を呼びかけ。 <p>令和3年5月</p> <ul style="list-style-type: none"> シンガポールによる輸入規制撤廃。 <p>令和3年9月</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国による輸入規制撤廃。 <p>令和3年10月</p> <ul style="list-style-type: none"> EUによる輸入規制緩和。 <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質検査証明の対象品目を限定。栽培きのご類等の輸出に必要とされた放射性物質検査証明書や産地証明書の発行を不要化 過去の貿易実績に照らすと、証明書の発行枚数は大幅に削減される見込み 	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none"> 二国間での協議や対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。 二国間での協議や対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。 <p>令和4年10月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組を制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 規制を維持する国・地域に対して、会談や国際会議等様々な外交機会を活用してより一層撤廃に向けた働きかけを実施。

対策5：国際社会への戦略的な発信

⑦ 輸入規制の緩和・撤廃【外務省、農林水産省、経済産業省】（続き）

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">台湾による輸入規制緩和。<ul style="list-style-type: none">輸入が禁止されてきた5県（福島、栃木、群馬、茨城、千葉）産農林水産物・食品は、出荷制限品目、野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラを除き全て輸入を解禁 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">福島産食品の安全性確保に向けた取組を紹介する番組をユーチューブと制作。テレビ放送及びオンラインで発信。日本の食品安全性確保に向けた取組を紹介する動画（英語、日本語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字））の作成・YouTube等への掲載。 <p><u>令和4年6月</u></p> <ul style="list-style-type: none">英国による輸入規制撤廃。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none">インドネシアによる輸入規制撤廃。	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">二国間での協議や対話の場や国際会議等であらゆる機会を捉えて規制撤廃に向けて働きかけを実施。また、二国間対話や要人との会談の機会を積極的に追求。二国間での協議や対話の場や国際会議等の機会では、相手国政府へALPS処理水の安全性についても丁寧な説明を実施。 <p><u>令和4年10月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の安全性、福島第一原発の廃炉の状況、福島産食品の安全性確保に向けた取組等を紹介する番組を制作し、海外のテレビ放送及びオンラインで発信。【再掲】	<ul style="list-style-type: none">規制を維持する国・地域に対して、会談や国際会議等様々な外交機会を活用してより一層撤廃に向けた働きかけを実施。

※対策6①処理水の性状や安全性等の認識状況の把握は、対策5①の再掲。

対策6：安全性等に関する知識の普及状況の観測・把握

②風評影響の把握【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】

- 福島県や近隣県の産業において、懸念を払拭するための対策を講じるべく、事業者ヒアリング等を実施し、風評影響を把握。
- 各サプライチェーンにおける事業者の認識の齟齬を改善していくべく、消費者意識の実態調査や福島県産農産物等の生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を引き続き継続。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
➤ 事業者ヒアリング等を通じた風評影響の把握【復興庁、農林水産省、経済産業省】		
<u>令和3年7月～</u> <ul style="list-style-type: none"> 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の実施。 (R3実績約30件) <ul style="list-style-type: none"> - 買い叩きが行われていないか等の実態把握 	<u>令和4年9月以降</u> <ul style="list-style-type: none"> 福島県産農産物等流通実態調査による事業者ヒアリング等の継続。 経済産業省による事業者ヒアリングの実施・継続。 <ul style="list-style-type: none"> - 適切な取引が実施されているか等の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度における事業者ヒアリング結果等も踏まえ、必要なデータの収集や事業者へのヒアリング等、風評影響の把握に向けた取組を継続的に実施。
<u>令和4年1月～</u> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省による事業者ヒアリングの実施。(15件)【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> - 適切な取引が実施されているか等の実態把握 		
➤ サプライチェーンにおける実態調査・分析【消費者庁、復興庁、農林水産省、経済産業省】		
<u>令和3年7月～</u> <ul style="list-style-type: none"> 福島県産農産物等流通実態調査により生産から流通・販売に至るまでの実態を調査・分析。 	<u>令和4年9月～</u> <ul style="list-style-type: none"> 福島県産農産物等流通実態調査による生産から流通・販売に至るまでの実態の調査・分析を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の認識を適切に捉え、正確で分かりやすい情報提供に活用することを検討。 サプライチェーン各段階における認識を、生産・流通・販売の各事業者の側面から捉え、そのギャップを埋めるための対応を実施。
<u>令和4年2月</u> <ul style="list-style-type: none"> 「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第15回)」実施。(3月結果公表) 	<u>令和5年2月頃</u> <ul style="list-style-type: none"> 「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第16回)」実施。(同年3月頃結果公表予定) 	

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <生産対策> 【農林水産省】

<p>(ア) 「がんばる漁業復興支援事業」の拡充 (イ) 被災地における種苗放流の支援強化 (ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充</p>	<p>(工) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充 (才) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化</p>
---	---

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p>(ア) 「がんばる漁業復興支援事業」の拡充 【農林水産省】</p> <p><u>令和3年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画認定期間を令和7年度まで延長。 <p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県の相馬地区で策定した計画に基づく生産量の回復を図る取組への支援を実施。 長期的な不漁への対策として、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を図るため、対象地域を福島県に加え、青森県から千葉県まで拡大するほか、漁業者に使いやすい制度となるよう、手続の簡素化等運用改善を実施。 <p><u>令和4年7月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県の相馬双葉地区で策定した沿岸小型船に係る計画を認定。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業を通じて、各地域における漁獲量の回復を支援。 <p>※事業者支援については、被災地の事業者等からの御意見も踏まえて、必要な支援を検討。(以下同)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 漁獲量の回復や単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等を推進。 事業が円滑に実施されるよう、現場との意見交換等を継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援〈生産対策〉【農林水産省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(イ) 被災地における種苗放流の支援強化【農林水産省】		
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 種苗生産体制が整うまでの間、岩手県、宮城県及び福島県において、サケやアワビ等の放流種苗確保の取組への支援を実施。 令和4年4月から支援対象地域に茨城県を追加。 <p>(令和3年4月～令和4年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援実績71箇所 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、岩手県から茨城県までにおいて、放流種苗確保の取組を継続して支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県から茨城県までにおいて、漁獲物を安定的に生産・供給するための、放流種苗確保の体制構築を推進。
(ウ) 漁業用機器設備の導入支援の拡充【農林水産省】		
<p><u>令和3年4月～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県の漁業者グループに対する漁業用機器設備の導入支援について、省エネ機器設備に対する補助を実施。令和4年4月より、生産性向上等に資する機器まで補助対象を拡大。 <p>(令和3年4月～令和4年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器導入支援6台 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県における高収益・環境対応型漁業を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援〈生産対策〉【農林水産省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(工) 水産業共同利用施設等の整備に対する支援の拡充【農林水産省】		
<p><u>令和3年4月～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県における荷さばき施設等の共同利用施設の整備（3施設）を実施。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県における共同利用施設の整備を推進。
(オ) 次世代の担い手となる新規就業者の確保・育成の強化【農林水産省】		
<p><u>令和3年4月～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 乗組員確保のための水産高校生を対象とした漁業ガイダンスや、福島県において、新たに漁家子弟等を含め長期研修支援やリース方式による就業に必要な漁船・漁具の導入支援等を実施。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施状況を踏まえながら、事業を適切に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県における漁家子弟を含む新規就業者の確保・育成を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

- (ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援
- (イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援
- (ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援
- (エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 被災地における水産加工業の販路回復の促進支援 【農林水産省】		
<p><u>令和3年4月～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の水産加工業者が行う機器整備等を支援。 <p>(令和3年4月～令和4年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個別指導実績104件 - 消費地商談会等7回 - 機器整備等支援31件採択 <p>(令和4年4月～令和4年8月)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個別指導実績64件 - 消費地商談会等4回 - 機器整備等支援34件採択 	<p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月13日及び14日に東北復興加工品展示商談会を仙台において開催。 ・ 11月に香港、台湾、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール、UAE（予定）の海外バイヤーを招へいし、被災県の水産加工会社の訪問、商談会を実施。 ・ 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等に向けた個別指導、商談会・セミナー開催経費等を支援するとともに、被災県産水産物・水産加工品の安全性や魅力を発信する取組を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県や近隣県の水産加工業者のための販路回復等の取組を推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援＜加工・流通対策＞【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(イ) 販路拡大・経営力強化支援と安全実証への支援【農林水産省】		
<p><u>令和3年4月～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県産水産物の高付加価値化等を支援。 (令和3年4月～令和4年3月) <ul style="list-style-type: none"> 福島鮮魚便常設棚14店舗 共同出荷支援1件採択 水産エコラベル認証取得支援5件(生産2件、CoC3件)取得 商品開発5品 (令和4年4月～令和4年8月) <ul style="list-style-type: none"> 福島鮮魚便常設棚14店舗 商品開発に向けた課題提案会を実施 <p><u>令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県において、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組における委員会を開催。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き福島県において、福島県産水産物の第三者認証取得、高付加価値化、量販店での販売の取組や、産地流通加工業者がグループを形成し、主要消費地市場に向けて共同出荷を行う取組を支援。 <p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県において、消費者が福島県水産物を購入する際に、安全性や産地の情報等を確認できる取組を店舗で実証予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県産水産物の競争力強化等に向けた取組を更に推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <加工・流通対策> 【農林水産省、経済産業省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 福島県内の水産消費地市場の支援 【農林水産省】		
<p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県内の水産消費地市場において、福島県産水産物の取扱拡大のための取組を行う市場の水産卸・仲卸業者に対して支援を実施。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き福島県産水産物の取扱拡大の取組を通じて風評の影響を受けにくい流通構造への転換の促進を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県産水産物の取扱拡大の取組を通じて風評の影響を受けにくい流通構造への転換を促進。
(エ) 公益社団法人福島相双復興推進機構による取組 【経済産業省】		
<p><u>令和3年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (公社) 福島相双復興推進機構に水産販路等支援プロジェクトチームを発足。 <p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島浜通り地域等15市町村の水産仲買・加工業者78者を訪問。56者に販路開拓、人材確保等の支援を開始。 <p><主な実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 6事業者が9社と新たな販路開拓を実現 6事業者が合計15名の人材確保を実現 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 個別訪問先を拡大しつつ、販路開拓、人材確保等の支援を継続的に実施。 <p>水産物のサプライチェーンを有機的につなぐことが重要であるという御指摘を基に、現場のニーズや課題を丁寧に聞き取りながら、必要な支援策を検討・実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現場のニーズや課題を把握するとともに、支援策の実施状況を確認すべく、個別訪問を継続。 販路開拓、人材確保等の支援に継続的に取り組むとともに、必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

①被災地における水産業の事業継続・拡大のための支援 <消費対策> 【農林水産省】

- (ア) 外食店等での販売促進支援
 (イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 外食店等での販売促進支援 【農林水産省】		
<u>令和4年4月以降</u> <ul style="list-style-type: none"> 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」の開催に向けて計画中。 福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組について、6月から公募を実施。 	<u>令和4年9月以降</u> <ul style="list-style-type: none"> 外食店を活用した「三陸・常磐フェア」を開催予定。 福島県や近隣県の水産加工品を、百貨店オンラインショップや高級食品ECサイト等を通じて販売する取組を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、外食店等での販売促進の取組を引き続き推進。
(イ) 量販店・専門鮮魚店等での販売促進支援 【農林水産省】		
<u>令和4年4月以降</u> <ul style="list-style-type: none"> 福島県や近隣県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組について、公募を開始。 	<u>令和4年9月以降</u> <ul style="list-style-type: none"> 福島県や近隣県産の鮮魚等を関西等の量販店・専門鮮魚店等を通じて販売促進を行う取組を実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、量販店・専門鮮魚店等での販売促進の取組を引き続き推進。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

(ア) 農林水産物の検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信	(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援	(ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援	(エ) 福島県農林産物の国内販路開拓に向けた取組	(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業	(カ) 被災地産品の積極的利用の促進	(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援
---	------------------------	-----------------------	--------------------------	------------------------------	--------------------	---------------------------

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) 検査の実施と検査結果の公表及びその安全性についての情報発信【厚生労働省、農林水産省】		
<p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 <ul style="list-style-type: none"> - 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁と連携しつつ、国のガイドライン等に基づくモニタリング検査の実施により、農林水産物の安全性を確保。 <ul style="list-style-type: none"> - 併せて福島県内の産地における自主検査の実施を支援 - 農林水産省、厚生労働省及び消費者庁のWEBサイト並びに「食品と放射能Q&A」リーフレットにおいて結果を公表【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの検査結果を踏まえつつ、引き続き国のガイドライン等に基づくモニタリング検査や福島県内の産地の自主検査の実施を支援するとともに、検査結果の公表により農林水産物の安全性に係る情報を発信。
(イ) 福島県産農産物の第三者認証の取得支援【農林水産省】		
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県において、第三者認証GAP等取得支援を実施。（令和4年3月末までに260件） 福島県において、有機JAS認証取得支援を実施。（令和4年3月末までに23件(農業者46名)） 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県において、第三者認証GAP、有機JAS認証取得等の取組を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県において、安全で高品質な県産農産物の生産による風評払拭に向けて、産地における第三者認証GAP、有機JAS認証等の取得が拡大していくよう、支援を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 牧草・稲わら等の処理推進等への支援【環境省、農林水産省】		
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を実施。 岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を実施。 (これまでにセシウム濃度の再測定を行った汚染牧草ロール等2,382個) 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を継続して実施。 岩手県、宮城県、栃木県において農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を引き続き要望のあった市町村等にて実施。 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質に汚染された農林業系廃棄物を保管する市町村等による処理の推進を支援する農林業系廃棄物の処理加速化事業を処理状況等を踏まえつつ継続して実施。 岩手県、宮城県、栃木県における汚染牧草等の処理を推進するための検討会等の開催、放射性セシウム濃度の再測定、適正保管の維持の取組を支援する農畜産物放射性物質影響緩和対策事業を各県における処理状況を踏まえつつ引き続き実施。 福島県において、発生したバークの産廃処理等を推進するための産廃処理費の立替え支援について、事業者等からの要望等を踏まえて実施。
(エ) 国内販路開拓に向けた取組【農林水産省、経済産業省】		
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動を支援。(R3商談件数197件) 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県が実施するマッチング商談会やオンライン販売等の販売促進活動の支援を継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県が実施する販売促進活動の支援を継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(オ) 6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【経済産業省】		
<p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">（公社）福島相双復興推進機構と連携し、福島県浜通り地域等の事業者に対して販路開拓を支援。 <p><主な実績></p> <ul style="list-style-type: none">- 小売・流通事業者とのマッチング等により77事業者が取引先と成約- 49事業者にECサイトの立上げ・活用等を支援- 全国22箇所にて福島県産品の販売会を実施、57事業者が参加、売上総額約2,350万円- ECサイトでのお歳暮企画を実施 <p><u>令和3年12月</u></p> <ul style="list-style-type: none">首都圏を中心としたデリバリー店舗・飲食店での福島県産品を活用したメニューの開発・提供等の支援を開始。	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">継続的に販路開拓の支援を実施。アンケート結果等を踏まえて、現場のニーズ・課題をしっかりと把握しながら、事業の改善を行うとともに、取組成果等に関する情報発信の強化を実施。	<ul style="list-style-type: none">継続的に販路開拓の支援に取り組むとともに、現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】		
<p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。 JAPANブランド育成支援等事業において、全148件のうち北海道から千葉県までの事業者19者（うち水産関係事業者3者）を採択。 関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地産品の利用・販売促進に関する通知を発出。 <p><u>令和4年3月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな販路開拓等を行う水産仲買・加工業者に対して、持続化補助金、JAPANブランド育成支援等事業において、加点措置を実施。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。 持続化補助金、JAPANブランド育成支援等事業等を通じて、事業者の販路開拓への支援を実施。 <p><u>令和4年内</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁で連携した復興支援フェアを開催し、地元産品の魅力や観光情報等を発信。 <p><u>令和5年3月頃</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁と協議・連携し、都道府県や食品関係団体等に対して、被災地産品の利用・販売促進に関する通知を発出。 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省ホームページにおいて被災地産品利用の取組の紹介を継続。 JETROや中小機構等のサポートも得ながら、事業者の海外展開に向けた取組を継続的に支援。 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の輸出診断や輸出に係るセミナー・交流会への参加等を通じて、被災地を含む産地やGFP登録者の輸出を支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(カ) 被災地産品の積極的利用の促進【農林水産省、経済産業省】（続き）		
<p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省食堂等において福島県産品の恒常的な利用を開始。（令和3年10月）関係省庁においても、食堂等での福島県産品および被災地産品の活用を開始・継続。（農林水産省、国土交通省、文部科学省等） <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">国の21の行政機関において、福島・宮城県産のお魚弁当を食べて復興を応援する取組を3日間にわたって実施。3,000食以上を販売。 <p><u>令和4年7月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">経済産業省内で、キッチンカーによる福島県産品を活用した料理を定期的に提供。（8月末時点で3回実施）8月はこども霞が関見学デーにあわせて実施し、来場者にも料理を提供。	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">関係省庁において、食堂等での福島県産品および被災地産品の活用を継続。経済産業省では定期的なキッチンカーでの販売も継続。	<ul style="list-style-type: none">引き続き、関係省庁の食堂等において、福島県産品および被災地産品の取扱いを継続。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

②被災地における農林業・商工業への対応【厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(キ) 木材製品の放射性物質の調査・分析等への支援【農林水産省】		
<p>～令和4年8月</p> <ul style="list-style-type: none">福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">相双地域の工場に自動測定（検知）装置を設置（8台設置）丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価風評被害防止対策のための展示会への製材品の出展 <p>等</p>	<p>令和4年9月～</p> <ul style="list-style-type: none">福島県において、「安全な木材製品等流通影響調査・検証事業」により、以下の取組を実施。<ul style="list-style-type: none">自動測定（検知）装置及び非破壊検査装置を相双地域の工場へ設置丸太や製材品の放射線量調査や分析等による木材の安全性の評価風評被害対策防止のための展示会への製材品の出展や公共施設内装材等への活用等によるPR活動 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none">これまで蓄積してきたデータの分析やその評価、放射性物質の専門家からの助言、事業者等からの要望等を踏まえ、福島県産材の安全証明体制の構築に必要な取組を実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

- (ア) ホープツーリズムの促進支援
- (イ) 海洋レジャーへの総合支援
- (ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信
- (エ) 交流人口の拡大支援

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) ホープツーリズムの促進支援【経済産業省、観光庁】		
<p><u>令和3年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営を支援し、旅行会社、学校、団体等への情報提供や旅行会社による商品造成のサポートを実施。（ホープツーリズム参加実績：令和3年度9,848名） <p><u>令和3年10月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県を支援し教育旅行関係者のツアー（オンライン開催を含む）を実施。（計8回実施約110名参加）【再掲】 <p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成を支援。 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホープツーリズム促進に向けて、福島県が運営するホープツーリズムのワンストップ窓口運営、教育旅行関係者のツアーの実施、個人旅行者向けにホープツーリズムを体験できる旅行商品の造成等を継続的に支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホープツーリズム促進に向けた取組を継続的に支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ア) ホープツーリズムの促進支援【経済産業省、観光庁】(続き)		
<p><u>令和3年11月、令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。約30社が参加。 【再掲】 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアーを継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。 【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。 【再掲】
(イ) 海洋レジャーへの総合支援【観光庁】		
<p><u>令和4年4月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの開発、プロモーションの強化等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。(令和4年度「ブルーツーリズム推進支援事業」8月時点での採択実績：8件) 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 岩手県から茨城県までにおいて、海の魅力を体験できるコンテンツの開発、プロモーションの強化等、ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ブルーツーリズムのための取組を総合的に支援。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(ウ) 地域の観光資源の磨き上げや魅力の発信【復興庁、経済産業省、観光庁】		
<p><u>令和3年5月～令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 東北への観光客の誘致に向けて、観光協会等の地域の観光関係者による東北ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力を発信するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において支援。 <p><u>令和3年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島12市町村を中心とした福島の風評被害の払拭や交流人口の増加に向け、民間団体等が実施する地域の伝統・魅力等の発信や、交流人口増加のための取組を「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」にて支援。19民間団体等の広報支援を実施。 <p><u>令和4年4月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度「地域の伝統魅力等発信基盤整備事業」の公募開始。14民間団体等の広報支援を採択。 <p><u>～令和4年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福島再生加速化交付金にメニューとして地域情報発信交付金を創設し、福島の各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた情報発信を支援。 (これまでに1県38市町村94事業について交付を決定)【再掲】 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域情報発信交付金を活用して、福島の各自治体による情報発信を支援。【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体が実施した事業の効果等を把握した上で事業の改善を検討。【再掲】 福島の民間団体等による情報発信支援等を継続的に実施。現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】		
<p><u>令和3年10月</u></p> <ul style="list-style-type: none">15市町村で、ツアーやイベント、ゲストハウス等の誘客コンテンツ開発に取り組む、民間事業者等への支援事業の公募を開始。(令和3年10月22日～12月17日) <p><u>令和4年2月</u></p> <ul style="list-style-type: none">15市町村内でのツアーやイベント等の誘客コンテンツ開発の支援事業について、採択事業者を決定。(4件) <p><u>令和4年6月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">誘客コンテンツ開発事業の令和4年度公募を開始。(令和4年6月22日～9月30日) 支援対象を拡充。(15件程度)地元事業者(飲食、宿泊等)やキャンペーンと連携する案件を重点支援。日本旅行業協会と連携し、被災地や福島第一原発を回り、新規旅行商品を造成するための会員企業向けツアーを実施。【再掲】	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none">旅行商品造成に向けて、日本旅行業協会とのツアー実施を継続的に実施。実施後には旅行商品造成のフォローアップを実施。【再掲】	<ul style="list-style-type: none">15市町村の認知度向上と来訪者増加につながるよう、一元的な情報発信への支援を継続実施。組成したコンテンツが地域に根付き、持続的な誘客を実現するよう、誘客コンテンツ開発支援を継続実施。旅行業界と連携を継続し、ツアー生成の事例を積み上げるとともに、ツアーを拡大する等、誘客の促進。【再掲】

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】(続き)		
<p><u>令和3年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者等およそ70名が参加し、浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に繋がるプロジェクトを創出する場を立上げ。7月以降、広域でのスポーツイベント等の具体プロジェクト検討チームが発足。 <p><u>令和3年12月～令和4年5月</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 15市町村の交流人口拡大に向けた更なるアクションを検討・具体化する場を立ち上げ、運営。 広域コンテンツづくりや一元的なデジタルプロモーション等の今後のアクションを「交流人口拡大アクションプラン」として取りまとめ。 <p><u>令和4年5月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト創出の場の参加者により「会津×浜通り教育旅行プロジェクト」等のプロジェクトが実行。 <p><u>令和4年8月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 広域のコンテンツ作りや一元的情報発信を支援する広域マーケティング事業の令和4年度公募を開始。(令和4年8月19日～9月9日) 	<p><u>令和4年9月～</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 交流人口拡大アクションプランに基づく「酒・グルメ」、「スポーツ(サイクル)」分野での広域コンテンツ作りに向けた検討の場を運営。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域のコンテンツ作り・実行や一元的情報発信への継続支援、15市町村広域の来訪増を実現。 民間事業者主導のプロジェクト創出につながるよう、民間事業者間の連携促進を継続実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

③被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援【復興庁、経済産業省、観光庁】

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
(工) 交流人口の拡大支援【復興庁、経済産業省】(続き)		
<u>令和3年11月</u> <ul style="list-style-type: none">15市町村の店舗でQRコード決済をした場合に、最大30%のポイント還元を行う、来訪者向け消費喚起キャンペーンを実施し、約2,600店舗が参加。(～令和4年1月)	<u>令和4年9月以降</u> <ul style="list-style-type: none">来訪者向け消費喚起キャンペーンを継続実施。対象となる決済手段と店舗を増加させ、更なる消費喚起を実施。誘客効果の高いイベントとの連携や、「常磐もの特集」等の特定のキャンペーンを実施。	<ul style="list-style-type: none">来訪者向け消費喚起キャンペーンを継続実施。実績データの分析等を進め、更なる消費拡大に向けた方策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

- 特別相談窓口の設置等
- 復興支援アドバイザーの派遣等
- EC・見本市等での支援
- 経済団体等のネットワークの活用

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 特別相談窓口の設置等【経済産業省】

令和3年9月

- 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構、JETRO及びよろず支援拠点に特別相談窓口を設置。

令和4年2月以降

- 岩手県、宮城県、福島県、茨城県において、関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を8か所で開催。

令和4年9月以降

- 関係省庁、中小機構及びJETRO等による出前相談会を太平洋沿岸地域等で開催。
- 特別相談窓口による相談対応を継続的に実施。

- 特別相談窓口等による相談対応を継続的に実施。相談内容等を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 復興支援アドバイザーの派遣等【経済産業省】

令和3年9月

- 中小機構（北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部）において、ALPS処理水の処分に伴う当面の対策に関するアドバイザーの派遣支援を開始。

令和4年9月～

- 中小機構のアドバイザー派遣支援を継続的に実施。
- JETROの各事務所は、事業者へのアンケート調査等を通じて海外ビジネスに関する実態を把握し、ハンズオン支援等を実施。
- 中小機構、JETRO等は、支援した事業者や相談会等の参加者に対するアドバイザー派遣等のプッシュ型アプローチを実施。

- 中小機構のアドバイザー派遣支援等を継続的に実施。現場のニーズ・課題を踏まえて必要な支援策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ EC・見本市等での支援【経済産業省、農林水産省】

～令和4年8月

- JETROは、JAPAN MALL事業を通じて、世界60以上の連携先ECバイヤーに、北海道から千葉県の農水産品を含む日本産品を取り扱う事業者232者の商品を紹介。108事業者が成約。（令和3年度末時点）
- JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、日本産品の魅力について情報発信。
- 中小機構は、中小企業総合展in FOODEX2022等において、北海道から千葉県の太平洋沿岸水産加工業者5社の出展を支援。

令和4年1月～3月

- JETROは、米国・ニューヨークにおいて、現地レストランシェフやインフルエンサー等を通じた東北の水産加工品等のPRを実施。

令和4年9月～

- JETRO、中小機構は、EC・見本市等を通じて、「三陸・常磐もの」を含めた日本産品を取り扱う事業者の海外展開・販路開拓を継続的に支援。

令和4年秋頃

- JETROは、海外の日本産食材サポーター店に対して、メールマガジン等の活用により、日本産品の魅力を発信する中で、新たに「三陸・常磐もの」についても情報を発信予定。

令和5年3月頃

- 中小機構は、中小企業総合展in FOODEX2023において、北海道から千葉県の太平洋沿岸水産加工業者に対して、出展審査時に一定の配慮を措置する予定。

- JETRO、中小機構は、日本産品の魅力発信や、海外展開・販路開拓支援に継続的に取り組むとともに、事業の実施状況や、現場の課題・ニーズを踏まえて必要な対策を検討・実施。

対策7：安全証明・生産性向上・販路開拓等の支援

④ 中小機構やJETRO等による支援【経済産業省、農林水産省】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 経済団体等のネットワークの活用【経済産業省、農林水産省】

～令和4年8月

- 経団連等に対して改めて被災地製品の消費拡大への取組等への協力要請を実施。
- 東京電力は主に以下の取組を実施。
 - 首都圏や福島県内を中心に、小売店や飲食店での県産品販促催事を延べ約1万8,000店日開催(令和4年7月末)
 - 新米時期に合わせた集中キャンペーンや、コロナ禍を踏まえたECサイトキャンペーン等の販促キャンペーンを開催(延べ9回)
 - 「常磐もの」を広く周知するため「発見！ふくしまお魚まつり」を開催(延べ5回)
 - 応援企業ネットワークでの取組として県産品マルシェ、社員食堂での食材利用、キッチンカーによる県産品メニュー提供、ふくしま弁当販売を実施
 - LINE「ふくしま応援隊」での情報発信(登録者約122万人(令和4年7月末))
 - 各種雑誌を活用した県産品の認知度向上(dancyu、東京カレンダー、Pen、NewsWeek)
 - 流通事業者等を対象にALPS処理水に関する正確な情報や常磐ものの魅力をお伝えする対話活動や現地視察会を開催
 - 福島県やその近隣県の製品の社食利用や地域の魅力・観光情報の情報発信等を実施
 - 全国魚食振興の一環として、電気事業連合会を通じた会員企業での被災地製品の社食利用を推進

令和4年9月以降

- 経済団体等のネットワークを活用し、被災地製品の販売会等を開催。
- 東京電力は、左記の取組を継続・拡大していくとともに、関係者との対話・協議を通じて必要な対策を検討・実施。

- 被災地製品の消費拡大に向けた活動を広げるとともに、これらを契機に継続的な取引の拡大を実現。

対策8：全国の漁業者に対する事業継続のための支援

①長期に亘るALPS処理水の海洋放出に伴う水産業における影響を乗り越えるための施策【経済産業省】

- 万全な風評対策によるセーフティネットの仕組みに加えて、ALPS処理水による影響を乗り越え、生産コストが高騰する中であっても、今日の漁業者が将来にわたって安心して漁業が継続できるよう、政府は基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
	<u>令和4年9月以降</u> <ul style="list-style-type: none">基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。	<ul style="list-style-type: none">基金により、持続可能な漁業の実現に向け、持続的な対策を講じる。

※「対策の強化・拡充の考え方」を踏まえて新規追加。

これに伴い、これまでの対策8～10は、対策9～11にそれぞれ変更。

対策9：万一の需要減少に備えた機動的な対策

① 万一の需要減少に備えた機動的な対策【農林水産省、経済産業省】

- ▶ 新たな緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等について、機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築。

これまでの取組	今後1年間の取組	中長期的な取組の方向性
<p><u>令和3年8月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「当面の対策」において、「機動的・効率的に対策が実施されるよう、基金等により、全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築する。」と記載。 <p><u>令和3年11月</u></p> <ul style="list-style-type: none">「新たな経済対策」において、「ALPS処理水の海洋放出による風評影響を最大限抑制すべく、対策に万全を期す。」と記載。「ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策」を含む令和3年度補正予算を閣議決定。 <p><u>令和4年3月</u></p> <ul style="list-style-type: none">公募により基金管理団体を決定。新たな基金を構築し、機動的な予算執行体制を確保。 <p><u>令和4年5月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">ALPS処理水の安全性等に関する理解醸成を実施し、風評影響を最大限抑制すべく、ALPS処理水に関する広報事業について、順次公募を開始。	<p><u>令和4年9月以降</u></p> <ul style="list-style-type: none">万一水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合の緊急避難的措置として、水産物の販路拡大や、冷凍に向いている水産物の一時的買取り・保管等を支援するため、執行体制が整い次第、支援対象の漁業者団体等の公募予定。	<ul style="list-style-type: none">処理水の処分を開始した後も、継続的に水産物の需要減少等、風評影響の把握に努めるとともに、全国的に機動的な対応を実施。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

- 特別チーム（処理水損害対応支援室）において、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援、東京電力の対応状況の確認を実施。また、東京電力による問合せ対応や請求支援に関する指導を行う。
- 東京電力に対して風評賠償の枠組みの早期取りまとめ・公表を指導し、速やかに、各地域や業種ごとに当該枠組みを説明し、賠償基準を具体化するための協議を実施。また、協議の際は、事業者団体等の要請により、関係省庁も参加して調整を促進する。
- 個別の損害賠償に不服がある場合には、ADRセンターの活用を促すとともに、東京電力に対して「和解仲介案の尊重」の方針を遵守するよう指導する。

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 体制の整備【経済産業省】

令和3年4月

- 経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。
- 東京電力に、処理水の賠償専用ダイヤルを開設。

令和3年9月

- 東京電力は、宮城県の賠償業務を行う東北補償相談センターを、理解醸成から賠償まで一元的に担務する仙台事務所として改め、体制を強化。
- 茨城県においても、賠償業務を行う茨城補償相談センターに加え、風評影響が懸念される関係者との対話・協議を行う地域コンタクトセンターを新たに設置し、体制を強化。

令和4年9月～

- 引き続き、「処理水損害対応支援室」は、東京電力に対する指導にとどまらず、国が前面に立って迅速かつ適切な賠償の実現に向けた賠償方針の周知や支援等を実施するため、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。
- 東京電力は、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するための体制を整備。
 - 補償相談センター（説明会、相談窓口、個別訪問、請求書等の配布・受付、コールバック対応）
 - 補償相談コールセンター（電話受付・説明）
 等

- 東京電力は、賠償業務の状況や関係者からの意見等を踏まえて、随時体制の見直しを行い、万全の体制を維持。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 賠償の方針【経済産業省】

令和3年8月

- 東京電力が、風評賠償の枠組みを公表。
- 政府は、東京電力に対する賠償の枠組みの説明、意見聴取及び賠償基準の素案作成等について指導。

令和3年8月～

- 政府及び東京電力は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の県庁、漁業、水産加工業、農業、商工・観光業関係者等約160団体に風評賠償の枠組み等の説明を行うとともに、賠償方針の具体化に向けて、以下の項目等を中心に、意見聴取等を実施。
 - ①基準年の設定
 - ②参照する統計データの選択
 - ③ALPS処理水以外の要因の扱い

令和4年9月～

- 政府及び東京電力は、賠償基準の策定等に向けて、風評被害の推認方法や賠償額の算定に係る以下の項目等について、引き続き、関係団体等との調整・意見交換を実施。
 - ①基準年の設定
 - ②参照する統計データの選択
 - ③ALPS処理水以外の要因の扱い
- また、関係団体等から聴取した意見等を踏まえ、業種別の賠償方針を具体化し、きめ細かな情報発信に努めながら、年内を目途にそれぞれの地域・業種の実情に応じた賠償基準を取りまとめて公表。

- 風評被害の推認方法や賠償額の算定方法が、発生した被害の実態に則したのものになっているか、政府も関係団体等の声を聞きつつ検証し、東京電力に対して結果に応じた見直しを指導。
- 賠償金の支払状況を確認し、迅速な賠償が着実に実施されるよう東京電力を随時指導。

対策10：なおも生じる風評被害への被害者の立場に寄り添う賠償

①～③体制の整備・賠償の方針・賠償に関する紛争解決【文部科学省、経済産業省】

これまでの取組

今後1年間の取組

中長期的な取組の方向性

➤ 賠償に関する紛争解決【文部科学省・経済産業省】

～令和4年8月

- 文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、地方自治体及び避難者支援団体等と連携して、広報紙の記事等の作成や説明会を実施。

令和3年8月

- 経済産業大臣は、「和解仲介案の尊重」を掲げた東京電力の第4次総合特別事業計画を認定。

令和4年9月～

- 文部科学省は、ADRセンターやその取組の周知を図るため、以下の取組を実施。
 - 広報チラシの作成、配布
 - 地元広報紙への記事掲載
 - 地元紙への広告
 - 地元のイベント等の様々な機会を捉えた説明会の開催

- 文部科学省は、地方自治体及び避難者支援団体等と連携し、広報紙の記事、チラシ等の作成や説明会を通じて、ADRセンターやその取組の周知を図るための取組を引き続き実施。
- 経済産業省は、個別の損害賠償に関する不服の声が寄せられた場合にはADRセンターを紹介。
- 経済産業省は、東京電力のADRへの対応状況を注視し、和解に向けて最大限努力するよう、東京電力を随時指導。

対策 1 1 : 風評を抑制する将来技術の継続的な追求

① トリチウムの分離技術の第三者評価及び最新技術動向の継続的な把握【経済産業省】

- ▶ トリチウム分離技術については、政府としても、引き続き最新の技術動向について随時調査を行う等、アンテナ高く把握する。
- ▶ 東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」において、トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付・評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行うこととしていることを踏まえ、当該スキームが適切に機能するよう、東京電力を指導する。
- ▶ 現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験等を行い、技術の確立を目指す。

これまでの取組

令和3年5月～

- 東京電力が、ナインシグマグループを活用したトリチウム分離技術の公募調査を実施。（第1期～第3期で、計100件の応募）
- 直ちに実用化できる段階にはないものの、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術を、これまで13件選定。
- 各提案事業者に対して、詳細にヒアリングを行った上で、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を開始。

令和4年3月

- 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。

今後1年間の取組

令和4年9月～

- 引き続き、各提案事業者とともに、実用化に向けた課題や、その解決方法等について、具体的な検討を実施。

令和4年内

- 第三者機関及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査・評価を継続的に実施。

令和5年春

- 国内外の最新動向を確認する経済産業省による委託調査の結果を取りまとめ。

中長期的な取組

- 今後も、第三者機関及び東京電力によるトリチウム分離技術の公募調査は継続的に実施。その中で、将来の実用化に向けて有望な技術については、追加的なデータの取得を求めるとともに、大規模化・安定化等の実証を実施することも検討。
- 今後も、文献調査やヒアリングを通じて、国内外の最新の技術動向を注視。

対策 1 1 : 風評を抑制する将来技術の継続的な追求

② 汚染水発生量の更なる抑制 【経済産業省】

- 今後も汚染水の発生量を可能な限り減少させる取組を継続する。
- 現時点では「完全止水」を実現するには、止水を行う上で原子炉建屋に隣接する土地で大規模な土木工事を行う必要があり、そうした工事に伴って、原子炉建屋内の滞留水が流出するリスクが高いこと等の課題があり、直ちに実施することは困難と考えられるが、廃炉の進捗状況や技術の進展を踏まえながら、検討を進める。

これまでの取組

～令和4年8月

- 地下水バイパス、陸側遮水壁、サブドレン、フェーシング等の重層的な汚染水対策を講じることにより、令和3年度の汚染水発生量は約130m³/日を達成。
- 令和4年6月15日、汚染水処理対策委員会を開催。更なる低減に向けて、既に実施している取組を着実に進めるとともに、建屋流入量の低減策として、施工可能な箇所において局所的な止水対策に取り組むことを東京電力に要求。
- 建屋滞留水の増加及び流出を防止するため、千島海溝津波に対する防潮堤を設置（令和2年9月）したことに加え、全ての建屋について、建屋開口部の閉止を完了。（令和4年1月）
- 日本海溝津波への備えとして、新たな防潮堤設置工事に着手（令和3年6月）し、令和4年2月から防潮堤本体部分の工事に着手。

今後1年間の取組

令和4年9月～

- 汚染水発生量を減少させるべく、地下水位の更なる低下、建屋屋根の補修、陸側遮水壁内側におけるフェーシングを推進。
- 局所的な止水対策として、建屋貫通部と建屋間ギャップ端部の止水を実施するため、施工試験を実施。
- 日本海溝津波防潮堤の設置工事を進め、令和5年度下期の完成を予定。

中長期的な取組の方向性

- 中長期ロードマップに記載されている「2025年内に汚染水発生量を、1日当たり100m³以下に抑制」目標の達成を目指して取組を継続。
- ロードマップ目標を達成以降も、中長期的に汚染水発生量を低減。
- 局所的な止水対策として、まずは3号機を対象とした建屋貫通部と建屋間ギャップ端部の止水を実施。更なる建屋止水を検討。

(報告) 津波対策の進捗状況

日本海溝津波防潮堤設置工事

2.5m盤サブドレン他集水設備の機能移転等工事

2022年9月29日

TEPCO

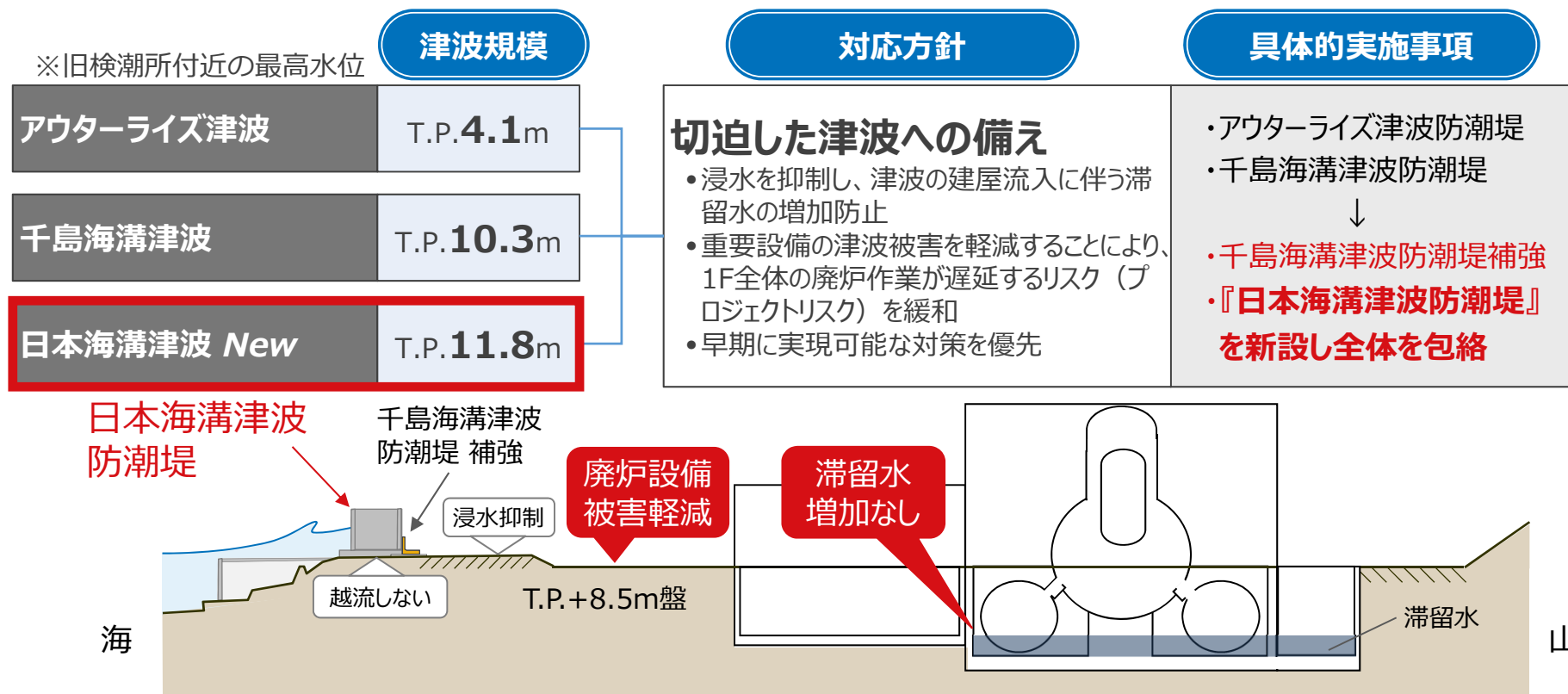
東京電力ホールディングス株式会社

1. 日本海溝津波防潮堤の設置について

■ 実施概要・目的

切迫した日本海溝津波への備えに対応することが必要であり、かつ津波による浸水を抑制し建屋流入に伴う滞留水の増加防止及び廃炉重要関連設備の被害軽減することで、今後の廃炉作業が遅延するリスクの緩和に関して、スピード感を持って対応するため、以下の設備対策を講じる

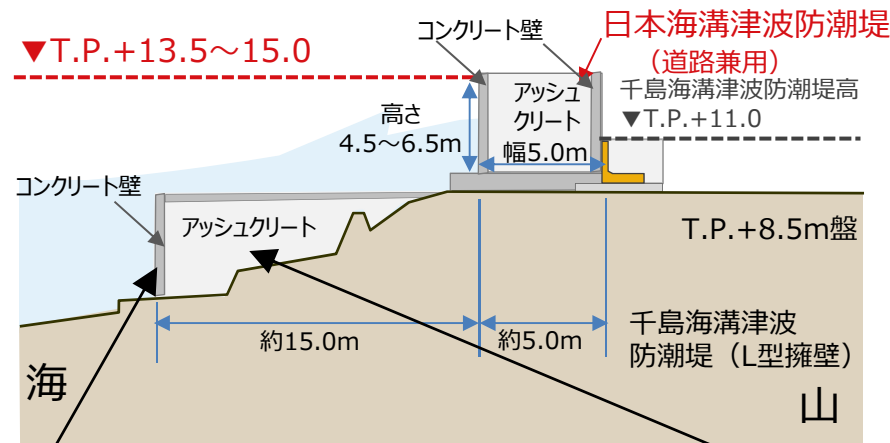
- 千島海溝津波防潮堤の補強工事を先行実施
- その後「日本海溝津波防潮堤」を新規設置



※1-4号機断面イメージ

2. 日本海溝津波防潮堤設置工事の作業状況

- 2021年6月21日 防潮堤設置工事 着工
- 2021年9月14日 コンクリート壁（※1）の基礎工設置開始



<特徴>

※1:垂直盛土を構築するためのコンクリート製壁面材

- 2011年東日本大震災において、東北地方でも大きな損傷もなく健全性を保持した、地震や津波などの自然災害にも強いコンクリート壁（テールアルメ工法）を採用
- コンクリート壁を垂直に設置し、アッシュクリート（※2）で盛土していく施工サイクルを繰り返し、所定の高さの防潮堤まで構築していく
- 盛土材には、メガフロート工事でも使用したアッシュクリートを活用し、環境負荷低減にも配慮

※2:アッシュクリート：石炭灰（JERA広野火力発電所）とセメントを混合させた人工地盤材料

コンクリート壁設置状況



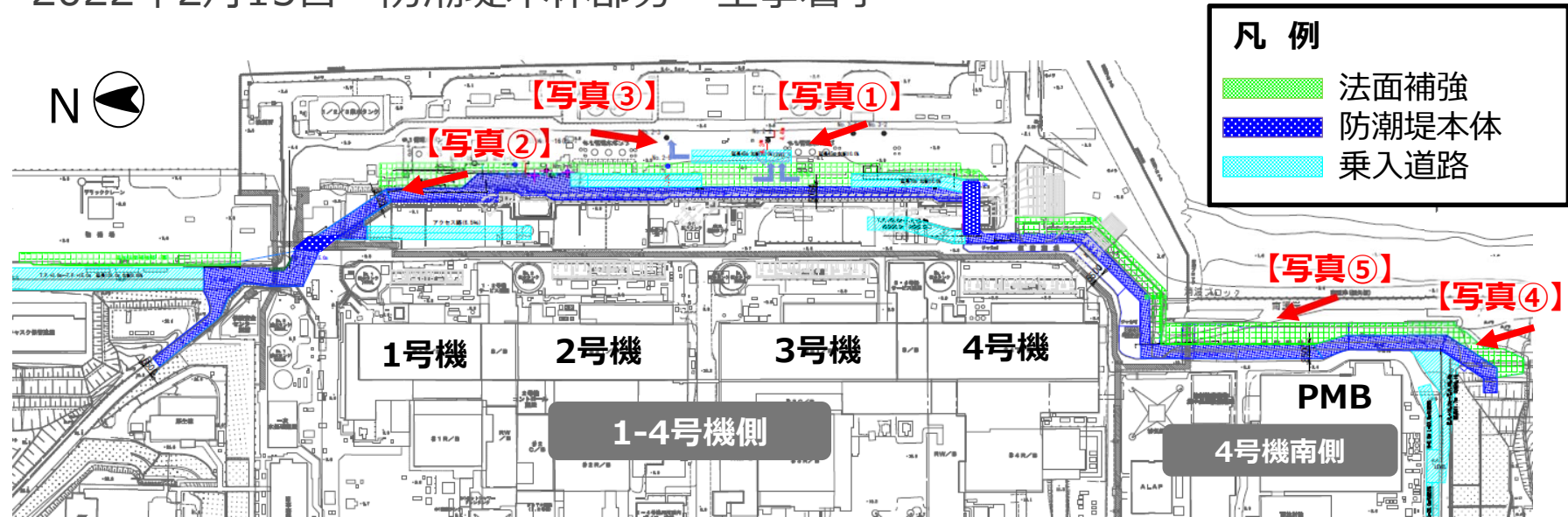
アッシュクリート打設状況



3. 日本海溝津波防潮堤設置工事の進捗状況 (1)

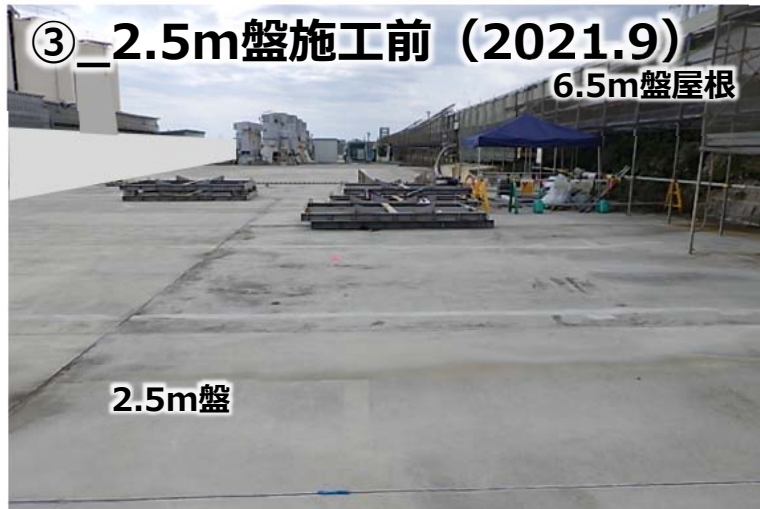


■ 2022年2月15日 防潮堤本体部分 工事着手



4. 日本海溝津波防潮堤設置工事の進捗状況（2）

■ 1-4号機側_補強盛土・本体工事施工進捗



■ 4号機南側_補強盛土・本体工事施工進捗

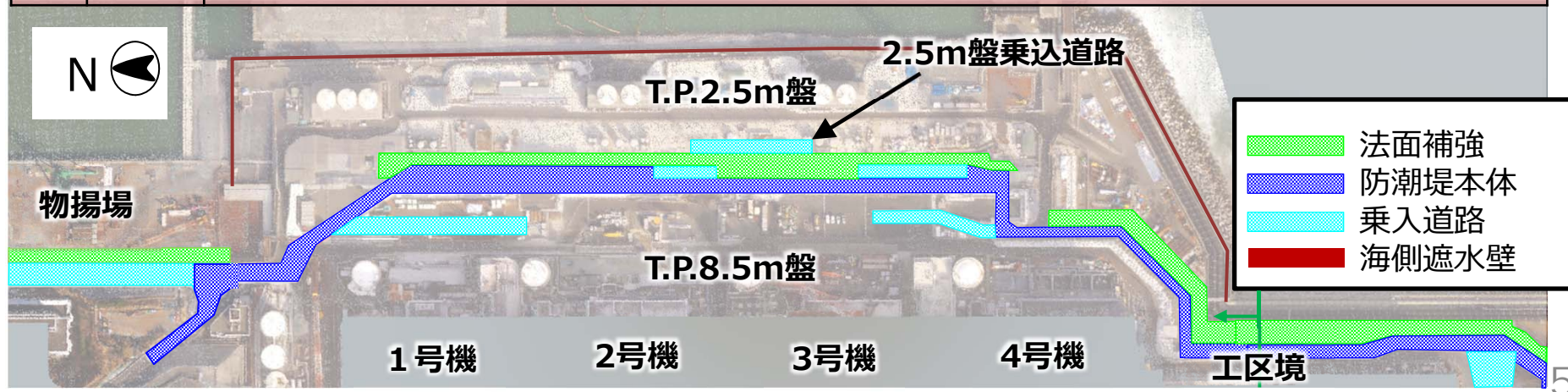


5. 日本海溝津波防潮堤設置工事の進捗状況（3）



2022年09月01日までの実績と今後の予定【1-4号機側工事】

法面補強	実績	<ul style="list-style-type: none"> ○1-4号機東側の2.5m盤法面補強を継続実施中 材料打設量：(実績)約11,200m³／(計画)18,500m³⇒進捗率：約60% ○観測井戸の嵩上げ実施中，北側屋根撤去完了→北側法面補強部の延伸中
	予定	○4号機東側の法面補強工事に着手（2022年10月～）
防潮堤本体	実績	<ul style="list-style-type: none"> ○1-4号機東側のコンクリート壁組立・材料打設を継続中 ○2022年2月に8.5m盤北側着工し，中央部，南側部と順次施工中 材料打設量：(実績)約6,300m³／(計画)21,200m³⇒進捗率：約30%
	予定	○防潮堤本体構築を引き続き継続
乗込道路	実績	<ul style="list-style-type: none"> ○2.5m盤乗込道路の整備を継続実施中 材料打設量：(実績)約900m³／(計画)1,100m³⇒進捗率：約80% ○8.5m盤乗込道路5号の整備を継続実施中 材料打設量：(実績)約800m³／(計画)1,400m³⇒進捗率：約60%
	予定	○乗込道路3号4号に順次着手する。

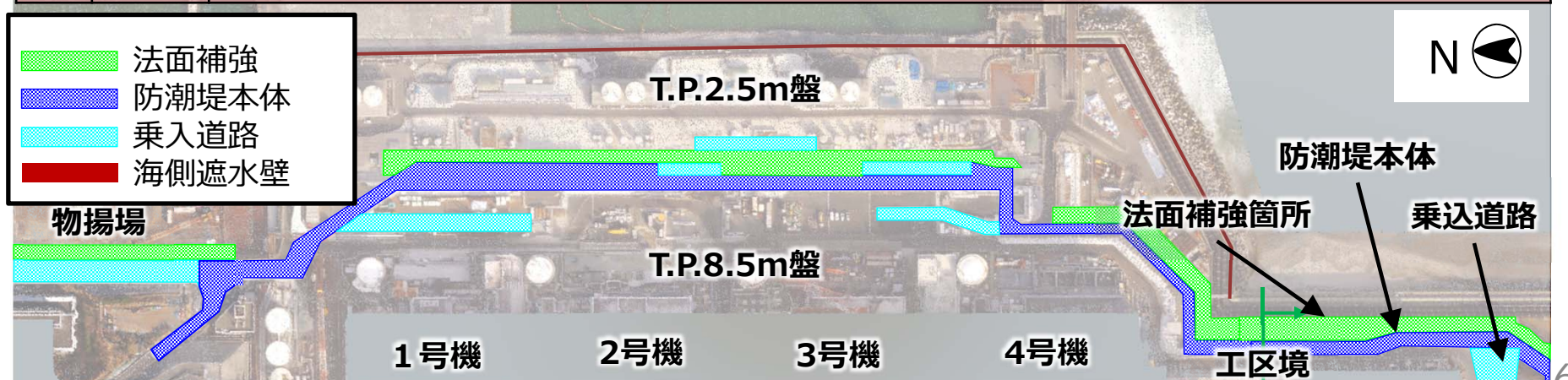


6. 日本海溝津波防潮堤設置工事の進捗状況（4）



2022年09月01日までの実績と今後の予定【4号機南側工事】

法面補強	実績	○2022年6月から法面補強法尻部のフィルターユニットの移設開始 ○旧K排水路の充填完了 ○法面補強基礎工事中
	予定	○順次北側の基礎構築を予定
防潮堤本体	実績	○フラップゲート設置予定箇所前面に仮設のフィルターユニットを設置
	予定	○防潮堤本体は2022年11月から工事開始予定
乗込道路	実績	○未着手（工事開始：2023年7月～）
	予定	○当該箇所は2023年7月から工事開始予定



7. 日本海溝津波防潮堤 今後のスケジュール



- 日本海溝津波防潮堤工事は2021.6月中旬以降に工事着工し、2023年度下期に完成予定である。

	2020年度				2021年度				2022年度				2023年度								
	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q					
日本海溝津波防潮堤																		日本海溝津波防潮堤完成予定▼ ↑			
調査・詳細設計		■																			
1-4号機側 (法面補強)						▼工事着工 ■															
1-4号機側 (防潮堤本体・道路)							■														工事竣工▼
4号機南側 (法面補強)								■													
4号機南側 (防潮堤本体・道路)									■												

※工事工程は、関係工事との細部調整により変動する可能性有り

8. 2.5m盤サブドレン他集水設備の33.5m盤への機能移転等工事（進捗状況） **TEPCO**

- 2021.7月から開始のろ過水タンク西側のエリア整備等の準備工事は、継続して実施している。
- 集水設備設置は、移送用中継タンクを1号TB北側の重油タンクを移設・解体し、その跡地に設置する計画であり、集水設備設置工事に向けた設計を行っており、資材の調達時期を踏まえ、全体工程について確認している。
- 重油タンクについては、2021年度は内部調査を行い、内部にたまり水、残油は確認されなかった。周辺の工事状況及びクレーンの使用状況を踏まえて、重油タンクはその場で部材を切断して解体し、解体材を運搬して、撤去する計画であり、2022.12月から実施していく予定。



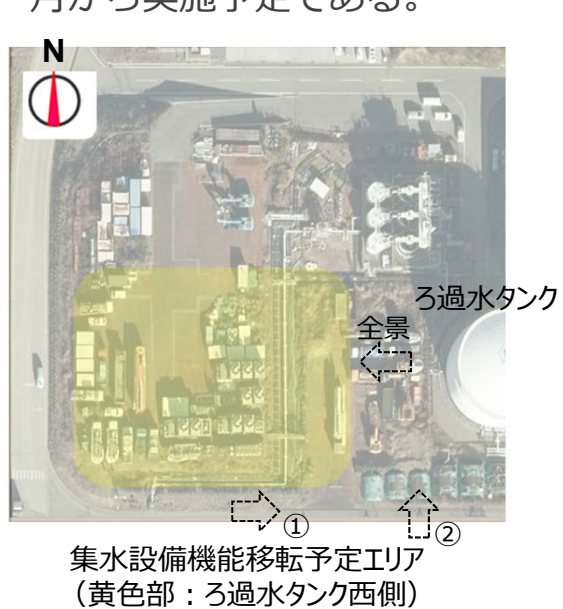
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
エリア整備・地盤改良		[Yellow bar]			
集水設備設置		[Yellow bar]	[Yellow bar]		
集水設備 (既設) 津波対策					[Grey arrow pointing right]
【参考】日本海溝津波防潮堤	▼設置公表 (2020.9)	▼工事着工	[Grey bar]		

※ 撤去、漂流物対策等の津波対策の詳細は今後検討

※ 工事工程に関しては、今後の詳細検討及び日本海溝津波防潮堤工事等との工事調整により変動する可能性あり

9. 2.5m盤サブドレン他集水設備の33.5m盤への機能移転等工事 (進捗状況) **TEPCO**

- 2021年7月から集水設備を移転するエリアの整備に着手した。整備工事は、設備設置対象範囲の埋設ケーブルなどを慎重に確認、移設等を実施し、干渉する原水・ろ過水配管等の移設、切替が完了している。
- 地盤改良工事は、地盤改良深さを確認するための地質調査ボーリングが完了し、現在、地盤改良エリアで支障となる埋設物、配管、ケーブルの撤去等を行っており、地盤改良の資機材（プラント）の設置後、2022年10月から実施予定である。

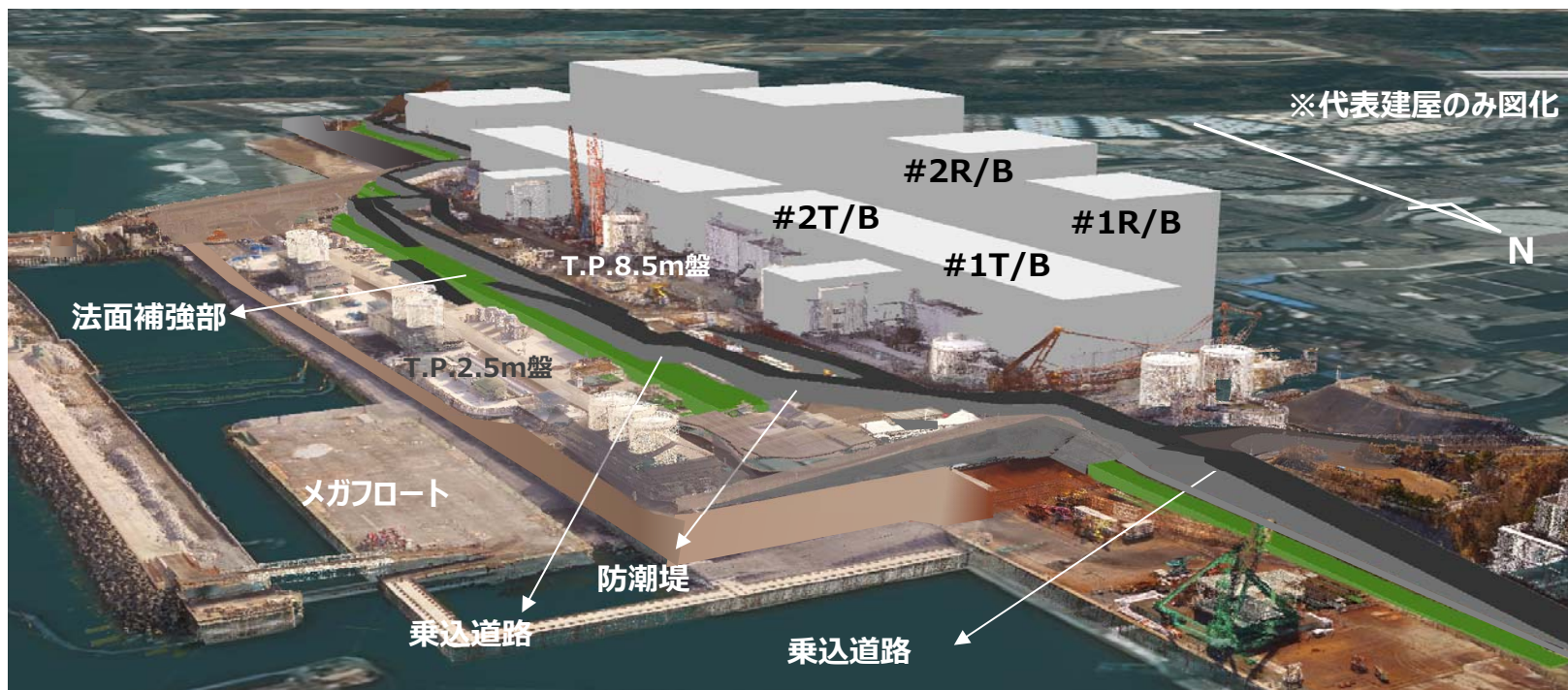
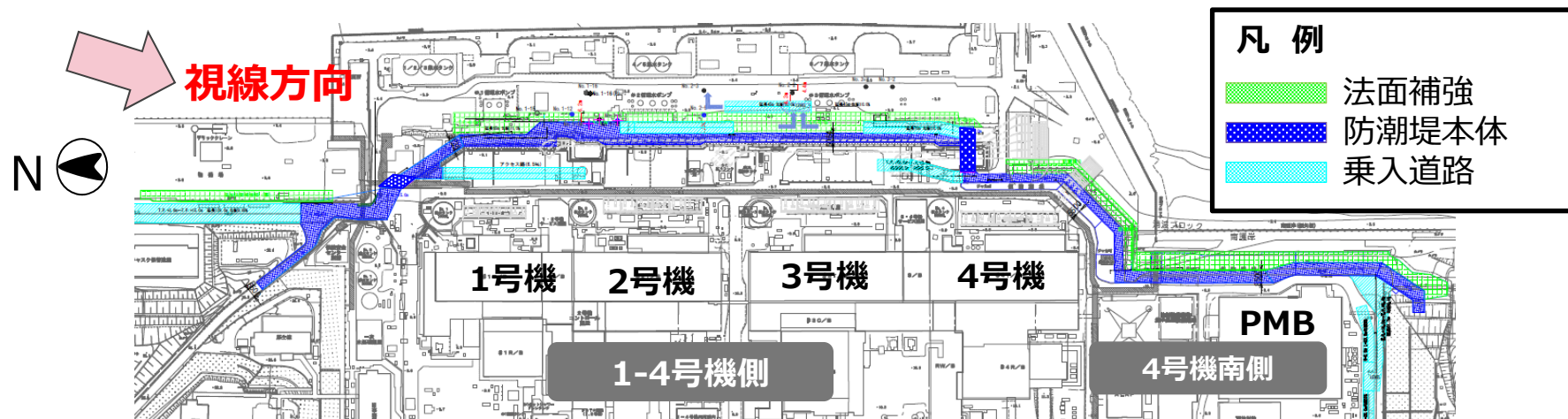


①【配管移設】南側横断面 (施工前：左、切替後：右)



②【配管移設】東側 (施工前：左、切替後：右)

(参考) 日本海溝津波防潮堤 鳥瞰図 (1-4号機エリア) **TEPCO**



(参考) 福島第一原子力発電所における津波対策

特定原子力施設監視・評価検討会
(第83回) 2020年9月14日

■ 各々の津波に対し、その規模や頻度に応じて、対応を実施

※旧検潮所付近の最高水位		津波規模	対応方針	具体的実施事項
アウターライズ津波	T.P.4.1m	スピード	切迫した津波への備え <ul style="list-style-type: none"> 浸水を抑制し、津波の建屋流入に伴う滞留水の増加防止 重要設備の津波被害を軽減することにより、1F全体の廃炉作業が遅延するリスク（プロジェクトリスク）を緩和 早期に実現可能な対策を優先 	<ul style="list-style-type: none"> アウターライズ津波防潮堤 千島海溝津波防潮堤 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> 千島海溝津波防潮堤補強 『日本海溝津波防潮堤』を新設し全体を包絡
千島海溝津波	T.P.10.3m			
日本海溝津波 New	T.P.11.8m			
3.11津波	T.P.15.1m	最適化	既往最大事象への備え <ul style="list-style-type: none"> 汚染水等の放射性物質の流出防止 既往最大事象を考慮した設計（燃料取り出し設備を3.11津波が到達しない高さに設置） 	<ul style="list-style-type: none"> 建屋開口部閉止（津波痕跡に基づく対策の継続）+ 日本海溝津波防潮堤による浸水軽減
検討用津波	T.P.22.6m		より規模の大きい事象への備え <ul style="list-style-type: none"> 動的機器が機能喪失した場合でも余裕時間の間で復旧 汚染源の除去や高台移送で、恒久的な対策を実現 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式設備を用いた対応（建屋健全性確認） 汚染源の除去

津波規模：解析モデル見直し後の再評価結果

(参考) 福島第一原子力発電所における津波想定規模

特定原子力施設監視・評価検討会
(第83回) 2020年9月14日

- 内閣府公表内容や1F現況（最新の沿岸構造物変更等）を踏まえた解析モデルを用いた再評価に伴い、対象津波の規模（津波高さや浸水深等）が変更

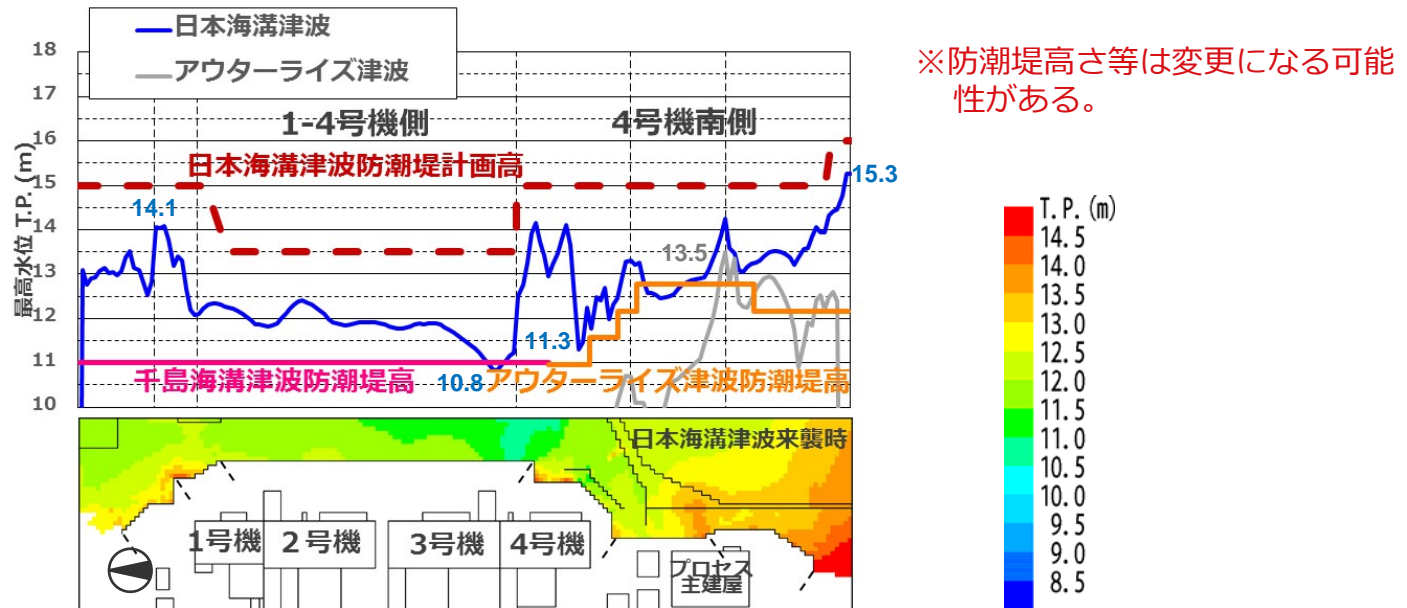
		福島第一原子力発電所における津波想定規模			
		既公表値		再評価後（1F現況地形反映）	
		旧検潮所	設備対策用	旧検潮所付近	設備対策用
切迫性対応	事故後の緊急的対策				
	その後の新知見への対応				
	アウターライズ津波	T.P.+ 3.8 m	T.P.+ 12.7 m	T.P.+ 4.1 m	T.P.+ 13.5 m
	千島海溝津波	T.P.+ 10.1 m	T.P.+ 10.3 m	T.P.+ 10.3 m	-
	日本海溝津波 New	-	-	T.P.+ 11.8 m	T.P.+ 15.3 m
	既往最大事象への備え	T.P.+ 13.3 m	T.P.+ 13.5 m ↑ <痕跡高> 3.11津波実績 ※事故調報告書 <浸水深> T.P.+12.5 ~14.0m	T.P.+ 15.1 m ↑ 3.11津波が仮に再来し、保守的に評価した場合	T.P.+ 13.5 m <変更せず> 3.11津波実績
	既往最大を超える事象への備え	T.P.+ 21.8 m	T.P.+ 24.9 m (敷地北側)	T.P.+ 22.6 m	T.P.+ 25.1 m (敷地南側)

旧検潮所:海側遮水壁北側隅角部付近での最高水位
 設備対策用:防潮堤設置等に算定した鉛直無限壁での最高水位
 (検討用津波:敷地沿岸部(T.P+2.5m盤)での最高水位)

(参考) 日本海溝津波防潮堤の当初計画高 (1-4号機エリア)

- 日本海溝津波防潮堤の現時点での計画高 (赤線) は下図の通りであり、今後の詳細検討で、防潮堤の高さや設置範囲の細部を検討していく予定

－ 防潮堤設置予定位置に鉛直無限壁を仮定し、津波解析からの必要防潮堤高 (最高水位) －

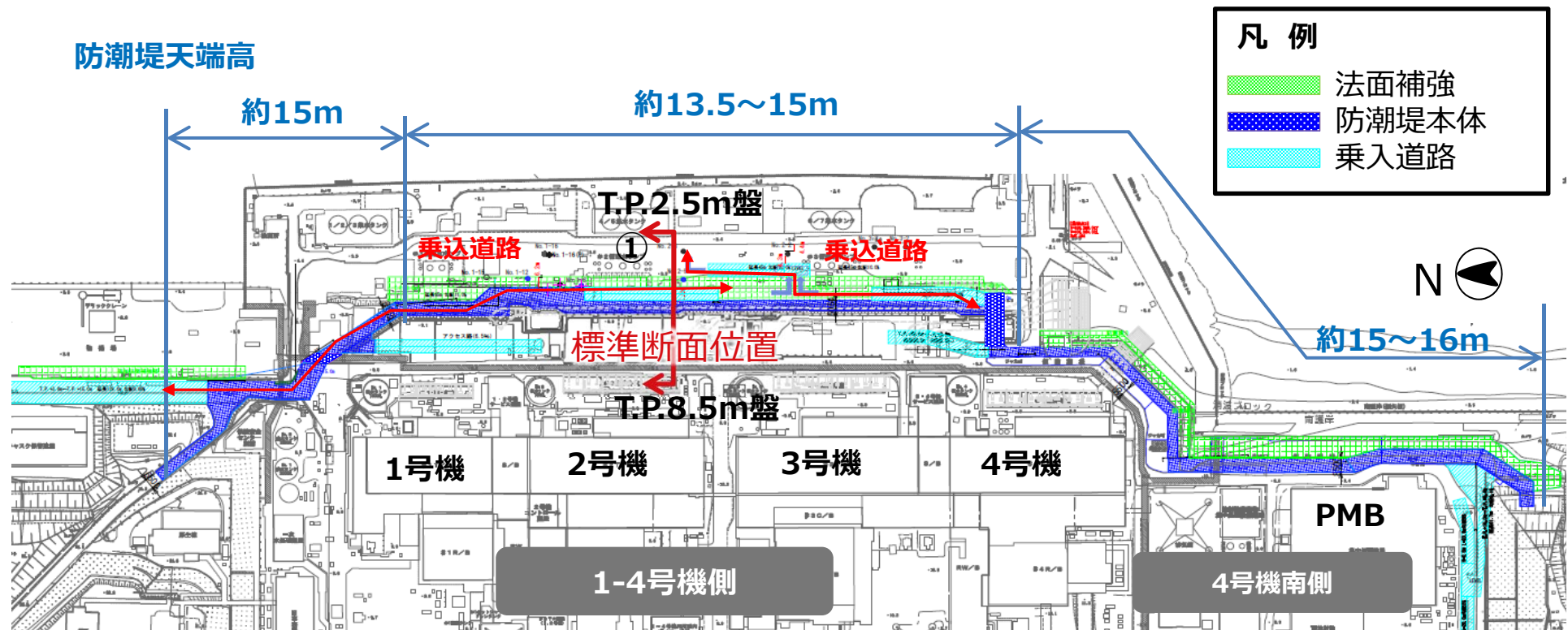


単位:m		1-4号機側	4号機南側
アウターライズ津波	解析結果	—	T.P.9.7~12.7(実施計画) T.P.8.6~13.5(今回評価)
	防潮堤高さ	—	T.P.11.0~12.8(実施計画)
千島海溝津波	解析結果	T.P.10.3	—
	防潮堤高さ	T.P.11.0	—
日本海溝津波	解析結果(今回)	T.P.10.8~14.1	T.P.11.3~15.3
	防潮堤計画高さ*	T.P.約13~15	T.P.約14~16

(参考) 日本海溝津波防潮堤 平面線形案 (1-4号機エリア)



- 廃炉工事全体の進捗に影響を及ぼさないよう、平面・縦断線形の細部を検討
- 日本海溝津波防潮堤は道路として兼用し、交通渋滞解消にも寄与させる。
- 法面補強部上部は今後の1-4号機廃炉工事エリアとして活用していく

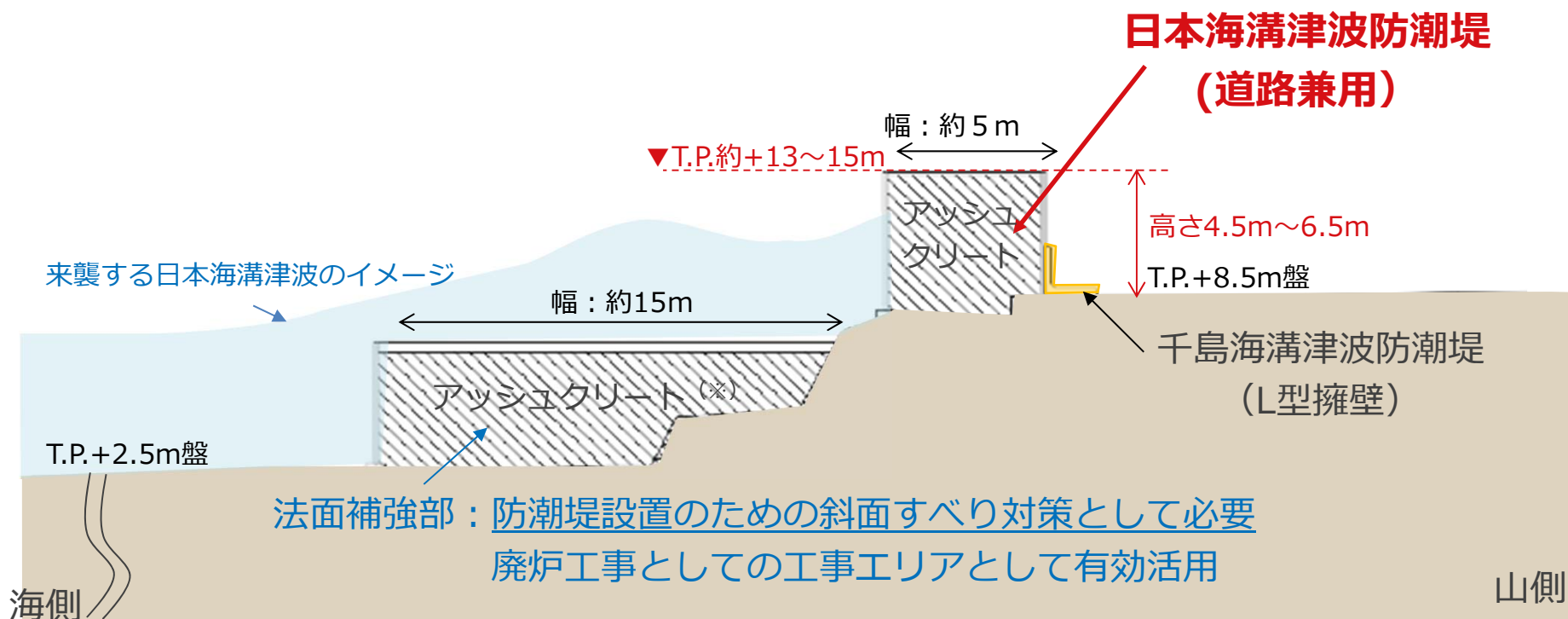


2022.1時点

※今後の施工段階で細部の防潮堤高さ等は変更になる可能性がある。

(参考) 日本海溝津波防潮堤の基本構造案 (1-4号機前面)

- 浸水を抑制し、津波の建屋流入に伴う滞留水の増加防止
- 重要設備の津波被害を軽減することにより、1 F 全体の廃炉作業が遅延するリスク (プロジェクトリスク) を緩和
- 工程短縮を観点に、メガフロート工事で活用中のバッチャープラントを有効活用した構造案 (アッシュクリート※) を採用



1 - 4号機側 標準断面図

※アッシュクリート：石炭灰 (JERA広野火力発電所) とセメントを混合させた人工地盤材料

(参考)日本海溝津波防潮堤 設計方針

- 日本海溝津波防潮堤の検討においては、廃炉工事全体の進捗に影響を及ぼさない防潮堤であることを前提に、浸水を抑制し建屋流入に伴う滞留水の増加防止及び廃炉重要関連設備の被害軽減を図る機能とすることで、今後の廃炉作業が遅延するリスクの緩和に関してスピード感を持って対応できる防潮堤とする
- 上記を踏まえた具体的な設計方針は下表の通り

設計項目	対象津波	
	日本海溝津波	3.11津波
防潮堤高さ	越流させない	越流を許容※2
耐波力	津波高さ（進行波）の3倍の波圧に対して構造安定等を確認	機能維持を確認 (津波エネルギーを減衰し、過大な被害とならないことを確認)
耐震性	耐震Cクラス※1 (1.0C ₁ 水平設計震度k _H =0.2)	機能維持を確認 (東北地方太平洋沖地震相当で極端な沈下や変形が生じないことを確認)
逆流浸水防止	逆流する可能性がある経路について可能な限り閉止するが、完全ドライサイトを指向しない	—

※1 2020年4月の内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」の公表内容では、大熊町・双葉町とも震度4以下と記載されており、敷地に及ぼす地震影響は小さいと想定している。

(想定される地震動は数ガル～数十ガル程度)

※2 防潮堤を越流して堤内が浸水した場合も排水可能なフラップゲート等を設置する。

建屋周辺の地下水位、汚染水発生状況

2022年9月29日

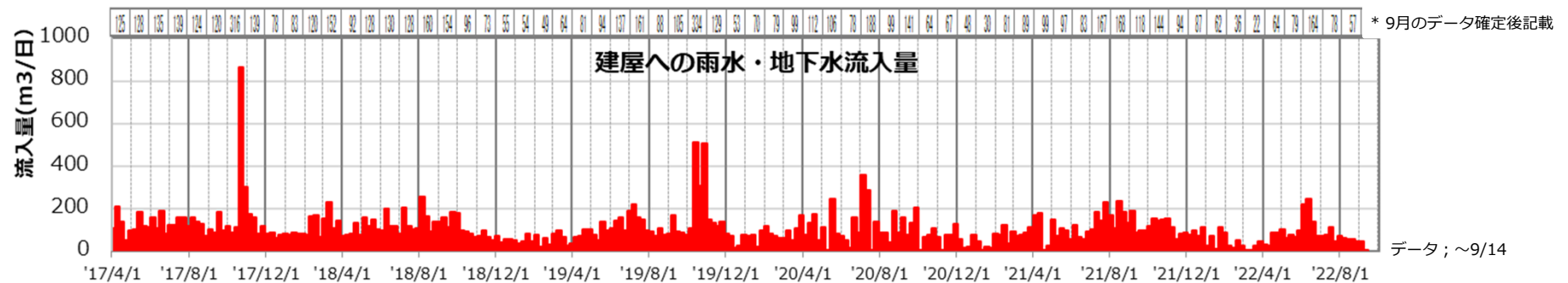
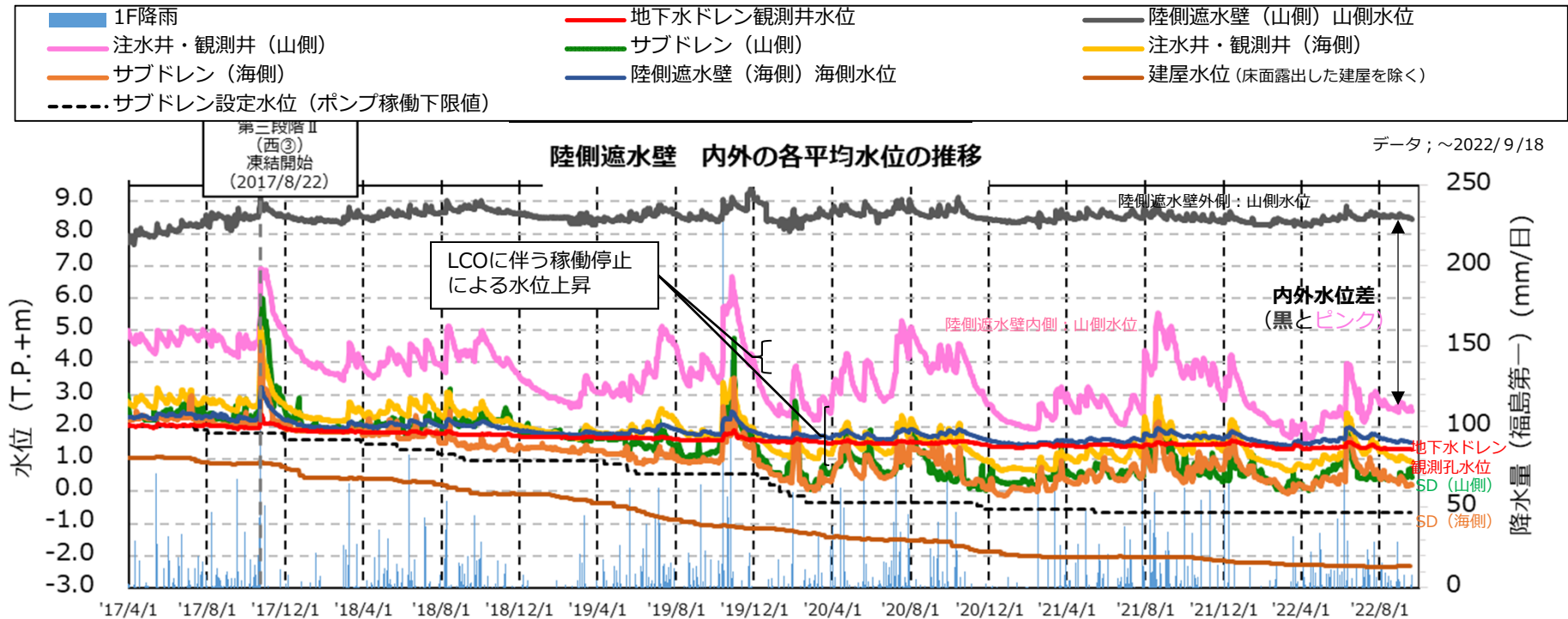
TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 建屋周辺の地下水位、サブドレン等のくみ上げ量について	P 2～3
2. 汚染水発生量の状況について	P 4
3. 1-4号機建屋周辺局所止水の試験実施状況について（速報）	P5～17
参考資料	P18～38

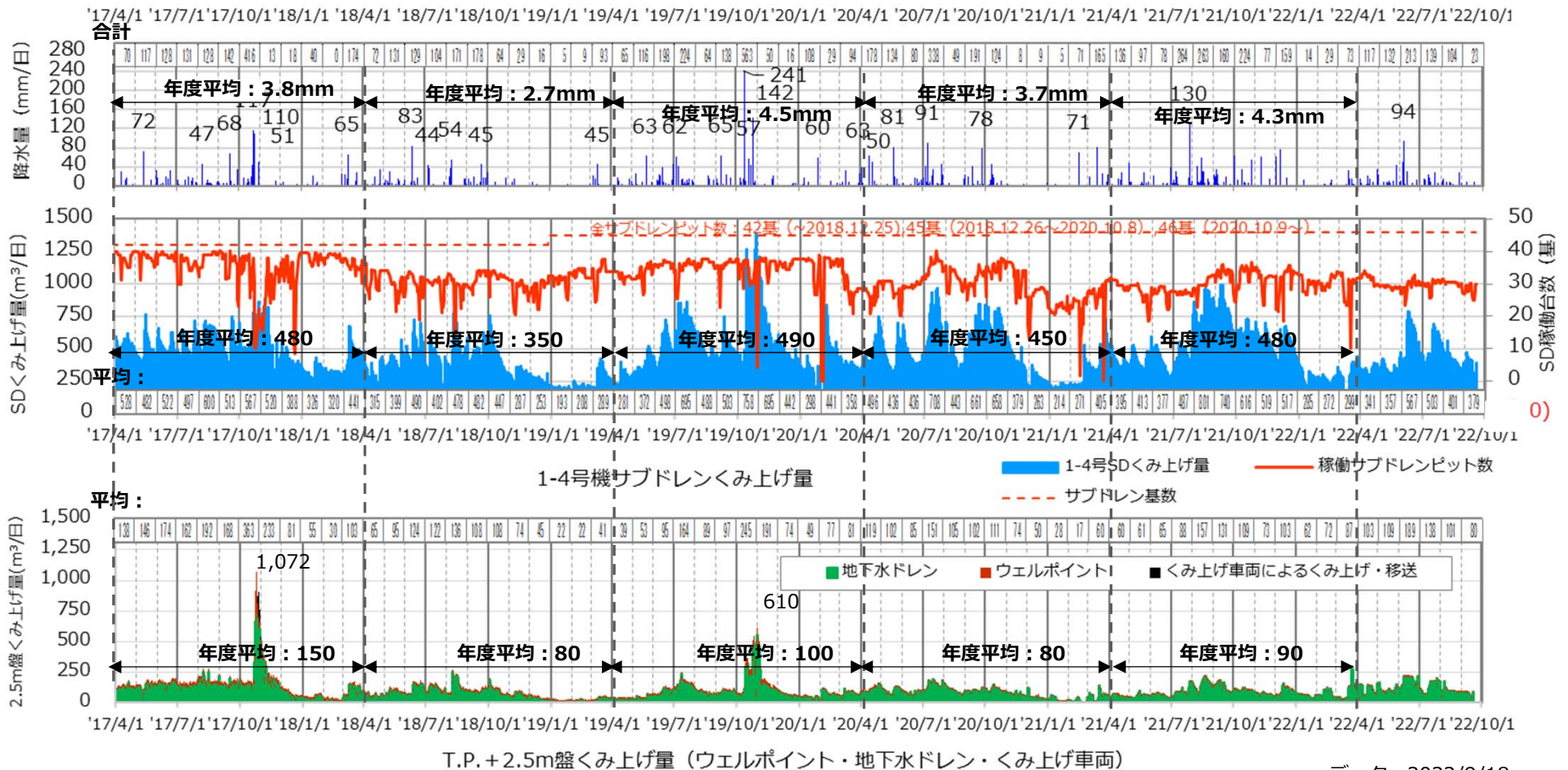
1-1. 建屋周辺の地下水位の状況

- 陸側遮水壁内側エリアの地下水位は山側では降雨による変動があるものの、内外水位差は確保した状態が維持されている。
- 地下水ドレン観測井水位は約T.P.+1.4mであり、地表面から十分に下回っている（地表面高さ T.P.+2.5m）。



1-2.サブドレン・護岸エリアのくみ上げ量の推移

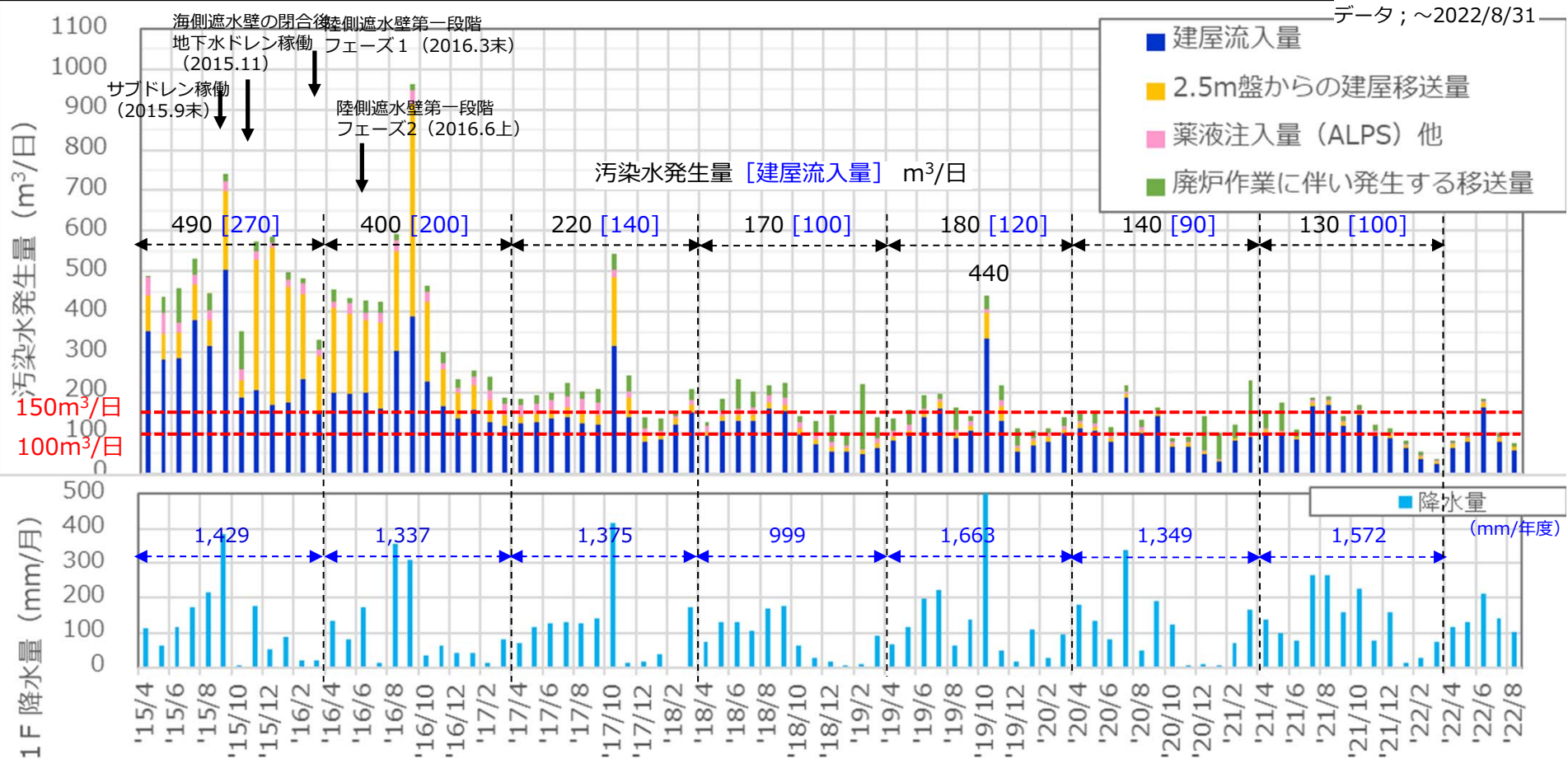
- 1-4号機サブドレンは、降水量に応じて、くみ上げ量が変動している状況である。
- T.P.+2.5m盤くみ上げ量は、T.P.+2.5m盤エリアのフェーシングが完了しており、安定的なくみ上げ量で推移している状況である。



データ ; 2022/9/18

2-1.汚染水発生量の推移

- 2021年度は、降水量が1,572mm（2020年度:1,349mm）であり、平年降水量（1,473mm）よりも多い状況ではあるが、汚染水発生量は約130m³/日であった。
- 2022年度は、6月の降水量（213mm）による建屋流入量の増加に伴う汚染水発生量の増加が確認されたが、7月は降水量：139mm、建屋流入量は約80m³/日、8月は降水量：104mm、建屋流入量は約60m³/日であり、汚染水発生量は、ともに100m³/日を下回る状況である。

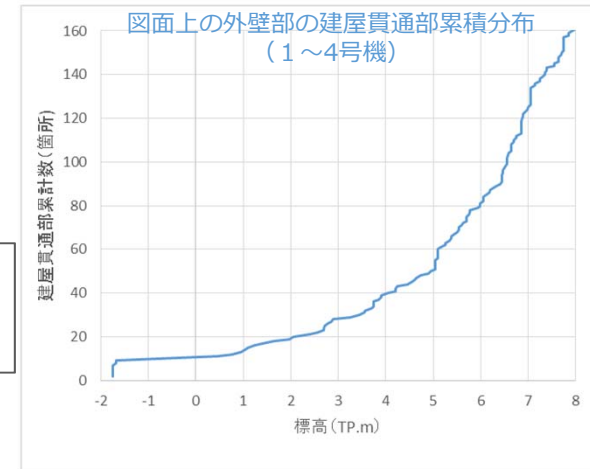
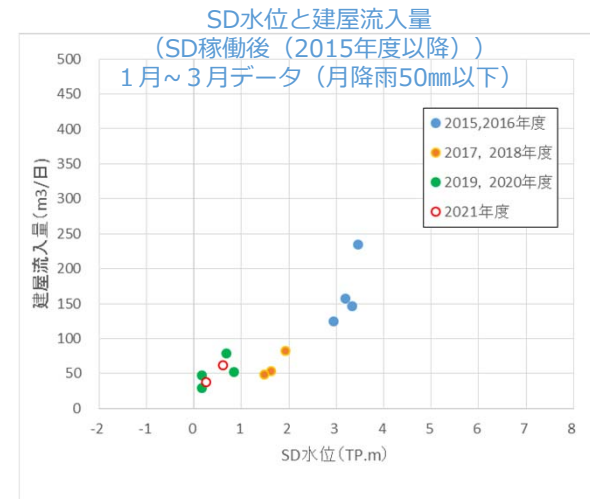
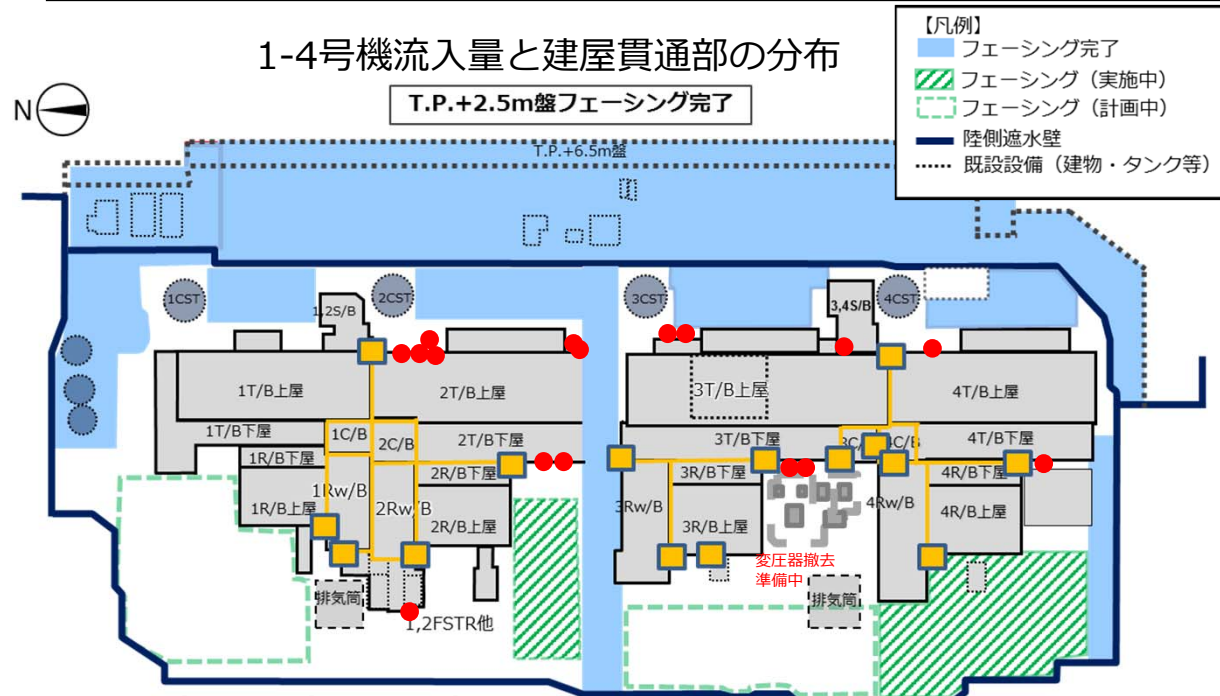


注) 2017.1までの汚染水発生量（貯蔵量増加量）は、建屋滞留水増減量（集中ラド含む）と各タンク貯蔵増減量より算出しており、気温変動の影響が大きいため、2017.2以降は上表の凡例に示す発生量の内訳を積み上げて算出する方法に見直している。よって、2017.1までの発生量の内訳は参考値である。

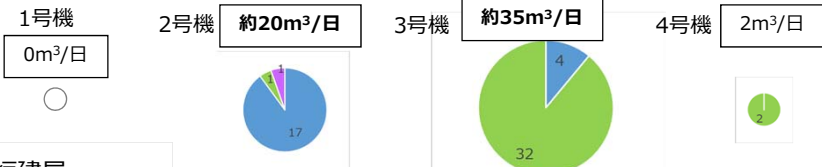
3.1-4号機建屋周辺局所止水の試験実施状況について（速報）

3-1. 今後の建屋流入量抑制対策の検討

- 建屋への流入量は、サブドレン稼働以降、降雨が少ない時期においては、サブドレン水位を低下させてきた事によって低減傾向が確認されている。これは、1-4号機建屋外壁の建屋貫通部（配管、ダクト・トレンチ等）の数が、水位の低下とともに減少していることが要因と評価している。
- 降雨時の一時的な建屋流入量の増加は、1-4号機周辺のフェーシングにより雨水流入対策を進めていく計画である。更なる流入抑制は、残存する配管等の建屋貫通部、建屋間のギャップ（すきま）端部への止水対策を検討する。



少雨期 (2022.2) の建屋流入量



R/B : 原子炉建屋
 T/B : タービン建屋
 Rw/B: 廃棄物処理建屋
 C/B : コントロール建屋

- 深部 (TP.2m以下) 建屋貫通部 (16箇所)
海水配管トレンチ (閉塞済み) 含む
2号機 : 9箇所、3号機 : 5箇所、4号機 : 2箇所
- 建屋間ギャップ端部 (外壁境界部) (15箇所)

3-2-1. 3号機の建屋外壁貫通部止水について

- 3号機への流入量が約60m³/日と最も多いため、3号機の深部（T.P.+2m以深）における建屋外壁貫通部を対象に以下の調査を実施中。

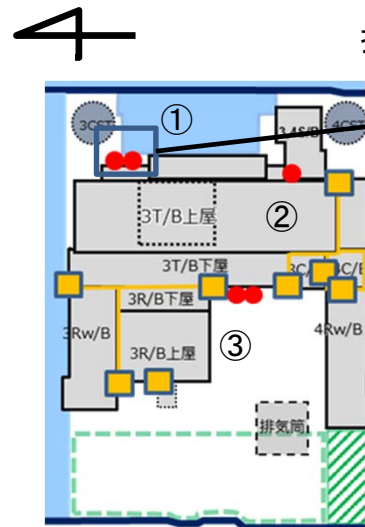
①3号T/B北東部（D/G室建屋外壁貫通部）

- ・地上に張り出した地下階に対して、カメラ調査により建屋内部の配管等の建屋外壁貫通部近傍の雨水・地下水の流れの跡等を確認する。
- ・地上部にSD等関連する設備の移送配管が配置されており、現時点では掘削作業が困難であるため、限定的な範囲で薬液注入時の建屋外壁貫通部の状況をカメラ調査により、確認する。

②3号取水電源ケーブルダクト

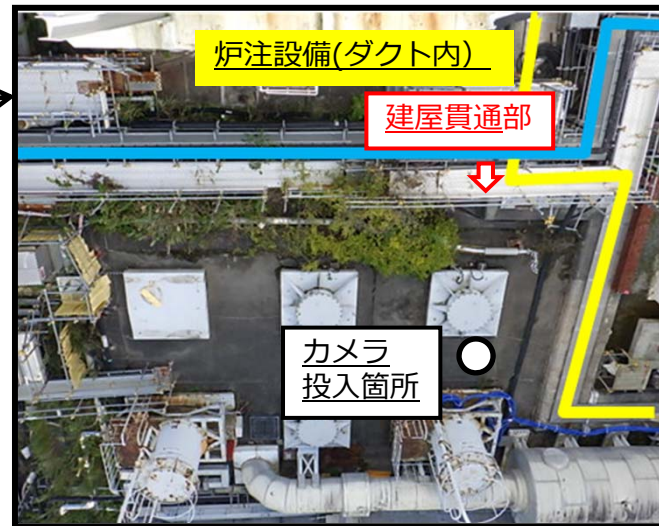
- ・カメラ調査により内部確認を実施し、たまり水が確認できれば抜き取り後、モルタル等で充填を検討する

3号T/B北東部海側状況



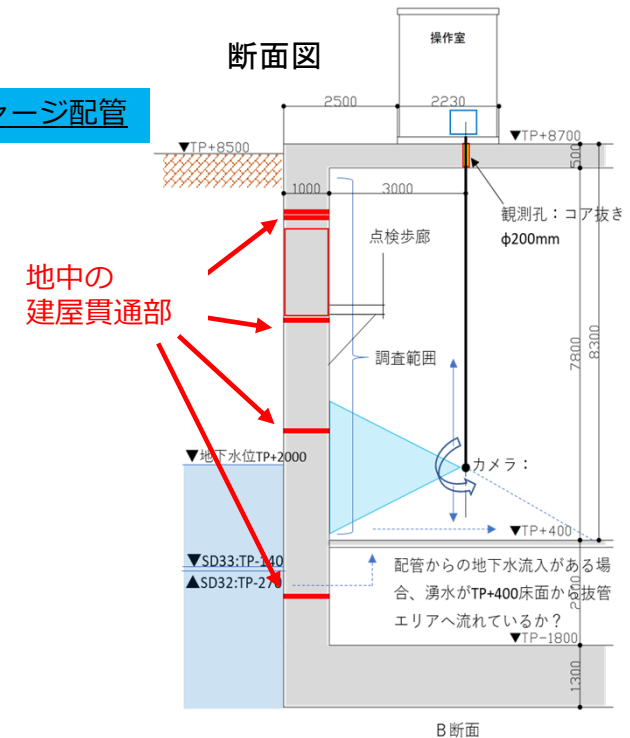
3号機周辺平面図(再掲)

拡大



T/B : タービン建屋

SD、リチャージ配管



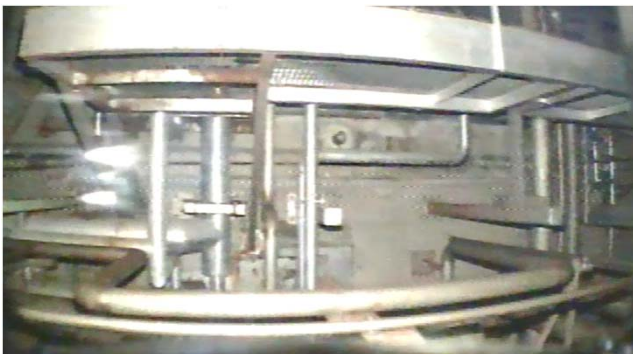
①3号T/B北東部海側状況（D/G室建屋外壁貫通部）

- 3号T/B北東部のD/G室天端スラブを地上部より削孔し、カメラ調査により建屋外壁貫通部の状況などを確認した。
- 東側の外壁貫通部付近T.P.+5m～T.P.+7m付近の配管沿いに多少のにじみが確認された。南側で確認されたにじみは地上部の水溜りからであることが確認されたため排水の対策を行った。
- 今後、外壁部で注入試験を行い、にじみの状況の変化の確認を行う予定であり、建屋外壁貫通部の状況を踏まえて、追加的な止水の可否を検討する。（追加的な止水に関しては、地上部のサブドレン移送配管などのリルートが必要）

東側 T.P.+5m～T.P.+7m付近：多少のにじみ



T.P.+3m～T.P.+5m付近：にじみ無し



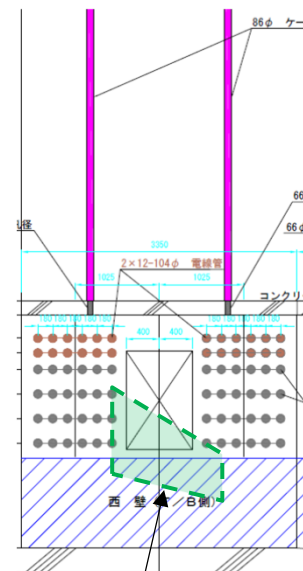
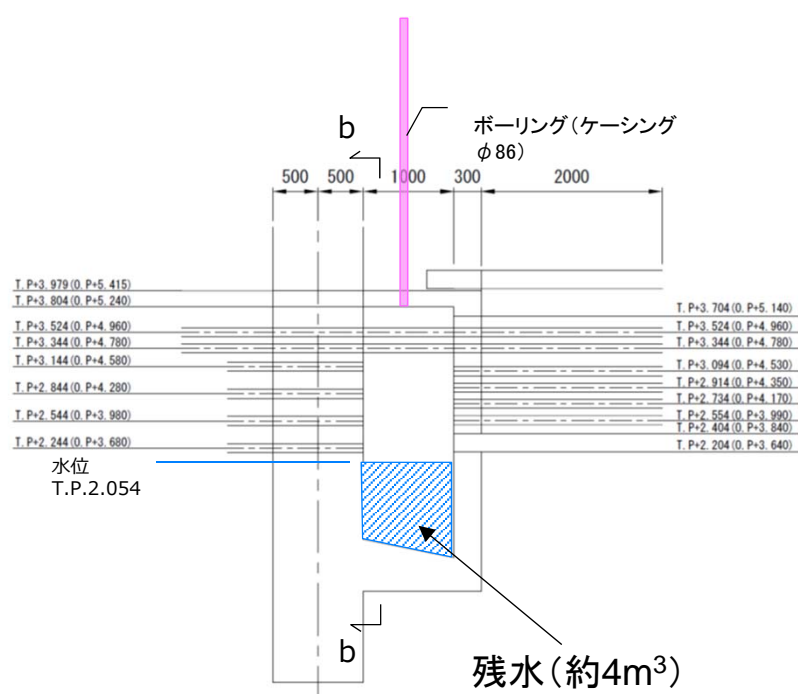
南側側壁（天井貫通部からにじみ）
⇒地上部水溜りあり、ポンプ排水済み



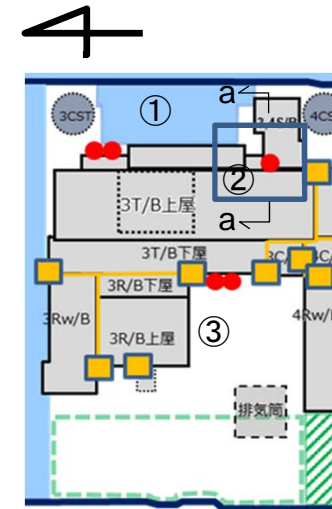
3-2-2. 3号機の建屋外壁貫通部の止水について

② 3号取水電源ケーブルダクト

- 3号取水電源ケーブルダクトの建屋接続部ピット部を地上より削孔し内部を確認。
- 建屋外壁貫通部のケーブルより深部に若干のたまり水が確認されたため、抜き取り後、雨水・地下水の流入が生じているか確認のうえ、内部の充填を検討・実施する予定。



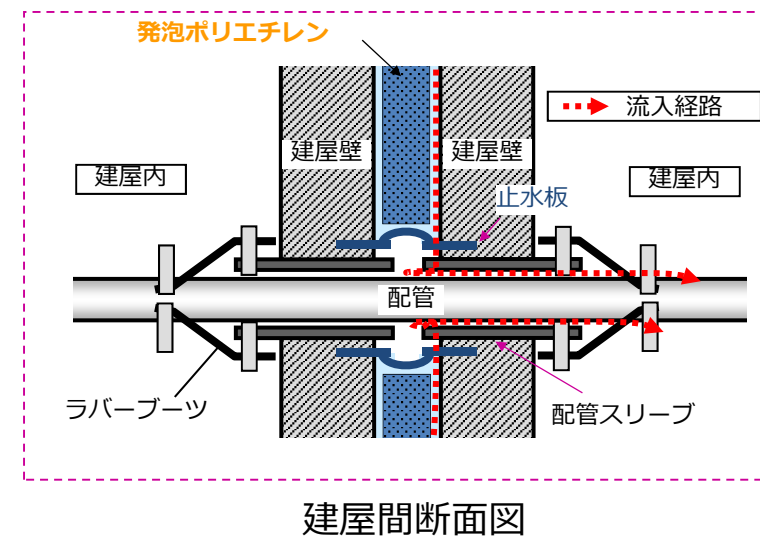
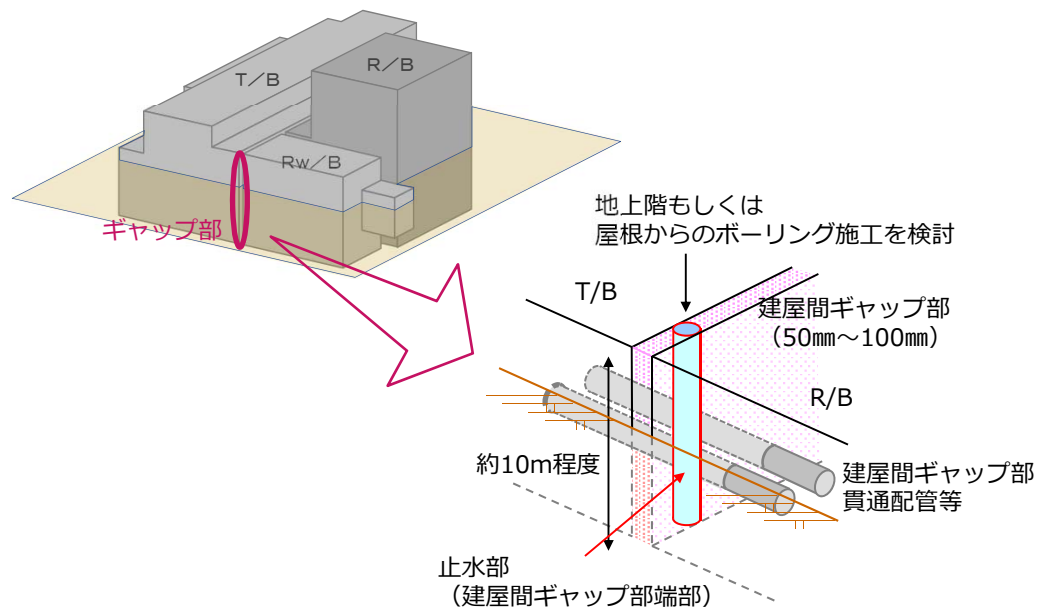
写真範囲



a-a 取水電源ケーブルトレンチ建屋接続部ピット断面図

3-3. 建屋間ギャップ部端部止水について

- 各建屋との建屋間には50～100mmのギャップ（隙間）が存在し、発泡ポリエチレンが設置されている。建屋間ギャップ部には、多数の貫通配管が存在しているため、外壁部から地下水が浸入している可能性が考えられることから、端部に止水部を設置する。
- 建屋間ギャップは、概ね底部に止水板が設置されており、外壁端部の範囲をボーリングで削孔し、削孔箇所にモルタル等で止水部を構築する工法を検討する予定である。



建屋間ギャップ部端部止水イメージ

建屋間ギャップとは？

原子炉建屋周辺の建屋同士を隣接して建設する際に生じる外壁間の50～100mmのスキマの事である。建屋間ギャップ内には、先行建屋外壁に発泡ポリエチレンが設置されており、地下水が地盤側から建屋間ギャップ部に浸入すると配管等貫通部から建屋内に地下水が流入する可能性が考えられる。

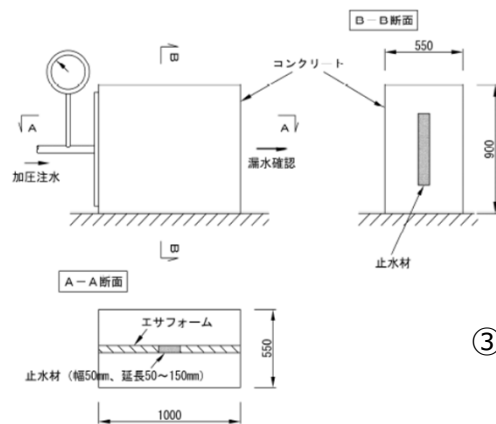


発泡ポリエチレン

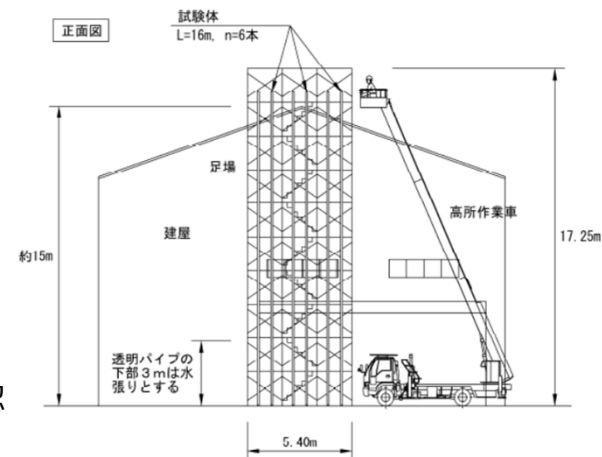
3-3. 建屋間ギャップ端部止水試験について

- 建屋間ギャップ端部止水を行うために下記試験を構外ヤードなどで実施中
 - 止水材として、一般的なモルタル、流動性の高いセメントベントナイト、変形追従性を有するポリブタジエン（樹脂系材料）を選定し、確認試験を行う。
- ①材料透水試験：止水材の止水性を確認
 - ②材料打設試験：10m程度上部より、φ50mmの配管内に打設し、充填状況を確認（複数材料、施工法）
 - ③削孔試験：ギャップ端部に止水部を構築するための削孔方法を確認（複数削孔器先端ビット、施工法）
 - ④総合止水試験：①～③で選定された材料、打設方法、削孔方法で止水部を構築し、止水性を確認する

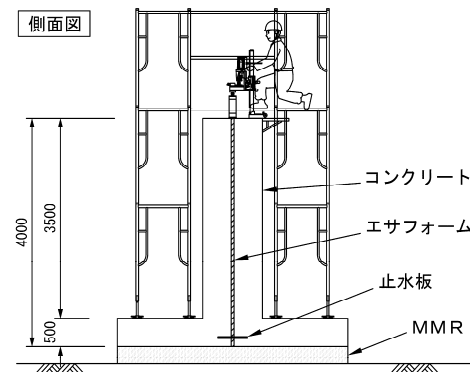
①材料透水試験：止水性の確認



②材料打設試験：各材料の10mの充填性及び施工性を確認。



③削孔試験、④総合止水試験
削孔方法を確認 止水性を確認



3-3-1. ①材料透水試験の実施状況について

- 材料透水試験は、約1m程度の試験体を作成し、材料3種、止水幅3種、施工法2種の18種類の試験に加えて、止水部を構築しない、発泡ポリエチレンのみの試験を行っている。
- 止水部に関しては、発泡ポリエチレン及びコンクリートに囲まれた範囲で構築している。
- 試験の結果、止水部とコンクリートの界面からのにじみ程度が確認された。



写真1. 試験体(加圧側)



写真2. 試験体(下流側)

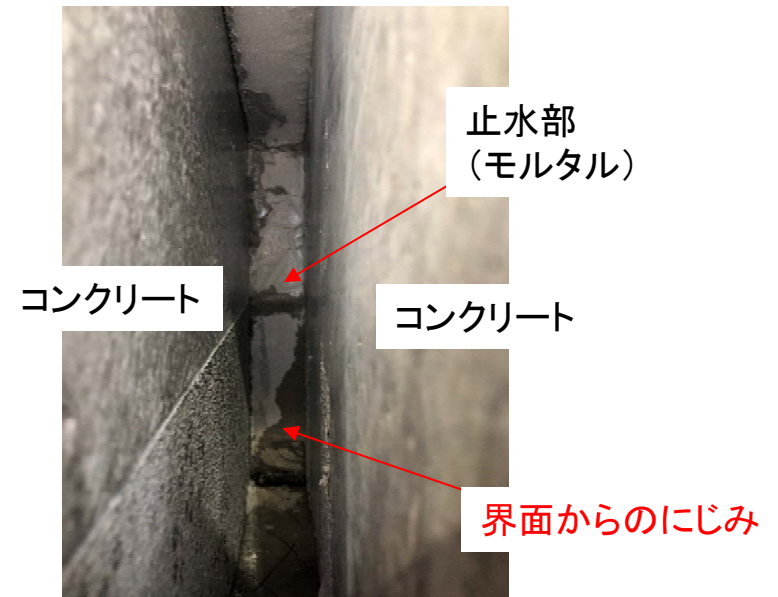
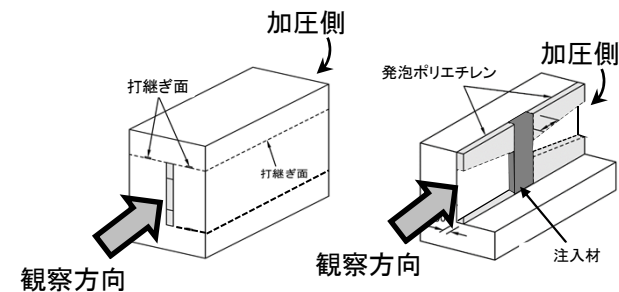


写真3. 試験状況
界面からの漏水確認



3-3-1. ①材料透水試験の実施状況について（速報：流量抑制割合）

- 止水部を構築せず、発泡ポリエチレンのみの通水量からの低減度を指標として各試験を評価した。
- どの止水材においても15cm程度の止水幅があれば、現状の1/100程度の止水性となることが確認された。
- モルタルにおいては、気中・水中打設においても止水性能は十分であり安定している。セメントベントナイトは、気中打設の止水幅5-10cmでは止水性能が十分でないことが確認された（今後要因は確認する予定）。ポリブタジエンは、止水幅が5cmで水中打設時に止水性能が十分でないことが確認された。

発泡ポリエチレン（切欠きなし）の通水量を1としてそれぞれの通水量を比率で表示している

注水圧力 0.02MPa

止水材料 止水材幅	モルタル		セメントベントナイト		ポリブタジエン	
	気中打設	水中打設	気中打設	水中打設	気中打設	水中打設
5cm	1/100 ~	1/100 ~	*	1/50 ~ 1/100	1/10 ~ 1/50	1/1 ~ 1/5
10cm	1/100 ~	1/100 ~	*	1/10 ~ 1/50	1/100 ~	1/100 ~
15cm	1/100 ~	1/100 ~	1/100 ~	1/100 ~	1/100 ~	1/100 ~



* : 試験体を解体する等による充填状況等を確認予定

流量計測は、流量に応じてビュレットまたはタンク内の水位低下量を2分～10分毎に読み取る方法で行っている。

3-3-2. ②材料打設試験の実施状況について

- 材料打設試験は、構外ヤードでφ50mmのパイプを用いて、約10m以上の上部から止水材の打設を行った。
- 材料に関しては3種類、打設手法について3種類について、打設時に底部2mに水がある状態で行った。
- 手押しポンプ打設はホース先端が液面下部1m程度になるように、自由落下打設は10m程度上部から、電動ポンプは配管底部にホース先端を固定してそれぞれ打設した。
- 自由落下打設では一部の材料で材料分離などを生じる結果が確認された。

試験（全景）



写真1. 足場設置状況
(足場背面側にアクリルパイプを設置)

試験状況（下端部）



写真2: ポリブタジエン
自由落下



モルタル
電動ポンプ



ポリブタジエン
電動ポンプ

3-3-2. ②材料打設試験の実施状況について

- 打設速度をゆっくりとすることを指向し、当初、手押しポンプで打設を行ったが、手押しポンプでは、材料の押し出し不足による材料分離の発生、または、打設時間の経過と共に材料の押し出しが一部できない結果となった。
- 水中への自由落下打設では、材料が水に入った際に材料分離し、品質に問題がある可能性がある。
- 電動ポンプに変更し打設する事で、すべての止水材で打設可能であることが確認された。
- 現場については、地下水流速による止水材の流出リスクがあるため、打設面の確認方法を今後検討する。

試験ケースと打設状況結果

材料 \ 打設方法	手押しポンプ (ホース下端)	自由落下 (高さ10m程度から水深2mの水中に投入)	電動ポンプ (ホース下端)
	管内水(10m中2m) あり		
無収縮モルタル	× 6.5mで打設停止	△	◎
セメントベントナイト	× 9.7mで打設停止	△	◎
ポリブタジエン	× 1.1mで打設停止	△	○

- ：打設可能
- △：打設完了したが打設中の目視にて、品質に問題がある可能性あり
- ×：途中で打設不可

3-3-3. ③削孔試験の実施状況について

- 削孔試験は、約4m程度の高さから、50mmの発泡ポリエチレンに止水部を構築する削孔方法を複数種類で確認する予定である。
- 削孔試験に関しては、建屋壁（コンクリート：硬質）と発泡ポリエチレン（軟質）が混在した箇所を鉛直方向に精度よく施工可能かどうか、構外にて施工試験を行う。
- 特に、材料透水試験で確認されたように、界面境界が弱部になる可能性があるため、アスファルト防水の撤去が可能かどうかについても確認していく予定

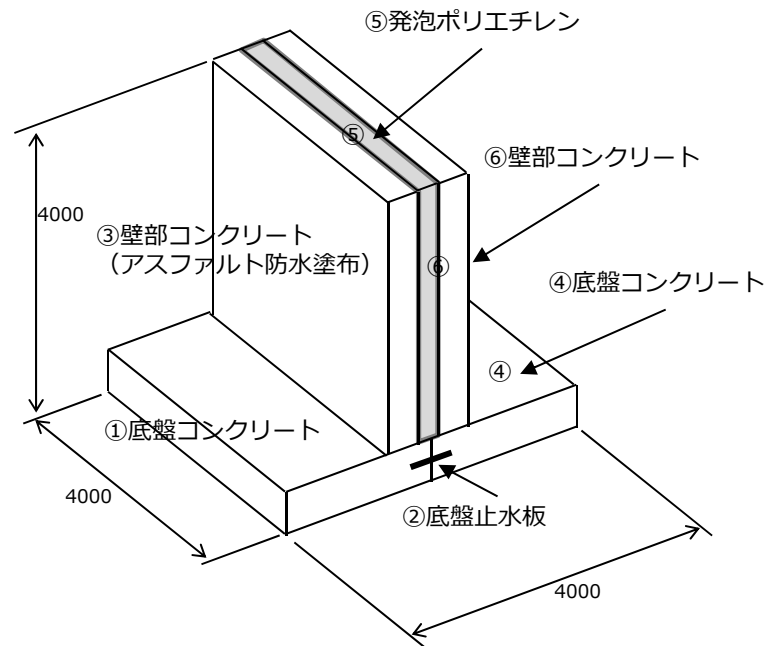


写真1. 試験体構築完了

- 建屋間ギャップ端部止水試験については、今後、削孔試験を実施の上、止水材を充填可能な削孔方法を検討していく。
- その上で、総合止水試験で止水性を確認する予定。

- 建屋外壁貫通部に関しては、カメラ調査の結果を踏まえて、D/G室建屋外壁貫通部に対する追加の止水の有無の要否、3号取水電源ケーブルダクトに関しては、充填方法を検討する。

- ギャップ端部止水に関しては、削孔方法、打設方法について試験を踏まえて検討していく予定である。現場への適用に関しては、止水材が流出するリスクが考えられ、それらを確認するために、5, 6号機において、ギャップ端部止水の施工試験の実施について検討する。実機での、地下水流速などの計測、止水材打設時の打設面の確認をする事で、1-4号機の現場に適用する配合及び施工管理項目の検討を行う。

- また、現地で確認された課題に関しても、必要に応じて室内試験などを合わせて実施していく事で、1-4号機への現場適用を今後目指していく。

【参考】 地中温度分布および
地下水位・水頭の状況について

【参考】 1-1 地中温度分布図 (1号機北側)

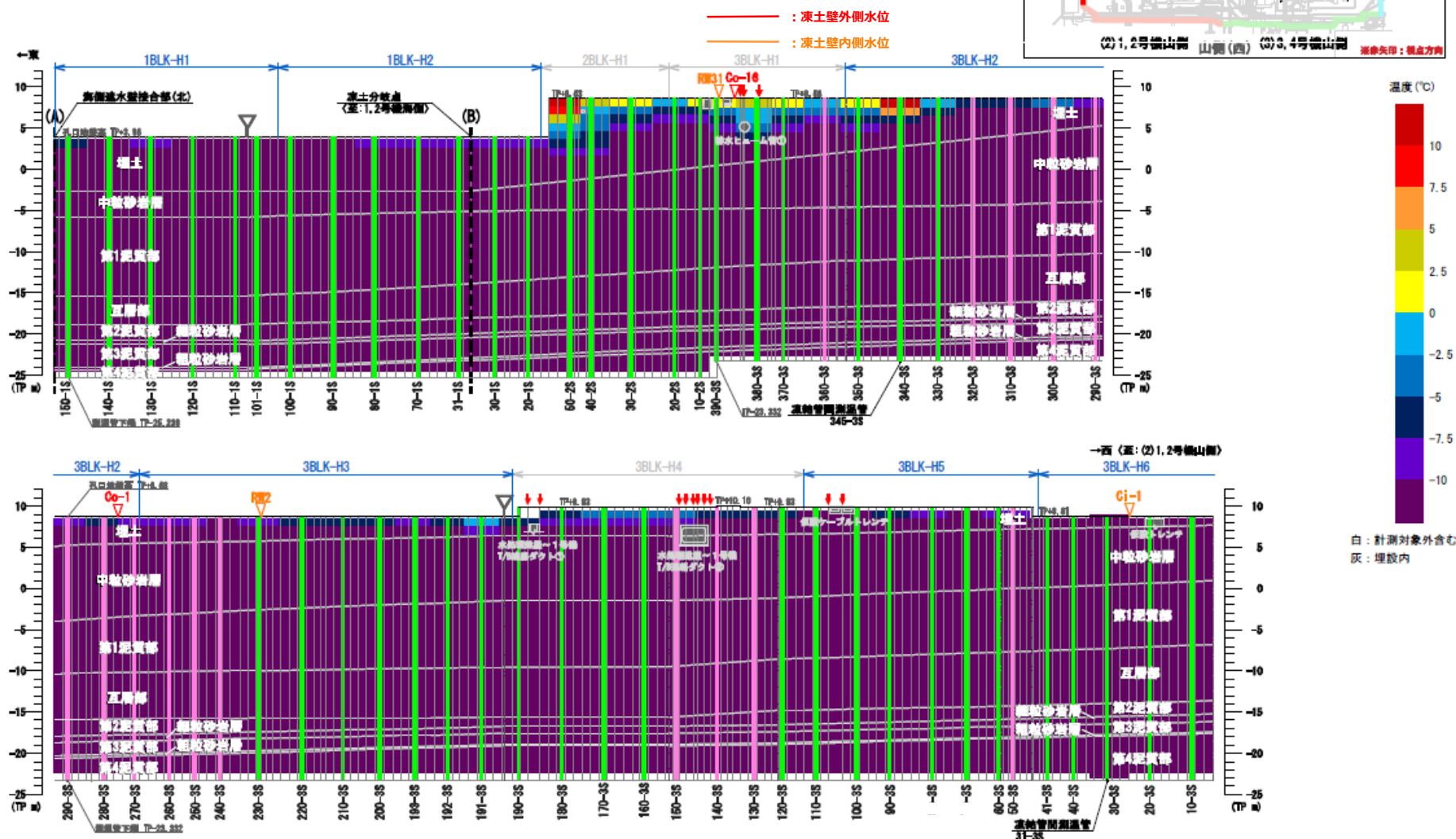
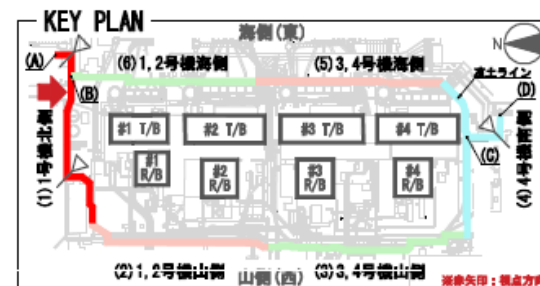
■ 地中温度分布図

(1) 1号機北側 (北側から望む)

(温度は9/13 7:00時点のデータ)

凡例

■ (緑)	測温管 (凍土ライン外側)	▽ (赤)	RW (リチャージウエル)
■ (紫)	測温管 (凍土ライン内側)	▽ (白)	Cl (中粒砂岩層・内側)
■ (赤)	埋設部凍結管	▽ (赤)	Co (中粒砂岩層・外側)
— (赤)	凍土壁外側水位	▽ (白)	凍土折れ点
— (紫)	凍土壁内側水位	↔ (赤)	ライン稼働範囲
		↔ (紫)	ライン停止範囲



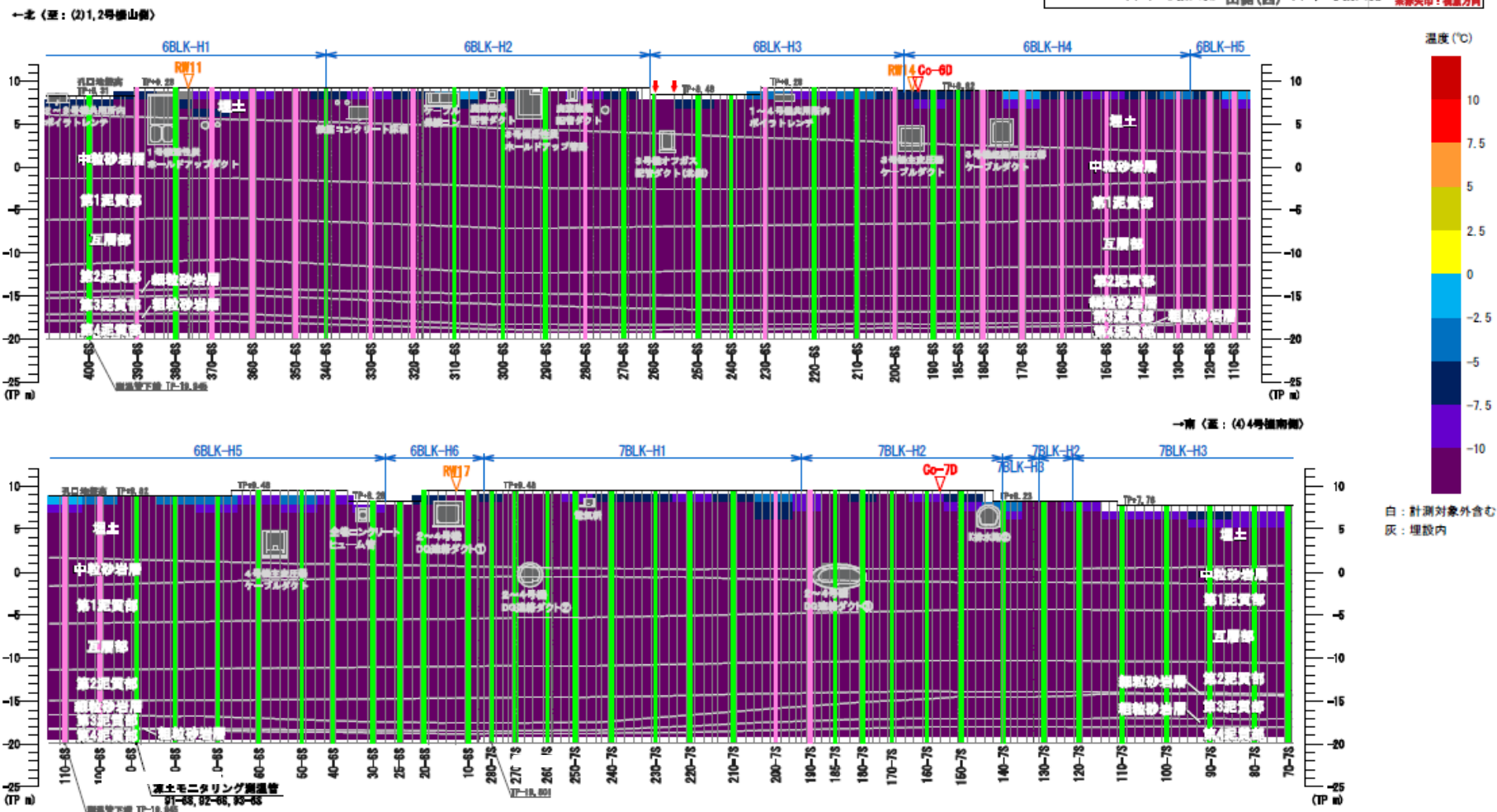
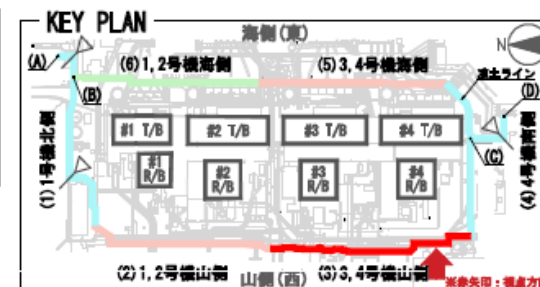
【参考】 1-3 地中温度分布図 (3・4号機西側)

■ 地中温度分布図

(3) 3,4号機山側 (西側から望む)

(温度は9/13 7:00時点のデータ)

- 凡例
- : 測温管 (凍土ライン外側)
 - : 測温管 (凍土ライン内側)
 - ↓ : 複列部凍結管
 - : 凍土壁外側水位
 - : 凍土壁内側水位
 - ▽ : RW (リチャージウェル)
 - ▽ : CI (中粒砂岩層・内側)
 - ▽ : Co (中粒砂岩層・外側)
 - ▽ : 凍土折れ点
 - ↔ : プライン積層範囲
 - ↔ : プライン停止範囲



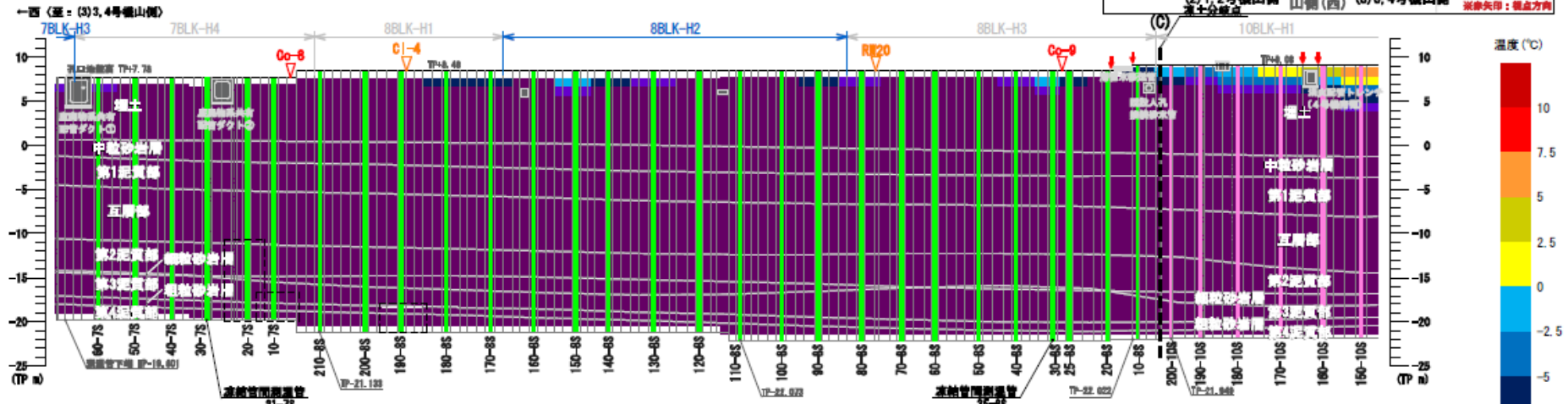
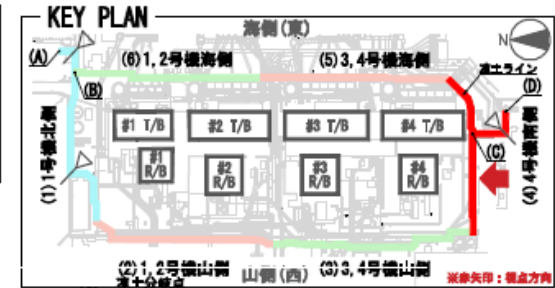
【参考】 1-4 地中温度分布図（4号機南側）

■ 地中温度分布図

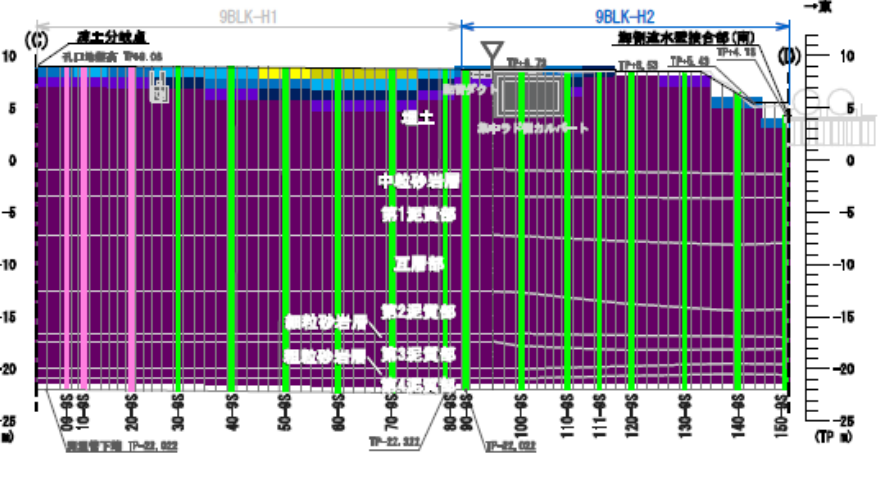
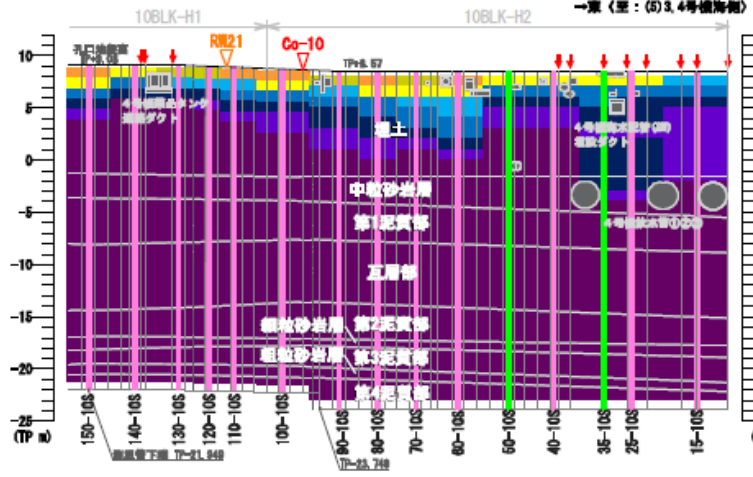
(4) 4号機南側（南側から望む）

（温度は9/13 7:00時点のデータ）

- 凡例
- : 測温管（凍土ライン外側）
 - : 測温管（凍土ライン内側）
 - : 複列部凍結管
 - : 凍土壁外側水位
 - : 凍土壁内側水位
 - ▽ : RW（リチャージウェル）
 - ▽ : CI（中粒砂岩層・内側）
 - ▽ : Co（中粒砂岩層・外側）
 - ▽ : 凍土折れ点
 - : プライン接続範囲
 - : プライン停止範囲



注：点線内は凍土壁中心より1.3mの地点を計測



白：計測対象外含む
灰：埋設内

【参考】 1-5 地中温度分布図 (3・4号機東側)

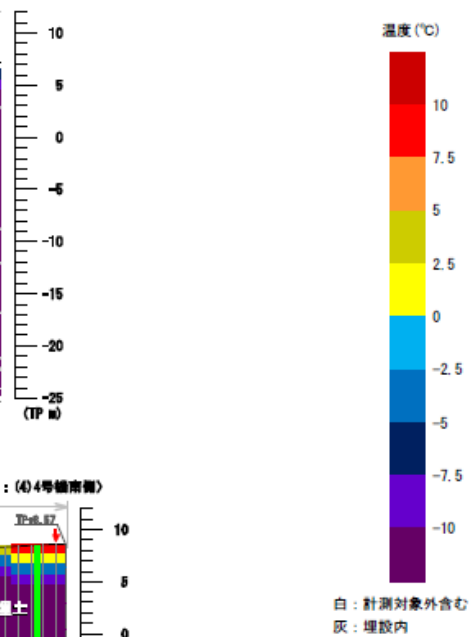
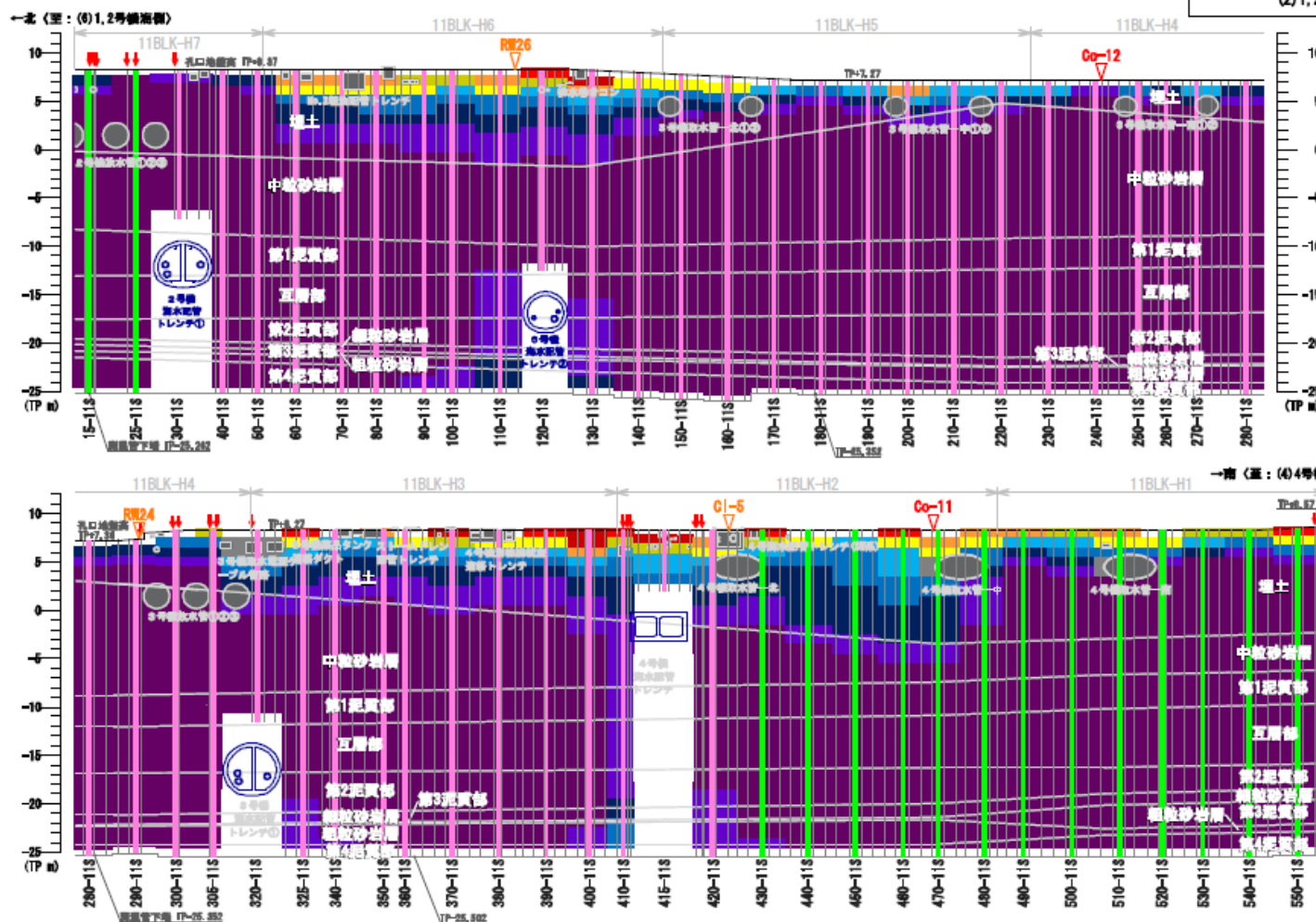
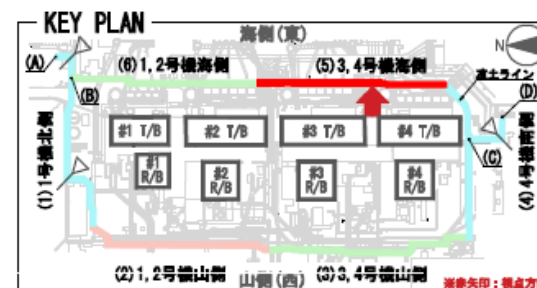
■ 地中温度分布図

(5) 3, 4号機海側 (西側: 内側から望む)

(温度は9/13 7:00時点のデータ)

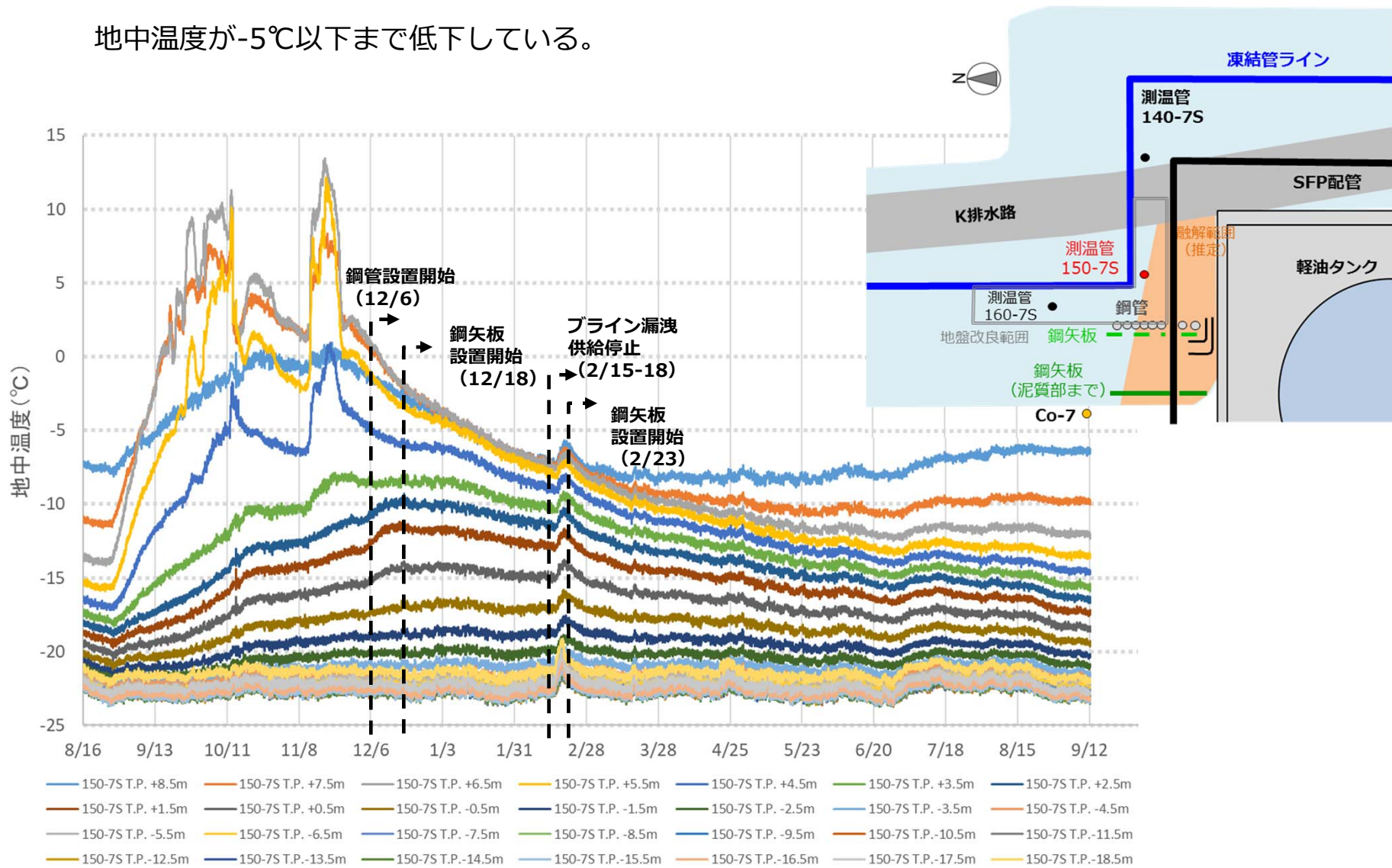
- 凡例
- 測温管 (凍土ライン外側)
 - 測温管 (凍土ライン内側)
 - 複列部凍結管
 - 凍土壁外側水位
 - 凍土壁内側水位
 - ▽ : RW (リチャージウェル)
 - ▽ : CI (中級砂岩層・内側)
 - ▽ : Co (中級砂岩層・外側)
 - ▽ : 凍土折れ点
 - ↔ : プライン稼働範囲
 - ↔ : プライン停止範囲

— : 凍土壁内側水位
— : 凍土壁外側水位



【参考】 1-7 測温管150-7 Sの温度状況

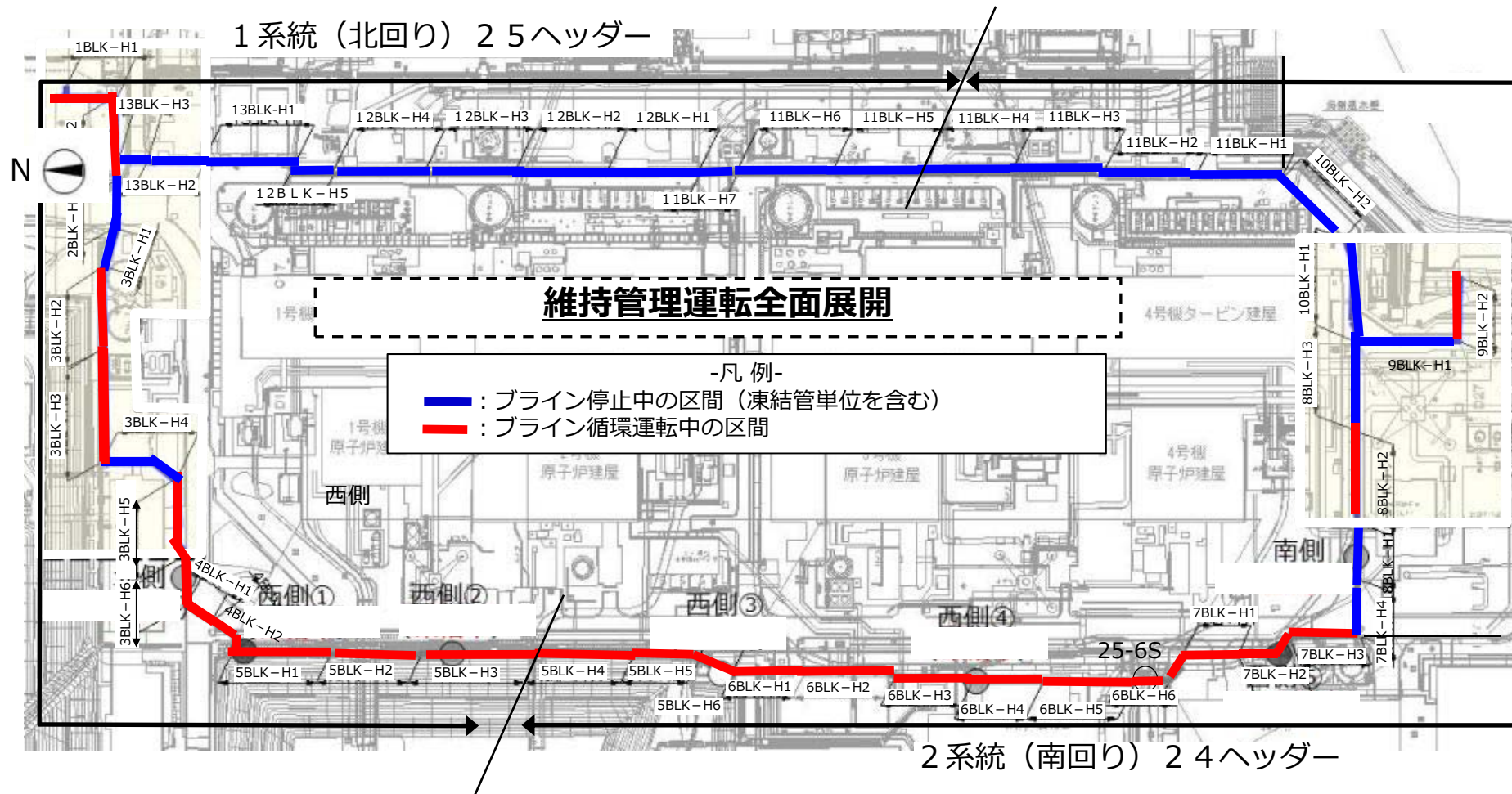
- 地中温度が0℃以上まで上昇が確認された表層部T.P.+8.5m～T.P.+4.5mについては、地中温度が-5℃以下まで低下している。



測温管150-7 S経時変化 (9/12 7:00時点)

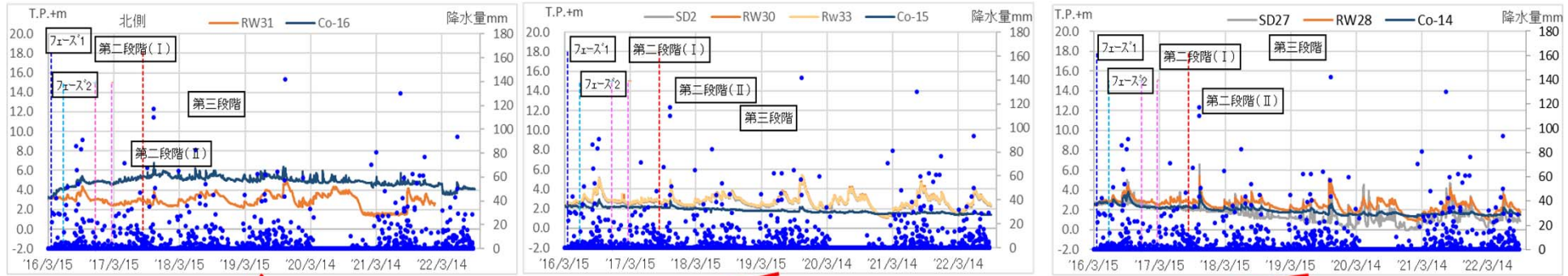
【参考】 1-8 維持管理運転の状況 (9/13時点)

- 維持管理運転対象全49ヘッダー管（北回り1系統25ヘッダー、南回り2系統24ヘッダー）のうち25ヘッダー管（北側4, 東側16, 南側5, 西側0）にてブライン停止中。

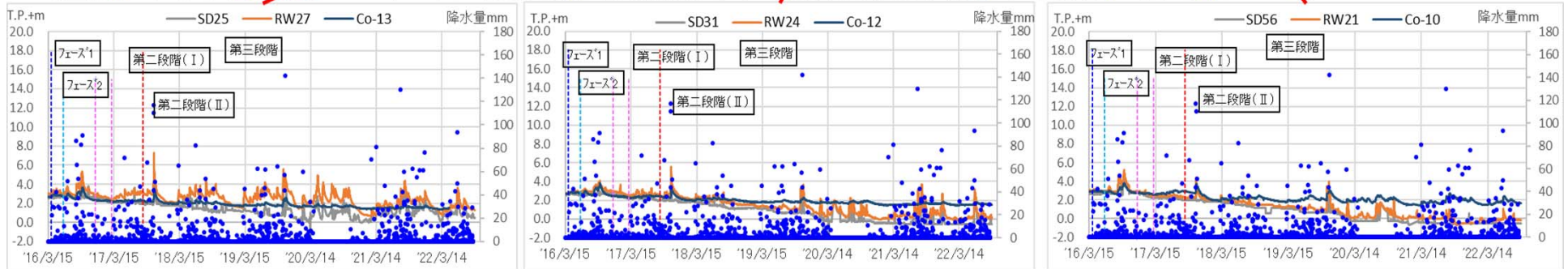
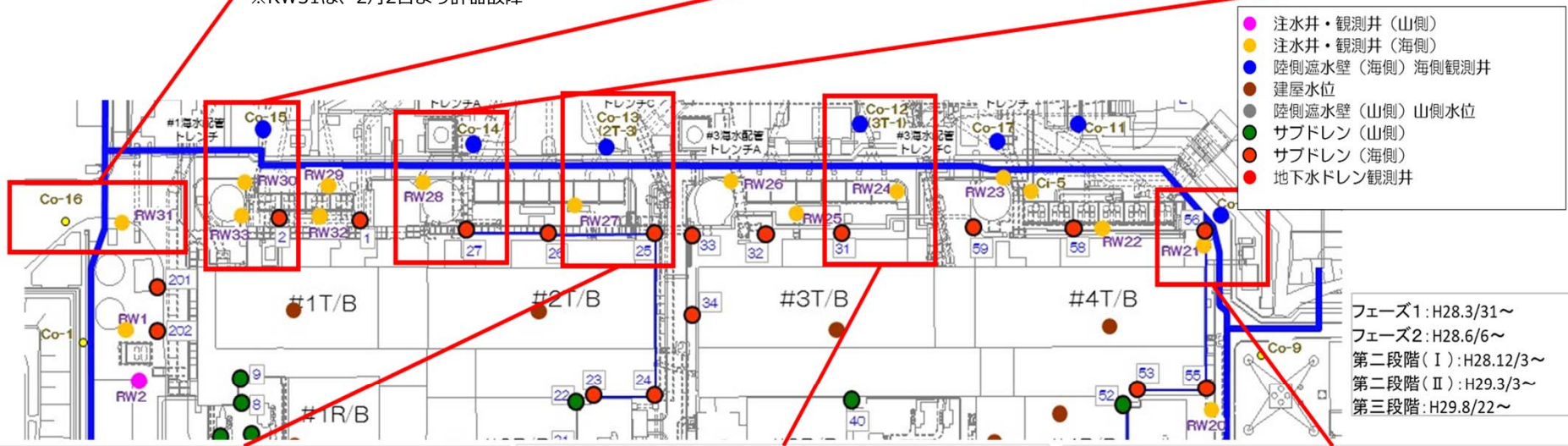


※ 全測温点-5℃以下かつ全測温点平均で地中温度-10℃以下でブライン循環を停止。ブライン停止後、測温点のうちいずれか1点で地中温度-2℃以上となった場合はブラインを再循環。なお、これら基準値は、データを蓄積して見直しを行っていく。

【参考】 2-1 地下水位・水頭状況 (中粒砂岩層 海側)



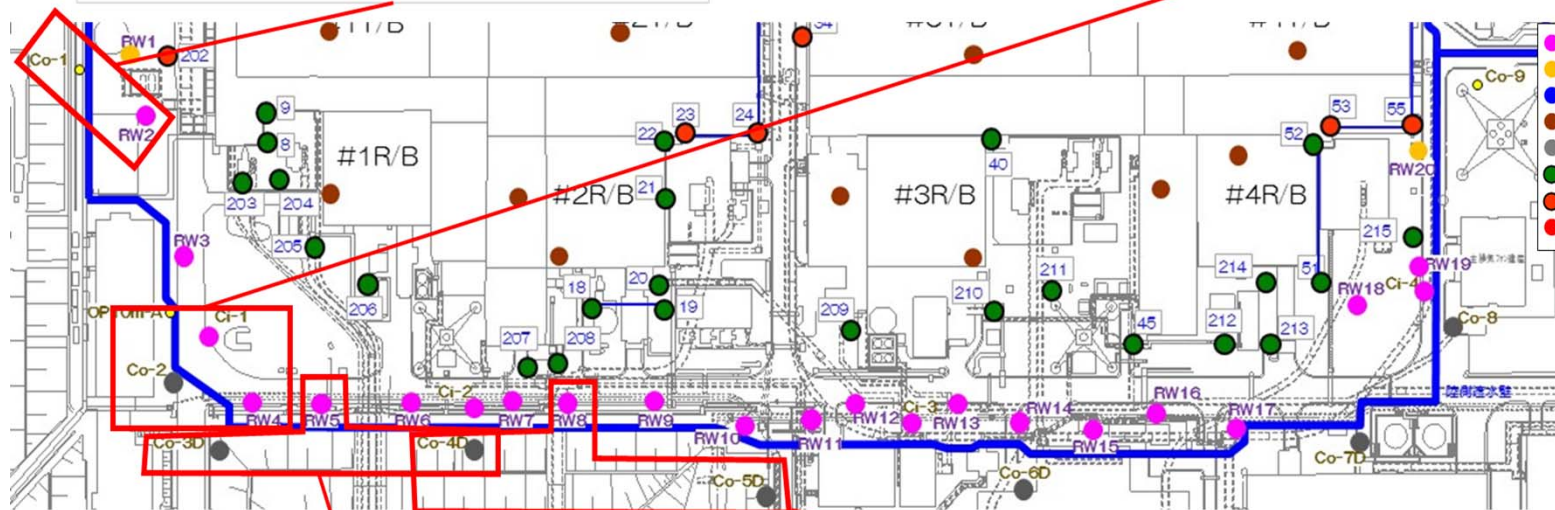
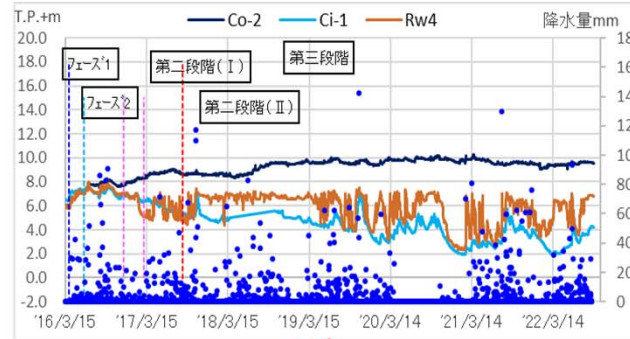
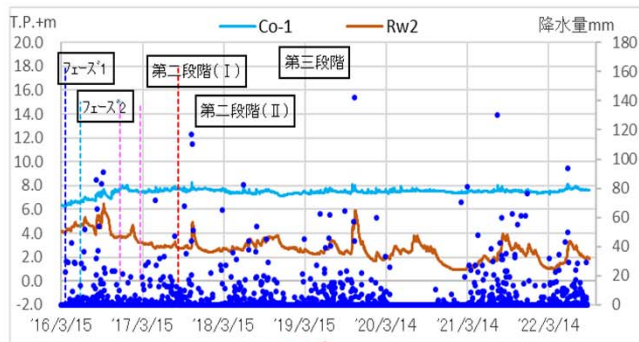
※RW31は、2月2日より計器故障



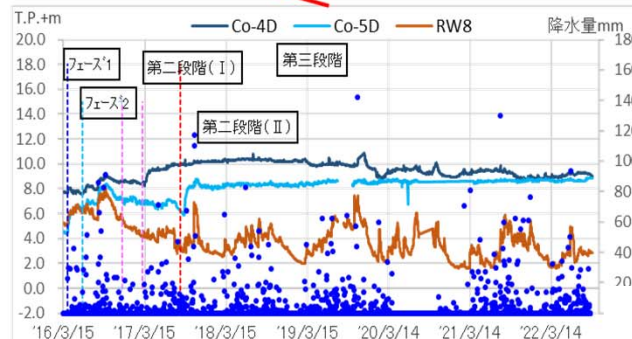
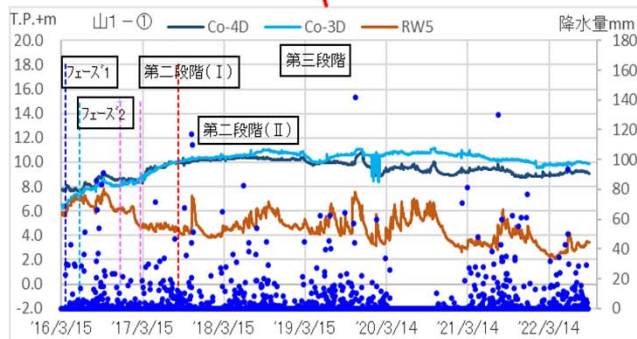
※Co13は、4月25日より計器故障

データ ; ~2022/9/17

【参考】 2-2 地下水位・水頭状況 (中粒砂岩層 山側①)

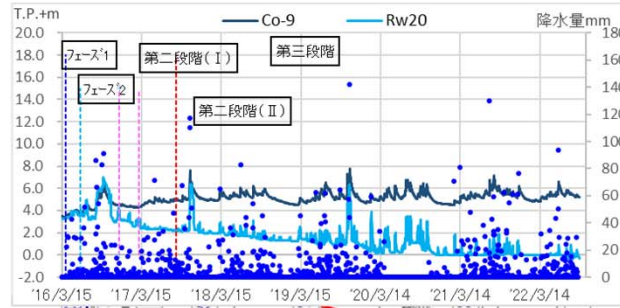


- 注水井・観測井 (山側)
 - 注水井・観測井 (海側)
 - 陸側遮水壁 (海側) 海側観測井
 - 建屋水位
 - 陸側遮水壁 (山側) 山側水位
 - サブドレン (山側)
 - サブドレン (海側)
 - 地下水ドレン観測井
- フェーズ1: H28.3/31~
 フェーズ2: H28.6/6~
 第二段階(I): H28.12/3~
 第二段階(II): H29.3/3~
 第三段階: H29.8/22~



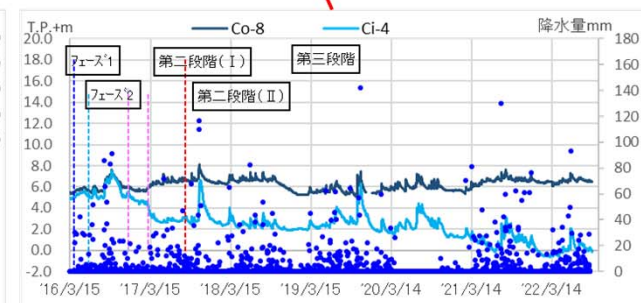
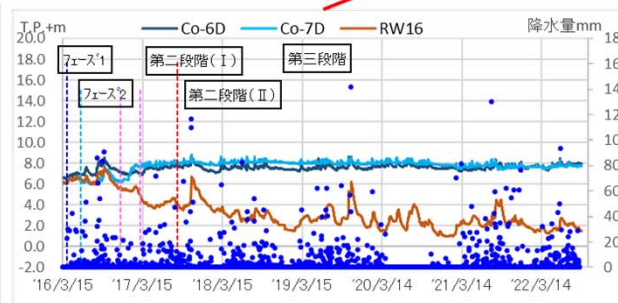
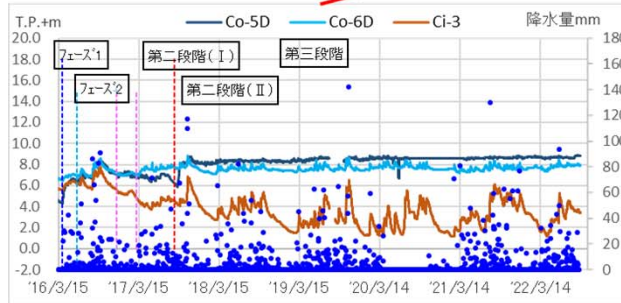
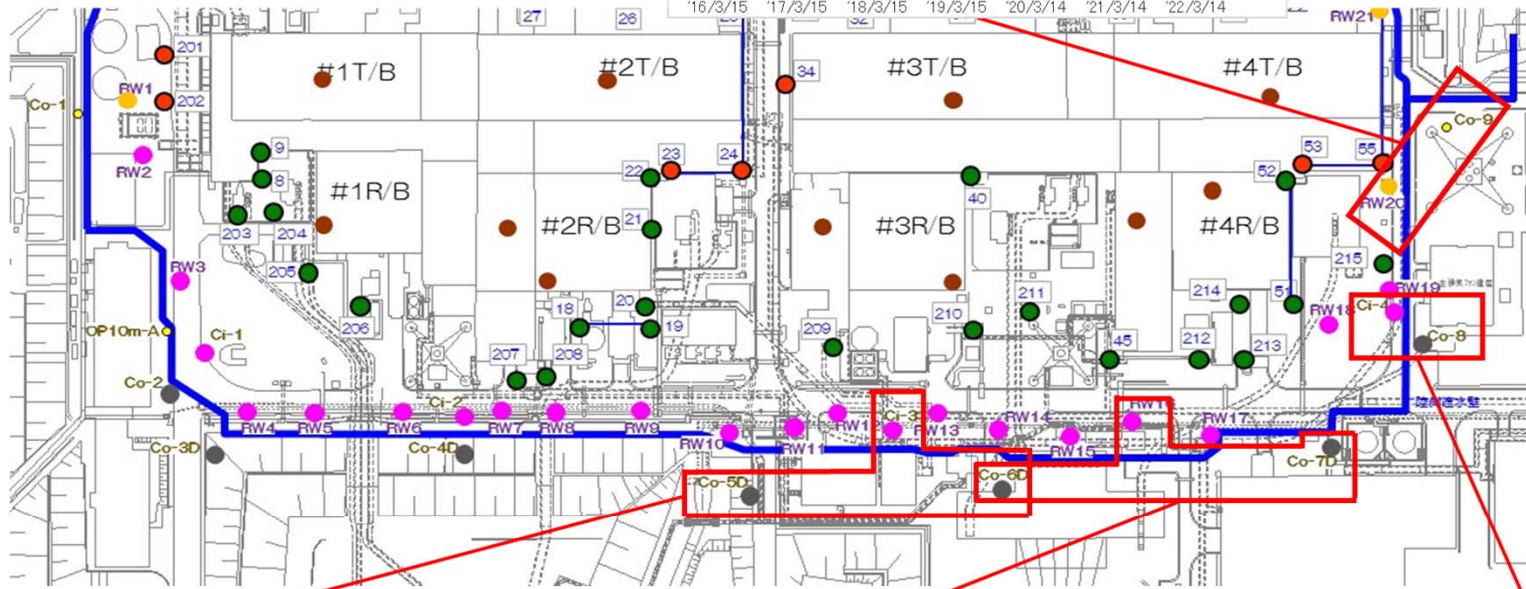
データ ; ~2022/9/17

【参考】 2-3 地下水位・水頭状況（中粒砂岩層 山側②）



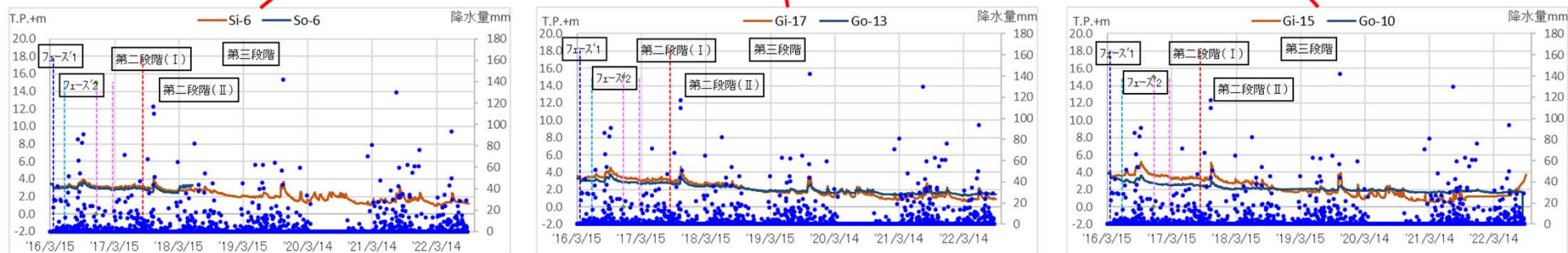
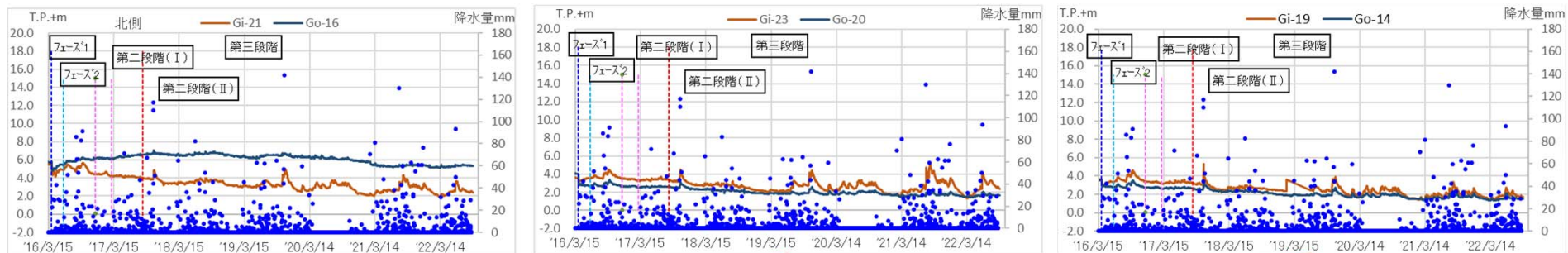
- 注水井・観測井（山側）
- 注水井・観測井（海側）
- 陸側遮水壁（海側）海側観測井
- 建屋水位
- 陸側遮水壁（山側）山側水位
- サブドレン（山側）
- サブドレン（海側）
- 地下水ドレン観測井

フェーズ1: H28.3/31~
 フェーズ2: H28.6/6~
 第二段階(I): H28.12/3~
 第二段階(II): H29.3/3~
 第三段階: H29.8/22~



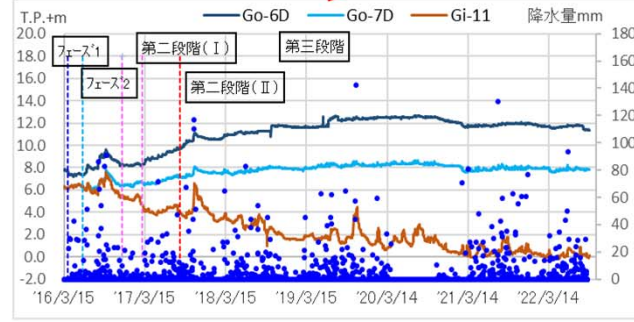
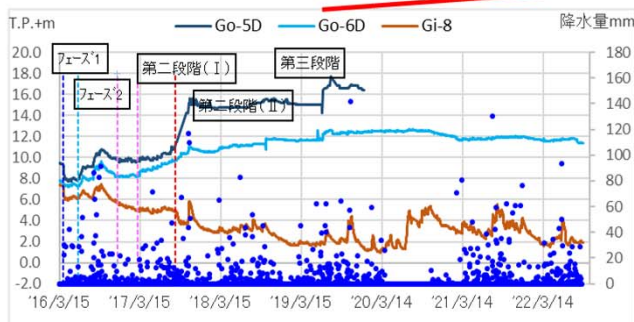
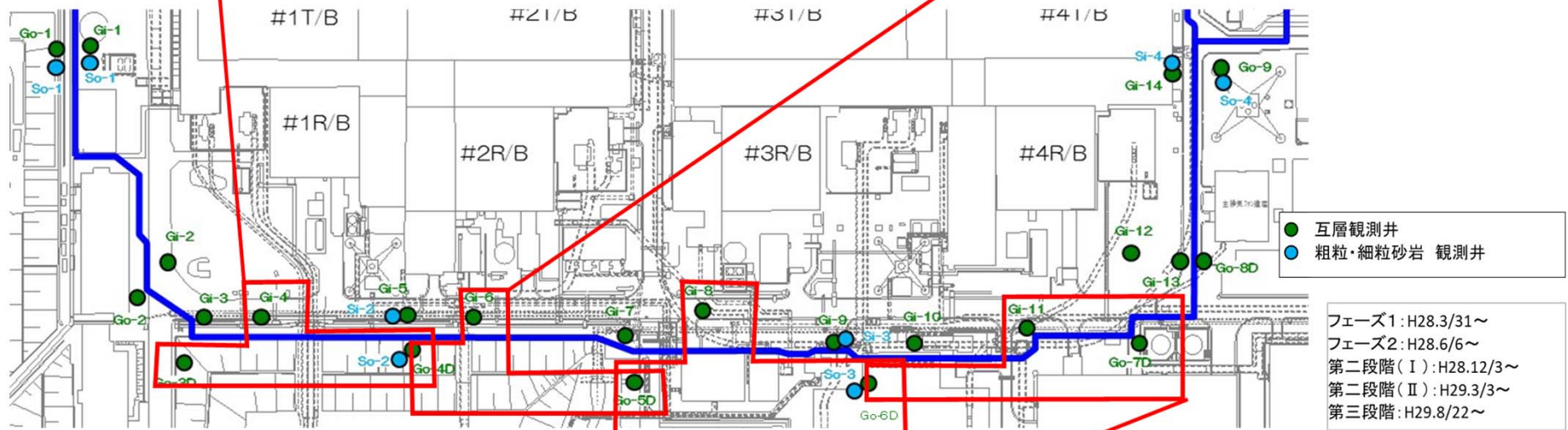
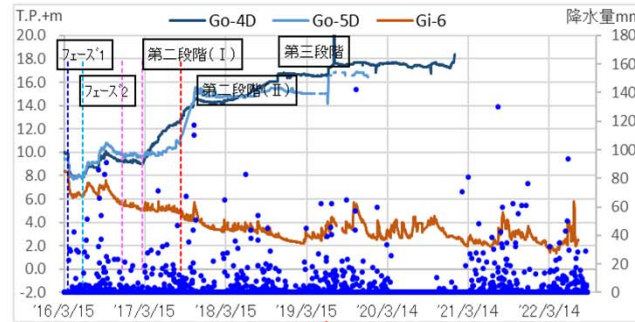
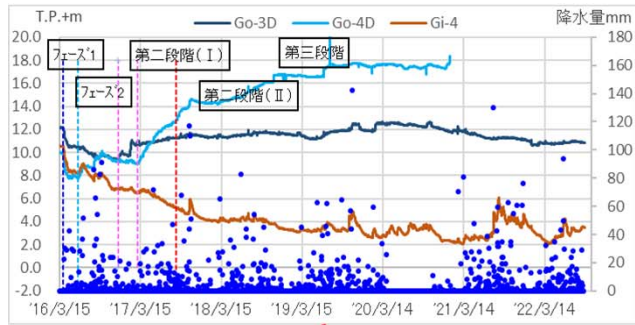
データ ; ~2022/9/17

【参考】 2-4 地下水位・水頭状況（互層、細粒・粗粒砂岩層水頭 海側) **TEPCO**



データ ; ~2022/9/17

【参考】 2-5 地下水位・水頭状況（互層、細粒・粗粒砂岩層水頭 山側） **TEPCO**



データ ; ~2022/9/17

【参考】 1-4号機建屋周辺局所止水の試験実施状況
について（速報）

【参考】 3-1. 3号TB北東部外壁写真

東側 T.P.+6m～T.P.+8m付近：多少のにじみ



T.P.+1m～T.P.+3m付近：滞留水（過去）水没していた箇所

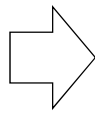


T.P.-0.8m（床面）～T.P.+1m付近：床面に水溜りやにじんでいる状況無

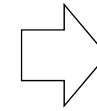




手順1：基礎L型部



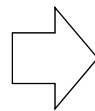
手順2：発泡ポリエチレン，側壁鉄筋組立



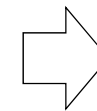
手順3：側壁部設置



手順4：注入箇所除去

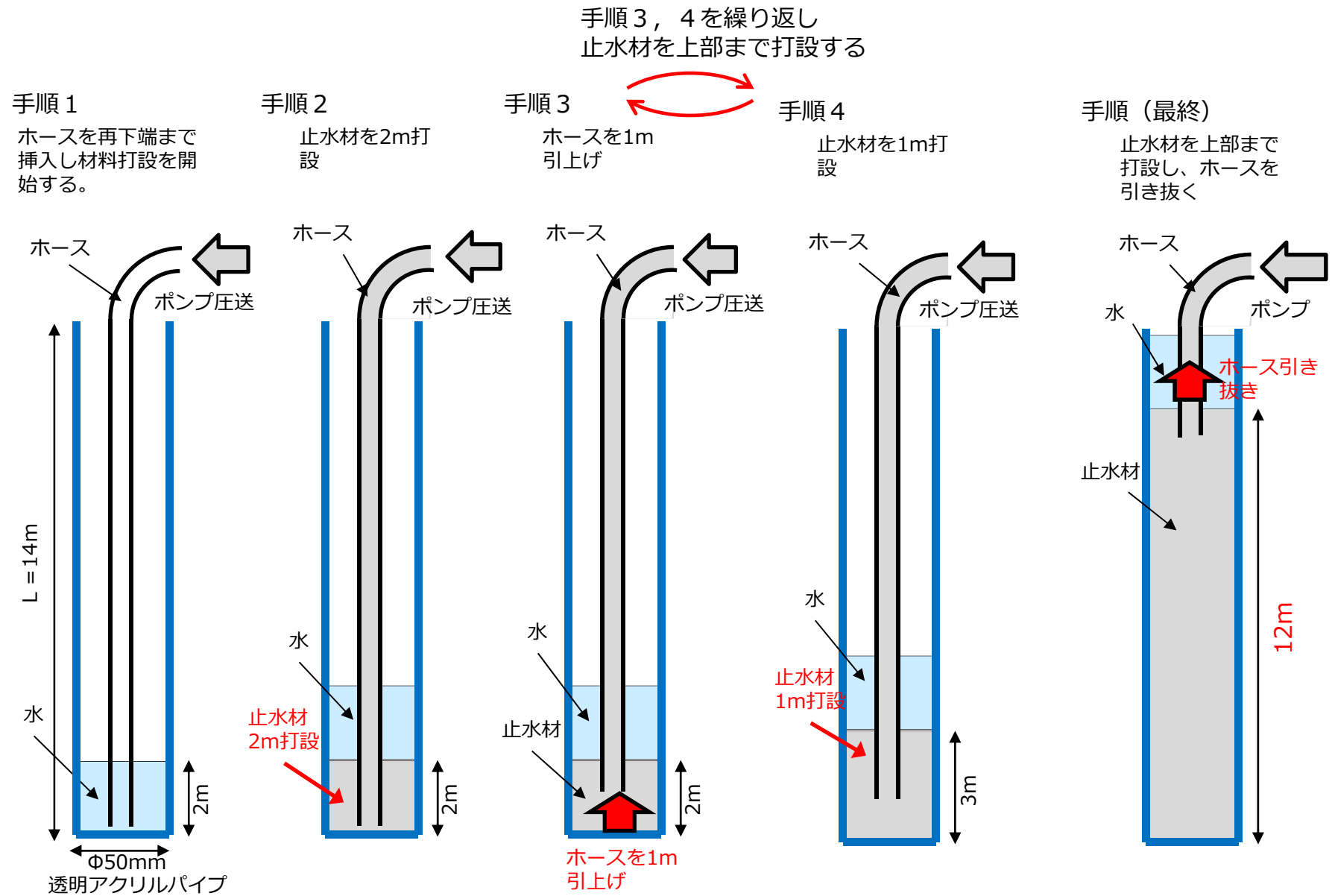


手順5：止水材（モルタル）注入完了



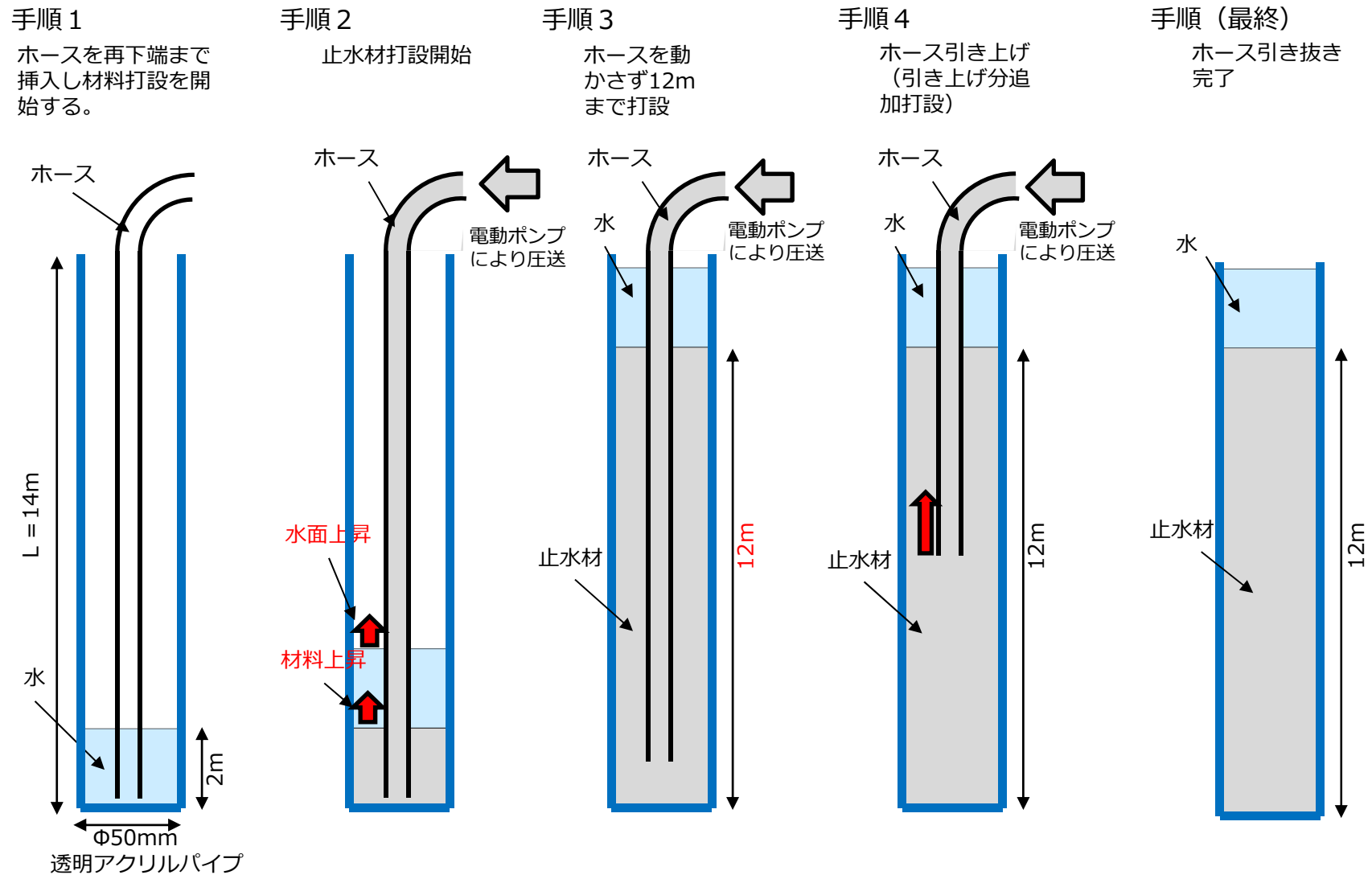
手順6：上部設置（試験体完成）

【参考】 3-3.②材料打設試験（ホースを用いたトレミー打設：ホース移動あり、管内の水あり）手押しポンプ



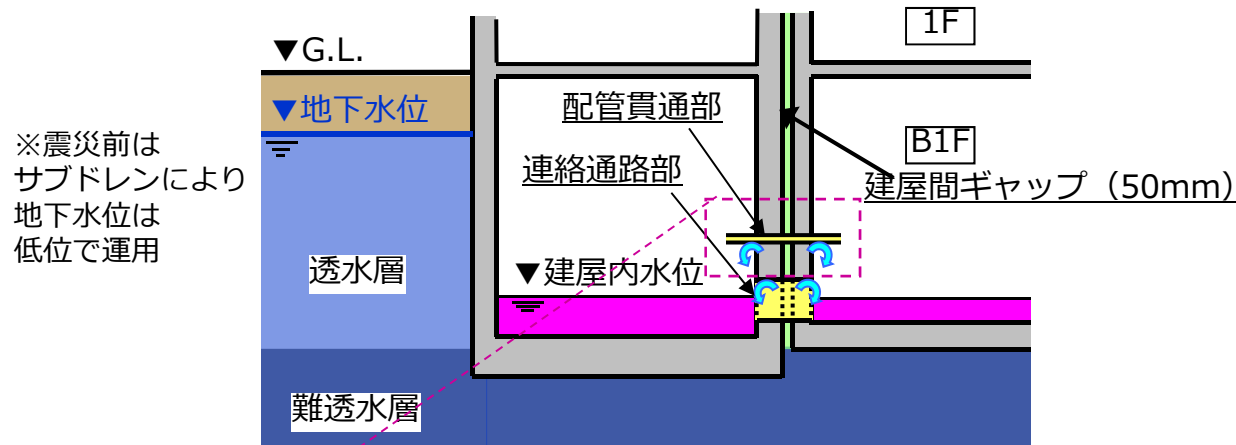
【参考】 3-4.②材料打設試験（ホースを用いたトレミー打設：ホース移動なし、管内の水あり）：電動ポンプ

（ホース使用，ホースの引上げなし，電動ポンプ使用）



【参考】 3-5. 建屋間ギャップ貫通配管について

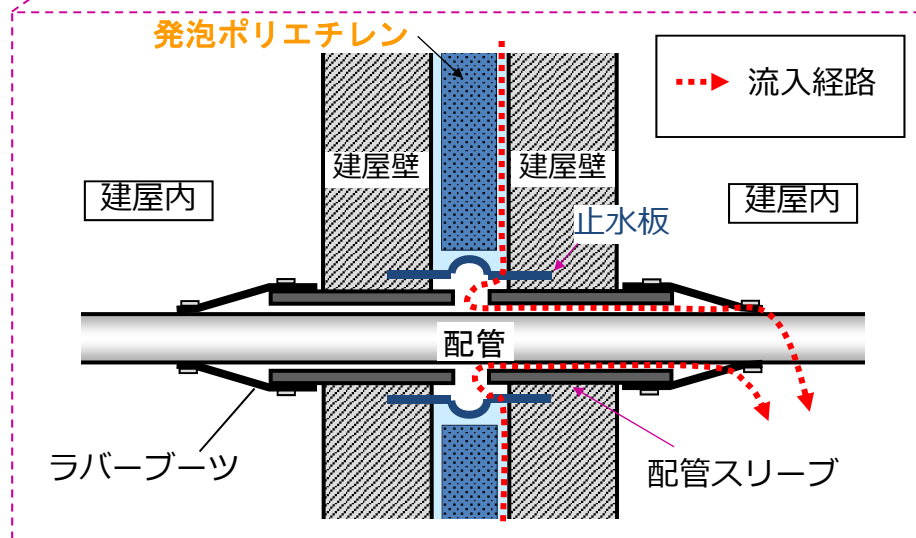
- 各建屋間ギャップ部には貫通配管があり、ラバーブーツ等の損傷による地下水の流入が、他の建屋で確認されている。



建屋間ギャップ貫通配管部地下水流入状況
(2021.7焼却建屋と工作建屋の貫通配管部)



建屋間ギャップからの流入イメージ



建屋間断面図

止水により地下水流入停止



ゼオライト土嚢等処理の実規模モックアップについて

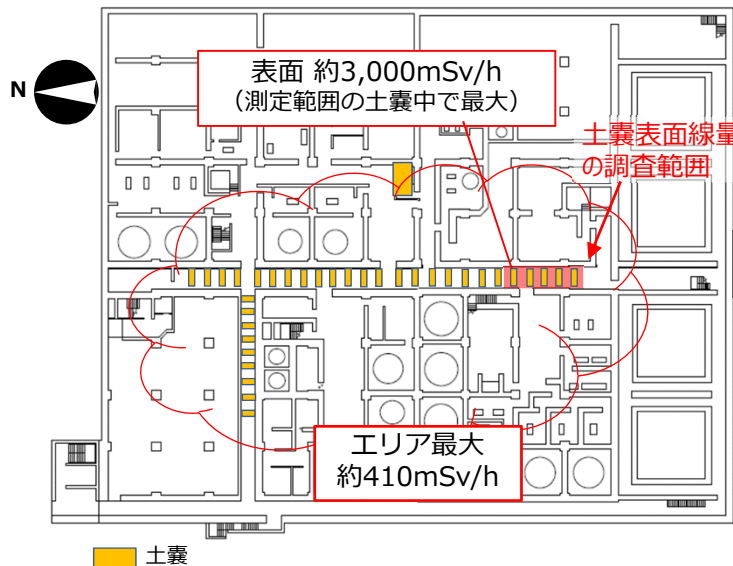
2022年 9月29日

TEPCO

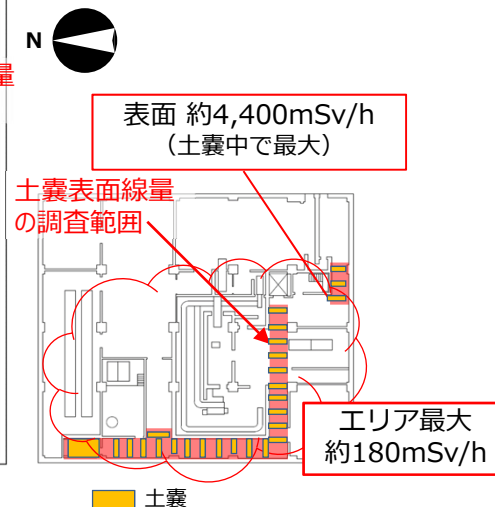
東京電力ホールディングス株式会社

1. ゼオライト土嚢等の現状

- プロセス主建屋（PMB）、高温焼却炉建屋（HTI）はゼオライト土嚢・活性炭土嚢（以下、ゼオライト土嚢等）を最下階に敷設した後、建屋滞留水の受け入れを実施しており、現在は高線量化している。
 - これまでの調査により判明した最下階の状況は以下の通り。
 - PMB、HTIの最下階の敷設状況をROVで目視確認済（下図参照）。
 - 土嚢袋は概ね原形を保っているが、劣化傾向があり、一部の袋に破損がみられる状況。
 - 確認された土嚢表面の線量はPMBで最大約3,000mSv/h、HTIで最大約4,400mSv/h。
 - 空間線量は、水深1.5m程度の水面で、PMBは最大約410mSv/h、HTIは最大約180mSv/h。
 - ゼオライト土嚢は主に廊下に敷設され、セシウムを主として吸着しているため表面線量が非常に高い状況。活性炭土嚢は主に階段に敷設されており、多核種を吸着。
- ➡ 水の遮へい効果が期待できる水中回収を軸として、検討を進めている。



PMBにおける土嚢と環境線量



HTIにおける土嚢と環境線量

ゼオライト土嚢等の推定敷設量

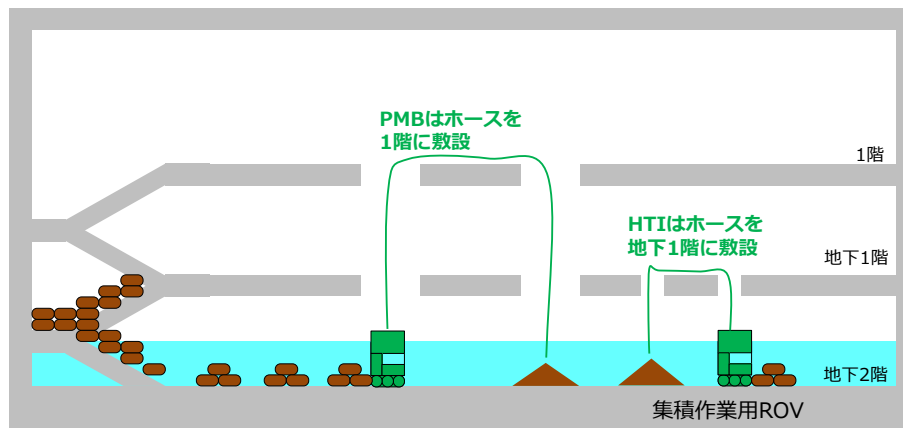
建屋	種類	推定敷設量
PMB	ゼオライト	約 16 t
	活性炭	約 8 t
HTI	ゼオライト	約 10 t
	活性炭	約 7.5 t

2. 処理方法の概要

- PMB・HTIの最下階のゼオライト土嚢等は回収作業を“集積作業”と“容器封入作業”に分け、作業の効率化を図ることを計画
- なお、土嚢袋は劣化傾向が確認されており、袋のまま移動できないことから、中身のゼオライト等を滞留水とともにポンプで移送する方式を基本とする。

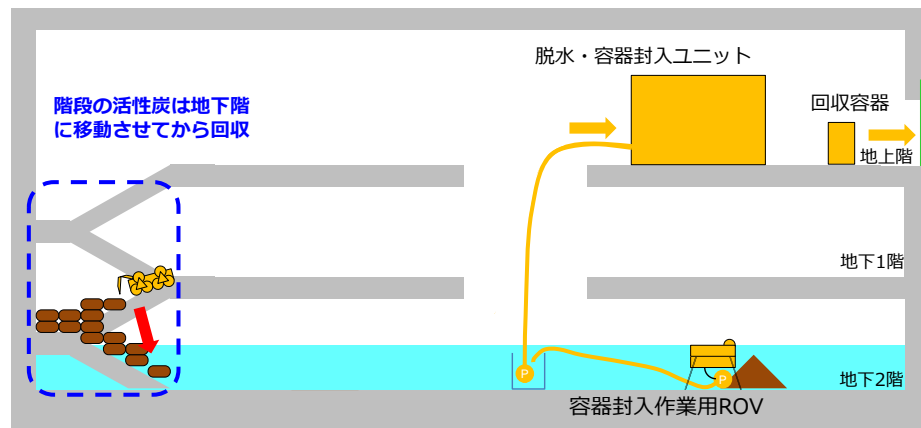
ステップ① 集積作業

- ✓ ゼオライト土嚢等について、作業の効率化による工期の短縮（完了時期の前倒し）を目的に、容器封入作業の前に集積作業を計画。
- ✓ 集積作業用ROVを地下階に投入し、ゼオライトを吸引し、集積場所に移送する。



ステップ② 容器封入作業

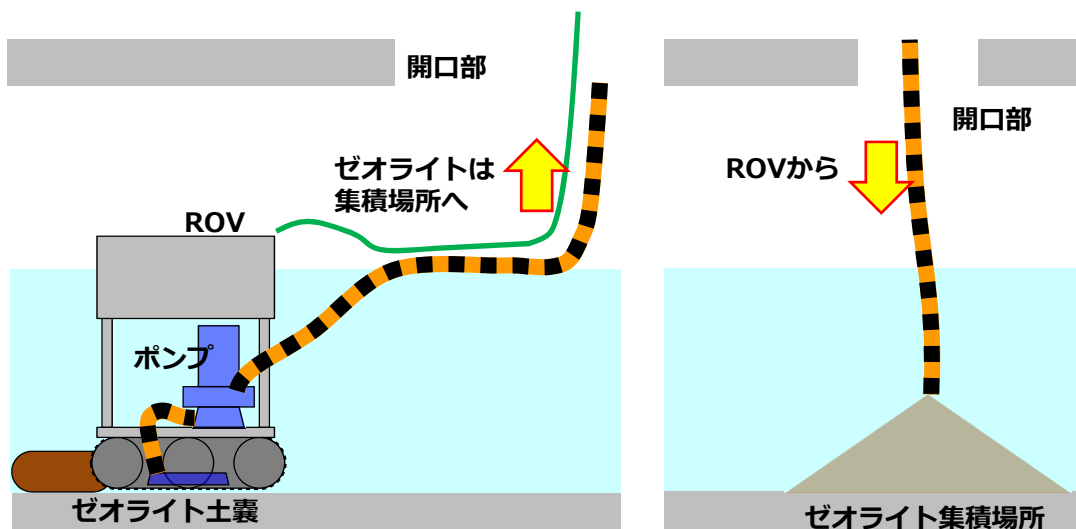
- ✓ 集積されたゼオライトを容器封入作業用ROVで地上階に移送し、建屋内で脱塩、脱水を行ったうえ、金属製の保管容器に封入する。その後は33.5m盤の一時保管施設まで運搬する計画。
- ✓ 階段に敷設されている活性炭土嚢はROVを用いて、地下階に移動させた後、上記と同様に回収する。



【参考】〈ステップ①集積作業〉の検討状況



- 集積作業用ROVに搭載したポンプでゼオライトを吸引し、集積予定の場所まで移送する。
 - ✓ 試作機を作り、モックアップ（水槽内のゼオライト集積）を実施。モックアップ用水槽内のゼオライトは、遠隔で移送可能なことを確認している。
 - ✓ 今後、現場を模擬した環境で、より実機に近い試作機を製作したうえで、現場作業を実施する計画。



最下階における集積方法



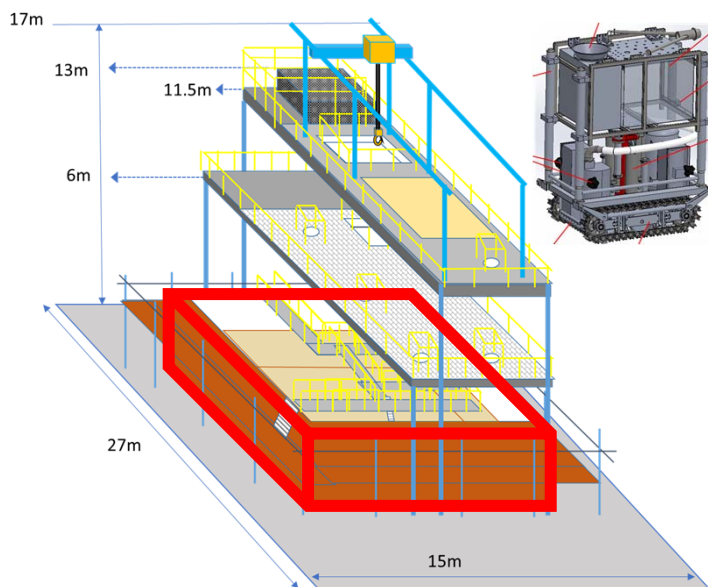
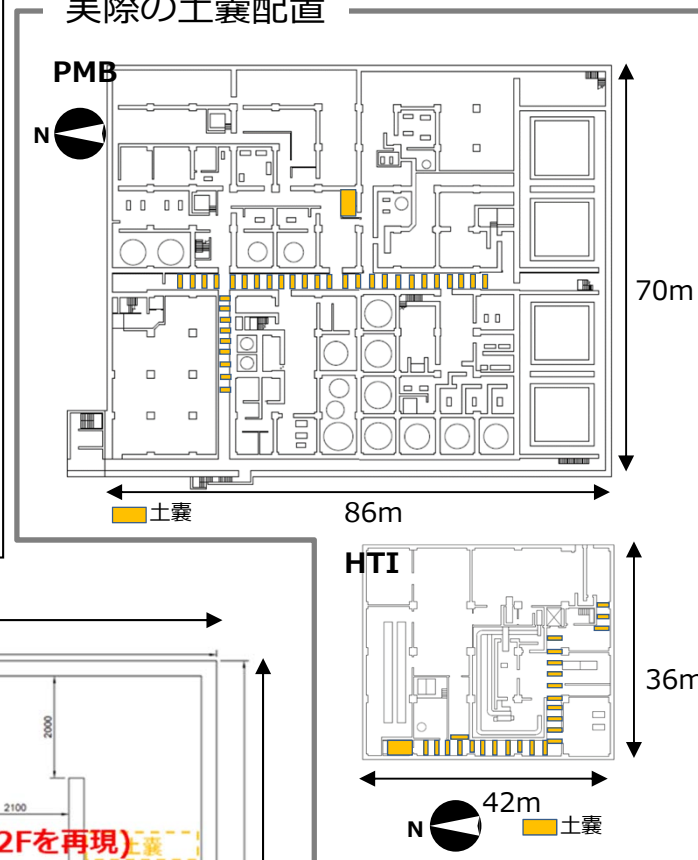
水槽で試験中のROV

3. 実規模モックアップ実施概要

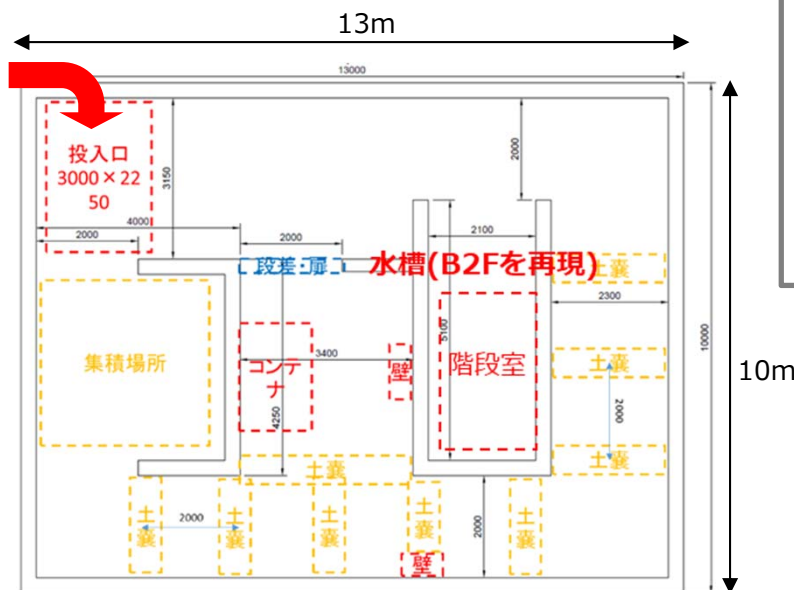
■ 集積作業に関するモックアップを日本原子力研究開発機構(JAEA) 橋葉遠隔技術開発センターにて実施予定。

- 現場(地下2階)を模擬した水槽を使用。水平方向は実スケールより小さいものの、重要な確認項目である曲がり角におけるケーブルマネジメントについては、周回させることによって、現場と同じ回数を確認予定。
- 上階(地下1階, 地上1階)を模擬した架台を設置(高さは実スケール)。
- 現場調査で確認された干渉物, 劣化した土嚢袋等を再現し, 現場環境を模擬。
- 主にケーブルマネジメント, 一連のROVの遠隔動作, 想定トラブル対応を検証する予定。

実際の土嚢配置



モックアップ設備全体のイメージ



モックアップ水槽のレイアウト

- ケーブルマネジメント検証
ROVが電源ケーブルや移送ホースを取りまわして移動できるかを、現場の条件に近い曲がり等の接触箇所、距離を設定して確認
 - ① ROV電源ケーブルの引き回し試験
 - ② 移送ホースの引き回し試験
 - ③ 複数台ROVのケーブル干渉確認試験など
- 集積のための一連のROV遠隔動作検証
実環境を再現して実際に作業を完遂できるかを確認
 - ① 各作業ステップごとの検証
ROVの昇降・水中移動（クローラ、スラスト）、ゼオライト吸引、ROV除染等
- トラブルを想定したオペレーションの検証
各種トラブルシナリオを考慮したうえでのリカバリー対応の検証（ROVの非常回収等）
 - ① 機械系トラブルシナリオによるリカバリー試験
 - ② 電気・制御系トラブルシナリオによるリカバリー試験 } 浮遊した状態での回収等

【参考】プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋最下階の調査

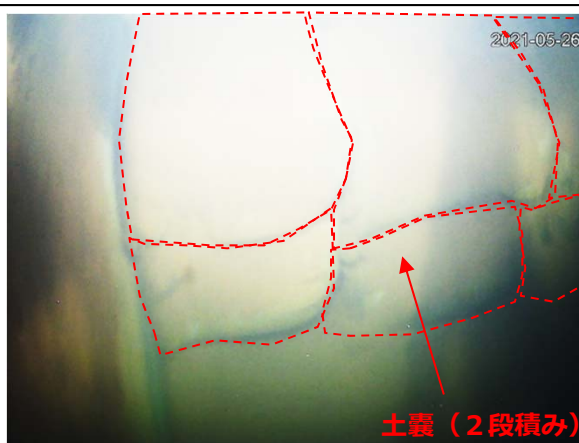


- ゼオライト土嚢等の敷設位置と作業に干渉する物の有無等を詳細に確認するため、ボート型ROVにて調査を実施（2021年5月～8月）。

➡ ゼオライト土嚢等を敷設した全域の調査・視認が出来た。一部、土嚢袋は破損しているものの、概ね土嚢の原型は保持していることを確認。一部、干渉物があることも確認。



① 最下階の様子 (PMB) (水上)



② 最下階の様子 (HTI) (水中)

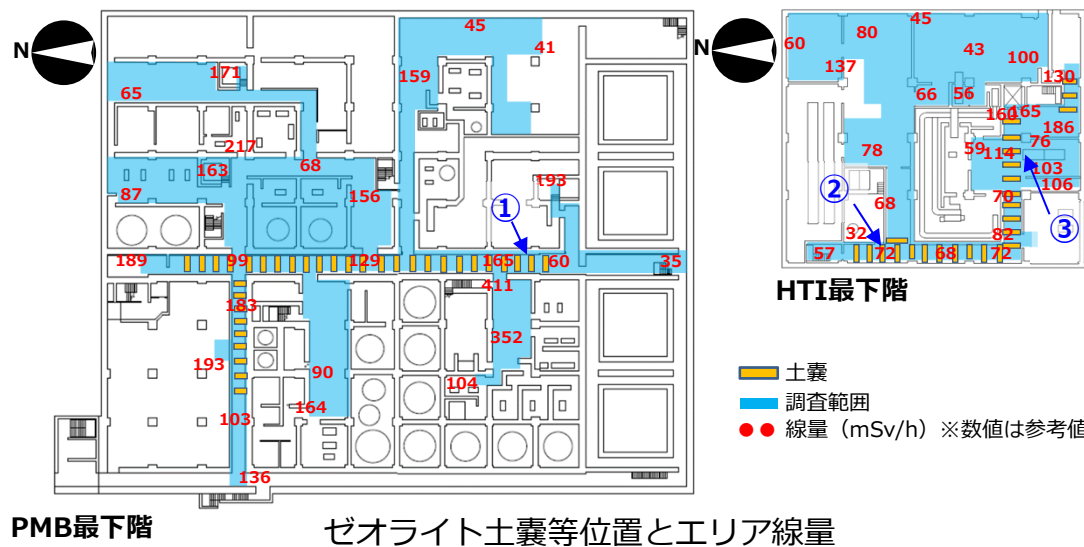


③ 干渉物の例 (HTI)



調査に使用したボート型ROV

- ・ 市販水中ROVをボート化改造（内製化）
- ・ カメラと線量計を追設し、水面上と水面下を同時撮影
- ・ 水面を航走し、水中の濁りを抑制



多核種除去設備（ALPS）
高性能容器（HIC）排気フィルタの改良及び設置について

2022年9月29日

TEPCO

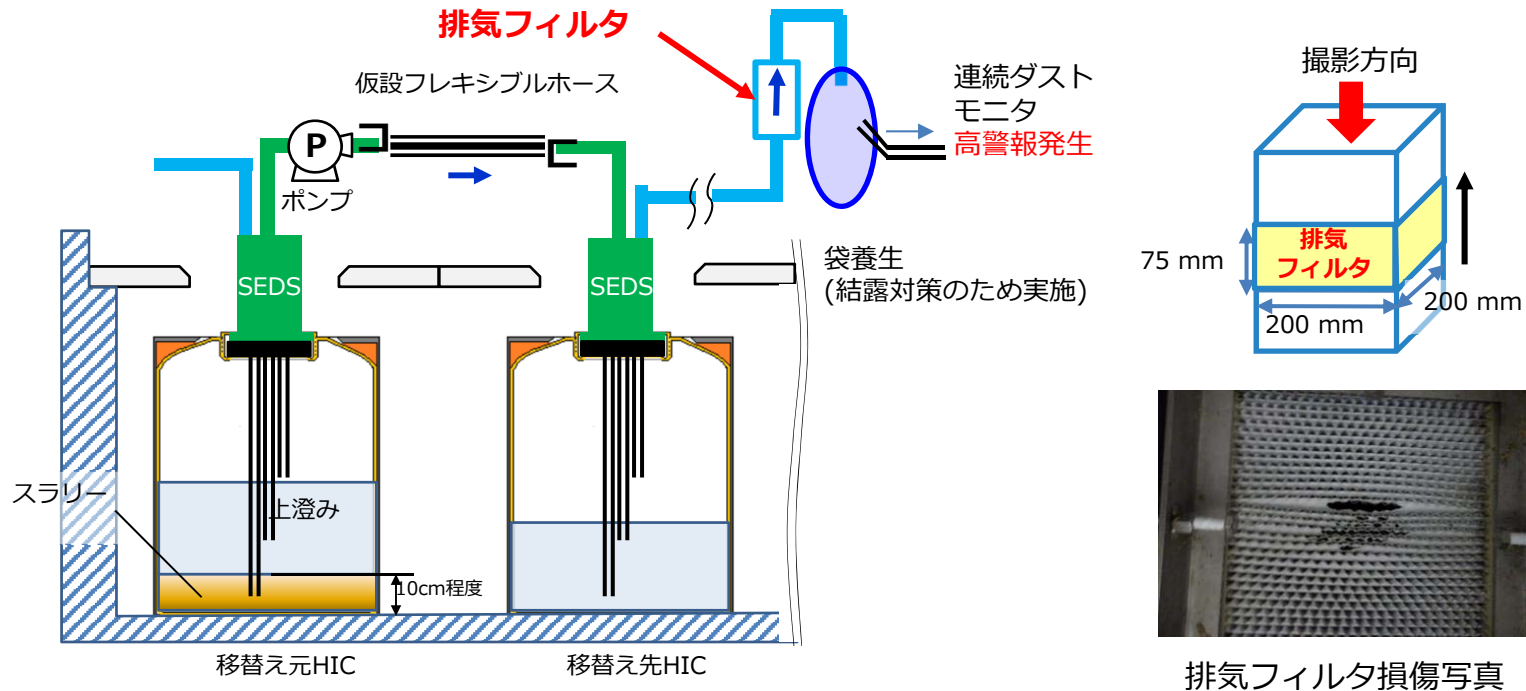
東京電力ホールディングス株式会社

1. 改良型HIC排気フィルタの設置について

- 2021年8月～9月に多核種除去設備（ALPS）の高性能容器（HIC）の排気フィルタが損傷していた事象が発生。→P2,3参照
- この対策として、改良型HIC排気フィルタの設置を行うこととしており、この度設置が完了。→P4,5参照
- 改良型HIC排気フィルタは、9月30日より運用開始予定。→P6参照

2. HIC排気フィルタ損傷事象の概要

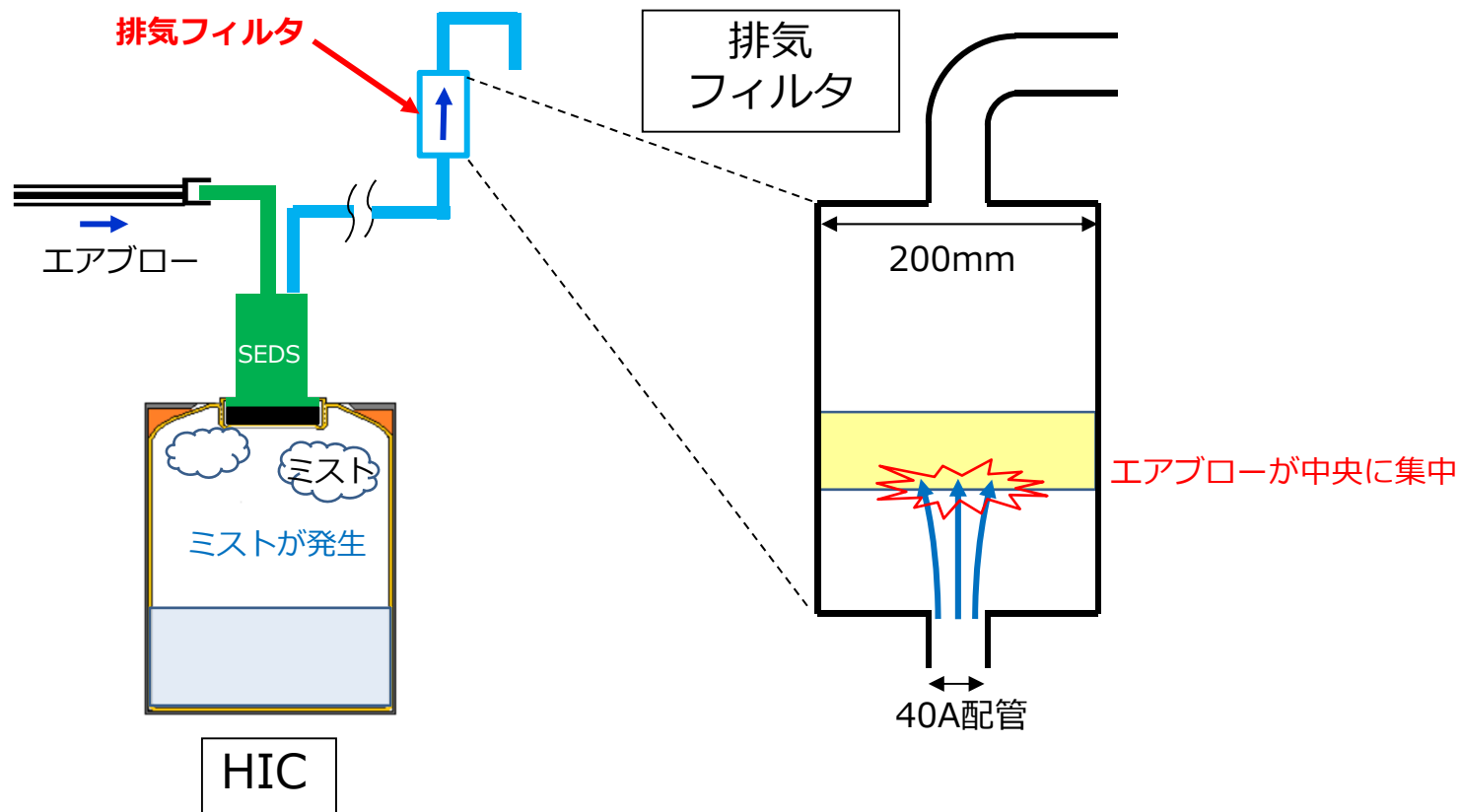
- 2021年8月24日，高線量HICの移替えの実施前に，低線量HICの移替えで作業手順・安全対策の確認を実施していたところ，スラリー移替え装置(SEDS)の排気フィルタ出口のダスト濃度が上昇。
- 現場調査を実施した結果，排気フィルタに損傷を確認。その後，他の排気フィルタにも同様の損傷を確認。



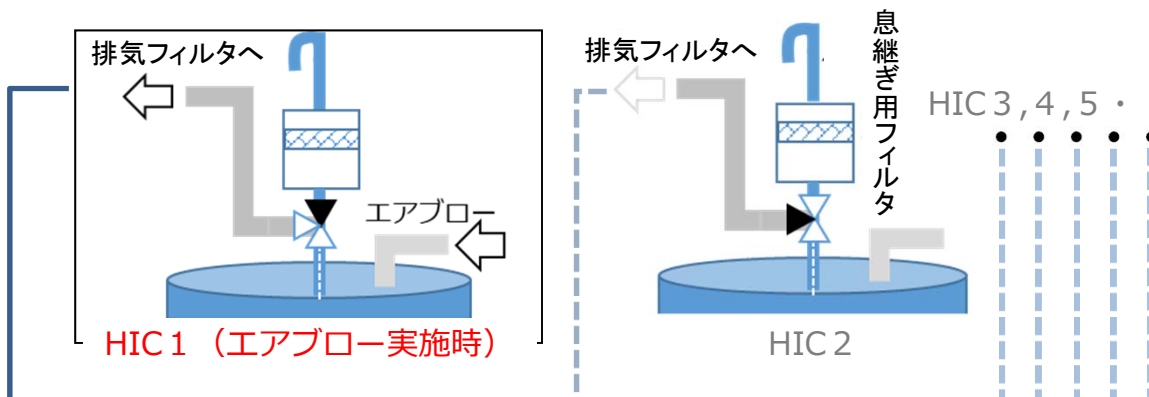
低線量HIC移替え作業時の状況

3. HIC排気フィルタ損傷原因

- HIC排気フィルタの損傷原因は以下の通り
 - 通常作業（クロスフローフィルタ洗浄廃液及び吸着材の排出作業）及びその後のエアブローにより、空気がフィルタ中央付近に集中
 - エアブローによりHIC内部にミストが発生（差圧上昇に寄与）



4. 対策（改良型HIC排気フィルタの概要）



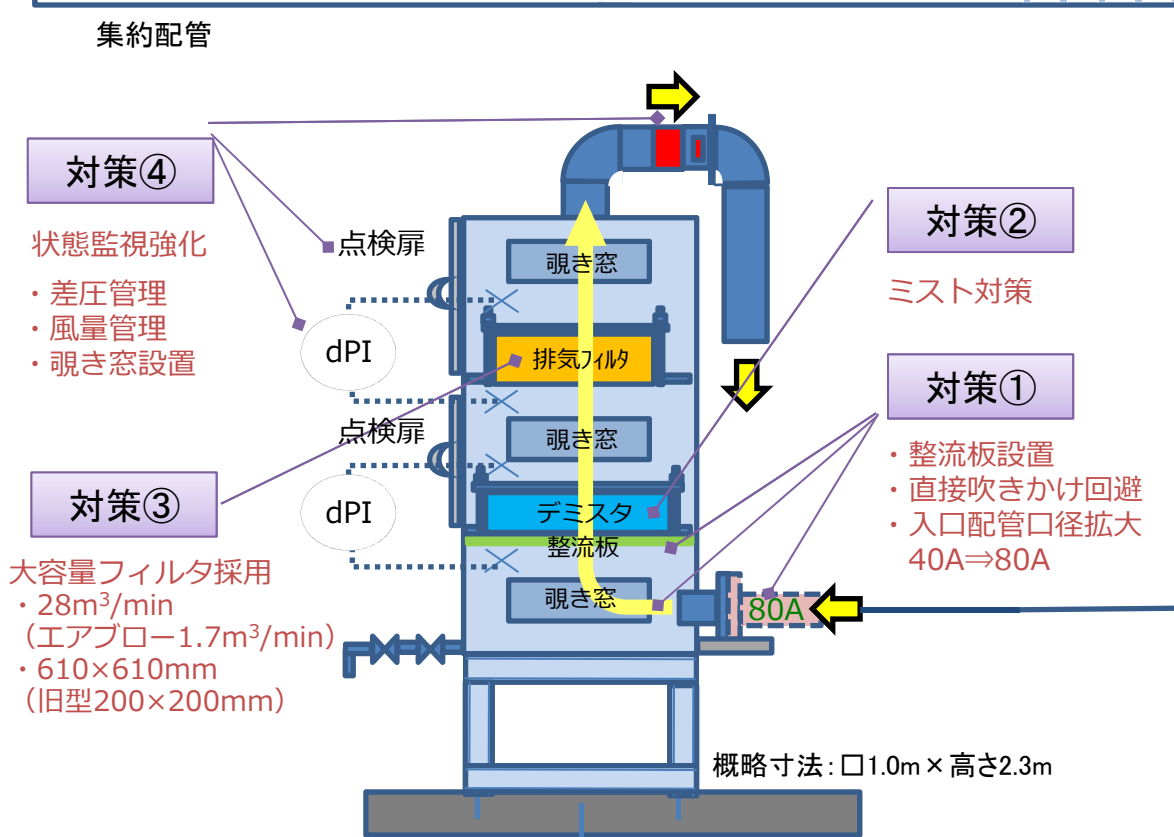
【損傷原因】

- 空気がフィルタ中央付近に集中
- ミストにより差圧上昇



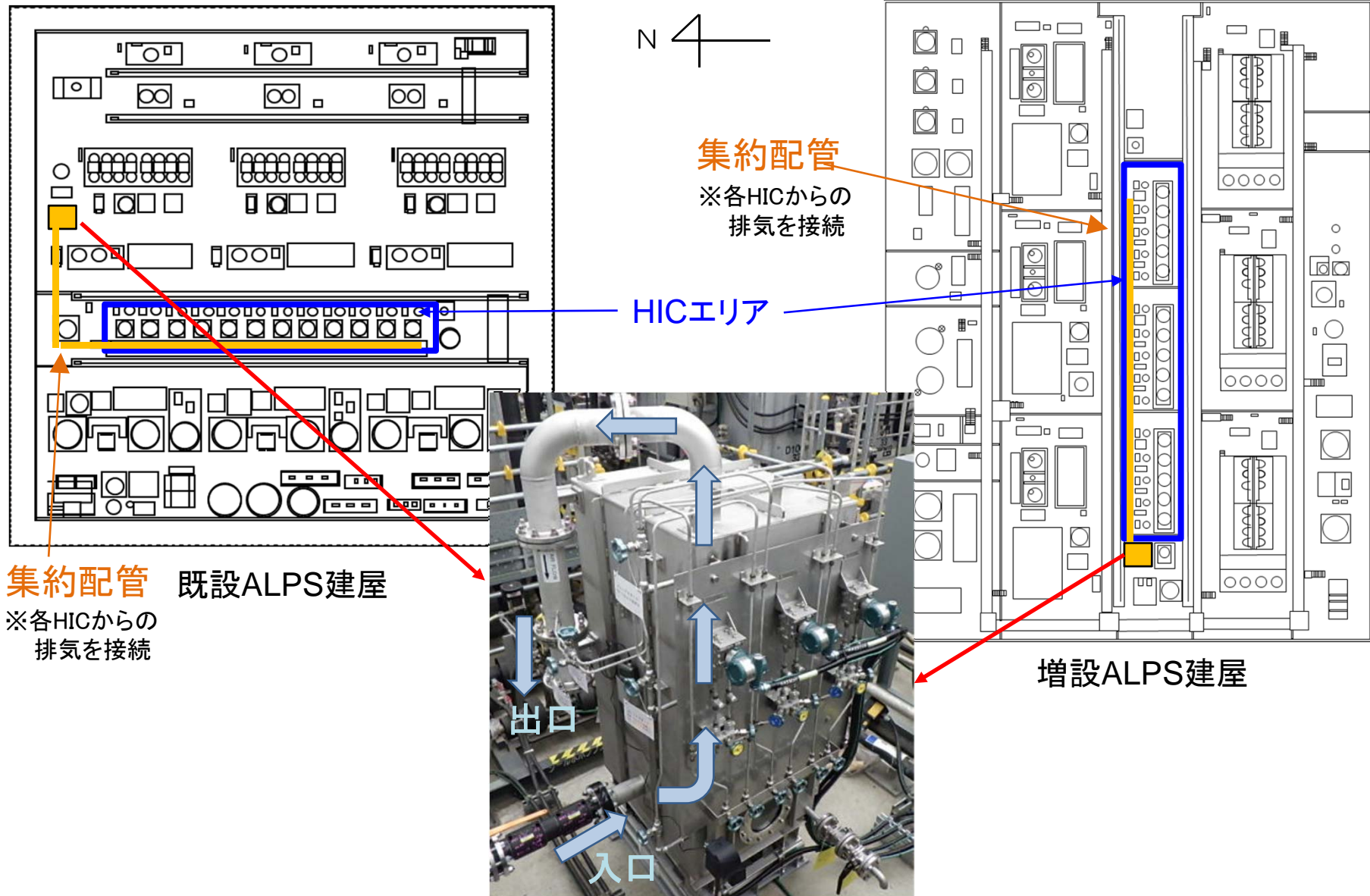
【対策概要】

- ① フィルタ中央付近へのエアブロー集中防止
- ② デミスタによるミスト対策
- ③ エアブローを考慮した大容量化
- ④ 差圧・流量等の状態監視設備の追加



改良型HIC排気フィルタの概要図

5. 改良型HIC排気フィルタの外観及び配置



改良型HIC排気フィルタ(設置写真)

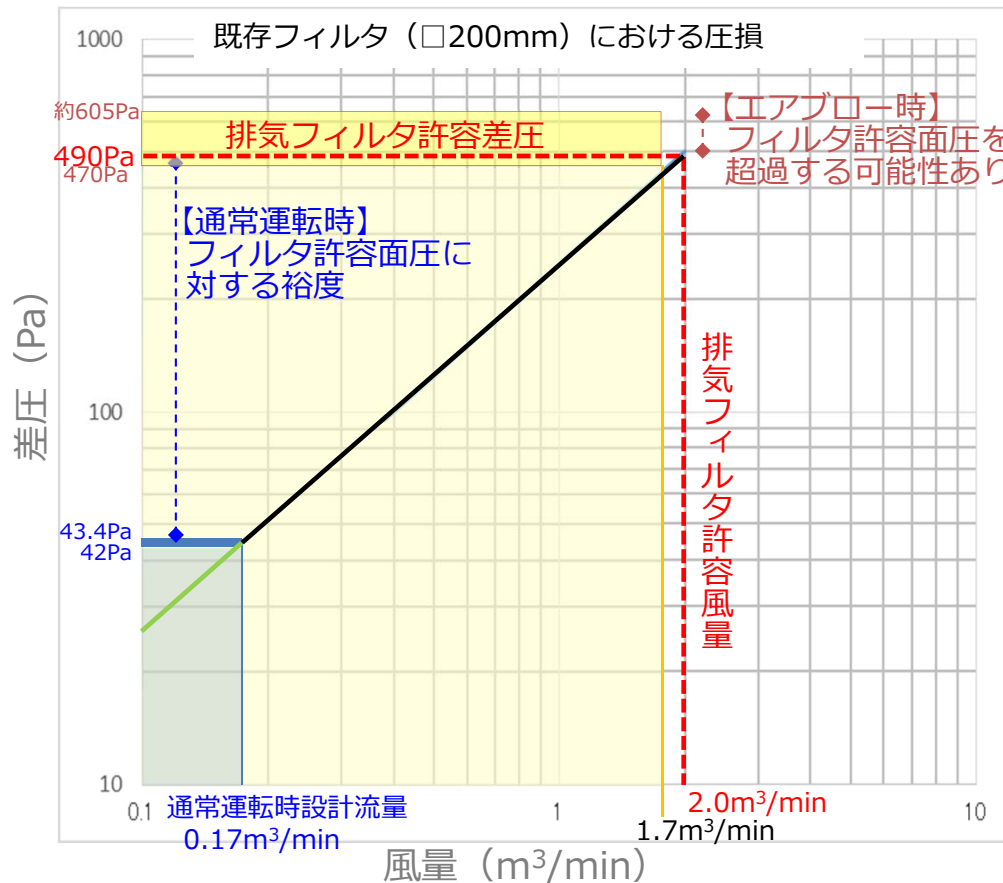
6. スケジュール

- ～9月22日 : 設置工事
- 9月26～29日 : 性能試験 (予備日含む)
- 9月30日 : 運用開始 (予定)

	9月									
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
設備設置工事期間										
性能試験期間										
運用開始(予定)										

【参考】 HIC排気フィルタの損傷原因の詳細評価

- 当初設計ではエアブローを考慮しておらず、フィルタ使用時の風量は $0.17\text{m}^3/\text{min}$ 以内と設計。
- 作業に必要なエアブロー風量は約 $1.7\text{m}^3/\text{min}$ であり、これがフィルタ面を均一に通過した場合には、約470Pa（許容差圧490Pa）となる。
- フィルタ入口ノズルで絞られる影響（動圧影響）により、中央付近の風速が1~1.6倍程度上昇（=中央付近の差圧上昇）し、エアブローだけでも許容差圧を超える可能性がある。
- ミストや汚れの付着は、さらに差圧が上昇する要因となる。



【凡例】

- : 通常運転時設計流量領域 ($0.17\text{m}^3/\text{min}$, 42Pa)
- : 通常運転風量時におけるノズル動圧影響 (+1.4Pa)
- : エアブロー流量領域 ($1.7\text{m}^3/\text{min}$, 470Pa)
- : エアブロー風量時におけるノズル動圧影響 (+135Pa)
- : 排気フィルタ許容流量領域
排気フィルタ許容差圧 : 490Pa

サブドレン他水処理施設の運用状況等

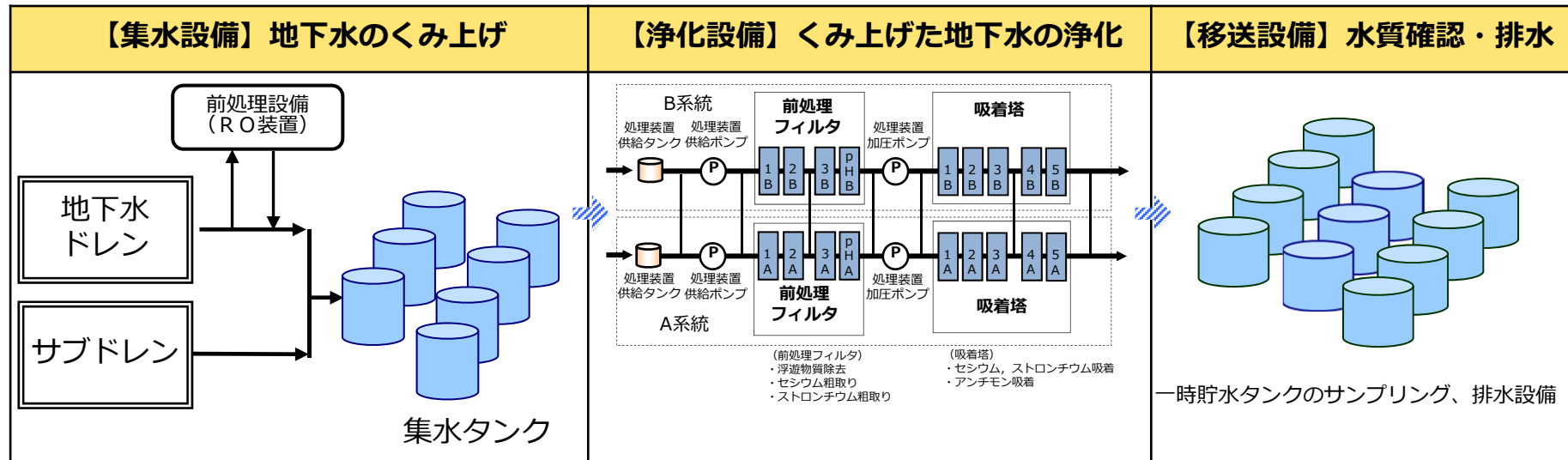


2022年9月29日

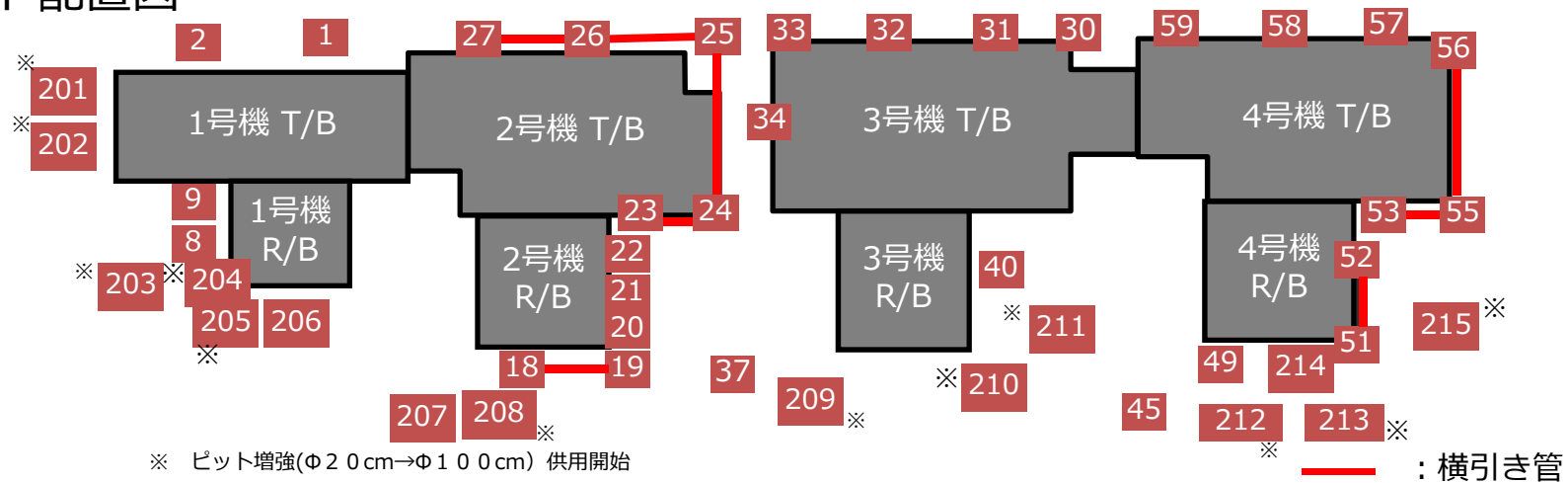
東京電力ホールディングス株式会社

1-1. サブドレン他水処理施設の概要

・設備構成



・ピット配置図



1-2. サブドレンの運転状況（24時間運転）

- 山側サブドレン設定水位のL値をT.P.+5,064mmから稼働し、段階的にL値の低下を実施。
実施期間：2015年9月17日～、L値設定：2021年5月13日～T.P.-650mmで稼働中。
- 海側サブドレンL値をT.P.+4,064mmから稼働し、段階的にL値の低下を実施。
実施期間：2015年10月30日～、L値設定：2021年5月13日～T.P.-650mmで稼働中。
- サブドレンピットNo.30,37,57を復旧し、2018年12月26日より運転開始。No.49ピットは復旧後、2020年10月9日より運転開始。
- 5/6号機サブドレンは、3/28に復旧し、日中時間帯（7h/日）の短時間運転を実施してきたが、4/14より24時間運転に移行し、継続稼働中。
- サブドレン集水設備No.4中継タンク内の油分確認による、No.4中継サブドレンピットの稼働状況は下記の通り。
 - ・'20/11末 No.4中継タンク内及びNo.40ピットで油分が確認され、近傍のピット210,211を含め稼働を停止したが、タンク等清掃を行い、9月より設定水位（L値）をNo.40:T.P.+1,000、No.210,211:T.P.+1,500で稼働を再開した。
 - ・'22/4/21～ 3号機起動用変圧器からの絶縁油の漏えい確認後にサブドレンNo.40ピットにて油分（PCB含有量の分析結果は、0.56mg/kgと低濃度PCB含有）が確認されたため、No.40ピット及び近傍のNo.210,211ピットの運転を停止中。
 - ・'22/7初～ No.210,211の運転を再開するため、油分拡散抑制対策を計画しており、その準備として、設置エリアにある瓦礫の撤去等を実施している。
- その他トピックス
 - ・特になし。



- ※1 台風19号対応として10月12～15日の間、一時的に全ピットのL値をT.P.1400mmに変更した。
- ※2 1月の大雨に備えて基本のL値をT.P.1300mmとし、2月7日に水位設定値を元に戻した（L値:T.P.-0.15 m）

1-3. 至近の排水実績

- サブドレン他水処理設備においては、2015年9月14日に排水を開始し、2022年9月19日までに1,978回目の排水を完了。
- 一時貯水タンクの水質はいずれも運用目標（Cs134=1, Cs137=1, 全β=3, H3=1,500(Bq/L)）を満足している。

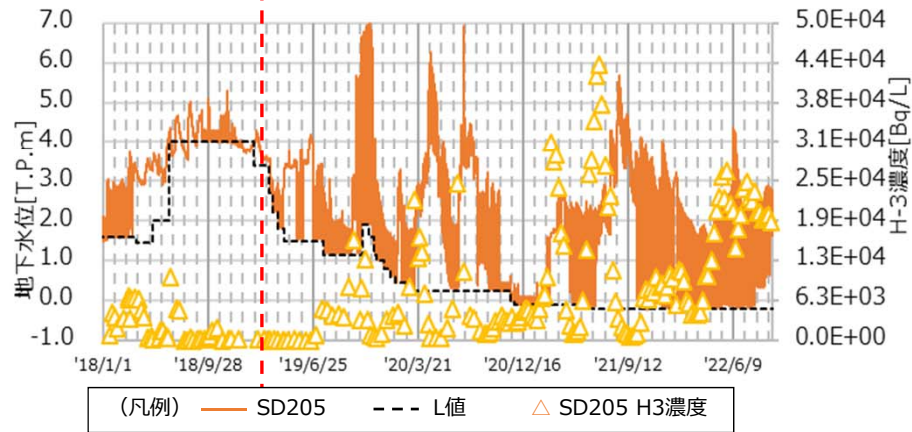
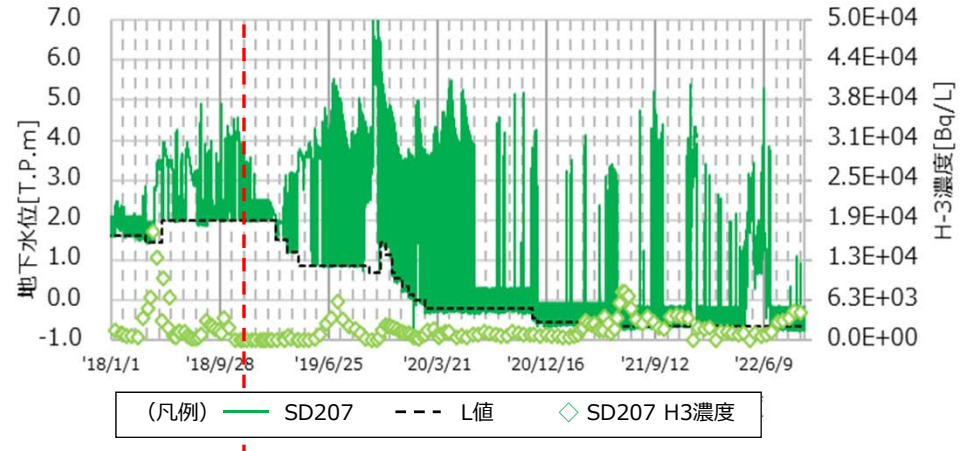
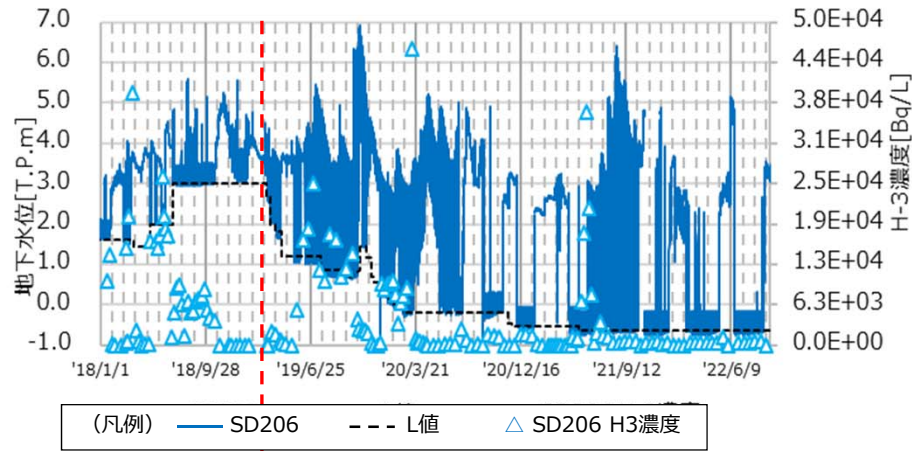
排水日		9/15	9/16	9/17	9/18	9/19
一時貯水タンクNo.		J	L	A	B	D
浄化後の水質 (Bq/L)	試料採取日	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14
	Cs-134	ND(0.72)	ND(0.72)	ND(0.52)	ND(0.72)	ND(0.69)
	Cs-137	ND(0.60)	ND(0.60)	ND(0.69)	ND(0.73)	ND(0.65)
	全β	ND(1.7)	ND(2.0)	ND(1.4)	ND(1.8)	ND(2.0)
	H-3	910	920	940	880	920
排水量 (m ³)		597	622	635	608	618
浄化前の水質 (Bq/L)	試料採取日	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12
	Cs-134	ND(7.2)	ND(3.3)	ND(5.8)	ND(5.3)	ND(5.6)
	Cs-137	72	81	78	81	89
	全β	—	—	—	—	340
	H-3	910	930	1,000	980	960

* NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

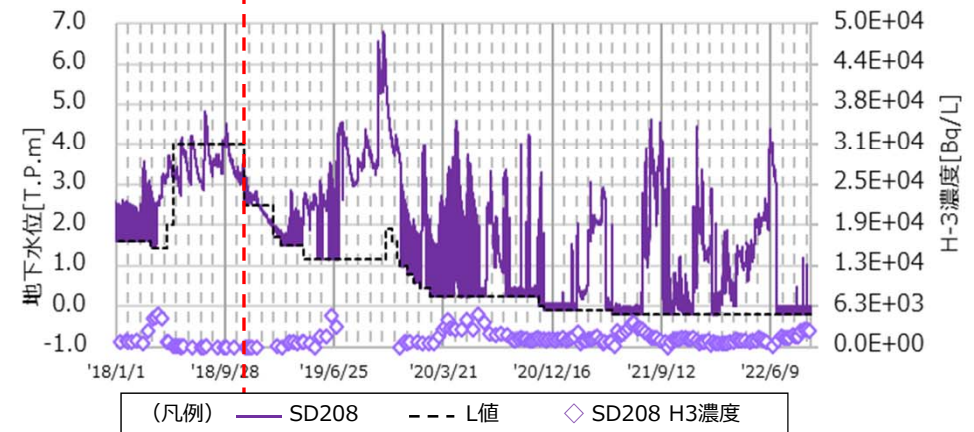
* 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を1 Bq/Lに下げて実施。

* 浄化前水質における全ベータ分析については、浄化設備の浄化性能把握のため週一回サンプリングを実施。

【参考】 1/2号機排気筒周辺サブドレンピットの水質



2019/2/6地改良完了



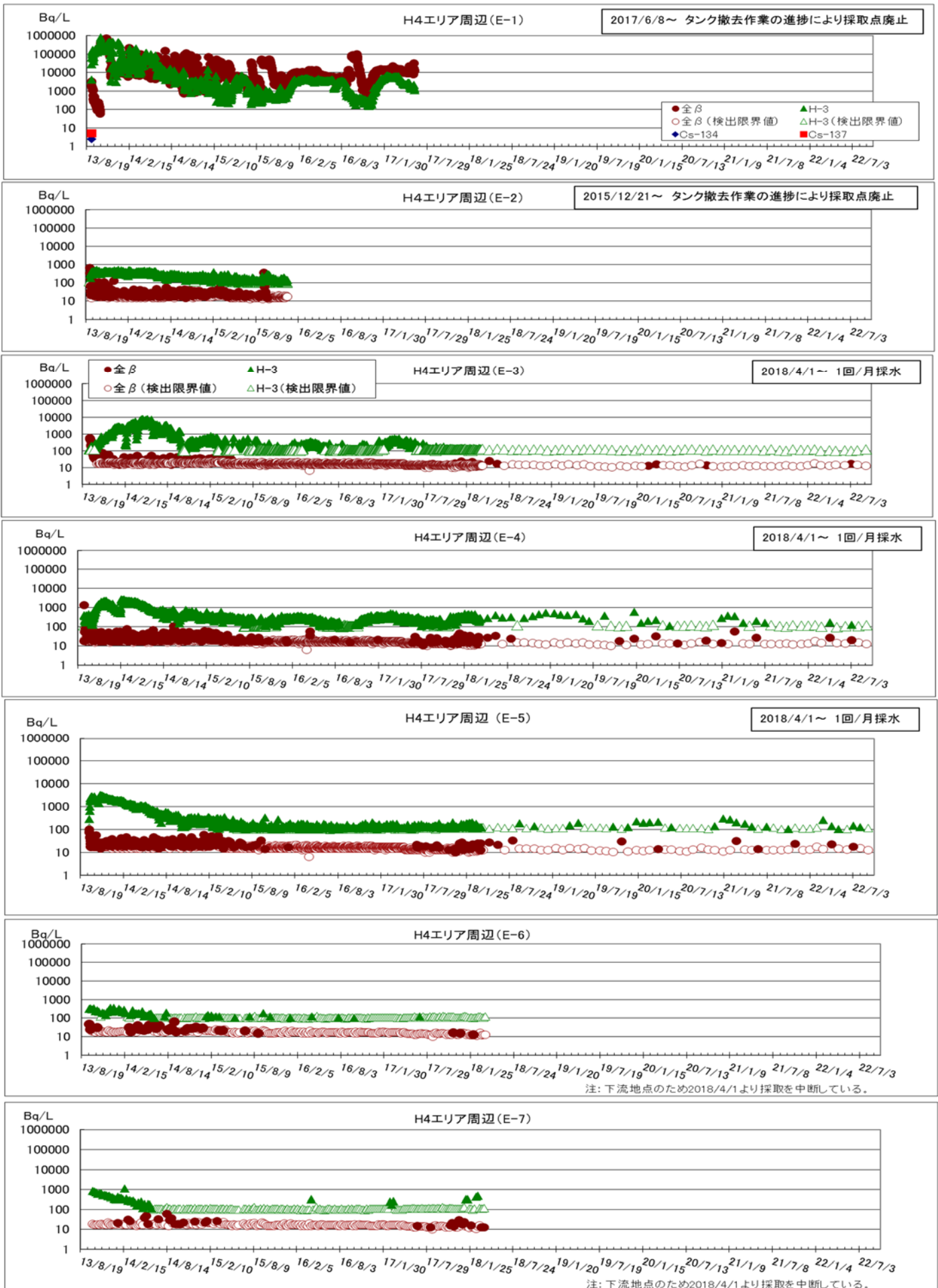
2018/11/6地盤改良完了

H4・H6エリアタンク漏えいによる汚染の影響調査

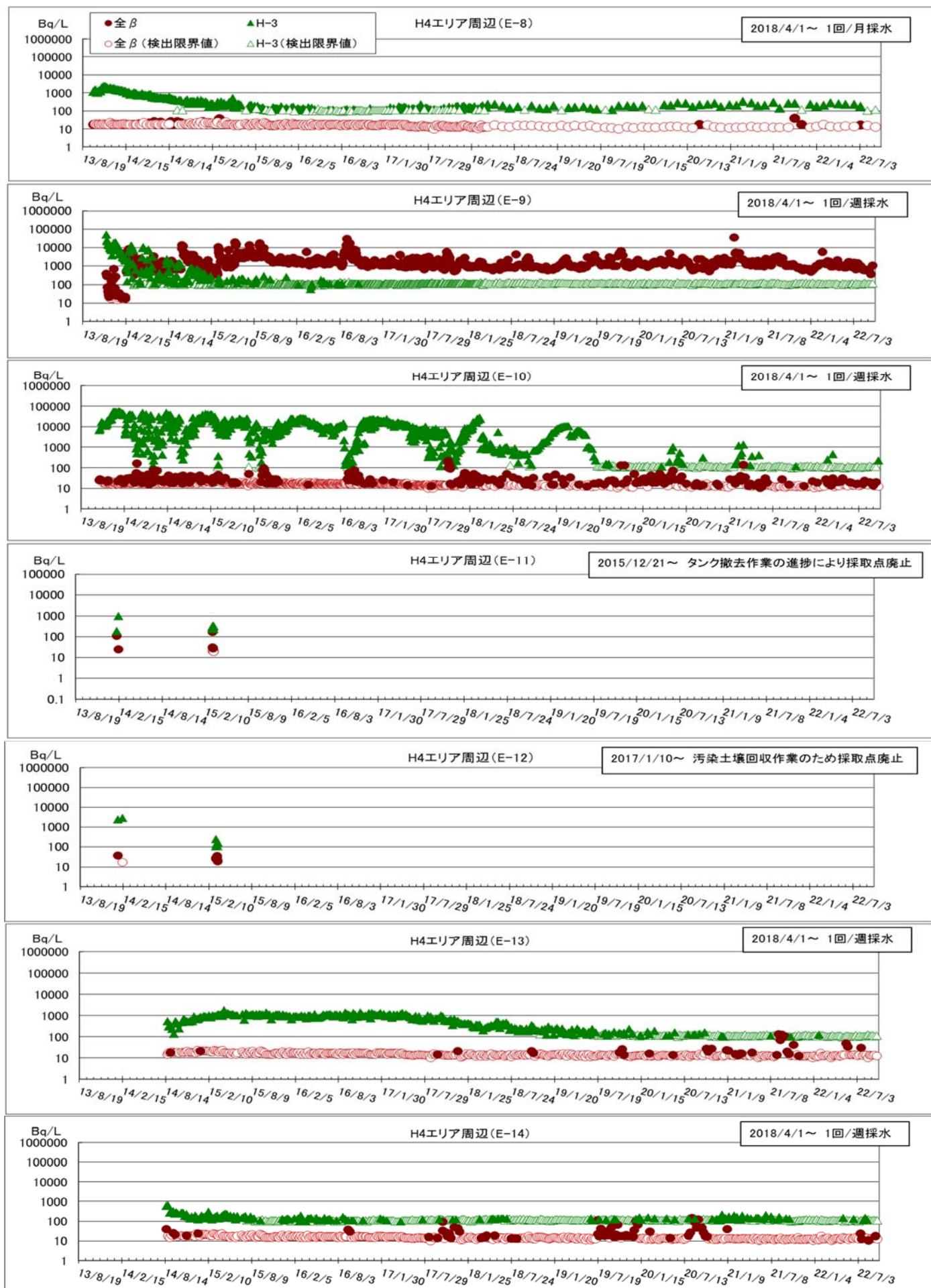
- ①追加ボーリング観測孔の放射性物質濃度推移
- ②地下水バイパス調査孔・揚水井の放射性物質濃度推移
- ③排水路の放射性物質濃度推移
- ④海水の放射性物質濃度推移

サンプリング箇所

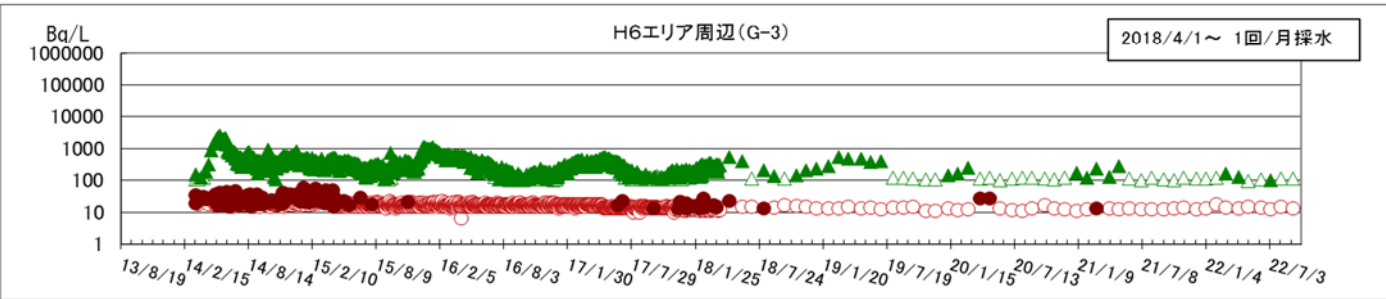
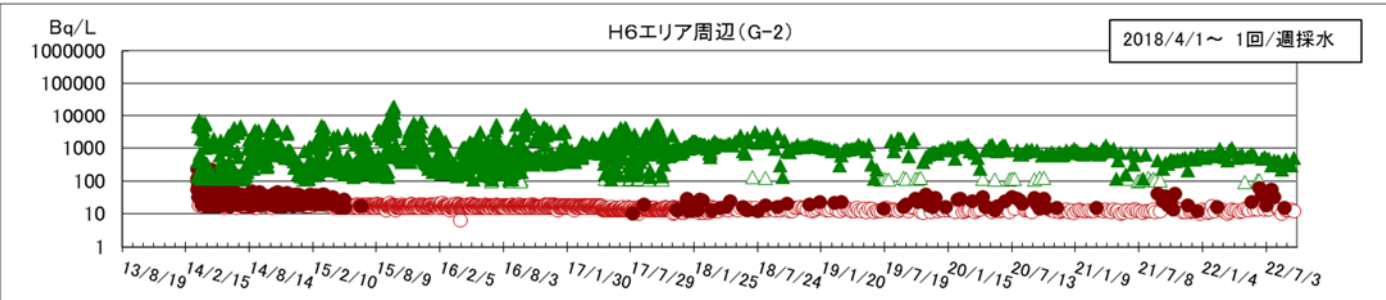
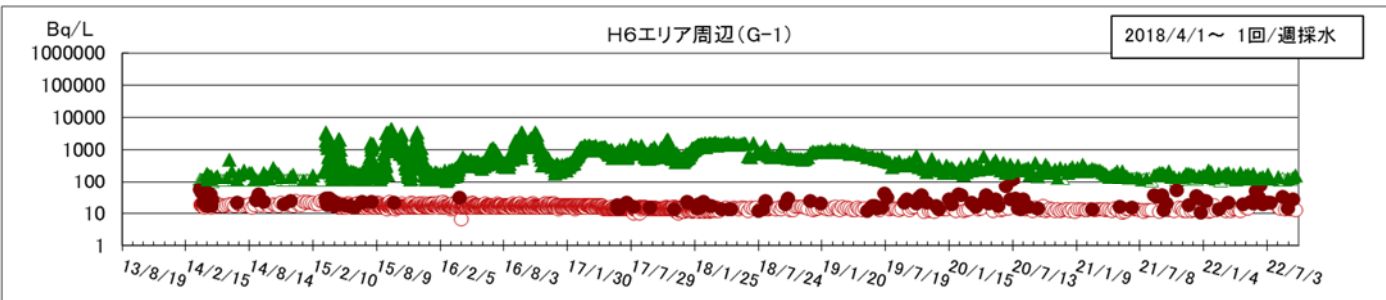
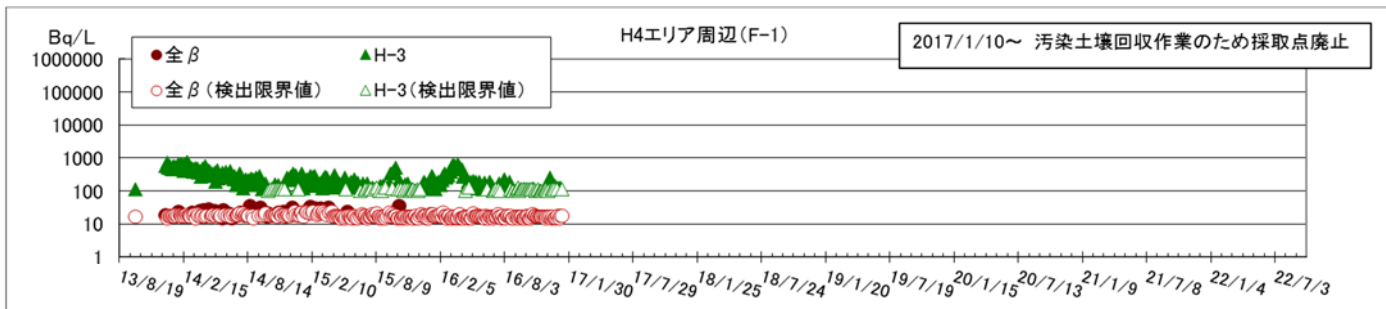
①追加ボーリング観測孔の放射性物質濃度推移 (1/3)



①追加ボーリング観測孔の放射性物質濃度推移 (2/3)



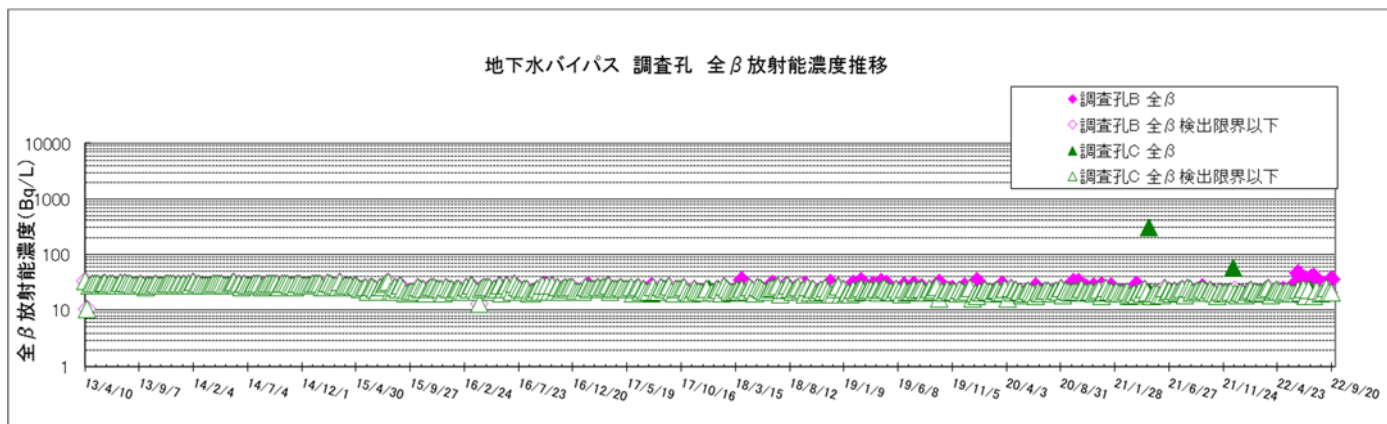
①追加ボーリング観測孔の放射性物質濃度推移 (3/3)



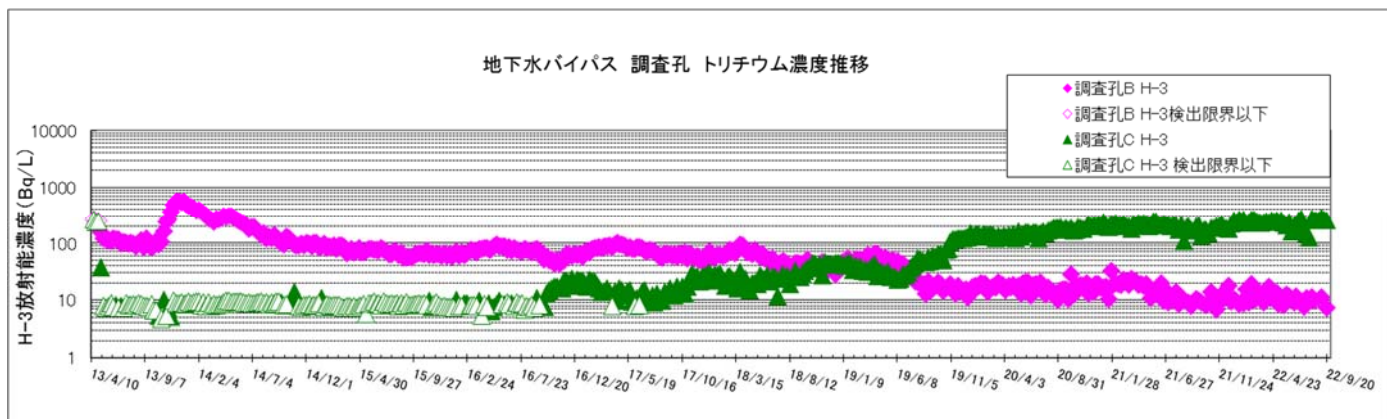
②地下水バイパス調査孔・揚水井の放射性物質濃度推移（1/2）

地下水バイパス調査孔

【全β】



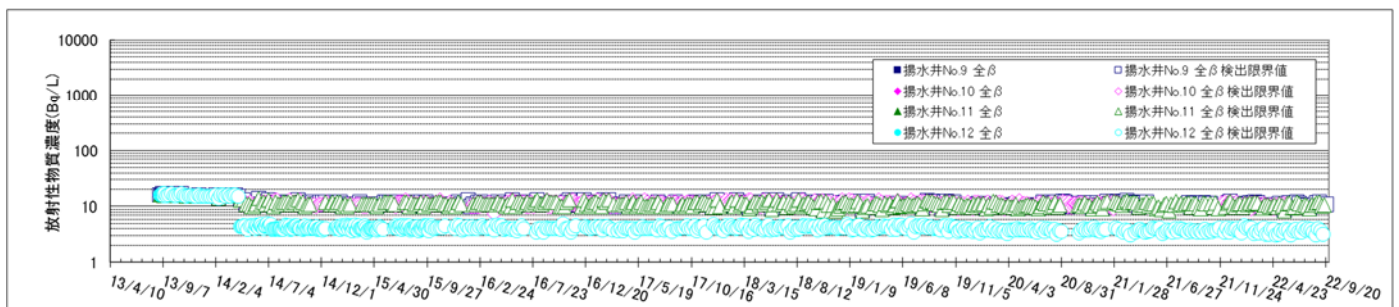
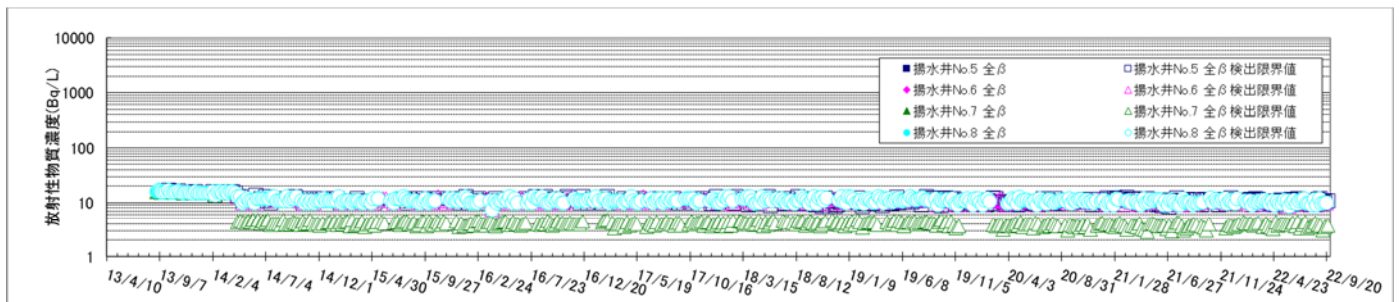
【トリチウム】



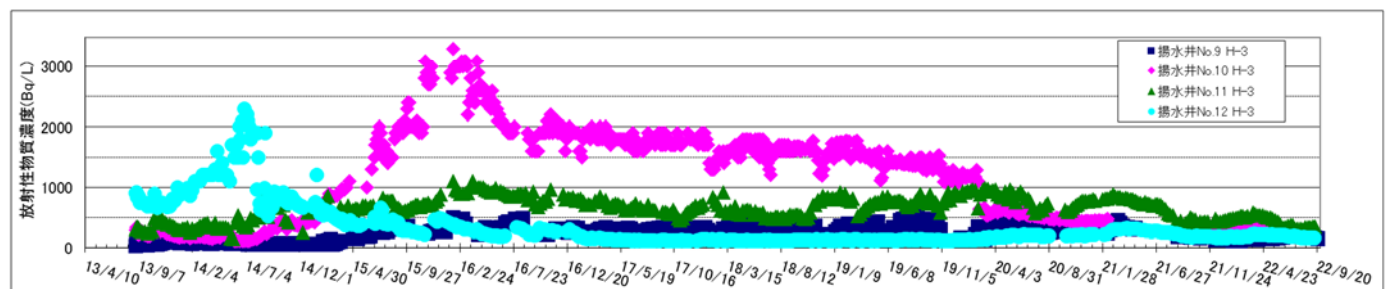
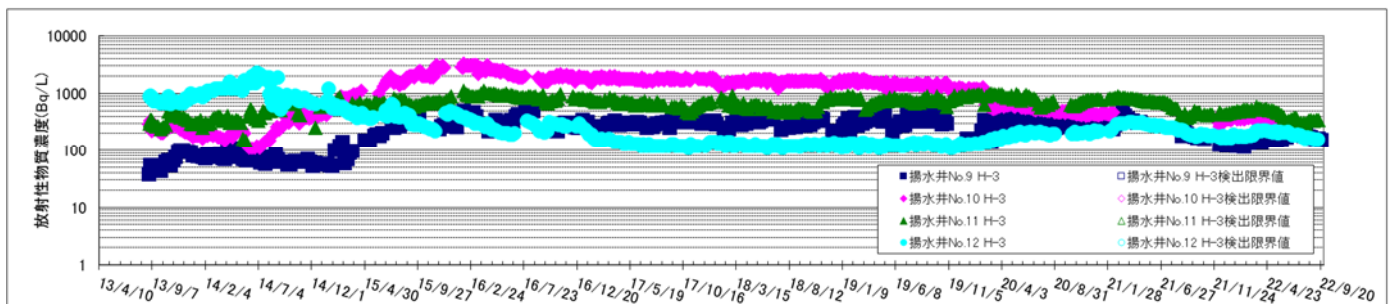
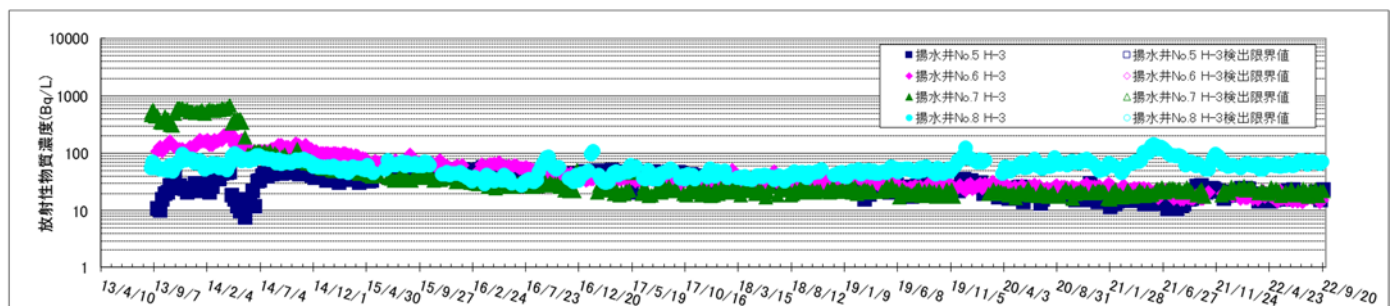
②地下水バイパス調査孔・揚水井の放射性物質濃度推移 (2/2)

地下水バイパス揚水井

【全β】

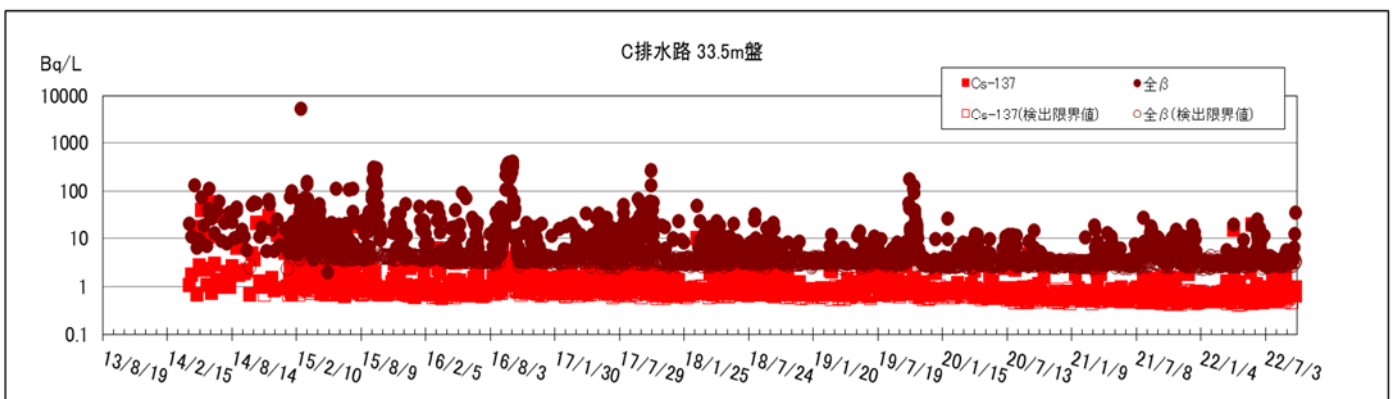
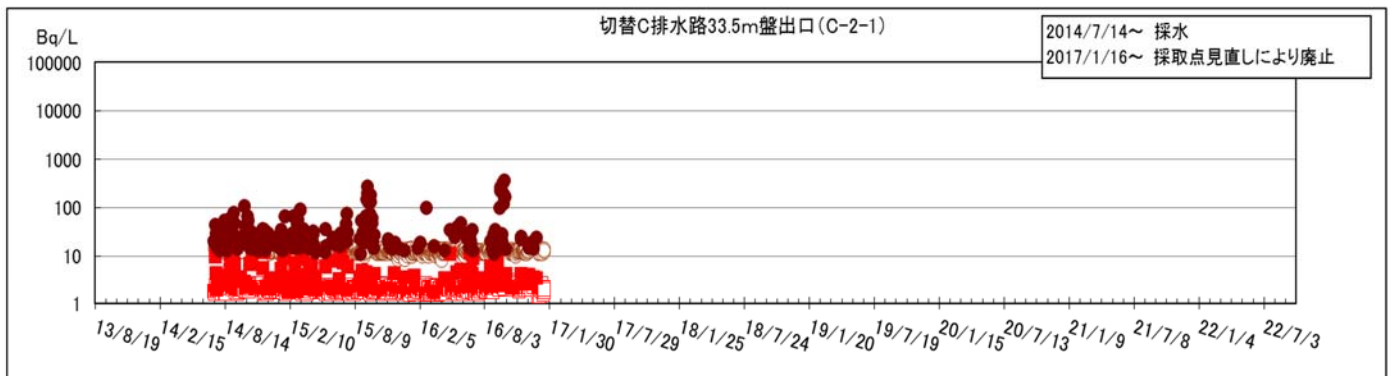
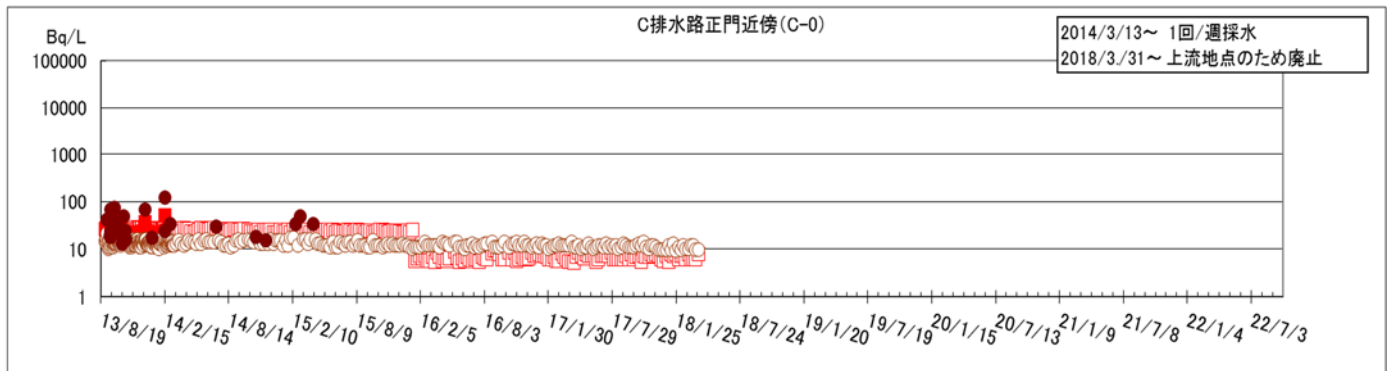
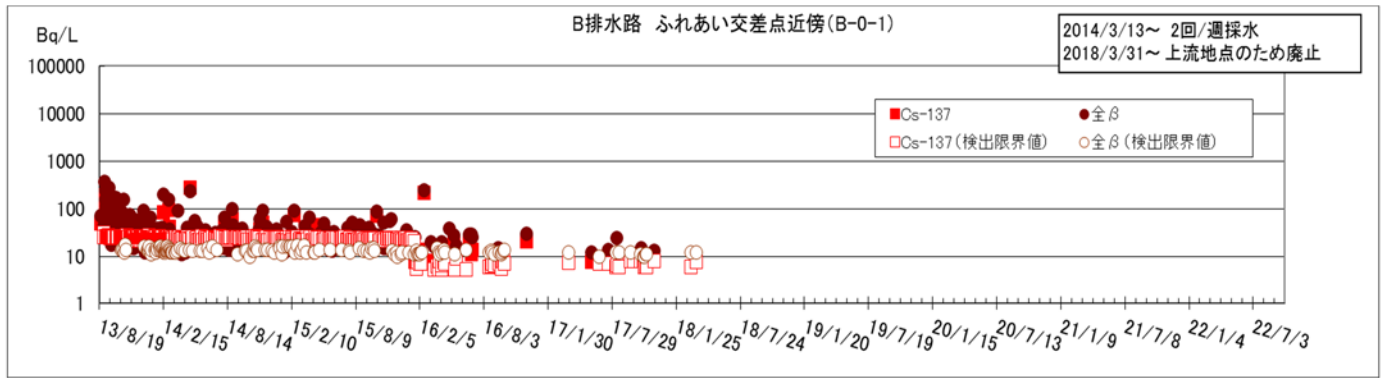


【トリチウム】



揚水井 No.10: 2022/6/8～揚水井補修に伴い採水中止。揚水井 No.12 2022/9/19/22 電源停止に伴い採水中止。

③排水路の放射性物質濃度推移

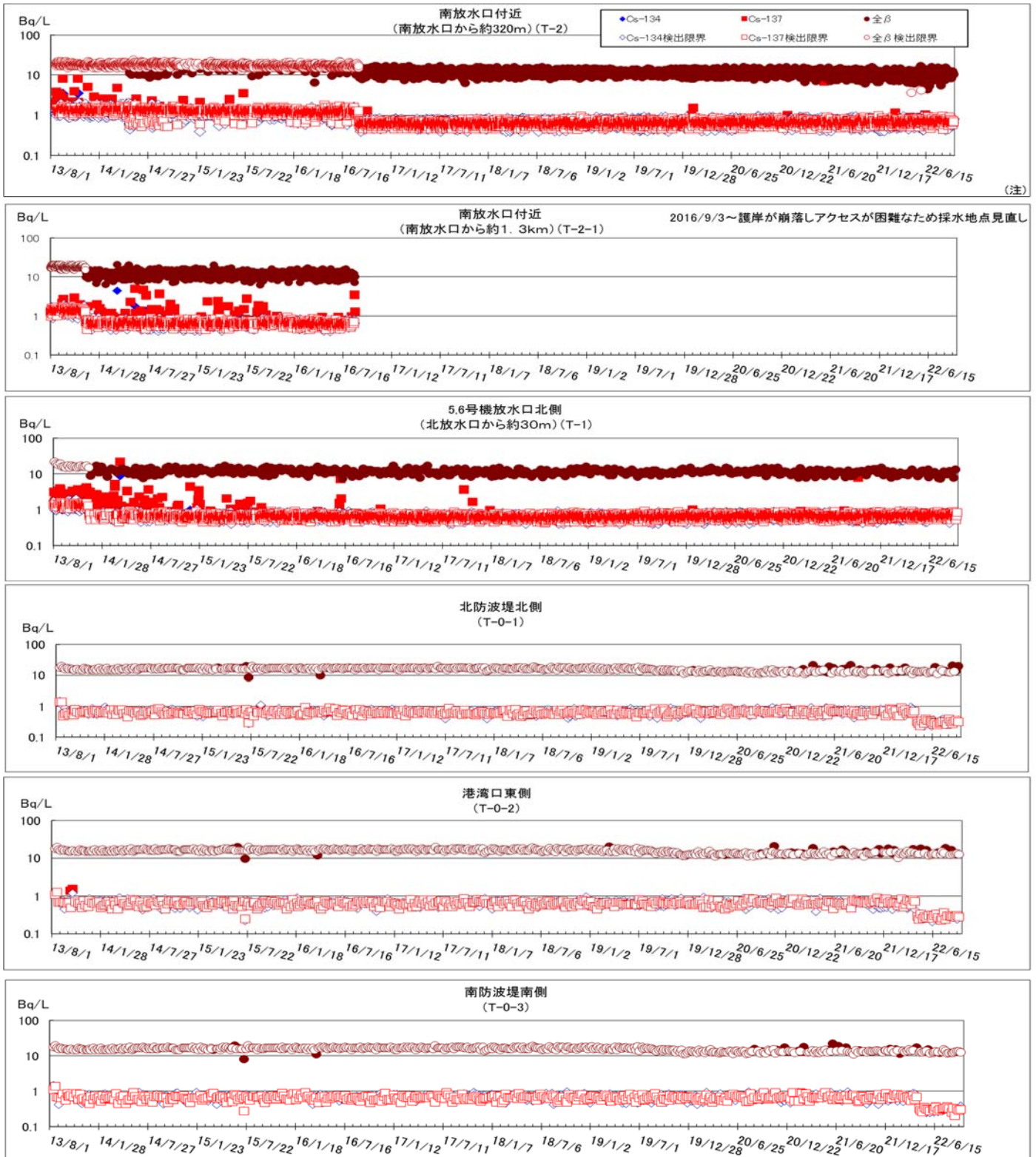


(注)

Cs-134,137の検出限界値を見直し(B排水路ふれあい交差点近傍:2016/1/21～、C排水路正門近傍:2016/1/20～)。

水が無い為採水できない場合がある。

④海水の放射性物質濃度推移



2022/9/20 荒天のため、南放水口付近、5.6号機放水口北側、北防波堤北側、港湾口東側、南防波堤南側について採取中止。

(注) 南放水口付近：地下水バイパス排水中に検出限界値を下げて分析したものも表示している。

2016/9/15～ 全βの検出限界値を見直し(20→5Bq/L)。

2017/1/27～ 防波堤補修のため南放水口より約330m南の地点から約280m南の地点へ変更。

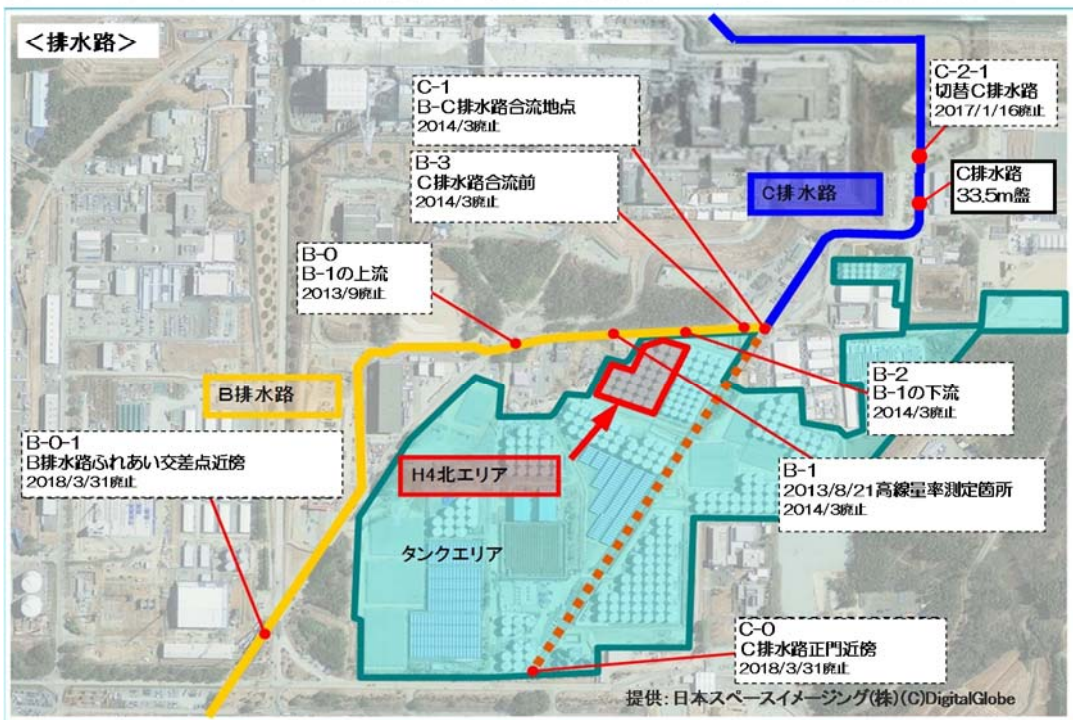
2018/3/23～ 階段の本設化に伴い南放水口より約320m南の地点へ変更。

2021/12/17～ 南放水口付近(南放水口から約320m)(T-2)の試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を南放水口より南側に約1300mの地点に一時的に変更。

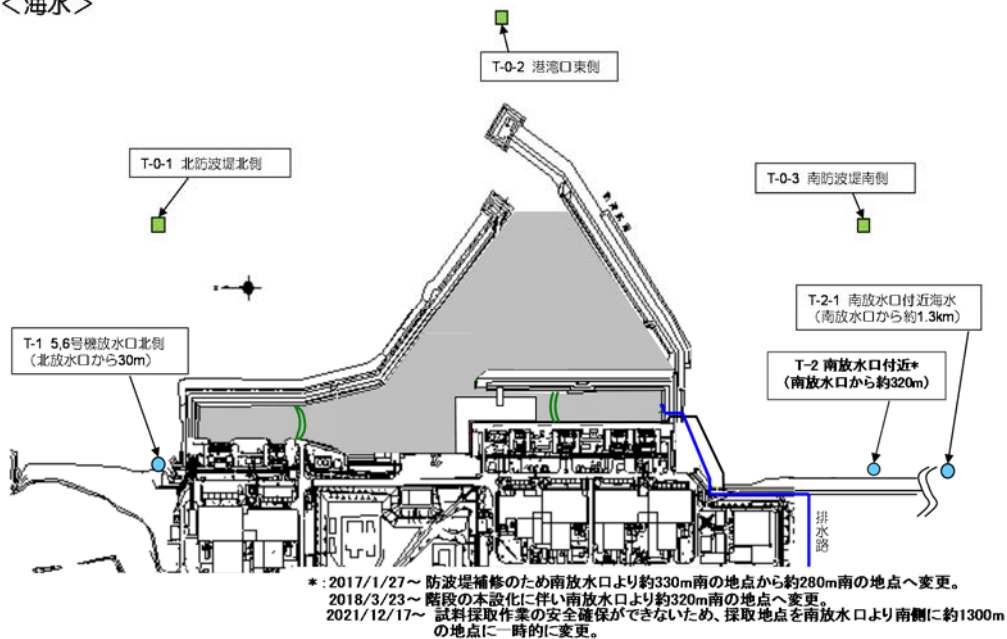
北防波堤北側、港湾口東側、南防波堤南側：全βの検出が増えたため2015/7/13は第三者機関においても検出限界値を下げて分析したのも表示している。

2022/4/18～ 北防波堤北側、港湾口東側、南防波堤南側のCs-137、Cs-134の検出限界値を見直し(1.0→0.4Bq/L)。

サンプリング箇所



＜海水＞



建屋滞留水処理等の進捗状況について

2022年9月29日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

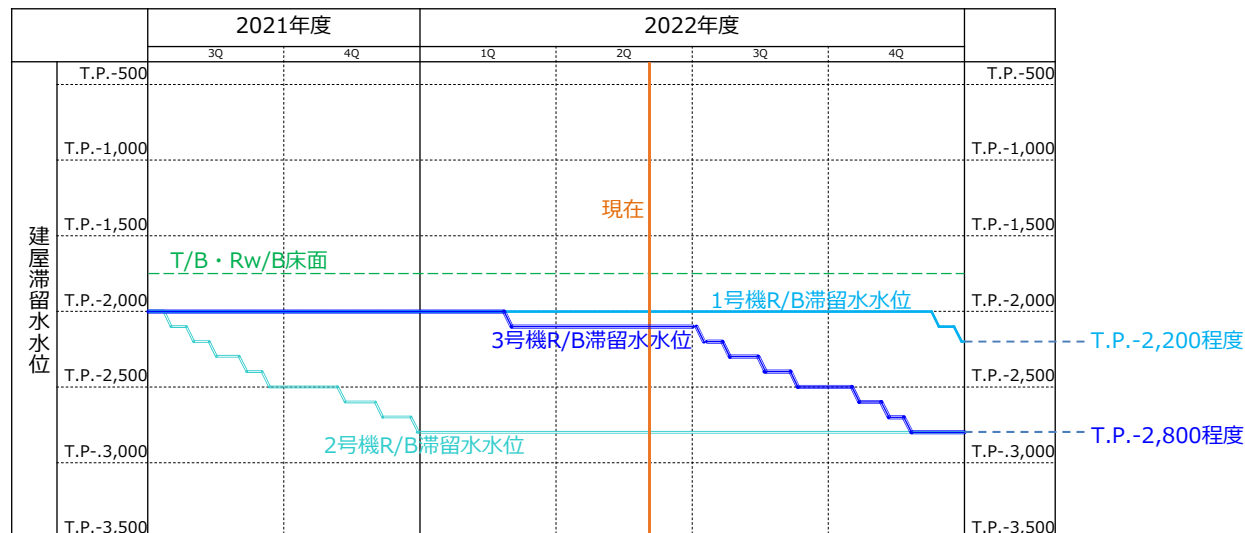
1. 概要

- 循環注水を行っている1～3号機原子炉建屋（R/B）については、2022～2024年度内に、R/B滞留水量を2020年末の半分程度（約3,000m³程度）に低減する計画。
- 比較的高い全α濃度（2～5乗Bq/Lオーダー）が確認されているR/B滞留水については、現在得られた試験や分析の結果を踏まえ、α核種を除去することができる設備の設計を進めているところ。

2. 今後の建屋滞留水処理計画

- 循環注水を行っている1～3号機R/Bについて、2022～2024年度内に、R/B滞留水量を2020年末の半分程度（約3,000m³程度）に低減する。
 - 建屋滞留水の水位低下は、ダストの影響の確認や、R/B下部に存在するα核種を含む高濃度の滞留水処理に伴う急激な濃度変化による後段設備への影響を緩和するため、建屋毎に2週間毎に10cm程度のペースを目安に水位低下を実施中。
 - 2号機は目標水位まで水位低下を完了済。現在、3号機の水位低下を実施中。その後、1号機の水位低下を実施する計画。
- プロセス主建屋（PMB）、高温焼却炉建屋（HTI）については、極力低い水位を維持※1しつつ、ゼオライト土嚢等の回収目標である2024年内の作業完了以降にPMB、HTIの床面露出を行う計画。

※1 PMBはT.P.-1200程度、HTIはT.P.-800程度（水深1.5m程度）で水位を管理。なお、大雨等による一時的な水位変動の可能性あり。
至近の1～3号機R/B水位低下計画案



【参考】 滞留水量と滞留水中の放射性物質について

- 建屋滞留水処理における滞留水量と放射性物質量の推移を以下に示す。
- 建屋滞留水処理を計画的に進め、建屋滞留水量を段階的に低減させている。

		2019.03(実績)		2022.09(現在)	
号機	建屋	滞留水量	放射性物質量※	滞留水量	放射性物質量※
1号機	R/B	約 1,800 m ³	1.4E14 Bq	約 650 m ³	9.8E12 Bq
	T/B	床面露出維持		床面露出維持	
	Rw/B	床面露出維持		床面露出維持	
2号機	R/B	約 3,200 m ³	1.1E14 Bq	約 1,150 m ³	9.6E13 Bq
	T/B	約 3,100 m ³	5.0E13 Bq	床面露出維持	
	Rw/B	約 800 m ³	1.3E13 Bq	床面露出維持	
3号機	R/B	約 3,300 m ³	5.7E14 Bq	約 1,850 m ³	1.9E14 Bq
	T/B	約 3,300 m ³	1.6E14 Bq	床面露出維持	
	Rw/B	約 800 m ³	3.9E13 Bq	床面露出維持	
4号機	R/B	約 3,200 m ³	2.9E12 Bq	床面露出維持	
	T/B	約 3,000 m ³	2.7E12 Bq	床面露出維持	
	Rw/B	約 1,200 m ³	1.1E12 Bq	床面露出維持	
集中Rw	PMB	約 11,000 m ³	4.4E14 Bq	約 6,150 m ³	1.2E14 Bq
	HTI	約 3,100 m ³	1.7E14 Bq	約 2,550 m ³	1.0E14 Bq
合計		約 37,700 m ³	1.7E15 Bq	約 12,350 m ³	5.2E14 Bq

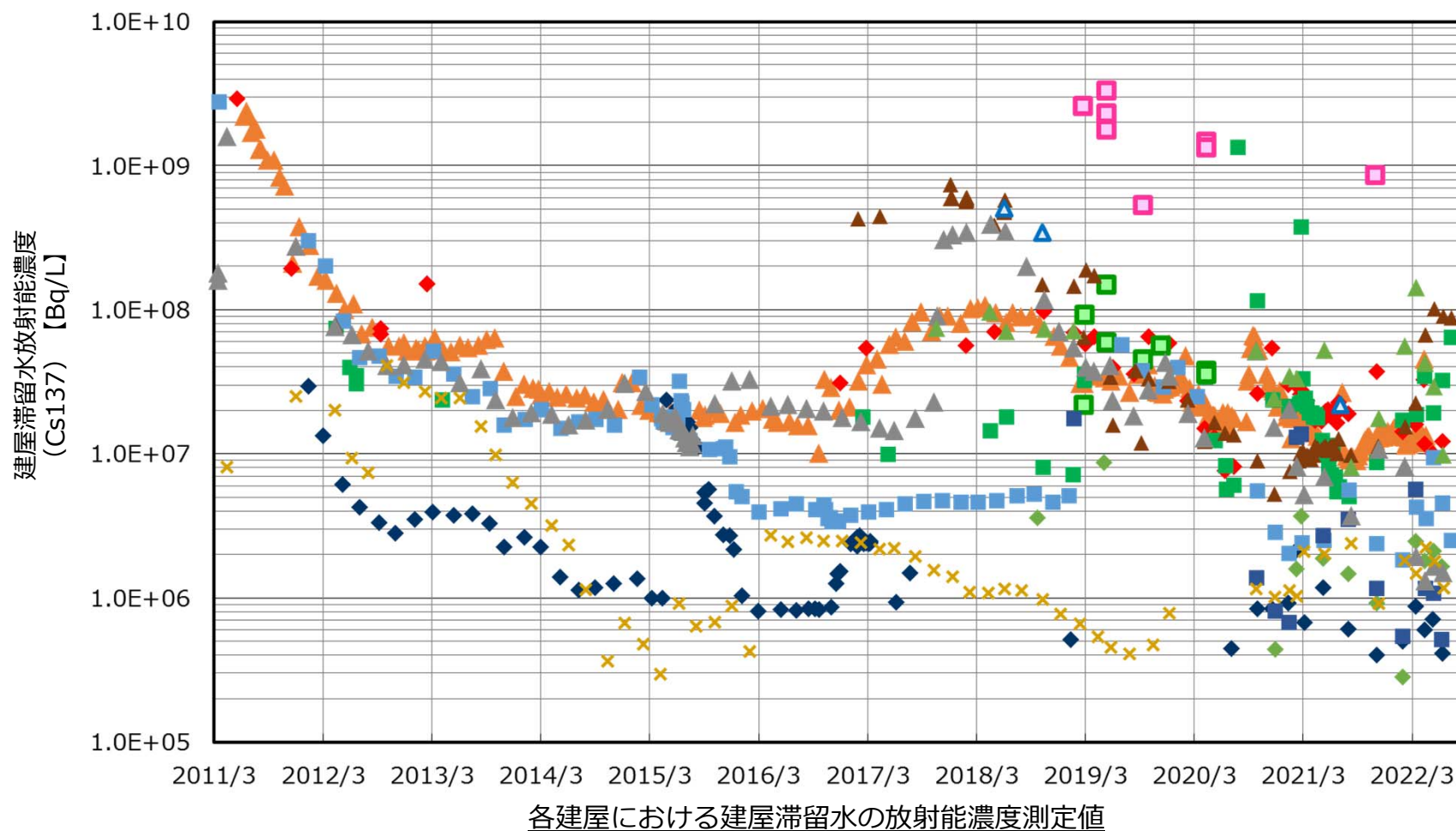
※ Cs-134 Cs-137 Sr-90の合計値

【参考】 1~4号機における建屋滞留水中の放射能濃度推移



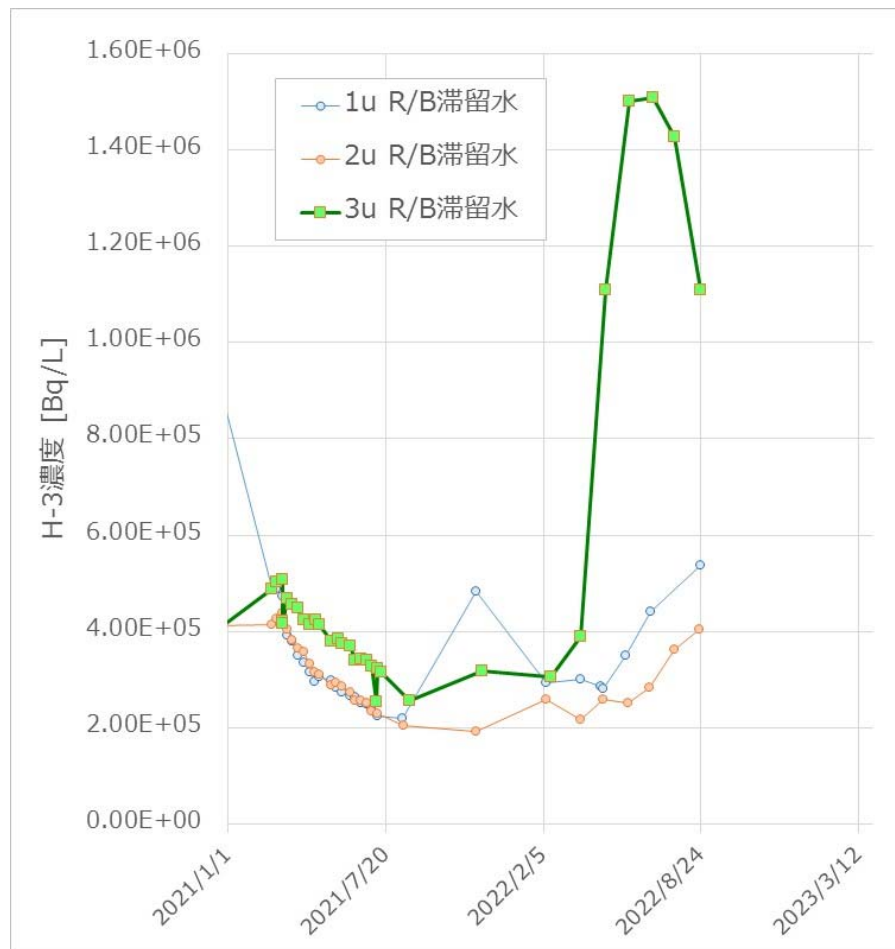
1~4号機における建屋滞留水中の放射能濃度推移を示す。

- | | | | |
|-----------|---------------------|----------------------|-----------|
| ▲ プロセス主建屋 | ◆ 1号機R/B | ◆ 1号機T/B | ◆ 1号機Rw/B |
| ■ 2号機R/B | ■ 2号機R/B 深部(トレンチ上部) | ■ 2号機R/B 深部(トレンチ最下部) | ■ 2号機T/B |
| ■ 2号機Rw/B | ▲ 3号機R/B | ▲ 3号機R/B 深部 | ▲ 3号機T/B |
| ▲ 3号機Rw/B | × 4号機T/B | | |



【参考】 3号機原子炉建屋滞留水のトリチウム濃度

- 3号機原子炉建屋滞留水のトリチウム濃度は、3月の地震後に上昇したものの、至近では下降傾向となっている
- 一方、RO装置入口濃度は若干の上昇傾向があり、監視継続中。



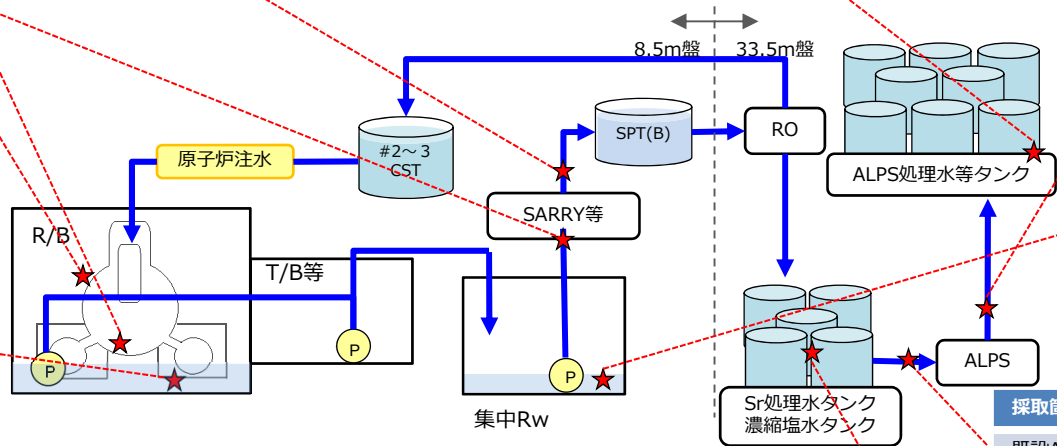
【参考】建屋滞留水中のα核種の状況

- R/Bの滞留水からは比較的高い全α（2~5乗Bq/Lオーダー）が検出されているものの、セシウム吸着装置入口では概ね検出下限値程度（1乗Bq/Lオーダー）であることを確認。
- 全α濃度の傾向監視とともに、α核種の性状分析を進め、α核種の低減メカニズムの解明を進める。
- 今後、R/Bの滞留水水位をより低下させていくにあたり、全α濃度が上昇する可能性もあることから、PMB, HTIの機能を引き継いだ一時貯留タンクの設置や、汚染水処理装置の改良も踏まえた、α核種拡大防止対策を検討中。

採取箇所	分析日	全α濃度	採取箇所	分析日	全α濃度	採取箇所	全α濃度	採取箇所	分析日	全α濃度
SARRY入口	2022/8/23	1.4E+01	SARRY出口	2022/8/23	<4.2E-01	G1S,G3,G6,G7,H1~5,H4N, H6(I),H6(II),J1~J7,K1~ K4,B,南工リア	<1.0E-01	既設ALPS出口	2022/8/12	<7.2E-02
SARRY II 入口	2022/7/25	1.0E+01	SARRY II 出口	2022/7/25	6.1E-01			増設ALPS出口	2022/7/21	<5.7E-02

採取箇所	分析日	全α濃度
3PCV	2015/10/22	2.1E+03
3MSIV室	2021/7/8	1.7E+06

採取箇所	分析日	全α濃度
1R/B	2022/4/19*1	2.2E+04
	2022/8/23	7.3E+02
2R/B	2020/6/30*1	3.2E+04
	2021/11/8*1	2.0E+05
3R/B	2022/8/22	2.2E+01
	2021/7/13*1	5.4E+05
	2021/11/19	4.8E+03
	2022/8/24	4.2E+02



採取箇所	分析日	全α濃度
PMB	2019/4/9	4.1E+01
	2022/4/21	4.1E+03
HTI	2019/4/10	3.0E+01
	2022/4/22	1.3E+04

採取箇所	分析日	全α濃度
既設ALPS入口	2022/8/12*2	8.2E-01
増設ALPS入口	2022/8/4	9.0E-01

採取箇所	分析日	全α濃度
濃縮塩水タンク上澄み	2021/7/21	1.8E+01
濃縮塩水タンク底部*3	2021/7/21	5.3E+03

現状の全α測定結果 [Bq/L]

* 1 : 採集器を用いた底部付近でのサンプリング
 * 2 : タンク残水処理中でのサンプリング
 * 3 : タンク解体時の底部残水を集めた水

各建屋滞留水の全αの放射性物質質量評価 [Bq] ※1

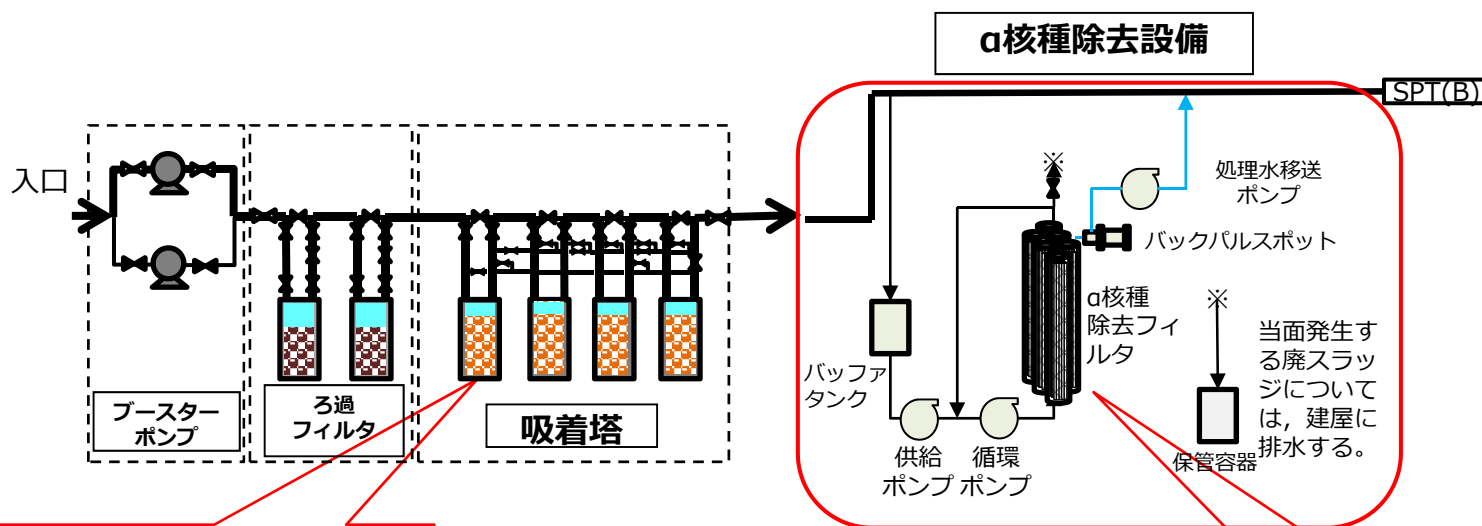
1号機R/B	2号機R/B	3号機R/B	PMB	HTI	合計
2.2E+07	2.8E+07	3.6E+08	3.0E+08	9.8E+07	8.1E+08

※ 1 最新の分析データにて評価をしているが、今後の全αの分析結果によって、変動する可能性有り

α核種除去設備の設計状況

3-1. α核種除去設備について

- 比較的高い全α濃度（2～5乗Bq/Lオーダー）が確認されているR/B滞留水について，分析や特性試験を実施し，α核種を除去する設備の設計を進めている。なお，α核種除去設備（フィルタによる除去）は，吸着塔での放射性核種除去により設備の線量上昇を抑え，フィルタ詰まりを軽減する目的で，処理装置（SARRY他）の後段に設置することで検討している。
- 設備設計にて実施している各種試験の進捗状況を報告する。
 - イオン状α核種の除去能力確認のための吸着材通水試験
 - 粒子状α核種の除去能力確認のためのフィルタ通水試験
- 3号機R/Bの滞留水等の分析の進捗結果を報告する。



イオン状α核種の除去能力確認のための吸着材通水試験

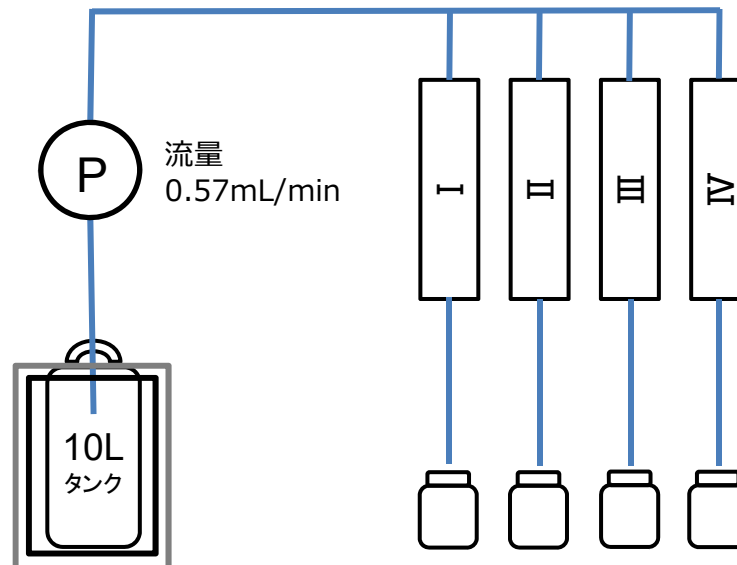
SARRY II におけるα核種除去設備の適用例

α核種の核種分析からフィルタ径を設定

3-2. 吸着材通水試験 (1/2)

- 前回、浸漬試験を実施し、使用実績のある吸着材、または新規にα核種除去が期待される吸着材について確認し、いずれの吸着材もイオン状α核種の低減を確認できた。
- 今回はSARRYの流速を考慮し、いずれの吸着材もα核種の低減を確認できたことから、使用実績のある吸着材を選定して吸着材通水試験を実施した。

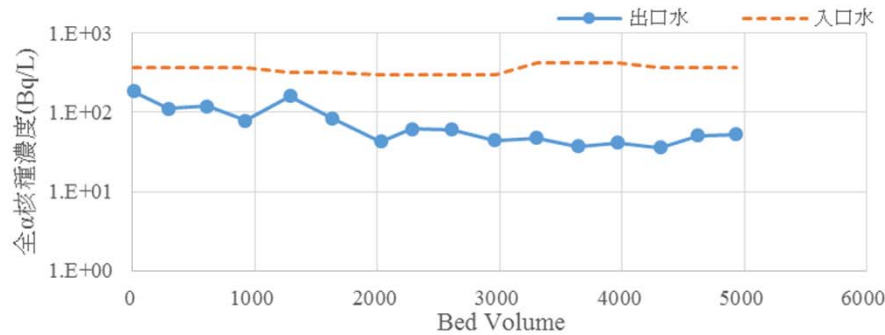
項目	内容
試験水	3号機原子炉建屋滞留水【トーラス室】
吸着材	福島第一原子力発電所で使用実績のある吸着材から選定
吸着材充填量	2.4mL
通水流量	空間速度(SV)14.3/hr (0.57mL/min)
通水期間	Bed Volume 5000 (14.6日) Bed Volume=流量/容器容量



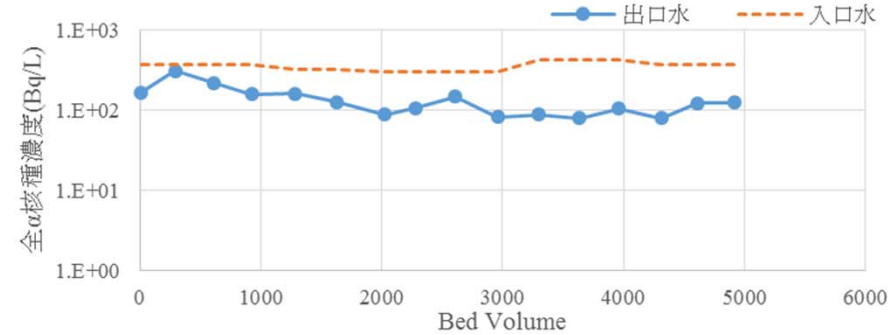
吸着材通水試験概要

3-2. 吸着材通水試験 (2/2)

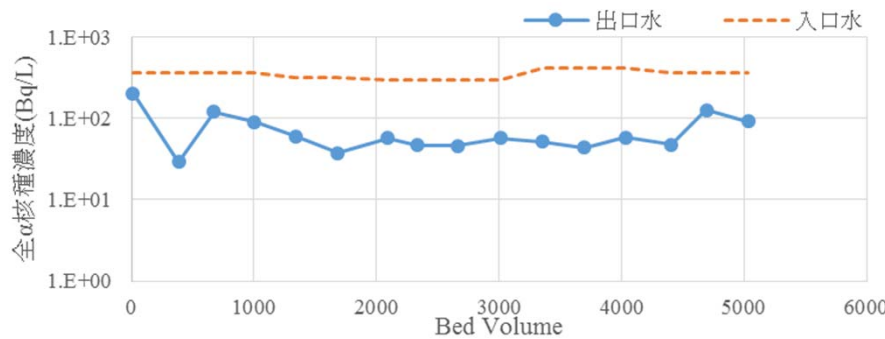
- 通水試験結果より，現在SARRYで使用している吸着材含め選定した吸着材において，イオン状の α 核種を除去している可能性があることが分かった。
- 以上の結果より，現在SARRYで使用している吸着材でイオン状 α 核種を除去できると考えられ，現在の吸着材を使用することで設計を進めていく。なお，粒子状 α 核種などが存在し，除去できないものもあるため，これまで通りフィルタと併合して設計していく。



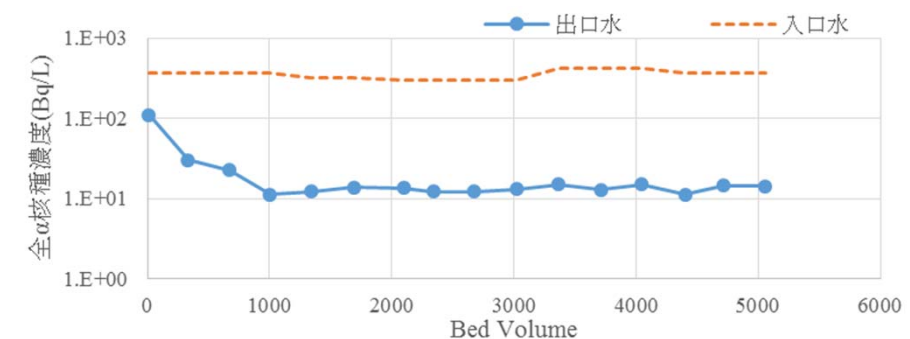
I (現在SARRYで使用中の吸着材)



II



III



IV

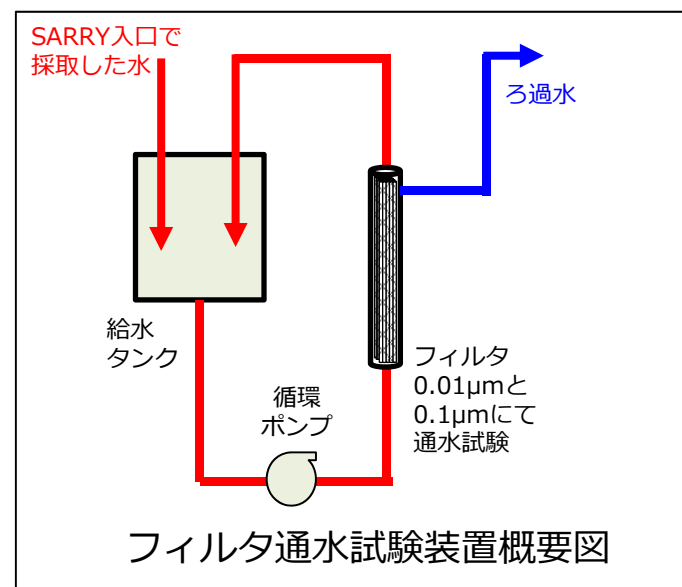
3-3. フィルタ通水試験（概要）

- 粒子状α核種の除去能力を確認するため、これまでに得られた滞留水の分析結果を踏まえて、フィルタ試験装置を用いて、通水試験を実施した。
- フィルタ通水試験装置は、現在設計中のα核種除去設備と同様に、給水タンク、循環ポンプ、フィルタで構成され、クロスフィルタ方式にてろ過を実施する。
- 給水タンクにSARRY入口で採取した水を供給し、循環ポンプにてフィルタに通水することでろ過水を抽出し、SARRY入口で採取した水とろ過水との全α核種濃度を比較する。
- フィルタの径は実機で使用を検討している $0.01\mu\text{m}^*$ と、比較のため $0.1\mu\text{m}$ を選定した。

※フィルタ径は $0.02\mu\text{m}$ 程度で検討していたが、今回実機の仕様より $0.01\mu\text{m}$ で通水試験を実施した。



フィルタ通水試験装置写真



3-3. フィルタ通水試験（結果）

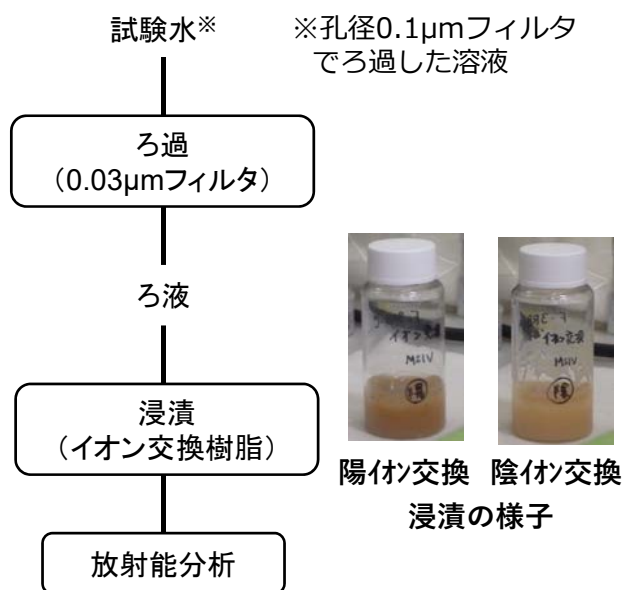
- 試験の結果を以下の表に示す。
- 試験前のSARRY入口で採取した水の全α核種濃度が低いものの、0.01μmフィルタにより除去されることがわかった。なお、0.1μmフィルタでも、今回の試験では明確な効果はないが除去されていた。
- Cs-134,137については0.01μmおよび0.1μmフィルタで除去されていないが、イオン状で存在しているので、前段の吸着塔で除去することができる。
- 今後、現在の設備構成を踏まえて、0.01μmフィルタで運転した際のフィルタ寿命を確認するため、SARRYの下流側にフィルタ通水試験を設置し、通水試験を実施する。

全α核種濃度の比較

分析水	全α核種濃度 [Bq/L]	Cs-134 [Bq/L]	Cs-137 [Bq/L]	SS [mg/L]
SARRY入口で採取した水	4.7E+00	7.1E+05	2.6E+07	<1
0.1μmフィルタで通水したろ過水	4.0E+00	7.0E+05	2.5E+07	<1
0.01μmフィルタで通水したろ過水	<3.0E+00	6.8E+05	2.4E+07	<1

3-4. 滞留水の分析結果（イオン状態の確認）

- 滞留水中のα核種の性状を確認するため、3号機MSIV室での採取水を用いて、孔径0.03μmフィルタのろ過前後の溶液、及び、陰・陽イオン交換樹脂接触後の回収液についてPu分析を実施した。なお、他の核種についても今後確認する。
 - 孔径0.03μmフィルタのろ過前（①）と後（②）で、Pu濃度はほぼ変化なかった。
 - 陰イオン交換樹脂接触前（②）と後（③）で、Pu濃度はほぼ変化なかった。
 - 陽イオン交換樹脂接触前（②）と後（④）で、Pu濃度は 10^0 (Bq/L)オーダーまで減少した。
- ⇒Puの一部は陽イオンで存在している



	分析水	Pu-238 [Bq/L]	Pu-239+240 [Bq/L]
①	0.03μmろ過前	1.4×10^3	5.0×10^2
②	0.03μmろ過後	1.5×10^3	4.9×10^2
③	陰イオン交換後	1.6×10^3	5.6×10^2
④	陽イオン交換後	3.5×10^0	1.5×10^0

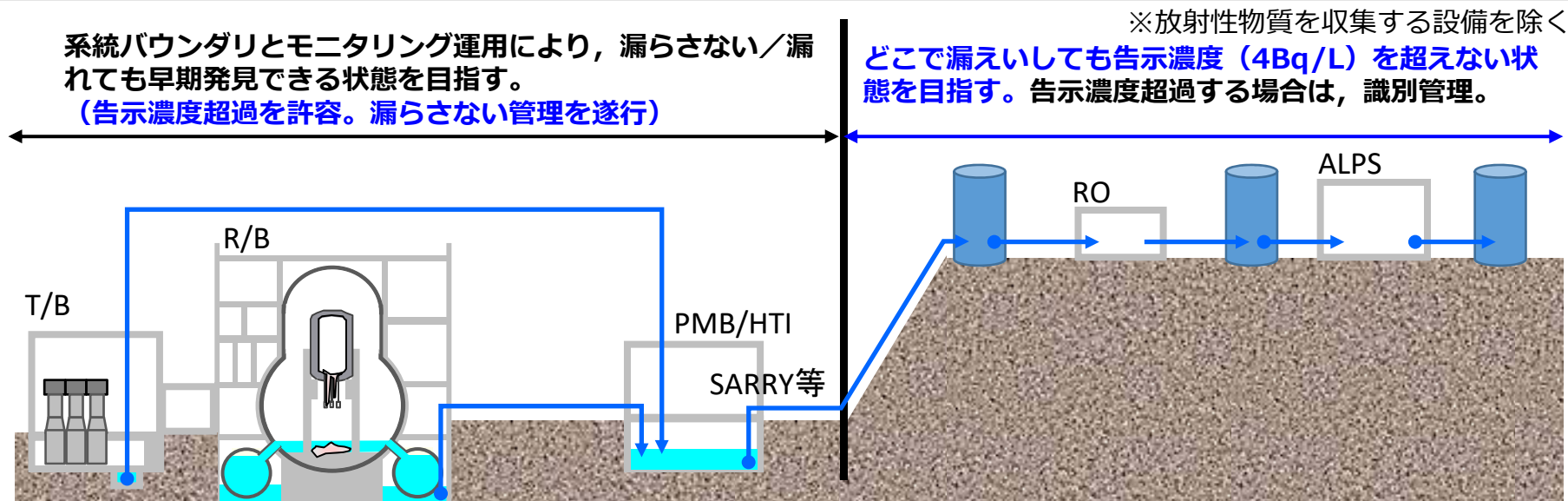
3-5. まとめおよび今後の予定

- イオン状α核種について、吸着材通水試験を実施し、現在SARRYで使用中の吸着材にて除去できることを確認した。
- 粒子状α核種について、フィルタ通水試験を実施し、検討しているフィルタにて、全α核種濃度を低減できることを確認した。引き続き、フィルタの性能を確認していく。
- データは少ないが、既存設備の吸着材及び検討中のフィルタにて、α核種を除去できる見込みがあり、引き続き、詳細設計を進めていく。
- なお、1号機R/B建屋、プロセス建屋(PMB)、高温焼却建屋(HTI)の滞留水について分析を行い、知見を拡げていく。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度以降
設備設計 (基本設計)	α核種除去方法の確立 ▼			
設備設置 (詳細設計含む)				
滞留水処理				性能評価 ■ ■ ■ ■
吸着材通水試験				
フィルタ通水試験		3号機	1号機	
核種分析		R/B滞留水他 ▼	R/B滞留水他 ▼	

【参考】α核種管理の目指すべき状態

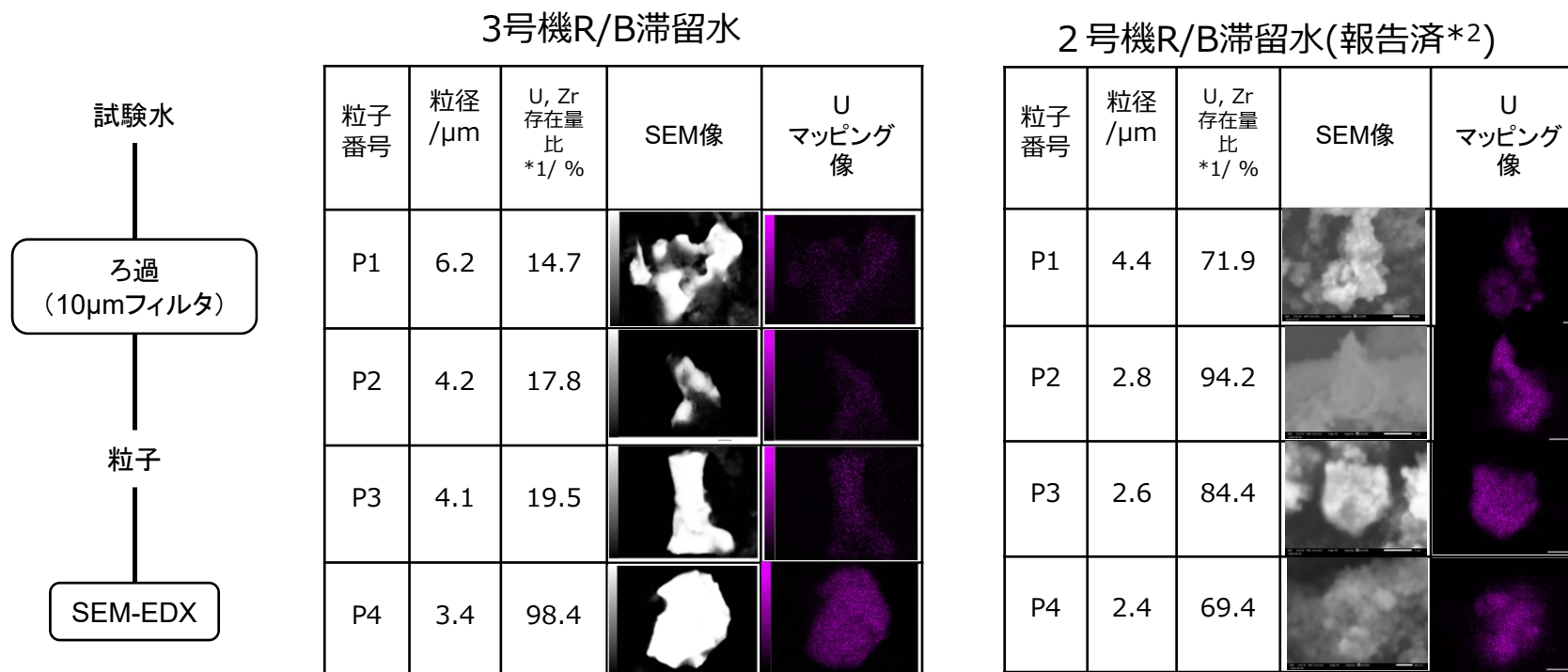
- ① **8.5m盤：α汚染拡大リスクの最小化が図れた状態**
 - ・漏らさない系統構成と早期発見を目指した状態監視（βγ汚染と同じ）
 - ・各建屋滞留水の定期モニタリングによるα放射能濃度の把握
 - ・8.5m盤から33.5m盤へのα汚染移行抑制措置。水処理設備の最下流(**SARRY**)の系統内濃度を告示濃度(4Bq/L)未満とする。
- ② **33.5m盤：α汚染管理が要らない状態※**
 - ・目標値を超過して保管する場合は、系統/設備を識別管理する



α核種の粒径として、概ね数μm以上のものと計測されており、同程度のフィルタを設置することにより告示濃度(4Bq/L)を満足できるものとする。今後の水質の変化等を考慮して、0.02μm程度のフィルタを設計上想定していく。

【参考】分析の進捗結果（α核種元素分析（1 / 2））

- 3号機R/B滞留水について，2号機と同様にSEM-EDXによるU含有微粒子を検出し，α核種の形状元素分析を実施した。10μmフィルタにて捕捉された粒子の代表を示す。
- 2号機，3号機とも粒径の傾向は変わらなかった。
- Uの他，Zr, Zn, Ni, Fe, Mn, S, Si, Al, Mg, Naなどが共存元素として検出された。
- Uが全体に分布している粒子をU粒子とみなした。

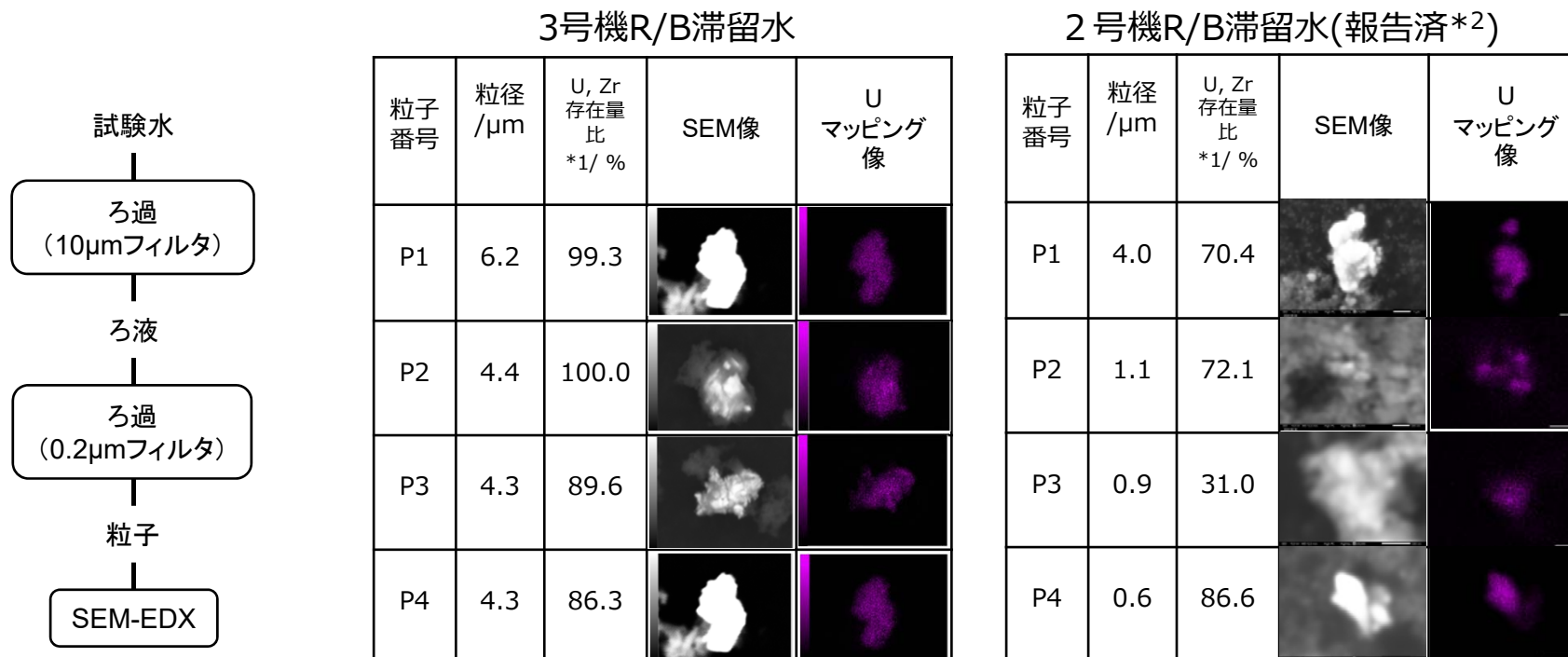


*1 U/(U+Zr)により算出

*2廃炉・汚染水対策チーム会合／事務局会議（第86回）

【参考】分析の進捗結果（α核種元素分析（2/2））

- 3号機R/B滞留水について、0.2μmフィルタにて捕捉された粒子の代表を示す。
- 2号機、3号機とも粒径の傾向は変わらなかった。
- Uの他、Zr, Zn, Fe, Mn, S, Si, Al, Mgなどが共存元素として検出された。
- Uが全体に分布している粒子をU粒子とみなした。

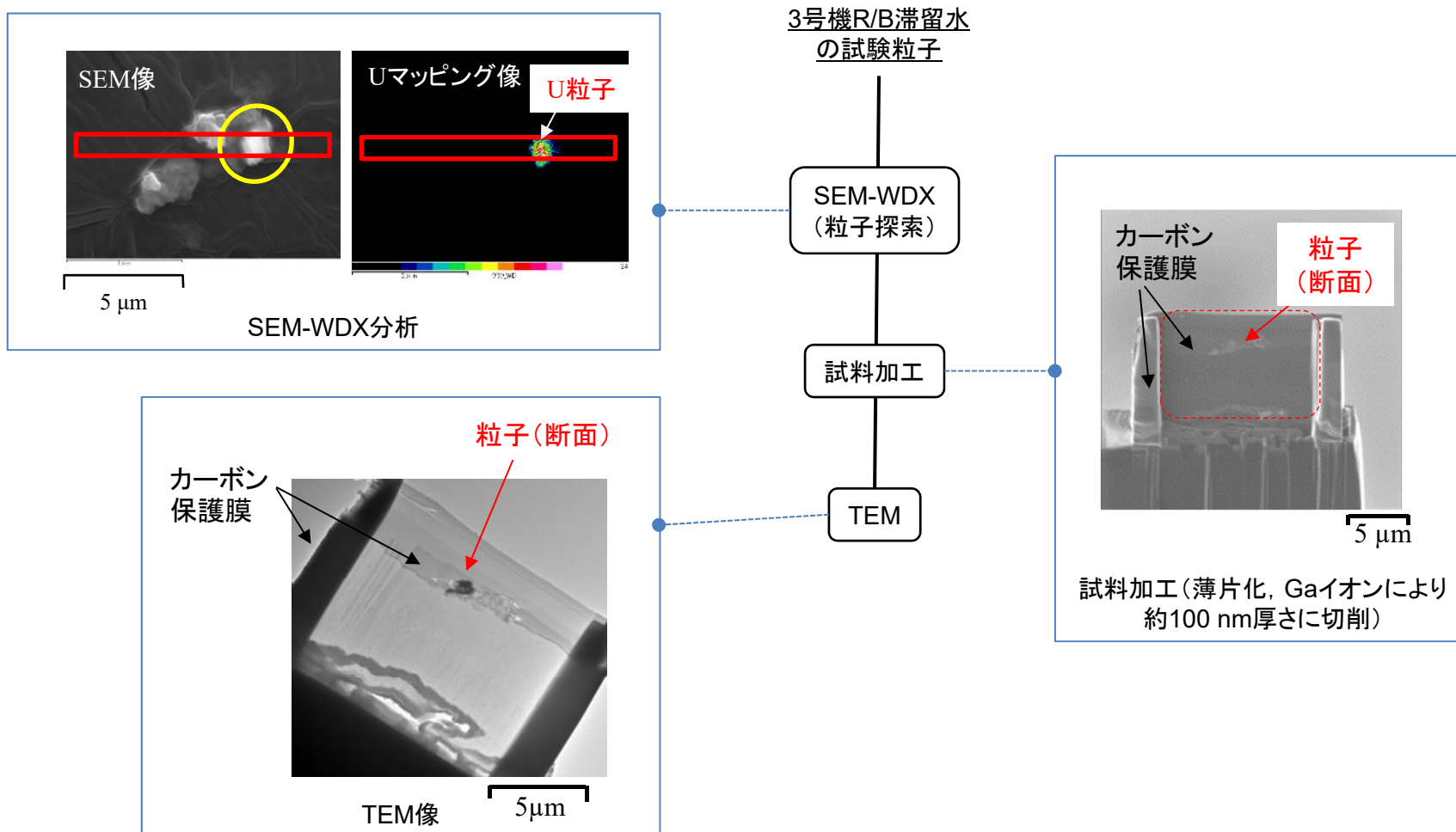


*1 U/(U+Zr)により算出

*2 廃炉・汚染水対策チーム会合/事務局会議（第86回）

【参考】分析の進捗結果（TEMによる化学状態の分析）

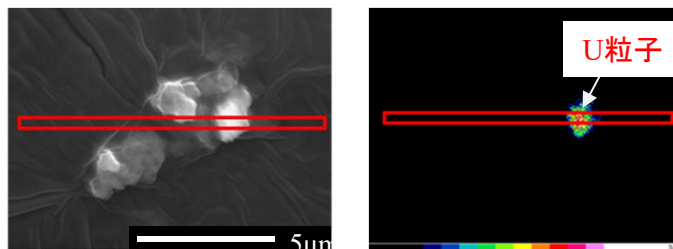
- 3号機R/B滞留水について、 α 核種を含む粒子中の元素の化学状態を確認した。
- 元素マッピングで確認したU粒子に対し、TEMを用いた微細組織観察を実施し、化学状態を確認した。



【参考】分析の進捗結果（TEMによる化学状態の分析）

- 3号機R/B滞留水に含まれるU粒子は2号R/B滞留水と同様に立方晶構造（c-UO₂）で構成されていると推定される。

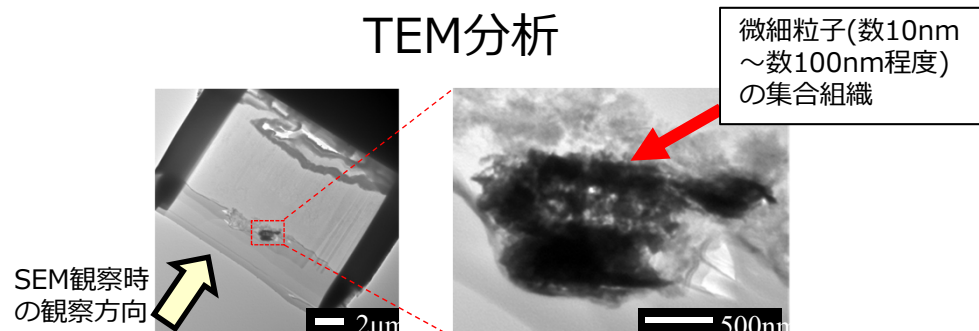
SEM-WDX分析



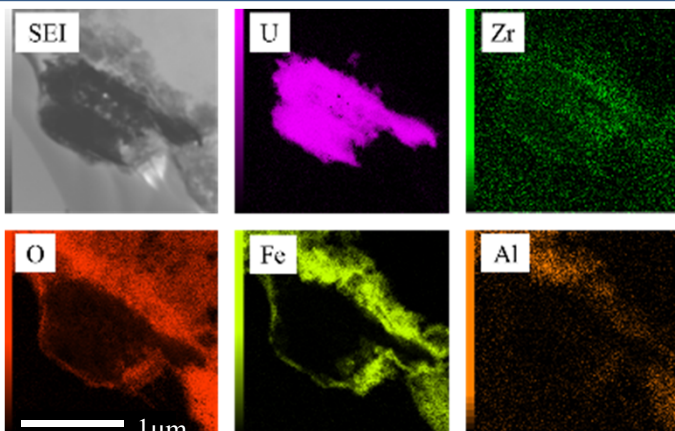
SEM像

Uマッピング像

TEM分析

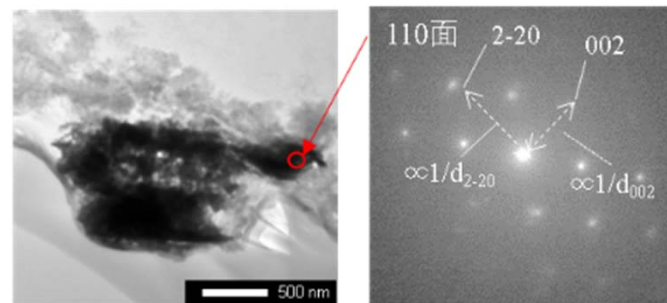


TEM像



TEM-EDS元素マッピング

Zr/(U+Zr)比（固溶度）：2.8 %



(a)粒子のTEM像

(b)(a)の赤枠部の電子回折図形

電子回折図形

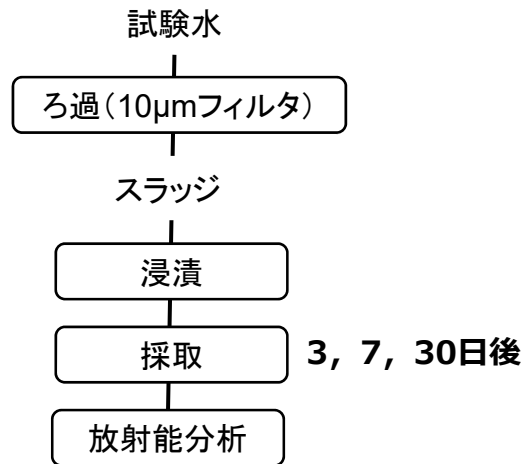
$$d_{2-20} = 1.95\text{\AA} (\text{UO}_2\text{理論値}: 1.93\text{\AA}) \quad d_{002} = 2.74\text{\AA} (\text{UO}_2\text{理論値}: 2.74\text{\AA})$$

面間隔：c-UO₂と一致

【参考】分析の進捗結果（α核種の溶出確認）

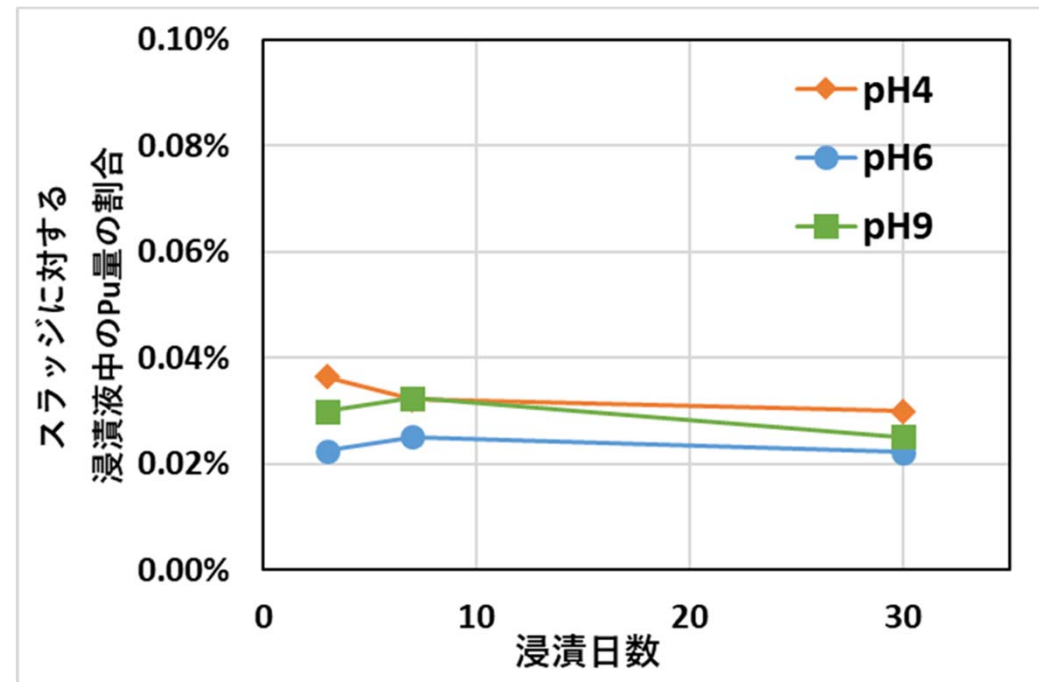
- 3号R/B滞留水について、α核種の溶出確認を実施した。
- 浸漬液中のPu量は浸漬条件（pH）によらず浸漬後3, 7, 30日後でほぼ変わらなかった。
- 浸漬液中のPu量は、浸漬に供したスラッジ中のPu量に対して0.02～0.04 %程度であり、α核種捕捉後のフィルタからの溶出の影響は小さいと考えられる。
- U,Np等についても現在確認中である。

【フロー】



【浸漬条件】

液性		
1	pH4	硝酸溶液
2	pH6	純水
3	pH9	NaOH溶液



【参考】イオン状α核種の除去能力確認のための吸着材試験

第86回廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議抜粋



- 福島第一原子力発電所で使用実績のある吸着材，または新規にα核種除去が期待される吸着材に対しα核種吸着試験（浸漬試験）を実施。
- 測定結果として，すべての吸着材でα核種の低減が確認できた。
- SARRYの流速を考慮し，通水試験の準備を進めているところである。

		全α(Bq/L)
吸着材	2R/B試験水（原水）	3.2E+04
	2R/B試験水（0.1μmろ過）	2.0E+02
	A（0.1μmろ過）	<3.0E+00
	B（0.1μmろ過）	<2.4E+00
	C（0.1μmろ過）	<3.8E+00
	D（0.1μmろ過）	<3.8E+00
	E（0.1μmろ過）	<2.8E+00
	F（0.1μmろ過）	<2.8E+00
	G（0.1μmろ過）	<2.8E+00
	H（0.1μmろ過）	<2.0E+00
	I（0.1μmろ過）	<3.0E+00
	J（0.1μmろ過）	<3.0E+00
	K（0.1μmろ過）	<3.0E+00
	L（0.1μmろ過）	<3.0E+00

← 現在SARRYで使用中の吸着材。
この評価結果より，現時点でもα核種を捕捉している可能性がある。

【参考】 3号機R/B滞留水他α核種等評価分析結果

- 今回分析で用いた3号機R/B滞留水，3号機MSIV室の核種分析結果は以下のとおりである。

核種分析結果

単位：Bq/L

種類	分析日	全α濃度	Cs-137	Cs-134	全β濃度	Sr-90	H-3
3号機R/B滞留水	2021/7/13	5.4E+05	2.2E+07	8.5E+05	5.2E+07	1.5E+07	3.2E+05
3号機MSIV室	2021/7/8	1.7E+06	5.8E+06	1.8E+05	4.9E+07	9.5E+06	2.6E+05

再利用タンクの汚染低減対策について

2022年9月29日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

■ 溶接型タンクの再利用について

- Sr処理水等貯留タンクからALPS処理水等貯留タンクへ再利用を実施中。
- 除染せずに再利用したタンクについては、タンク内に残留する放射性物質の影響により告示濃度比総和（7核種）が1を超える結果であった。今後、再利用するタンクについては、残留する放射性物質の影響を低減させる方法を検討していく。

【2020/7/30 廃炉・汚染水対策チーム会合/事務局会議にて説明】

■ 告示濃度比総和を低く保つための対策方法

- 残水処理後のタンク内部状況ならびに貯留履歴より、再利用タンク群を3つの分類に大別し、各々について、対策及び検討を実施中。
 - 分類①：「タンク内スラッジ除去+連結管・弁交換」後にALPS処理水を受入れ
 - **分類②：「タンク内スラッジ除去+再塗装+連結管・弁交換」後にALPS処理水を受入れ**
 - 分類③：二次処理が必要な「処理途上水」を分類③タンクへ移送・受入れ
(移送元タンクにALPS処理水を受入れ)

【2021/12/23 廃炉・汚染水対策チーム会合/事務局会議にて説明】

■ 分析結果について

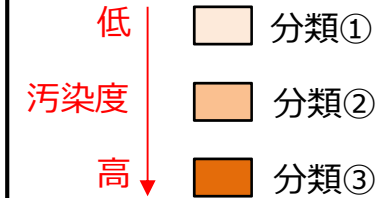
- 分類②：一部のタンクにおいて、告示濃度比総和（7核種）が1超過（処理途上水）となる結果となった。
【2022/5/26廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合/事務局会議にて説明】

■ 今回の報告事項

- この度、G3-G群（分類②）に引き続きG3-E群（分類②）も満水となったことから貯留水の分析を実施したところ、一部のタンクにおいて **告示濃度比総和（7核種）が1超過（処理途上水）となる結果** になった。
- ただし本対策の目的である「（Sr処理水用に使用していた）タンク内に残留する放射性物質の影響を出来る限り低減させる」ことについては一定の成果が得られたと考えている。
- **今後、海洋へ放出する前までに、告示濃度比総和（62核種+C-14）が1未満となるまで浄化処理を行う。**

2. 再利用タンク一覧

- 分類①：「タンク内スラッジ除去+連結管・弁交換」後「ALPS処理水」を受入れ
- 分類②：「タンク内スラッジ除去+再塗装+連結管・弁交換」後「ALPS処理水」を受入れ
- 分類③：未除染のまま「処理途上水」を受入れ



受入れ状態	再利用タンク群	タンク容量	タンク基数	対策状況	告示比総和 (主要7核種)
受入れ済 26,000m ³	G3-H群	6,400m ³	6基	未対策	113.17
	K2-B群	6,200m ³	6基		2.31
	K2-C群	6,200m ³	6基		17.41
	K2-D群	7,200m ³	7基		17.85
受入れ済 18,500m ³	K1-C群	6,800m ³	6基	対策済	0.13
	K1-D群	4,500m ³	4基		0.17
	K2-A群	7,200m ³	7基		1.37
受入れ済 24,400m ³	G3-G群	15,300m ³	15基	対策済	2.63
	G3-E群	9,100m ³	9基	対策済	1.80
受入れ中 19,900m ³	G3-F群	8,100m ³	8基	対策済	—
	H8-B群	11,800m ³	11基	—※1	—
受入れ済 8,600m ³	J1-B群	8,600m ³	8基	—※2	464.50

※1：二次処理が必要な「処理途上水」を受入れ中。

※2：二次処理が必要な「処理途上水」を受入れ済。

3. 分類②タンク分析結果

- G3-E群受入期間におけるALPS出口での告示濃度比総和平均値（7核種）は、既設ALPSで約0.17、増設ALPSで約0.36*と十分に低い。
- 分類②タンクの告示濃度比総和が1超過（処理途上水）となった原因としては、除染しきれなかったタンク内に残存する放射性物質の影響と考えている。

※7/28サンプリング 増設ALPS出口(A系) Sr-90告示濃度比1超過（7核種告示濃度比総和3.17）含む

【ALPS出口】

グループ	核種毎の放射能濃度							告示濃度比 総和平均 (7核種) [-]
	セシウム(Cs)-137 告示濃度 9.00E+01 [Bq/L]	セシウム(Cs)-134 告示濃度 6.00E+01 [Bq/L]	コバルト(Co)-60 告示濃度 2.00E+02 [Bq/L]	アンチモン(Sb)-125 告示濃度 8.00E+02 [Bq/L]	ルテチウム(Ru)-106 告示濃度 1.00E+02 [Bq/L]	ストロンチウム(Sr)-90 告示濃度 3.00E+01 [Bq/L]	ヨウ素(I)-129 告示濃度 9.00E+00 [Bq/L]	
既設(2022/06~08)	2.44E-01	2.74E-01	7.41E-01	6.18E-01	1.27E+00	2.73E+00	4.53E-01	0.17
増設(2022/04~07)	2.18E-01	2.47E-01	6.08E-01	5.46E-01	1.28E+00	9.43E+00	1.75E-01	0.36

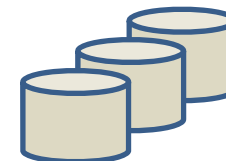
【G3-Eタンク群】

グループ	核種毎の放射能濃度							告示濃度比 総和 (7核種) [-]	
	セシウム(Cs)-137 告示濃度 9.00E+01 [Bq/L]	セシウム(Cs)-134 告示濃度 6.00E+01 [Bq/L]	コバルト(Co)-60 告示濃度 2.00E+02 [Bq/L]	アンチモン(Sb)-125 告示濃度 8.00E+02 [Bq/L]	ルテチウム(Ru)-106 告示濃度 1.00E+02 [Bq/L]	ストロンチウム(Sr)-90 告示濃度 3.00E+01 [Bq/L]	ヨウ素(I)-129 告示濃度 9.00E+00 [Bq/L]		
G3-E群	E1	9.133E-01	<3.076E-01	5.609E-01	<4.342E-01	<1.221E+00	9.748E+00	6.585E-01	0.43
	E10	2.397E+00	<3.171E-01	3.642E-01	<4.719E-01	<1.221E+00	5.235E+01	8.436E-02	1.80



既設・増設ALPS

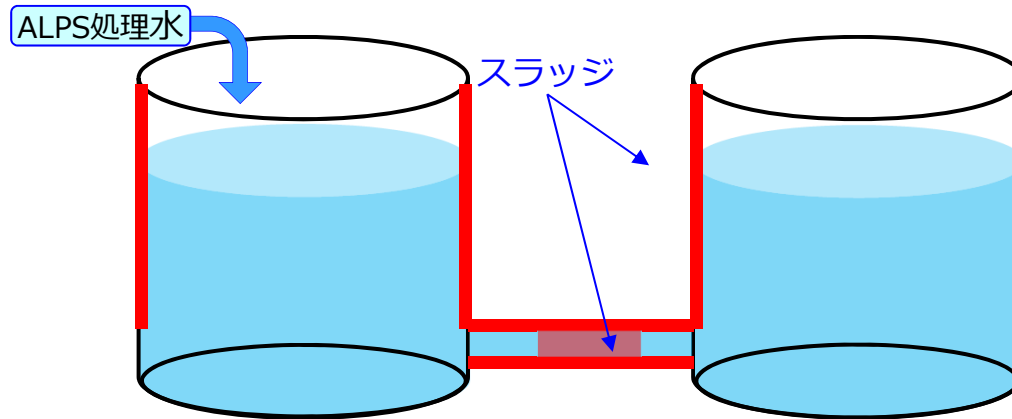
0.17~0.36



G3-E群

0.43~1.80

【以前の再利用前のタンクの状況】



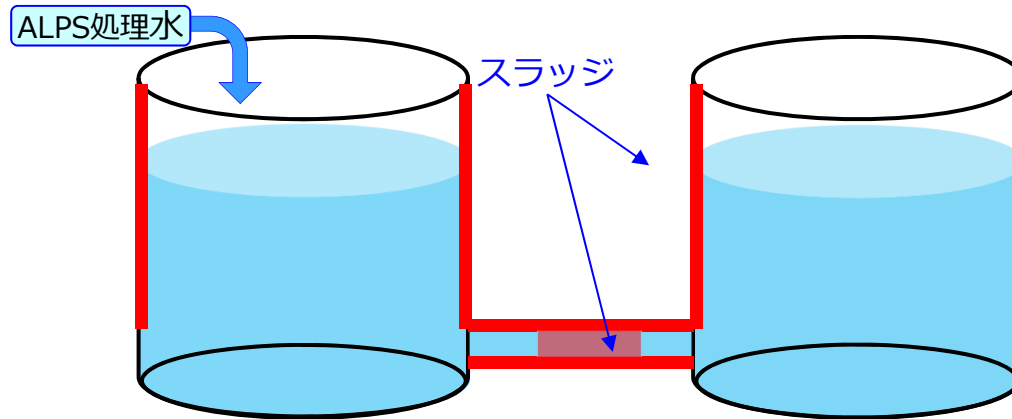
汚染低減未実施部位： —
汚染低減作業：
底板および底板から約2m
程度の範囲の側板に対し、
付着した放射性物質を含む
スラッジ除去作業を実施

【追加の汚染低減対策実施後の状況】



【連結管・弁の交換】
【タンク内面ジェット洗浄】
タンク内全面に対し、高圧洗
浄機にて、付着した放射性物質
を含むスラッジ除去作業を実施

【以前の再利用前のタンクの状況】

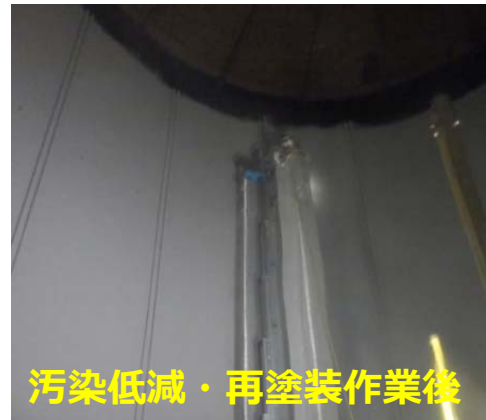


汚染低減未実施部位： —
汚染低減作業：
底板および底板から約2m
程度の範囲の側板に対し、
付着した放射性物質を含む
スラッジ除去作業を実施

【追加の汚染低減対策実施後の状況】



汚染低減作業実施状況



汚染低減・再塗装作業後

【連結管・弁の交換】
【タンク内面除染・再塗装】
タンク内全面に対し、アイス
ブラスト等によるスラッジ除去
を実施
その後、再塗装を実施

- **STEP 1** : 告示濃度比総和1以上の水を貯留する「移送元タンク」から分類③タンク群へ水移送⇒分類③タンク群の告示濃度比総和は100超になると想定
- **STEP 2** : 空になった「移送元タンク」にALPS処理水（ALPS出口での主要7核種濃度0.05程度）を受入れ ⇒移送元タンク群の告示濃度比総和は1未満になると想定

【STEP1】

タンク内高線量につき
除染困難
受入水は告示総和100
超過を想定

分類③

本設配管を用いて
処理途上水をタンク間移送
(一部仮設ホース使用)

告示濃度比
総和1以上

移送元タンク群

但し出来る限り
告示濃度比総和
の低いタンクを
選定

【STEP2】

告示濃度比総和
100以上

分類③

ALPS設備より
ALPS処理水受入

告示濃度比
総和1未満

移送元タンク群

必要に応じて
ALPS処理水
受入前に
除染を実施

増設ALPS(A) 装置出口水の Sr-90濃度の告示濃度限度超えについて

2022年 9月29日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 概要

9月15日にお知らせ済

TEPCO

- 7月27日から8月5日にかけて運転した増設ALPS(A)において、7月28日にサンプリングした出口水(2ページ・図参照)のストロンチウム90の濃度が通常よりも高い値であることを確認しました。また、8月4日に同一箇所ではサンプリングした水は、告示濃度限度を下回ることを確認しています。

出口水の分析結果	7月28日	8月4日	告示濃度限度
ストロンチウム90	93	2.7	30

[単位：ベクレル/ℓ]

- 7月28日の分析結果では、ストロンチウム90以外の主要な核種※はそれぞれ告示濃度限度を下回る値
 - 8月4日の分析結果では、ストロンチウム90を含む主要7核種の告示濃度比総和も[1]未満
 - ※：セシウム134、セシウム137、コバルト60、アンチモン125、ルテニウム106、ヨウ素129
- 処理した水は全てタンクに貯留しており、環境中には放出されていません。また、7月31日から8月5日にかけて処理した水を一時貯留タンク(3ページ・図参照)に貯留した際、サンプリングを実施し、ストロンチウム90の濃度が告示濃度限度を下回る値(4.2ベクレル/ℓ)であることを確認しています。このことから、本件は、一時的なストロンチウム90の濃度上昇と推定しています。
 - なお、7月27日から30日にかけて処理をした水は、再利用タンク群に貯留しています。再利用タンクは、過去にストロンチウム処理水等を貯留し、その後除染をしたタンクであるため、サンプリング結果を踏まえて、ALPS除去対象62核種と炭素14の告示濃度比総和が[1]を確実に下回るまでALPS等で何度でも浄化処理を行うこととしています。
 - 一時的なストロンチウム90の濃度上昇は、7月28日の上流側のサンプリング箇所③(3ページ・図参照)におけるデータでは十分に浄化できていることが確認されているため、サンプリング箇所③以降の処理工程に原因がある可能性を推定しています。原因調査のため、9月5日、確認箇所を追加したサンプリングを行い、9月末を目途に各種分析を実施する予定です。
 - なお、ALPSは既設ALPS・増設ALPSともに3系列(合計処理能力1,500m³)あり、至近の浄化処理に使用している既設ALPSでは、ストロンチウム90の濃度が告示濃度限度を下回っていることから、日々の浄化処理に影響はありません。

※赤字下線部修正 (4日→5日)

2. 分析結果の概要（1）

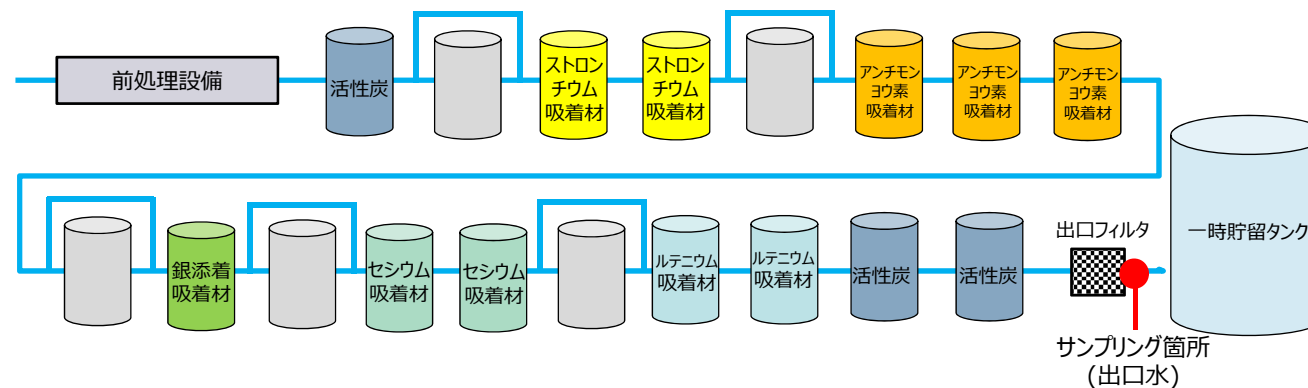
9月15日にお知らせ済

TEPCO

- 増設ALPS(A)については、2022年3月以降実施してきた設備点検を終え、7月27日から8月5日にかけて運転し、7月28日および8月4日に系統水のサンプリングを行いました。
- 増設ALPS(A)の出口で7月28日にサンプリングした水を分析したところ、ストロンチウム90の濃度が通常よりも高い値(93ベクレル/ℓ)であることを確認しました。
- なお、8月4日に同一箇所サンプリングした水は、告示濃度限度を下回ることを確認しています(2.7ベクレル/ℓ)。また、ストロンチウム90を含む主要7核種の告示濃度比総和も[1]未満であることを確認しました。

※赤字下線部修正（4日→5日）

増設ALPS(A)



■ 出口水の分析結果(7月28日、8月4日サンプリング分)

[単位：ベクレル/ℓ]

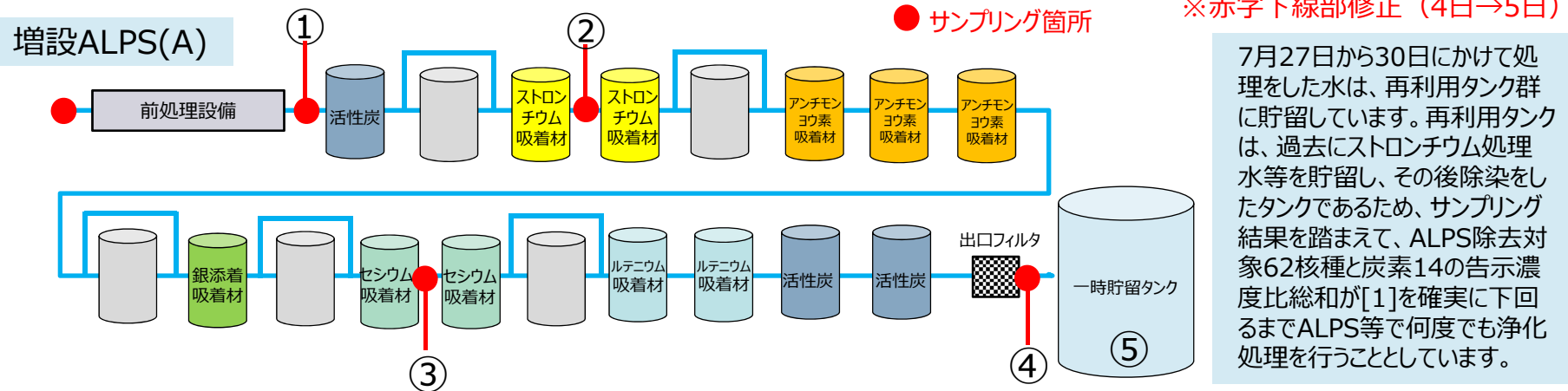
核種	7月28日 分析結果	8月4日 分析結果	告示濃度限度
セシウム134	検出限界値未満(<0.35)	検出限界値未満(<0.39)	60
セシウム137	0.99	0.48	90
コバルト60	0.55	0.91	200
アンチモン125	検出限界値未満(<0.48)	検出限界値未満(<0.60)	800
ルテニウム106	検出限界値未満(<1.3)	検出限界値未満(<1.5)	100
ストロンチウム90	93	2.7	30
ヨウ素129	1.0	0.22	9

2. 分析結果の概要 (2)

9月15日にお知らせ済

TEPCO

- 増設ALPS(A)における、7月28日の各サンプリング箇所毎の分析結果は以下の通りです。
- 7月31日から8月5日にかけて処理した水を一時貯留タンク(下図⑤)に貯留した際、サンプリングを実施し、ストロンチウム90の濃度が告示濃度限度を下回る値(4.2ベクレル/ℓ)であることを確認しています。このことから本件は、一時的なストロンチウム90の濃度上昇と推定しています。



7月27日から30日にかけて処理をした水は、再利用タンク群に貯留しています。再利用タンクは、過去にストロンチウム処理水等を貯留し、その後除染をしたタンクであるため、サンプリング結果を踏まえて、ALPS除去対象62核種と炭素14の告示濃度比総和が[1]を確実に下回るまでALPS等で何度でも浄化処理を行うこととしています。

■ サンプリング箇所①～④の分析結果(7月28日サンプリング分)

[単位：ベクレル/ℓ]

核種	①	②	③	④(出口水)	告示濃度限度
セシウム134	99	—	検出限界値未満(<0.9)	検出限界値未満(<0.35)	60
セシウム137	3,600	—	0.61	0.99	90
コバルト60	12	—	13	0.55	200
アンチモン125	2,100	—	2.4	検出限界値未満(<0.48)	800
ルテニウム106	検出限界値未満(<200)	—	6.9	検出限界値未満(<1.3)	100
ストロンチウム90	59,000	250	検出限界値未満(<0.23)	93	30
ヨウ素129	44	—	—	1.0	9

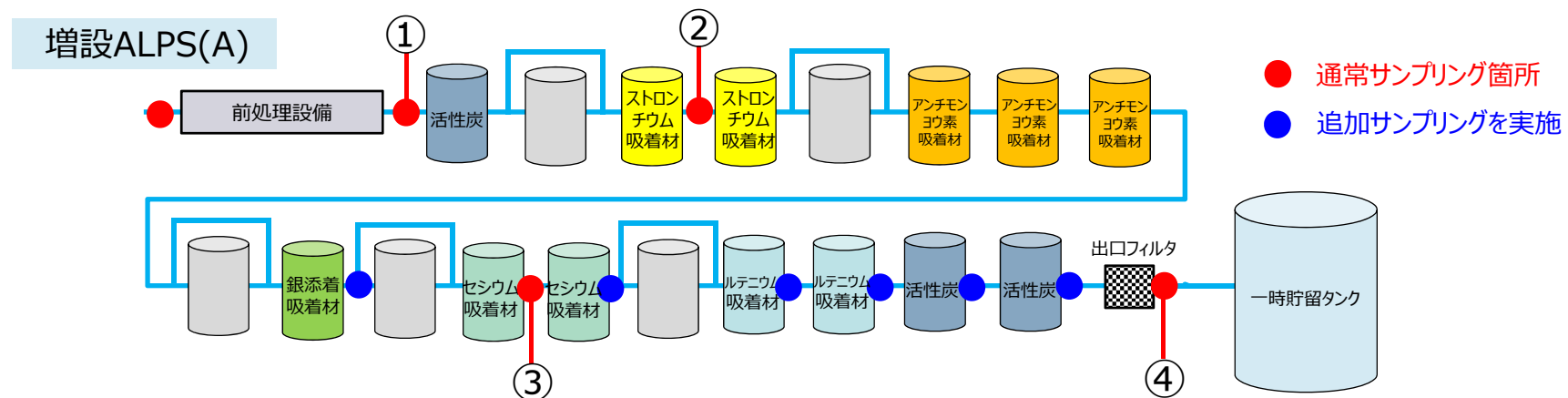
「—」は分析未実施箇所

3. 現時点における推定原因、今後の調査予定

9月15日にお知らせ済

TEPCO

- 増設ALPS(A)出口(下図、サンプリング箇所④)において、一時的に通常よりも高い濃度のストロンチウム90が確認されましたが、サンプリング箇所③のストロンチウム90の濃度を踏まえると、サンプリング箇所③以降の処理工程に原因がある可能性を推定しています。
- 上記の推定原因を踏まえ、サンプリング箇所③、およびサンプリング箇所③の直前・以降における各吸着塔出口の水を分析することを目的に、増設ALPS(A)の確認運転を9月3日および9月5日に行い、9月5日にサンプリングを実施しました。
- サンプリングした水については、主要7核種の放射能濃度測定・水質分析等の分析を、サンプリング箇所に応じて組み合わせて実施する予定です。
- 分析は9月末を目途に進めており、原因調査の結果がとりまとめ次第お知らせいたします。また、調査のなかで追加の分析等が必要となる場合には、適宜実施してまいります。

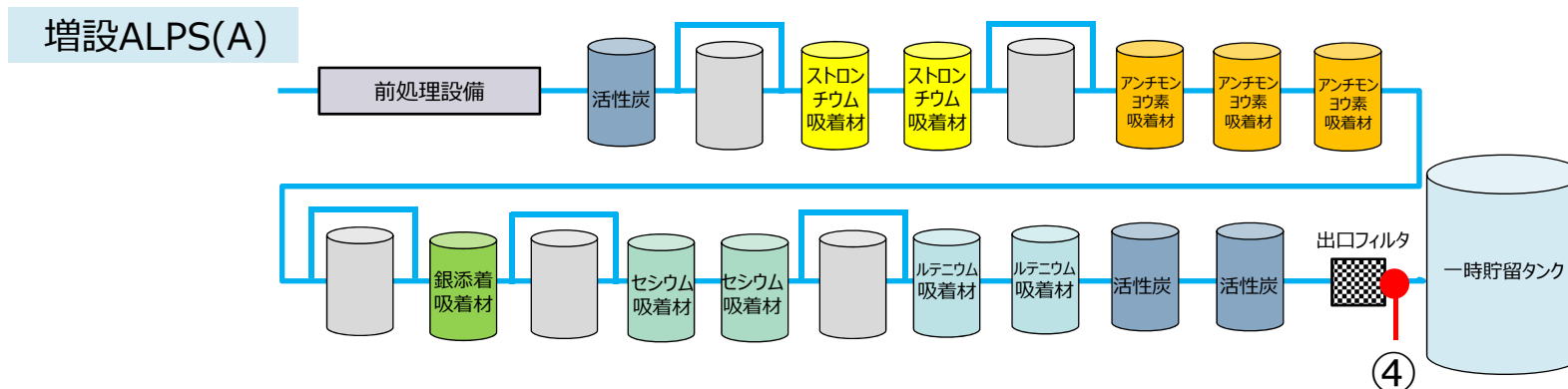


4. 調査状況（速報）

9月15日にお知らせ済

TEPCO

- 増設ALPS(A)の出口(下図、サンプリング箇所④)で9月5日にサンプリングした水を分析した結果、ストロンチウム90の濃度は告示濃度限度を下回る値(0.71~0.81ベクレル/ℓ)であることを確認しています。



■ 分析結果(9月5日サンプリング分)

[単位：ベクレル/ℓ]

核種	分析結果	告示濃度限度
セシウム134	検出限界値未満(<0.16~0.27)	60
セシウム137	0.26~0.60	90
コバルト60	0.38~0.52	200
アンチモン125	検出限界値未満(<0.42~0.54)	800
ルテニウム106	検出限界値未満(<1.2~1.4)	100
ストロンチウム90	0.71~0.81	30
ヨウ素129	分析中	9

サンプリング箇所④ではヨウ素129を除きサンプリングボトル3本についてそれぞれ分析を実施しており、最小値と最大値を記載。

5. ALPS処理への影響（1）

9月15日にお知らせ済

TEPCO

- 福島第一原子力発電所におけるALPS処理は、主に既設多核種除去設備(既設ALPS)・増設多核種除去設備(増設ALPS)にて、浄化する水を吸着材(活性炭・イオン交換材料等)を充填した吸着塔等に通すことにより、62種類の放射性物質を告示濃度限度未満まで取り除くことができます。
- ALPSは、下記のとおり、既設ALPS・増設ALPSともに3系列あり、浄化する水量(130m³/日、2021年度実績)に対し十分な余裕があることから、増設ALPS(A)の原因調査を実施している期間においても、日々の浄化処理に影響はありません。

既設多核種除去設備(既設ALPS)

A系：処理能力250m³/日

B系：処理能力250m³/日

C系：処理能力250m³/日

増設多核種除去設備(増設ALPS)

A系：処理能力250m³/日

B系：処理能力250m³/日

C系：処理能力250m³/日



既設多核種除去設備(既設ALPS)

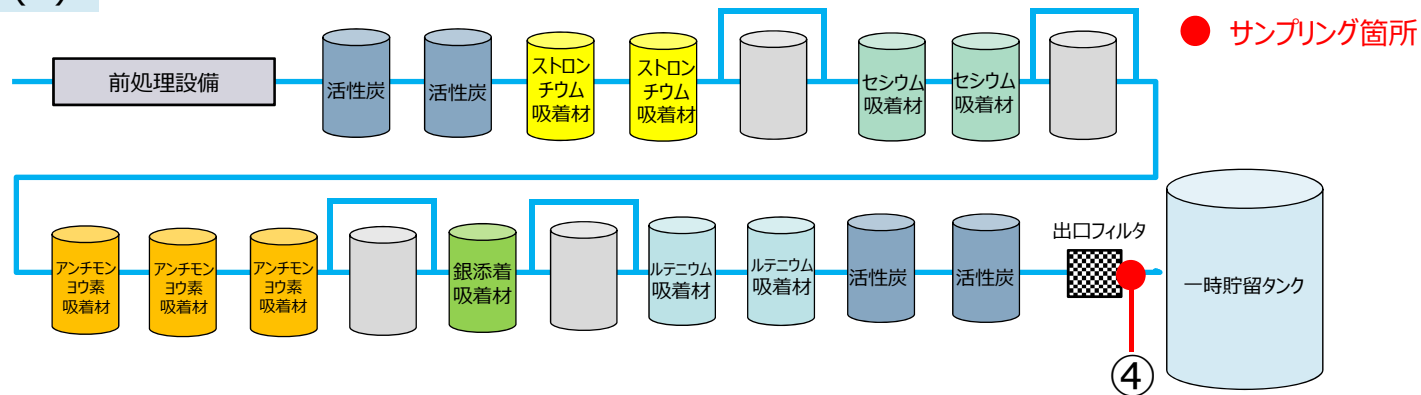
5. ALPS処理への影響（2）

9月15日にお知らせ済

TEPCO

- 至近の浄化処理は既設ALPSで行っており、ストロンチウム90の濃度が告示濃度限度を下回る値であること、ならびに告示濃度比総和1未満(主要7核種)であることを確認しています。

既設ALPS(B)



■ 分析結果(至近サンプリング分)

[単位：ベクレル/ℓ]

核種	7月6日 既設ALPS(A) 分析結果	8月12日 既設ALPS(B) 分析結果	告示濃度限度
セシウム134	検出限界値未満(<0.29)	検出限界値未満(<0.29)	60
セシウム137	検出限界値未満(<0.13)	0.34	90
コバルト60	検出限界値未満(<0.16)	0.41	200
アンチモン125	検出限界値未満(<0.41)	0.50	800
ルテニウム106	検出限界値未満(<1.1)	検出限界値未満(<1.3)	100
ストロンチウム90	検出限界値未満(<0.11)	0.09	30
ヨウ素129	0.22	0.11	9

以降、9月5日確認運転時サンプリングによる調査結果等

6. 9月5日サンプリング水の分析結果まとめ および 今後の調査方針 **TEPCO**

- 増設ALPS(A)の確認運転を9月3日および9月5日に行い、9月5日にサンプリングを実施しました。分析結果から、9月5日のサンプリング水は主要7核種の濃度についてはSr-90も含めて全て告示濃度限度を下回り、また告示濃度比総和も1を大きく下回っており、除去性能に問題ないことを確認しました。また、その他、元水とろ液のSr-90濃度の比較および水質分析も行いましたが、異常のないことを確認しております。
- なお、9月5日の分析結果に有意な異常等が確認されなかったことから、7月28日のSr-90濃度が通常よりも高い値となった事象の再現性は確認できなかったものの、引き続き原因究明を進めてまいります。
- 現状、7月28日前後の運転データや、今回運転前に実施した点検内容に問題が無かったか等の確認を進めております。その中で、2022年3月～7月の点検時に、増設ALPS(A)にて、計画的な点検のために通常より範囲を広げて全吸着塔の水抜き作業を行っており、これにより吸着塔内の環境が変わることで除去性能に影響がなかったかを確認中です。
- 上記も含めて原因が判明し次第、お知らせさせていただきます。

7. 9月5日サンプリング水の分析結果

■ 9月5日の詳細な調査結果は以下の通りです。

①7月28日にSr-90濃度が検出限界値未満であったセシウム吸着塔出口(下図(E)) の直前・以降における各吸着塔出口の水の濃度分析を実施。

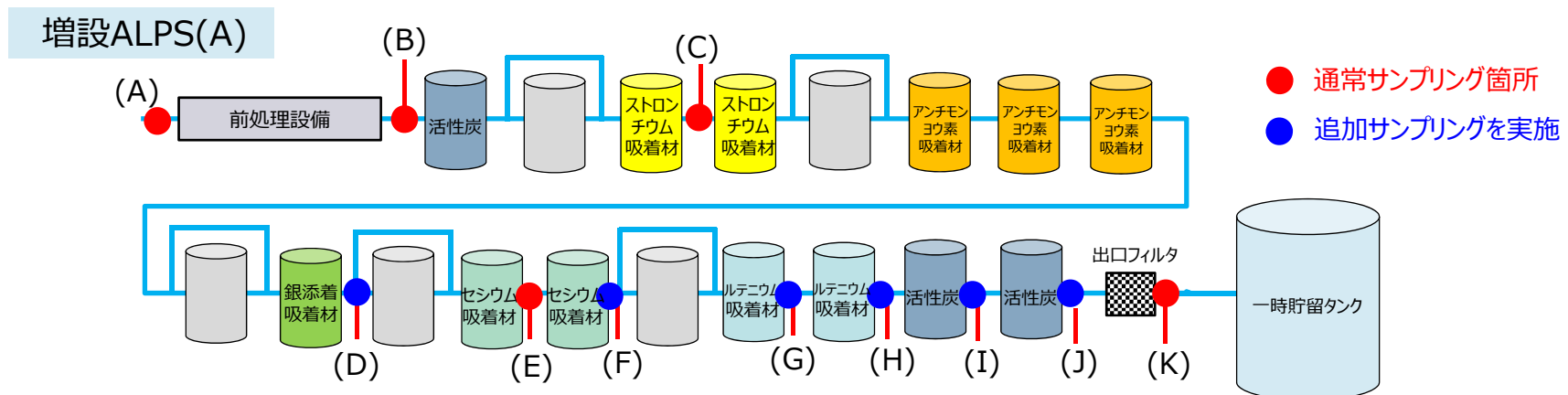
→ 主要7核種については、いずれも告示濃度限度を下回り、また告示濃度比総和も1を大きく下回っており、9月5日時点では除去性能が十分確保できていることを確認。なお、セシウム着塔1,2塔目出口(E)(F)で検出限界値未満であるSr-90が後段の各吸着塔・フィルター出口(G)～(K)で若干上昇しているものの、いずれも告示濃度限度に比べて十分低い値であり、除去性能として問題ないことを確認した。

②①で分析した水(D)～(K)をろ過し、Sr-90が粒子状かイオン状かを確認。

→元水とろ過後の水のSr-90濃度を比較したところ、両者に有意な差がなかったことから、Sr-90は通常時に存在するイオン形状と推定。

③その他水質に関する分析結果の確認。

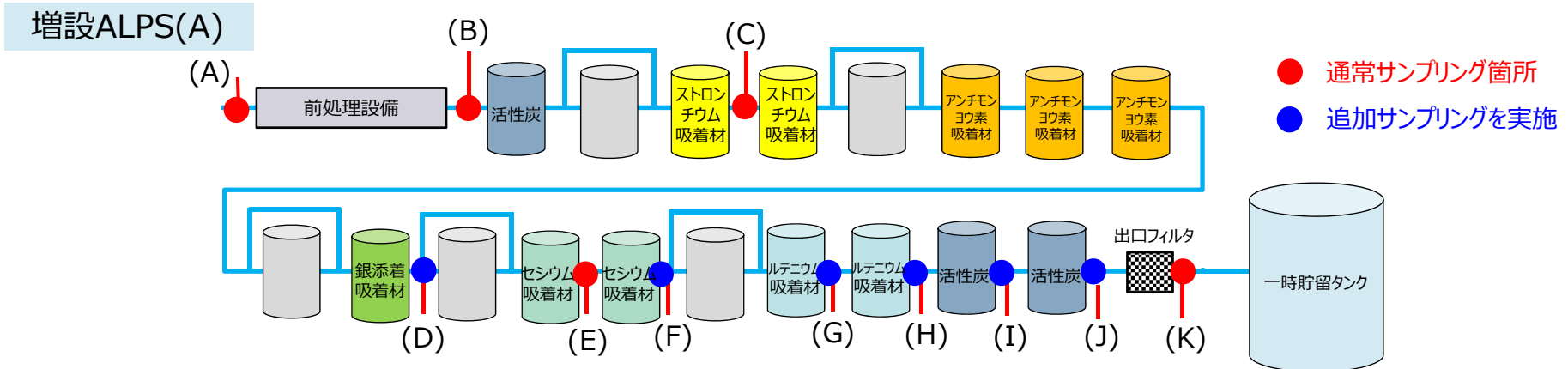
→pHや吸着材の吸着阻害の原因となるCa,Mgの濃度等確認を行ったが、水質として除去性能に影響を与える要因は確認されなかった。



8.① 各吸着塔出口の分析結果詳細（1 / 3）

①各吸着塔出口の分析結果

- ・主要7核種については、いずれも告示濃度限度を下回り、また告示濃度比総和も1を大きく下回っており、9月5日時点では除去性能が十分確保できていることを確認。
- ・なお、セシウム着塔1,2塔目出口(E)(F)で検出限界値未満であるSr-90が後段の各吸着塔・フィルター出口(G)～(K)で若干上昇しているものの、いずれも告示濃度限度に比べて十分低い値であり、除去性能として問題ないことを確認した。



■ サンプリング箇所 (A) ～ (C) の分析結果(9月5日サンプリング分)

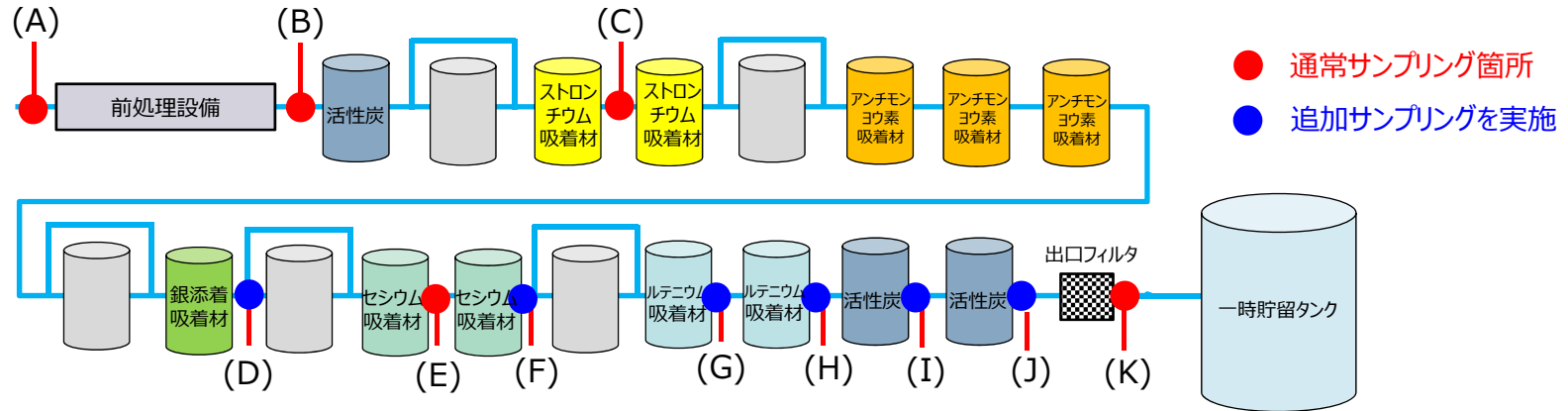
[単位：ベクレル/ℓ]

核種	(A)	(B)	(C)	告示濃度限度
セシウム134	180	160	150	60
セシウム137	6,300	5,600	5,300	90
コバルト60	42	17	16	200
アンチモン125	3,000	2,600	2,200	800
ルテニウム106	ND (<94)	ND (<180)	ND (<220)	100
ストロンチウム90	29,000	15,000	290	30
ヨウ素129	31	27	-	9

ND：検出限界値未満

8.① 各吸着塔出口の分析結果詳細 (2/3)

増設ALPS(A)



■ サンプルング箇所 (D) ~ (G) の分析結果(9月5日サンプル分)

[単位: ベクレル/ℓ]

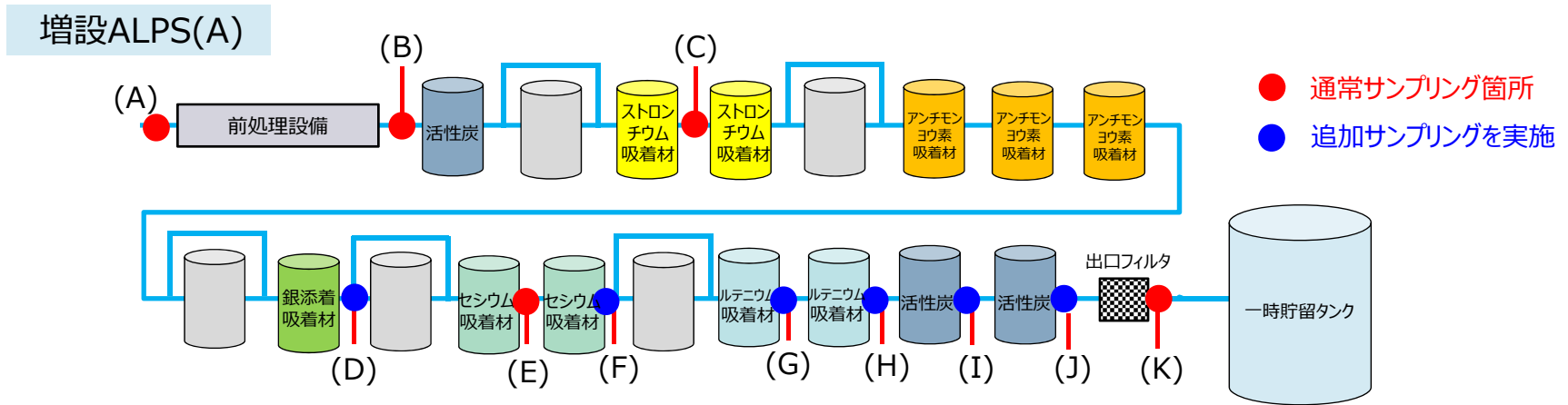
核種	(D)	(E)	(F)	(G)	告示濃度限度
セシウム134	180 ~ 210	ND (< 0.68 ~ 1.0)	ND (< 0.56 ~ 0.94)	ND (< 0.53 ~ 0.78)	60
セシウム137	7,500 ~ 7,600	0.44 ~ ND(< 0.49)	0.47 ~ 2.7	ND (< 0.36 ~ 0.51)	90
コバルト60	10 ~ 14	11 ~ 14	13	8.1 ~ 12	200
アンチモン125	ND (< 86 ~ 94)	3.3 ~ 3.6	2.7 ~ 3.5	2.0 ~ 3.0	800
ルテニウム106	ND (< 160 ~ 180)	4.7 ~ 6.9	5.5 ~ 7.3	ND (< 3.4 ~ 3.9)	100
ストロンチウム90	ND (< 5.6 ~ 6.3)	ND (< 0.29 ~ 0.33)	ND (< 0.24 ~ 0.29)	0.33 ~ 0.37	30
ヨウ素129	-	-	-	-	9

ND: 検出限界値未満

サンプルング箇所(D) ~ (G)ではヨウ素129を除きサンプルングボトル3本についてそれぞれ分析を実施しており、最小値と最大値を記載。

若干のSr-90濃度の上昇

8.① 各吸着塔出口の分析結果詳細 (3 / 3)



■ サンプリング箇所 (H) ~ (K) の分析結果(9月5日サンプリング分)

[単位：ベクレル/瓶]

核種	(H)	(I)	(J)	(K)	告示濃度限度
セシウム134	ND (< 0.56 ~ 0.89)	ND (< 0.38 ~ 0.41)	ND (< 0.32 ~ 0.37)	ND (< 0.16 ~ 0.27)	60
セシウム137	ND (< 0.41 ~ 0.48)	ND (< 0.34 ~ 0.37)	0.38 ~ 0.40	0.26 ~ 0.60	90
コバルト60	13 ~ 14	1.2 ~ 1.5	0.43 ~ 0.51	0.38 ~ 0.52	200
アンチモン125	2.8 ~ 3.4	ND (< 0.80 ~ 1.1)	ND (< 0.83 ~ 0.90)	ND (< 0.42 ~ 0.54)	800
ルテニウム106	ND (< 3.7 ~ 4.4)	ND (< 2.2 ~ 2.9)	ND (< 2.3 ~ 2.5)	ND (< 1.2 ~ 1.4)	100
ストロンチウム90	0.50 ~ 0.56	0.93 ~ 0.96	0.43 ~ 0.74	0.71 ~ 0.81	30
ヨウ素129	-	-	-	0.34	9

ND：検出限界値未満

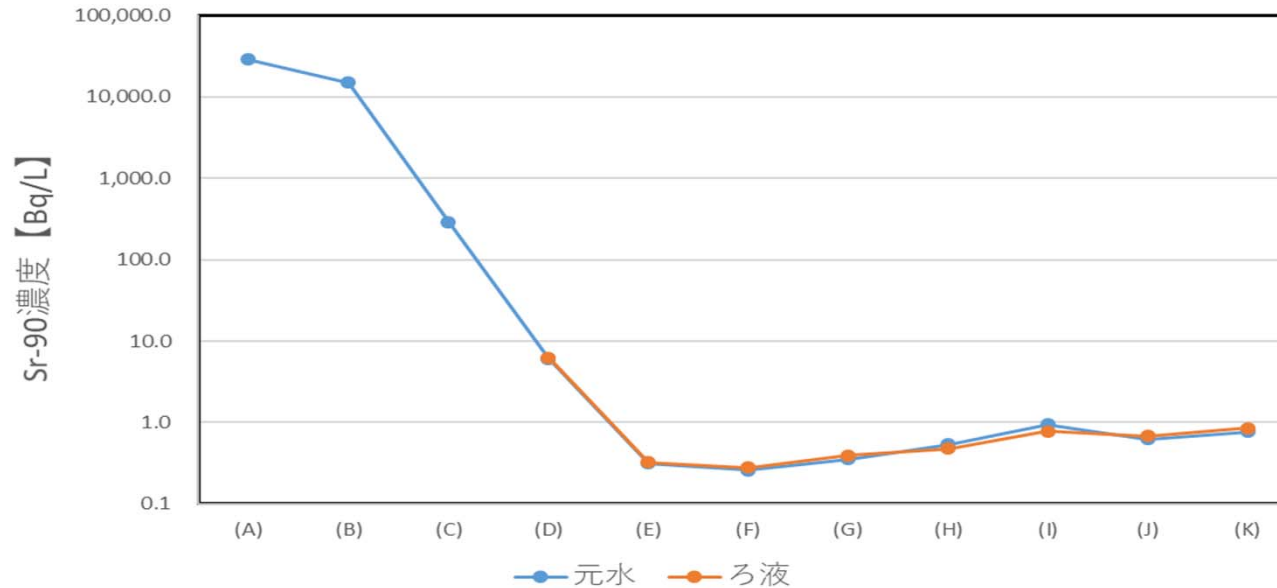
サンプリング箇所(H) ~ (K)ではヨウ素129を除きサンプリングボトル3本についてそれぞれ分析を実施しており、最小値と最大値を記載。

若干のSr-90濃度の上昇

8.② 元水とろ液の比較結果 および ③水質の分析結果

②元水とろ液の比較結果

- ・Sr-90濃度がどのような形態で存在するか確認するため、元水と元水を0.45μmのろ紙でろ過した後の水（ろ液）のSr-90濃度を比較した。結果を確認したところ、有意な差は確認されず、Sr-90は通常時に存在するイオン形状と推定。



③水質分析結果

- ・通常と比較して、有意な変化はなし。

■ サンプル箇所 (A) 、 (K) の分析結果(9月5日サンプル分)

	入口	装置出口
pH [-]	8.0	7.8
Ca [ppm]	40	-
Mg [ppm]	23	ND(<1)
SS [mg/L]	ND(<0.2)	ND(<0.2)
TOC [ppm]	3.9	2.0

ND：検出限界値未満

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する 海域モニタリングの状況について

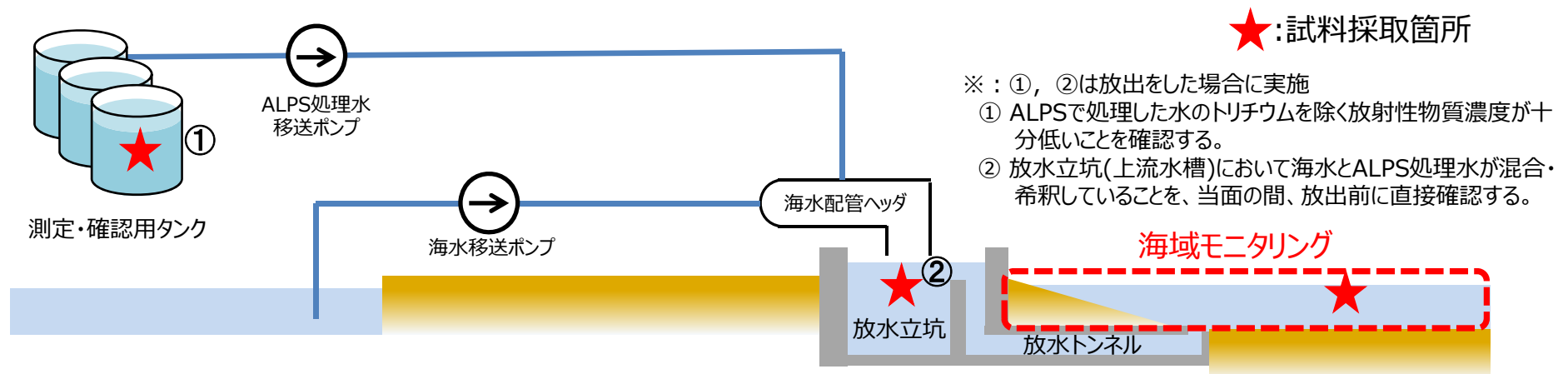
2022年9月29日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

【海域モニタリング計画の策定・開始】

- 多核種除去設備等処理水（ALPS処理水）放出の実施主体として、放水口周辺を中心に重点的にモニタリングを実施することとし、発電所近傍、福島県沿岸において海水、魚類のトリチウム測定点を増やし、発電所近傍において海藻類のトリチウム、ヨウ素129を追加測定する海域モニタリング計画を策定、改定した。（2022年3月24日公表）
- 本海域モニタリング計画に基づき、現状のトリチウムや海洋生物の状況を把握するため、2022年4月20日より試料採取を開始した。



放出前の確認と海域モニタリング

【海域モニタリング結果の評価目的】

<現状>

- 2022年4月からモニタリング結果を蓄積して、現在の状況（サブドレン・地下水ドレン処理済水、地下水バイパス水、構内排水路に含まれるトリチウムなどによる海水濃度変動など）を平常値の変動範囲として把握する。

<放出をした場合>

- 放出による海水の拡散状況ならびに海洋生物の状況を確認する。
- 海洋拡散シミュレーション結果や放射線影響評価に用いた濃度などとの比較検討を行い、想定している範囲内にあることを確認する。
- 平常値の変動範囲を超えた場合には、他のモニタリング実施機関の結果も確認して、原因について調査する。
- さらに、平常値の変動範囲を大きく*超えた場合には、一旦海洋放出を停止し、当該地点の再測定のほか、暫定的に範囲、頻度を拡充して周辺海域の状況を確認する。

*：今後蓄積するデータをもとに放出をする場合に備えて設定する。

海域モニタリング計画 試料採取点 (1/2)

- 海水、魚類、海藻類について、採取点数、測定対象、頻度を増やし、検出下限値を国の目標値と整合するよう設定した。

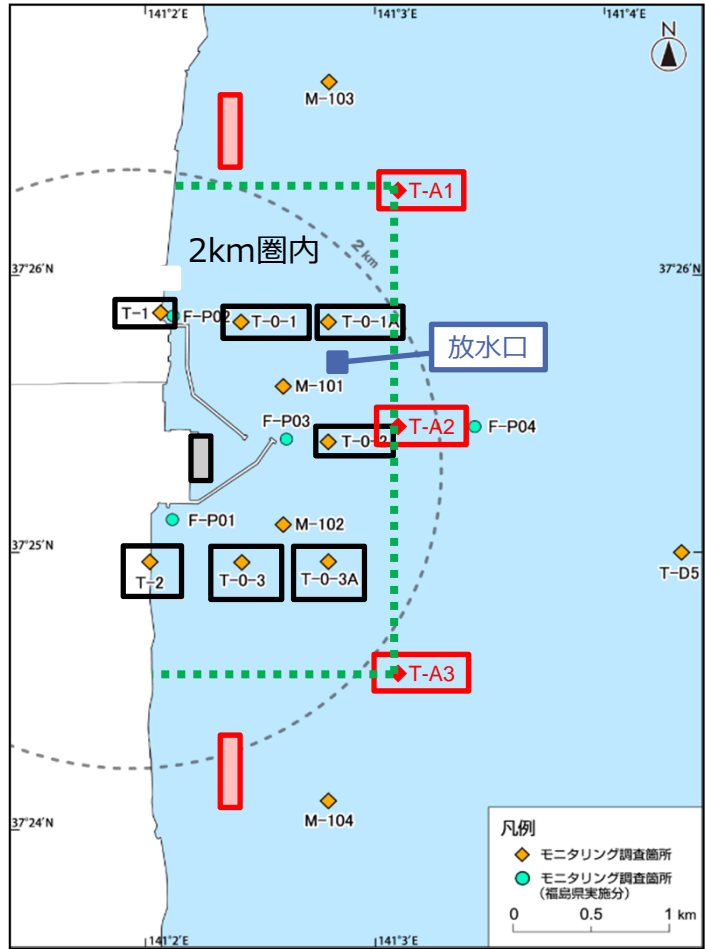


図1. 発電所近傍
(港湾外2km圏内)



図2. 沿岸20km圏内

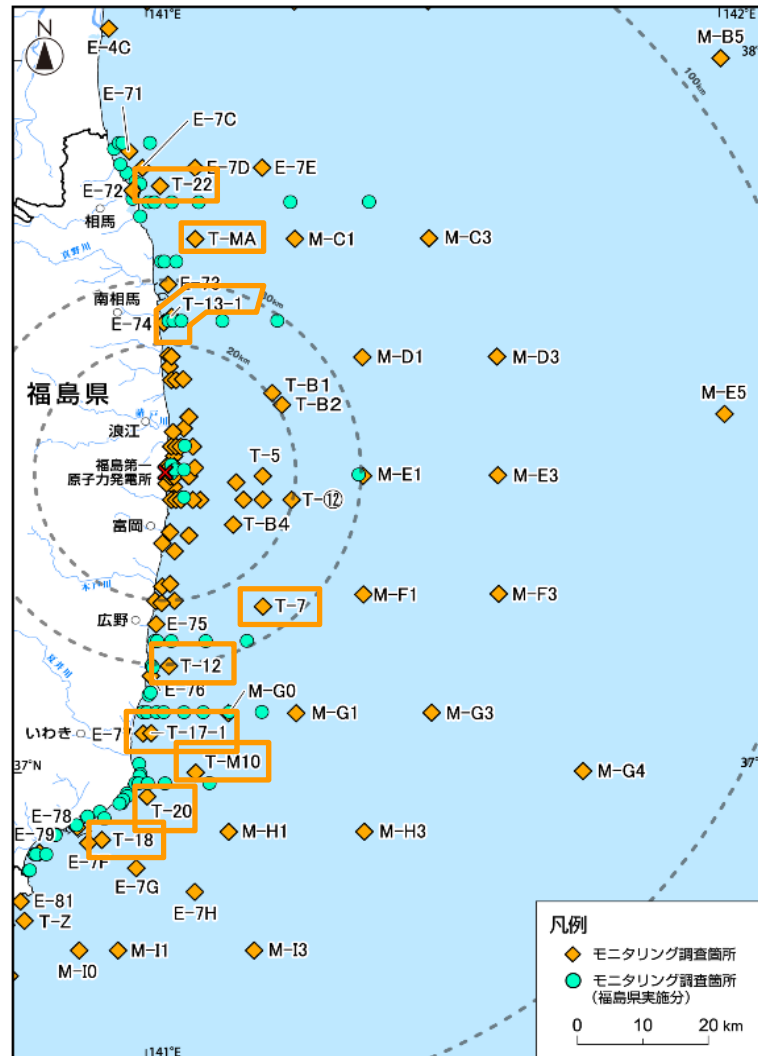
【東京電力の試料採取点】

- : 検出下限値を見直す点(海水)
- : 新たに採取する点(海水)
- : 頻度を増加する点(海水)
- : セシウムにトリチウムを追加する点(海水, 魚類)
- : 従来と同じ点(海藻類)
- : 新たに採取する点(海藻類)
- : 日常的に漁業が行われていないエリア※
東西1.5km 南北3.5km
※ : 共同漁業権非設定区域

※図1について、2022年3月24日公表の海域モニタリング計画から、T-A1, T-A2, T-A3の表記、位置について総合モニタリング計画の記載に整合させて修正

海域モニタリング計画 試料採取点 (2/2)

- ・海水についてトリチウム採取点数を増やした。



【東京電力の試料採取点】

□ : セシウムにトリチウムを追加する点(海水)

図3. 沿岸20km圏外

【海水の状況】

<港湾外2km圏内>

- トリチウム濃度は、過去1年間の測定値から変化はなく、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の低い濃度で推移している。
- セシウム137濃度は、過去の福島第一原子力発電所近傍海水の変動原因と同じ降雨の影響と考えられる一時的な上昇が見られるが、過去1年間の測定値から変化はなく、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の低い濃度で推移している。
- トリチウムについては、4月18日以降、検出限界値を下げてモニタリングを実施している。

<沿岸20km圏内>

- トリチウム濃度、セシウム137濃度とも、過去1年間の測定値から変化はなく、日本全国の海水の変動範囲*内の低い濃度で推移している。

<沿岸20km圏外>

- トリチウム濃度は、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の低い濃度で推移している。セシウム137濃度は、過去1年間の測定値から変化はなく、日本全国の海水の変動範囲*内の低い濃度で推移している。

*：下記データベースにおいて2018年4月～2020年3月に検出されたデータの最小値～最大値の範囲

日本全国（福島県沖含む）

トリチウム濃度：0.043 Bq/L ～ 20 Bq/L セシウム137濃度：0.0010 Bq/L ～ 0.38 Bq/L

福島県沖

トリチウム濃度：0.043 Bq/L ～ 0.89 Bq/L セシウム137濃度：0.0013 Bq/L ～ 0.38 Bq/L

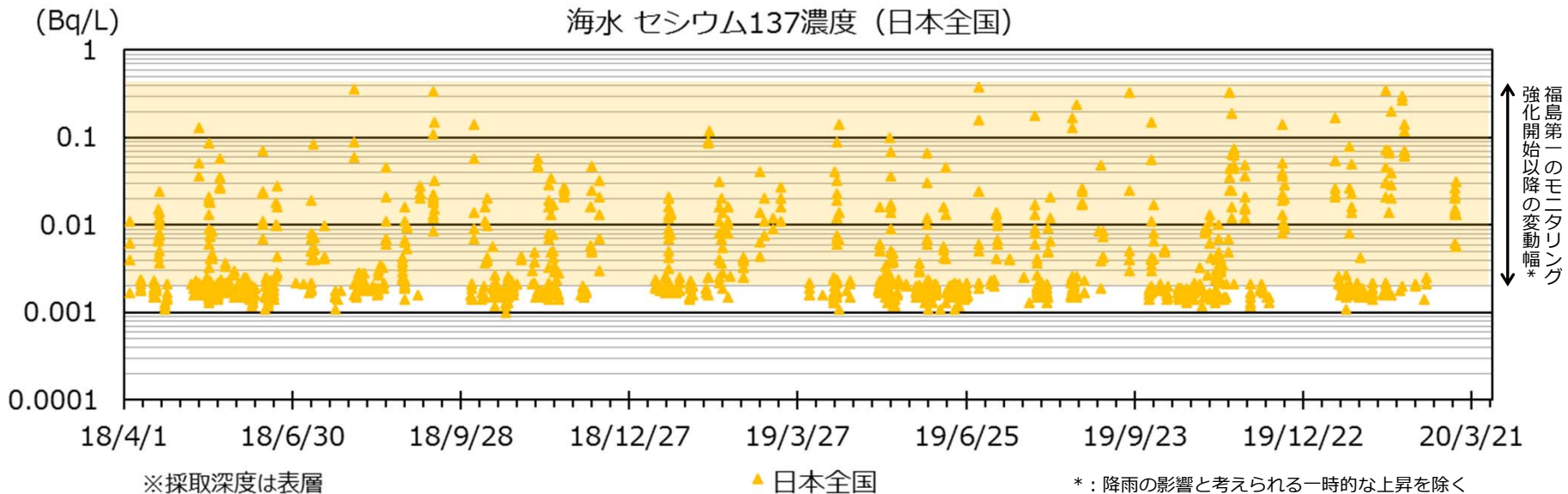
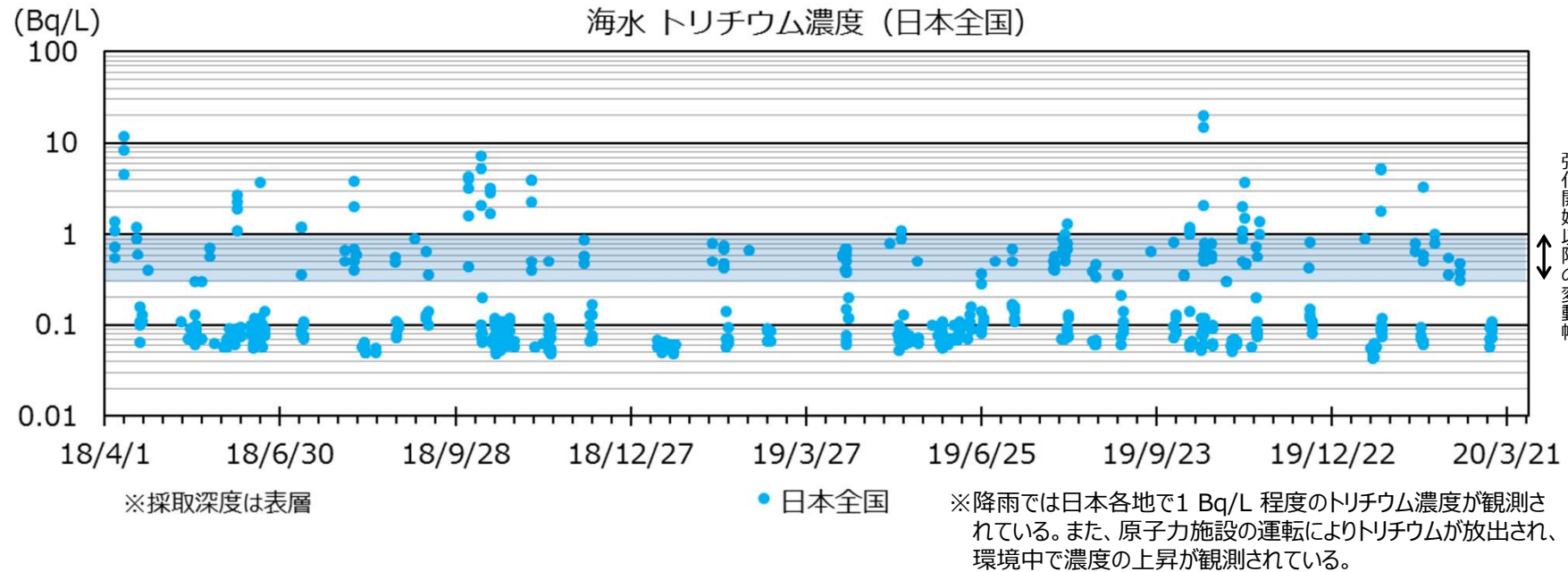
出典：日本の環境放射能と放射線 環境放射線データベース <https://www.kankyo-hoshano.go.jp/data/database/>

【魚類、海藻類の状況】

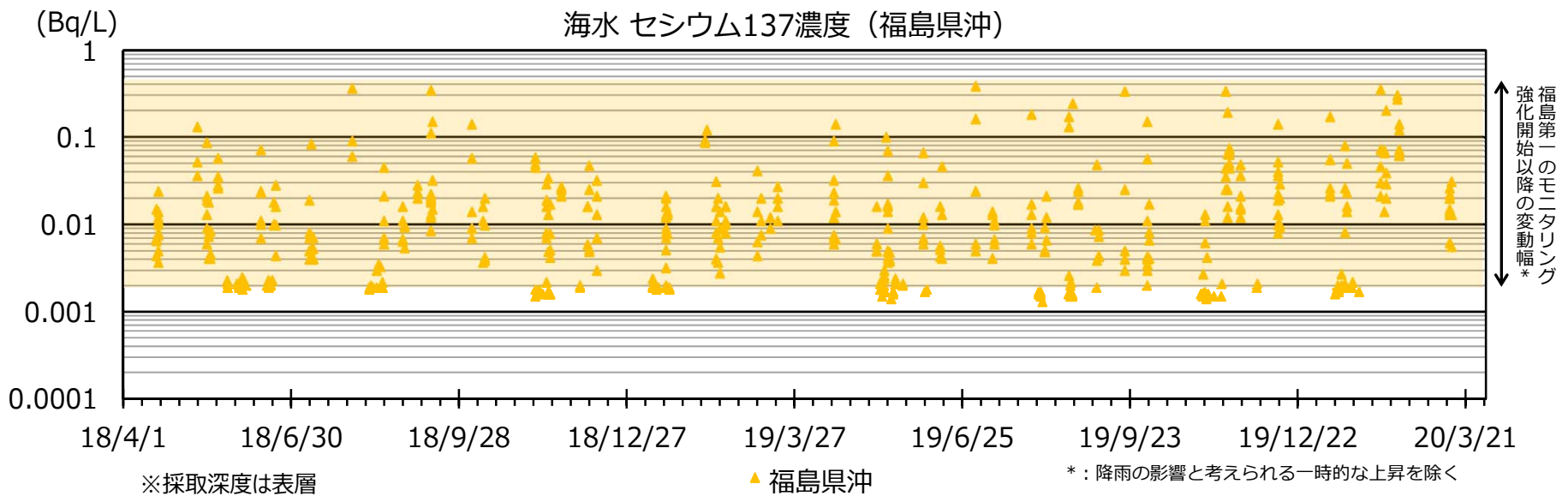
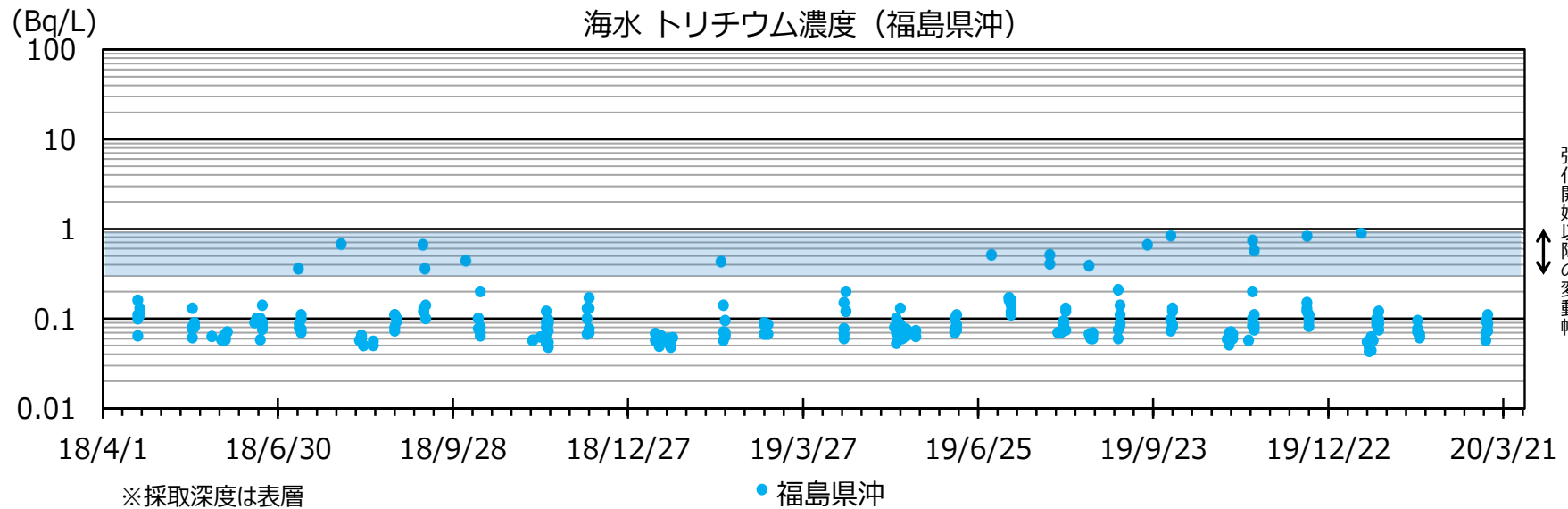
4月は試料採取なし。採取点T-S8で採取された魚類のトリチウム濃度について、過去1年間の測定値から変化はなく、日本全国の魚類の変動範囲*内の濃度で推移している。その他の採取点の魚類については測定データを確認中。 *：上記データベースにおいて2018年4月～2020年3月に検出されたデータの最小値～最大値の範囲

日本全国（福島県沖含む） トリチウム濃度：0.06 Bq/L ～ 0.1 Bq/L

日本全国の海水のトリチウム、セシウム137濃度の変動範囲



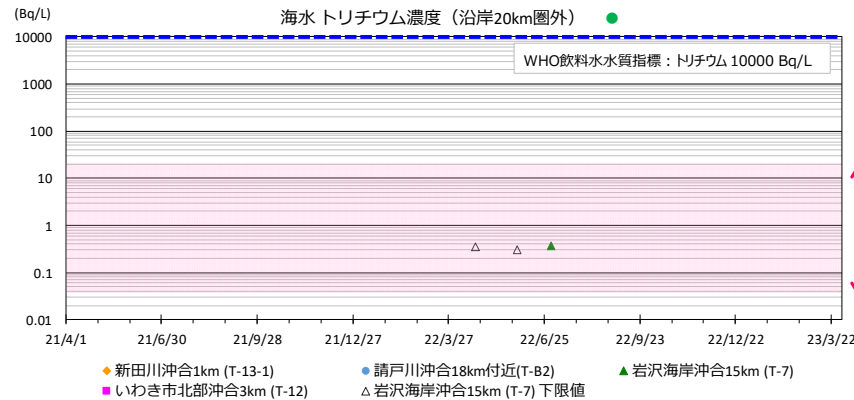
福島県沖の海水のトリチウム、セシウム137濃度の変動範囲



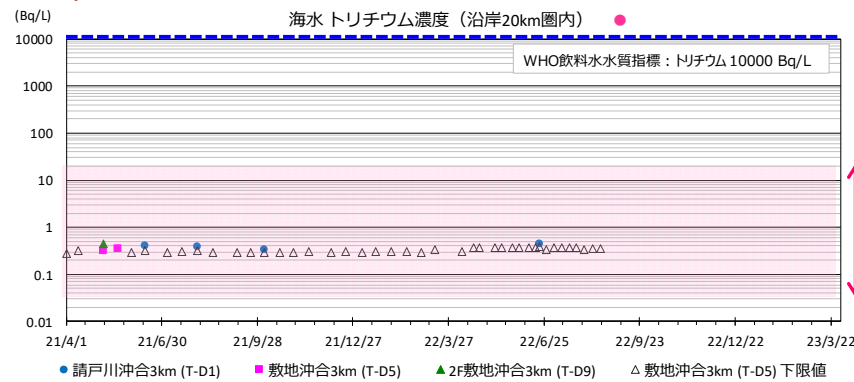
海水のトリチウム濃度の推移 (1/4)



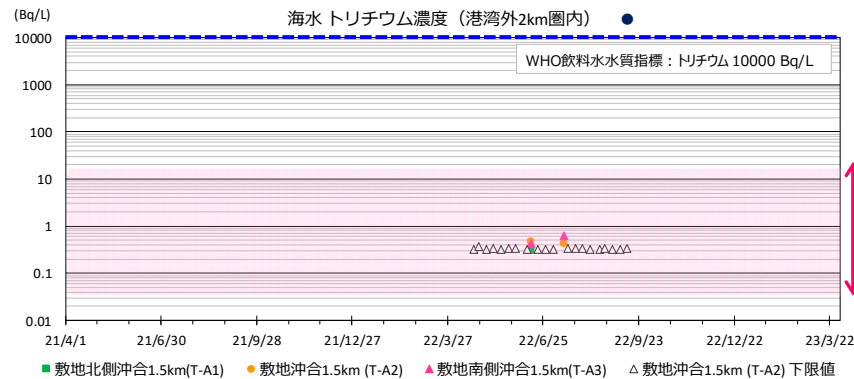
※地理院地図を加工して作成



日本全国の過去の変動範囲*



日本全国の過去の変動範囲*

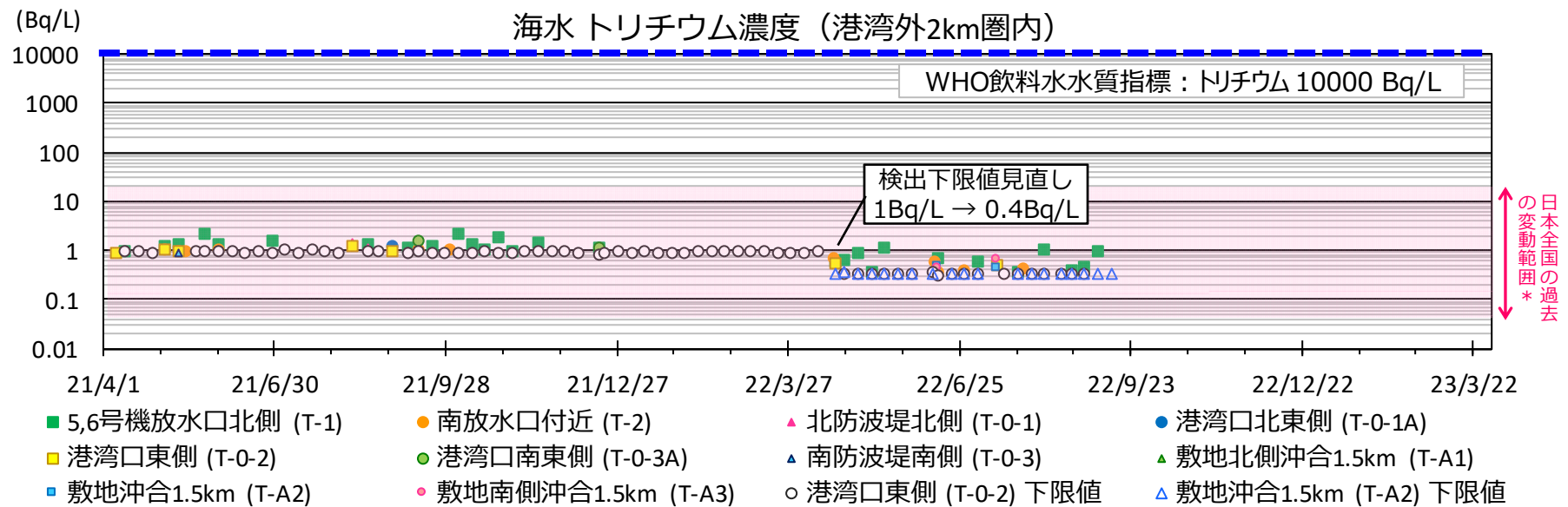
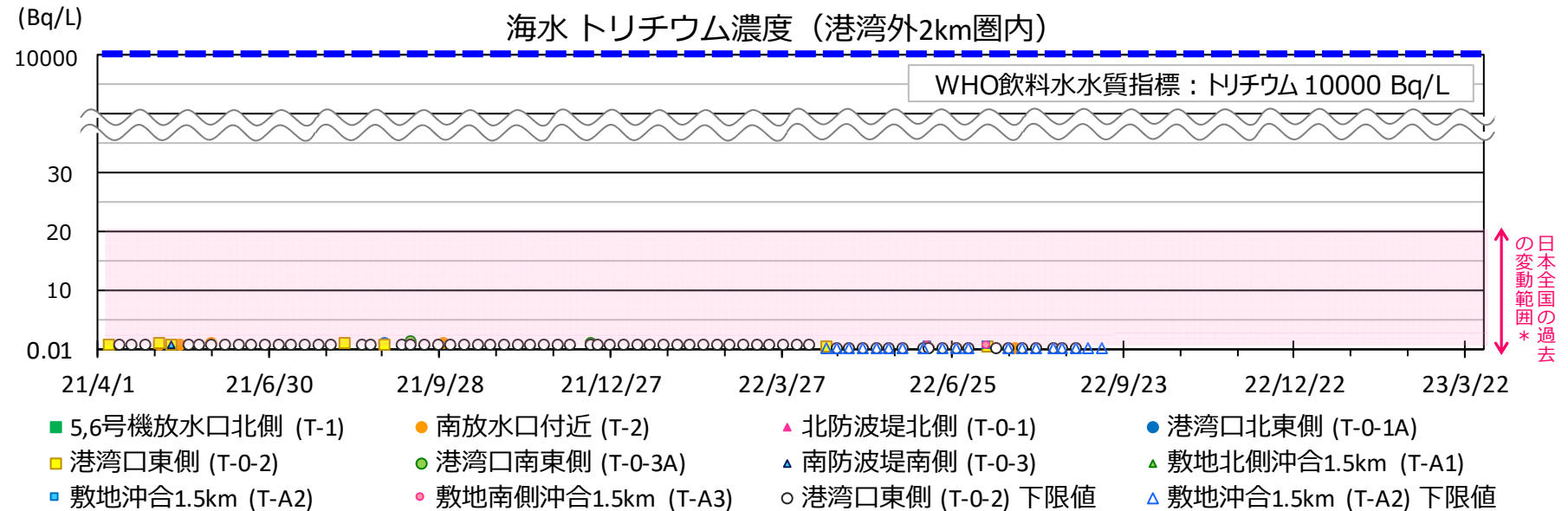


日本全国の過去の変動範囲*

- 発電所沿岸では南北方向の海流があることから、発電所を中心に南北がほぼ対称となるように採取点3~4点を選び海水トリチウム濃度を記載。
- それぞれ、過去1年間の測定値から変化はなく、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の低い濃度で推移している。
- 採取点毎の推移については次頁以降のグラフを参照。

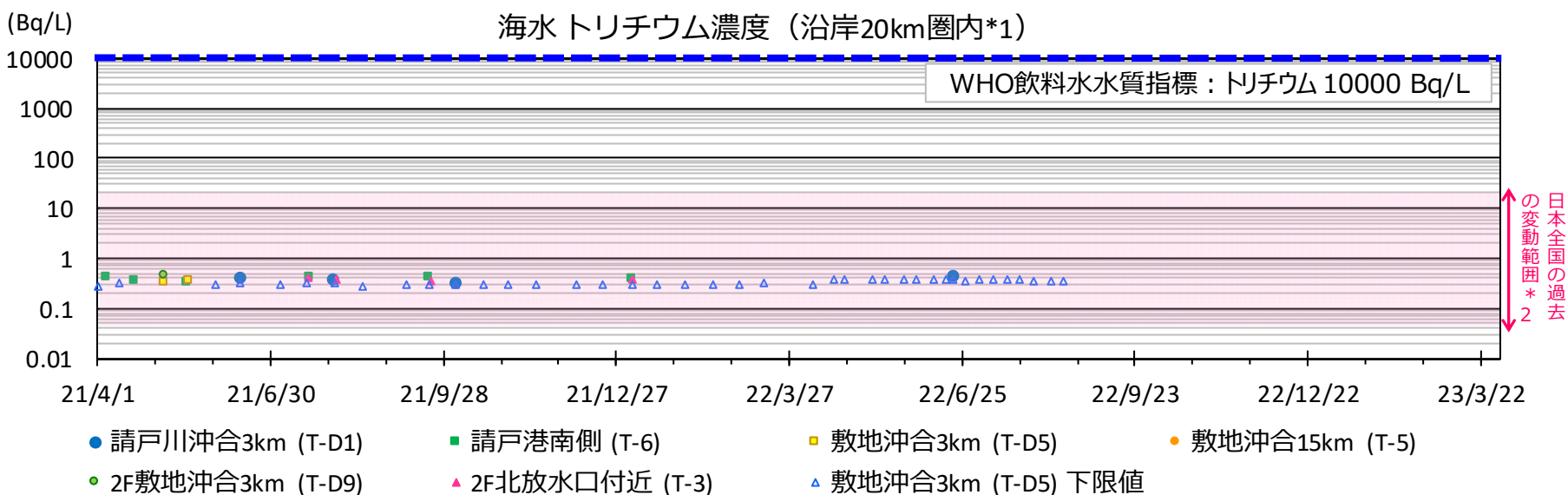
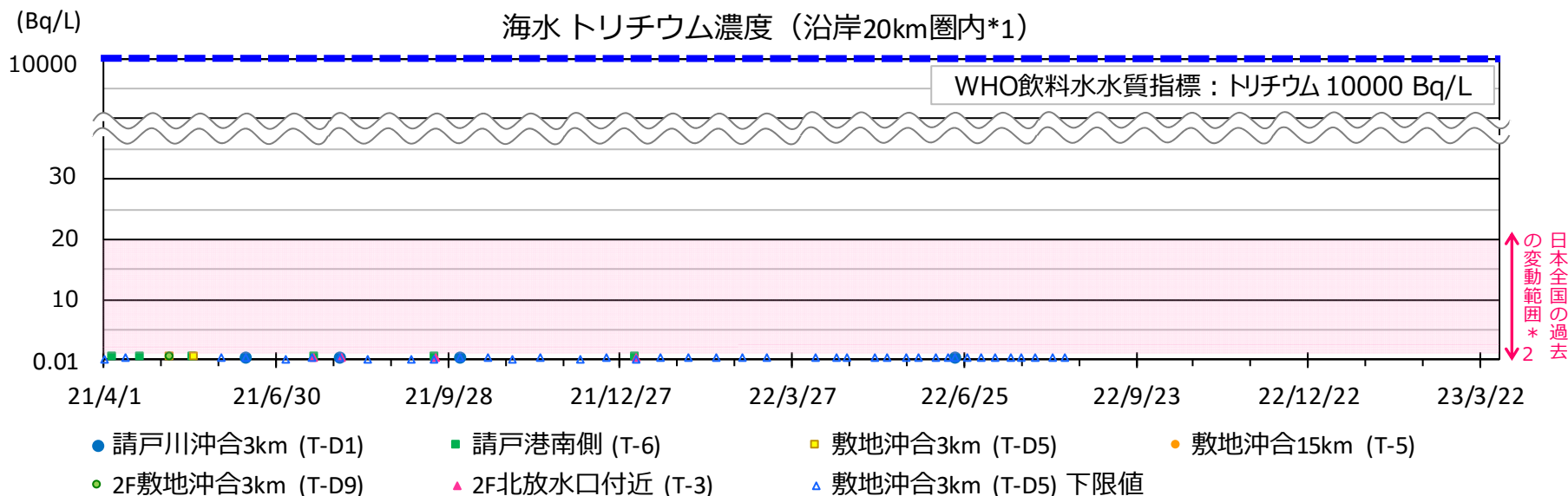
* : 2018年4月~2020年3月の変動範囲
 トリチウム濃度 0.043 Bq/L ~ 20 Bq/L

海水のトリチウム濃度の推移 (2/4)



* : 2018年4月～2020年3月の変動範囲 トリチウム濃度 0.043 Bq/L ~ 20 Bq/L

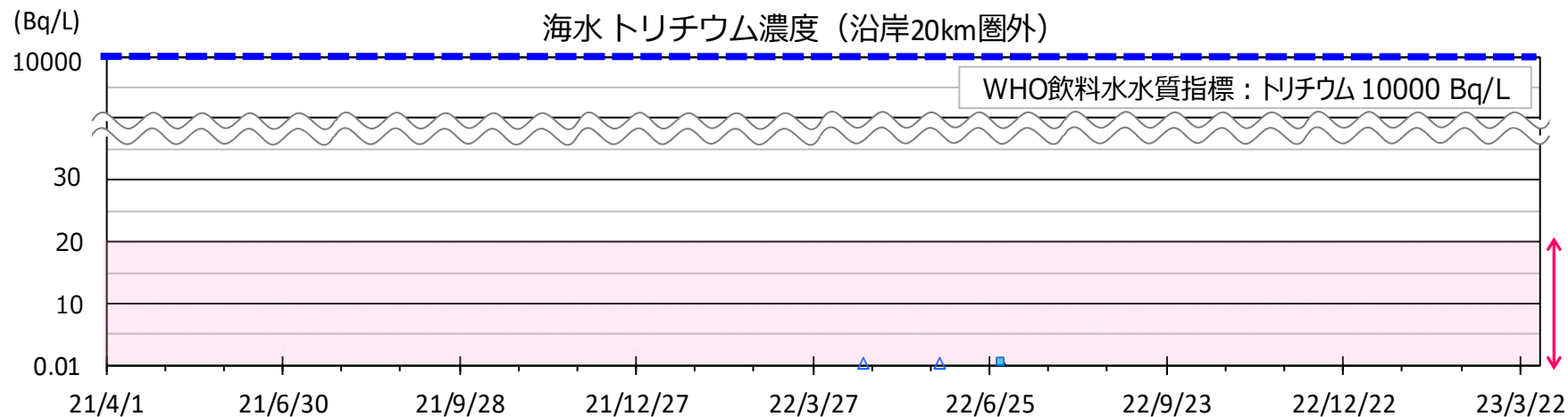
海水のトリチウム濃度の推移 (3/4)



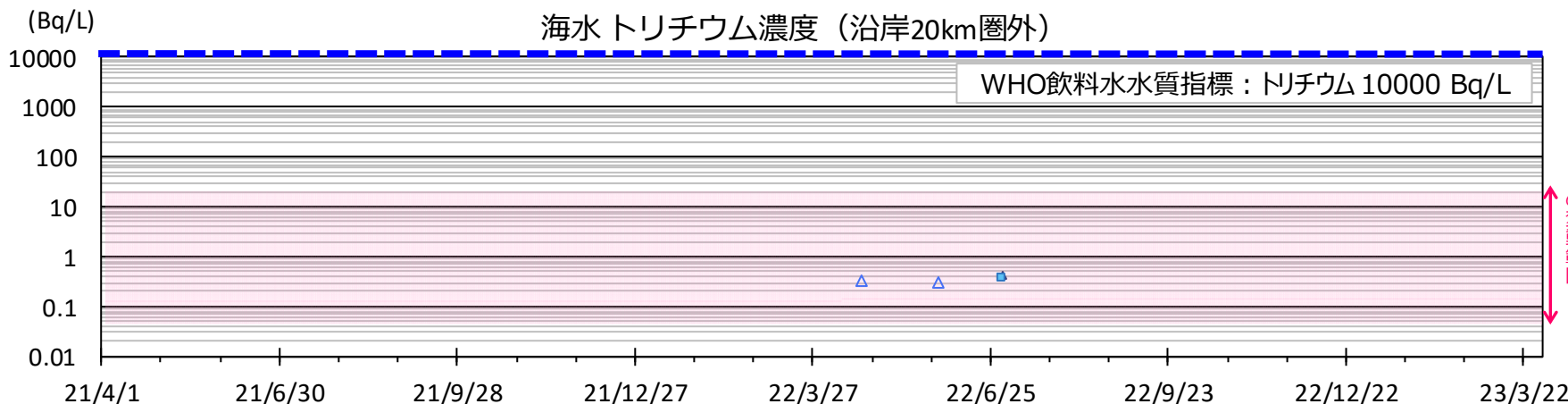
*1：沿岸20km圏内の魚類採取点における海水トリチウム濃度のデータはP.19に記載

*2：2018年4月～2020年3月の変動範囲 トリチウム濃度 0.043 Bq/L ～ 20 Bq/L

海水のトリチウム濃度の推移 (4/4)



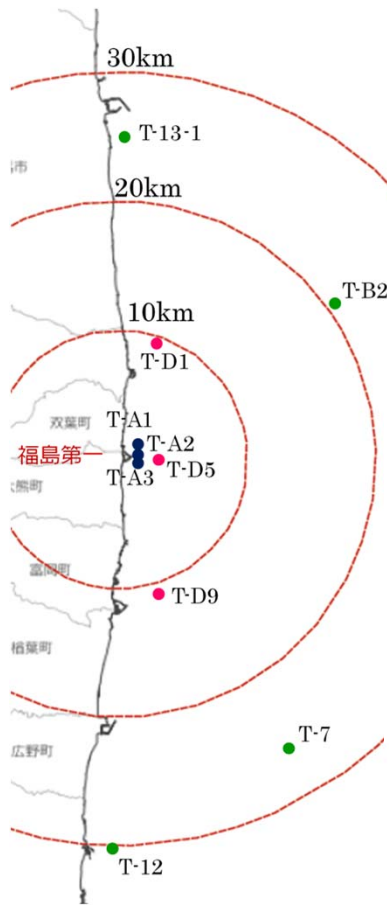
- 相馬沖合3km (T-22)
- 鹿島沖合5km (T-MA)
- 新田川沖合1km (T-13-1)
- 岩沢海岸沖合15km (T-7)
- いわき市北部沖合3km (T-12)
- ▲ 夏井川沖合1km (T-17-1)
- ▲ 沼の内沖合5km (T-M10)
- ▲ 豊間沖合3km (T-20)
- 小名浜港沖合3km (T-18)
- ▲ 岩沢海岸沖合15km (T-7) 下限値



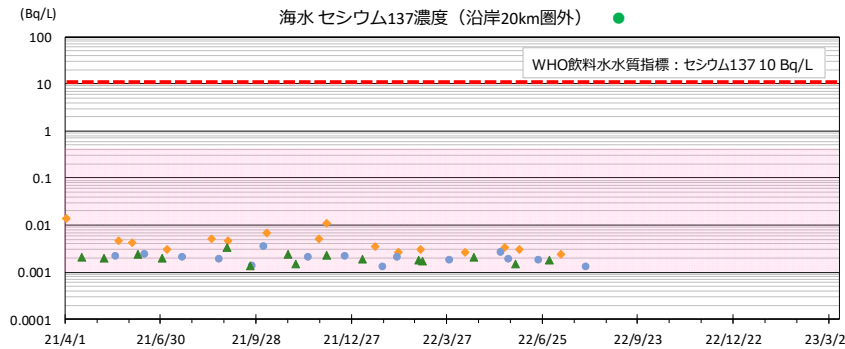
- 相馬沖合3km (T-22)
- 鹿島沖合5km (T-MA)
- 新田川沖合1km (T-13-1)
- 岩沢海岸沖合15km (T-7)
- いわき市北部沖合3km (T-12)
- ▲ 夏井川沖合1km (T-17-1)
- ▲ 沼の内沖合5km (T-M10)
- ▲ 豊間沖合3km (T-20)
- 小名浜港沖合3km (T-18)
- ▲ 岩沢海岸沖合15km (T-7) 下限値

* : 2018年4月～2020年3月の変動範囲 トリチウム濃度 0.043 Bq/L ~ 20 Bq/L

海水のセシウム137濃度の推移 (1/4)

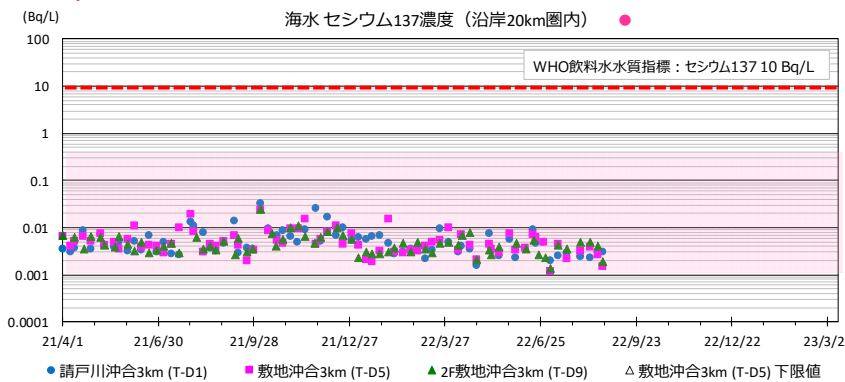


※地理院地図を加工して作成



日本全国の過去の
変動範囲*

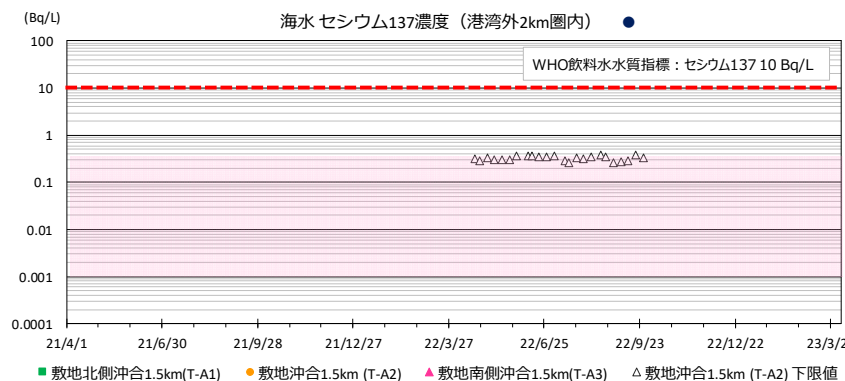
○ 発電所沿岸では南北方向の海流があることから、発電所を中心に南北がほぼ対称となるように採取点3～4点を選び海水セシウム137濃度を記載。



日本全国の過去の
変動範囲*

○ それぞれ、過去1年間の測定値から変化はなく、新たな測定点についても日本全国の海水の変動範囲*内の低い濃度で推移している。

○ 発電所からの距離が遠い採取点でより濃度が低い傾向にある。



日本全国の過去の
変動範囲*

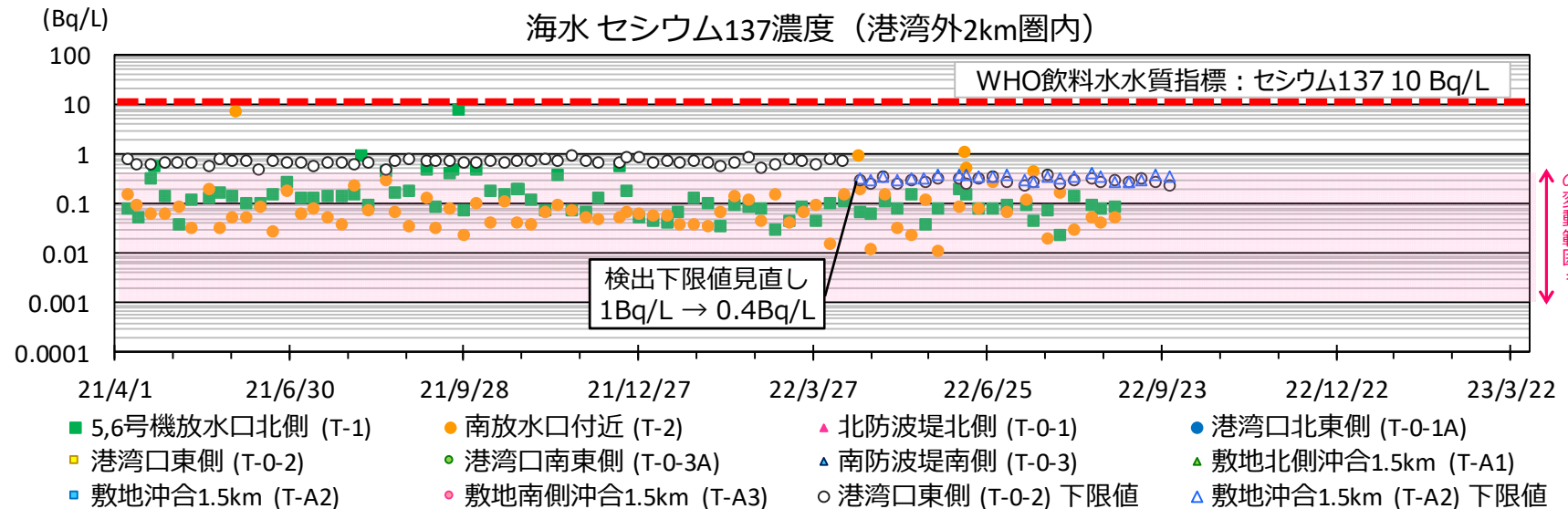
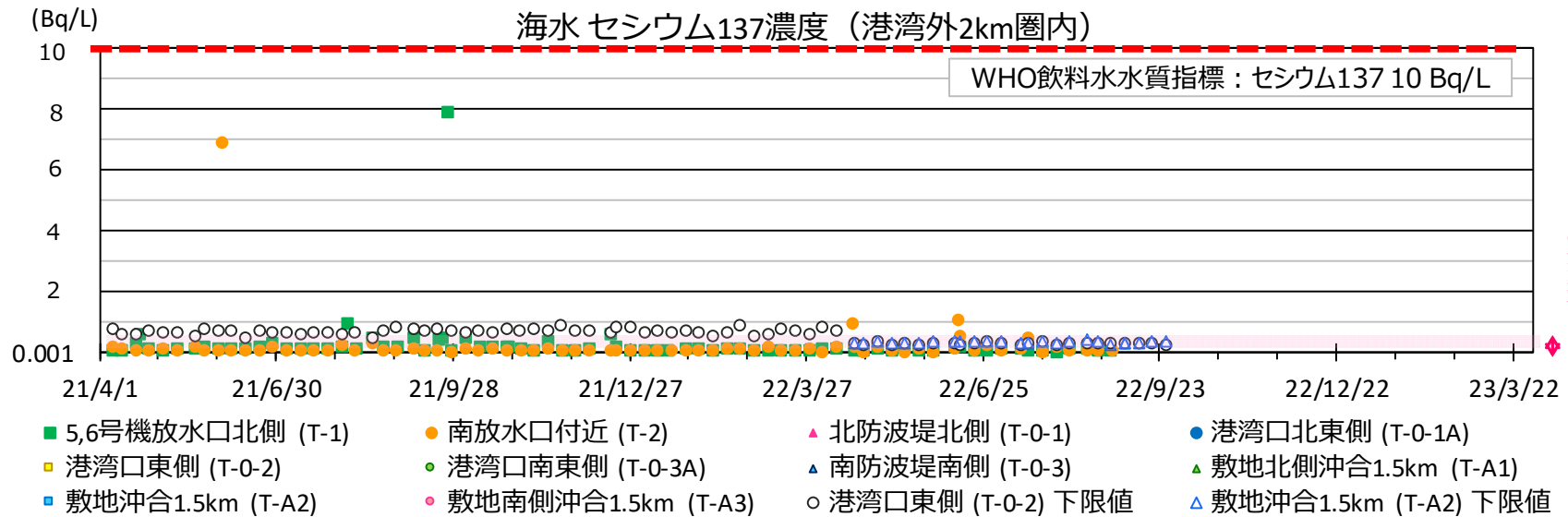
○ 採取点毎の推移については次頁以降のグラフを参照。

* : 2018年4月～2020年3月の変動範囲
セシウム137濃度 0.0010 Bq/L ~ 0.38 Bq/L

海水のセシウム137濃度の推移 (2/4)

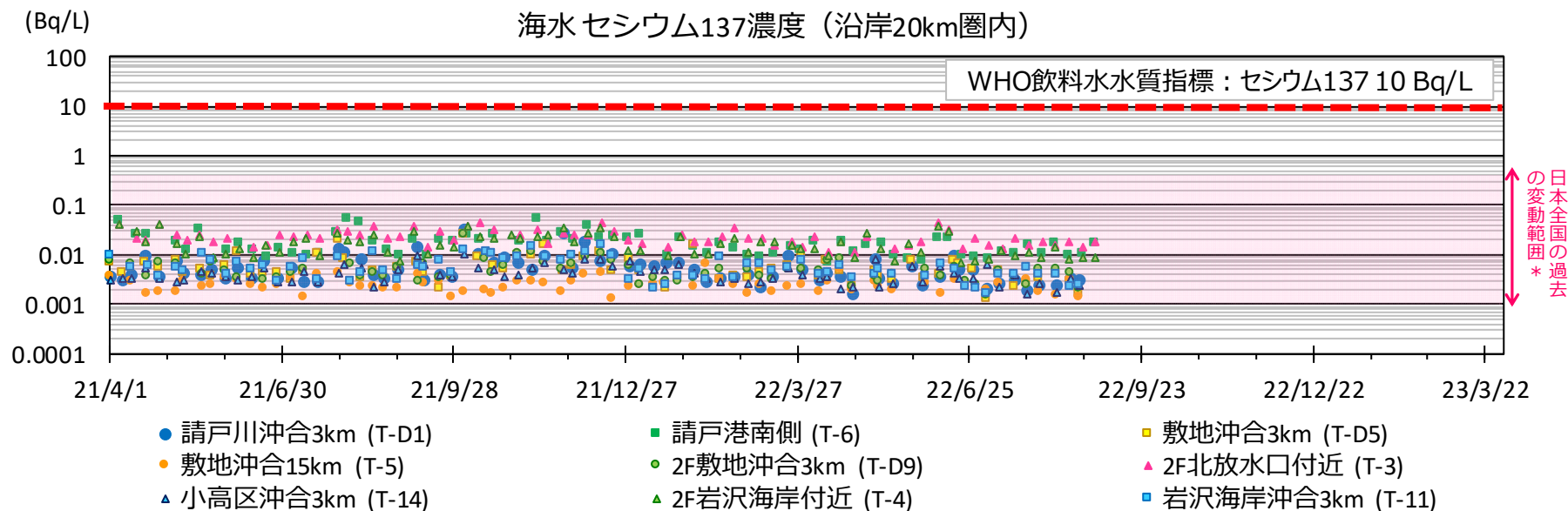
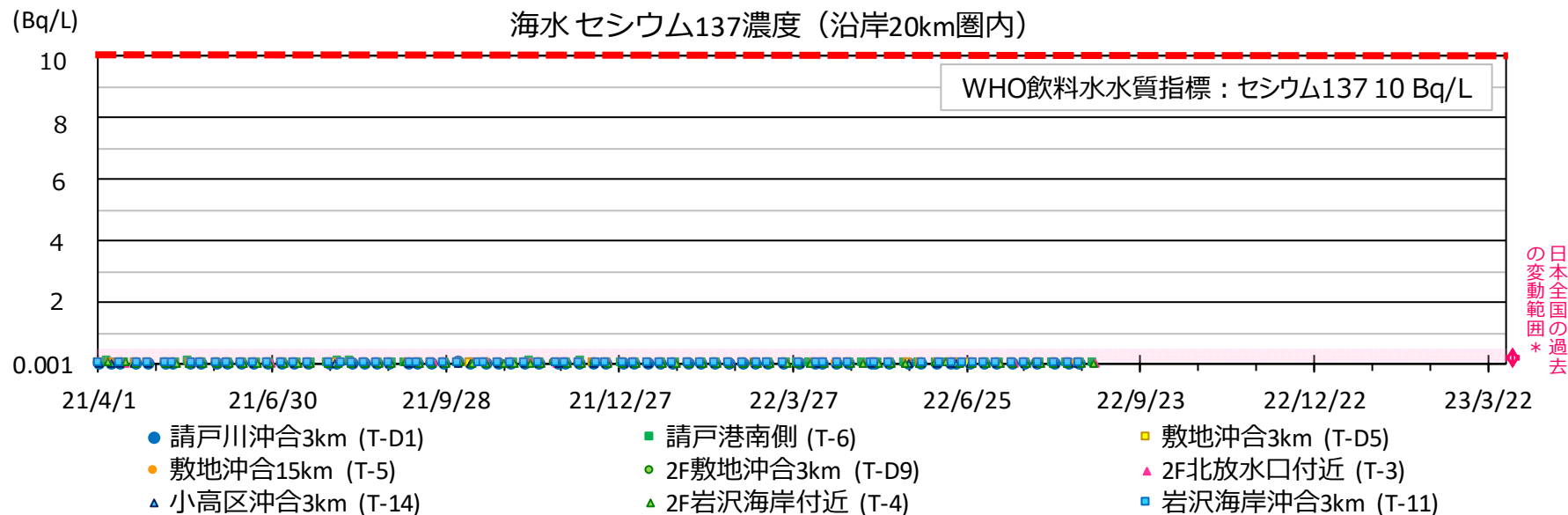


○過去の発電所近傍の海水の変動原因と同じ降雨の影響と考えられる一時的な上昇が見られる。



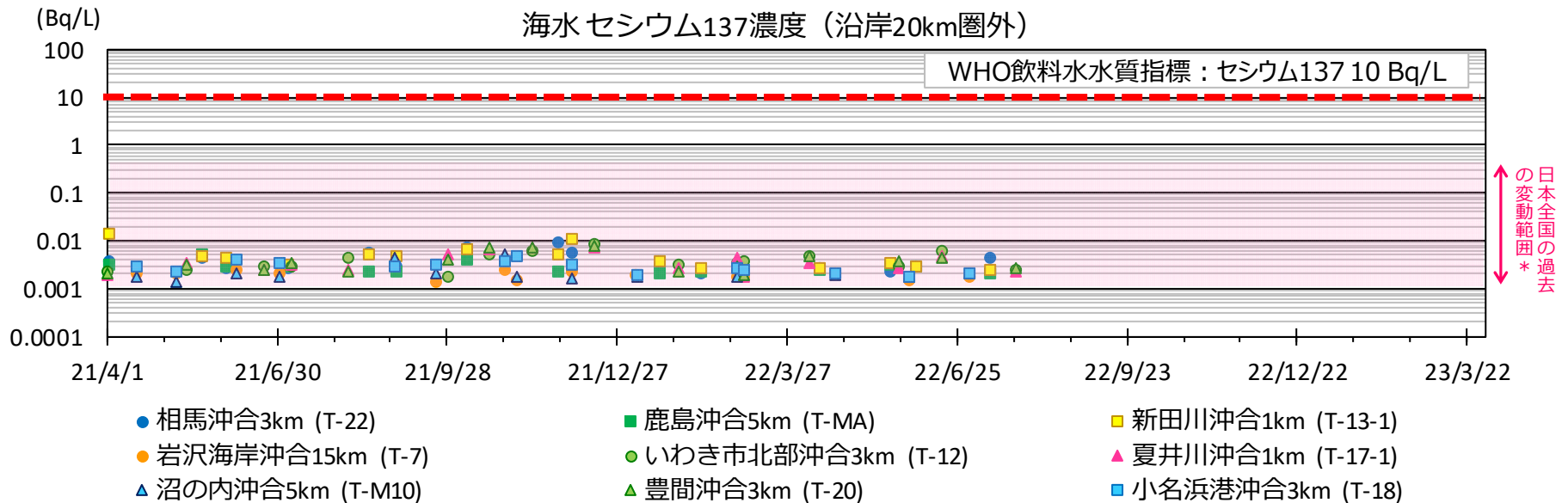
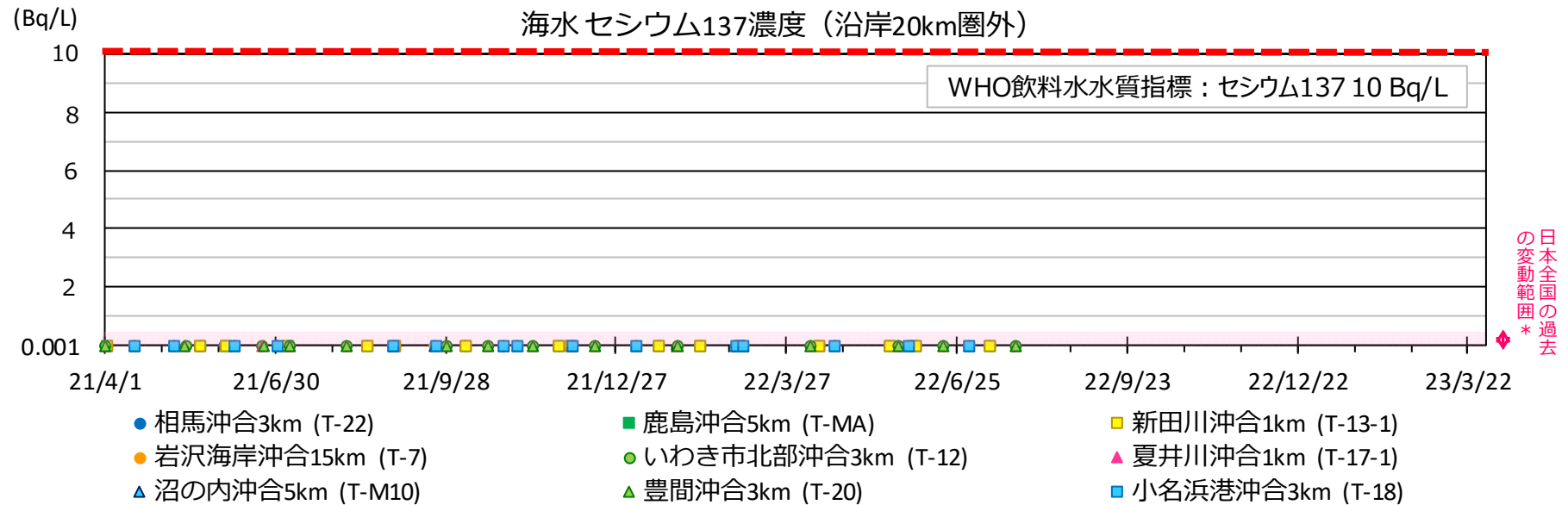
* : 2018年4月～2020年3月の変動範囲 セシウム137濃度 0.0010 Bq/L ～ 0.38 Bq/L

海水のセシウム137濃度の推移 (3/4)



* : 2018年4月～2020年3月の変動範囲 セシウム137濃度 0.0010 Bq/L ～ 0.38 Bq/L

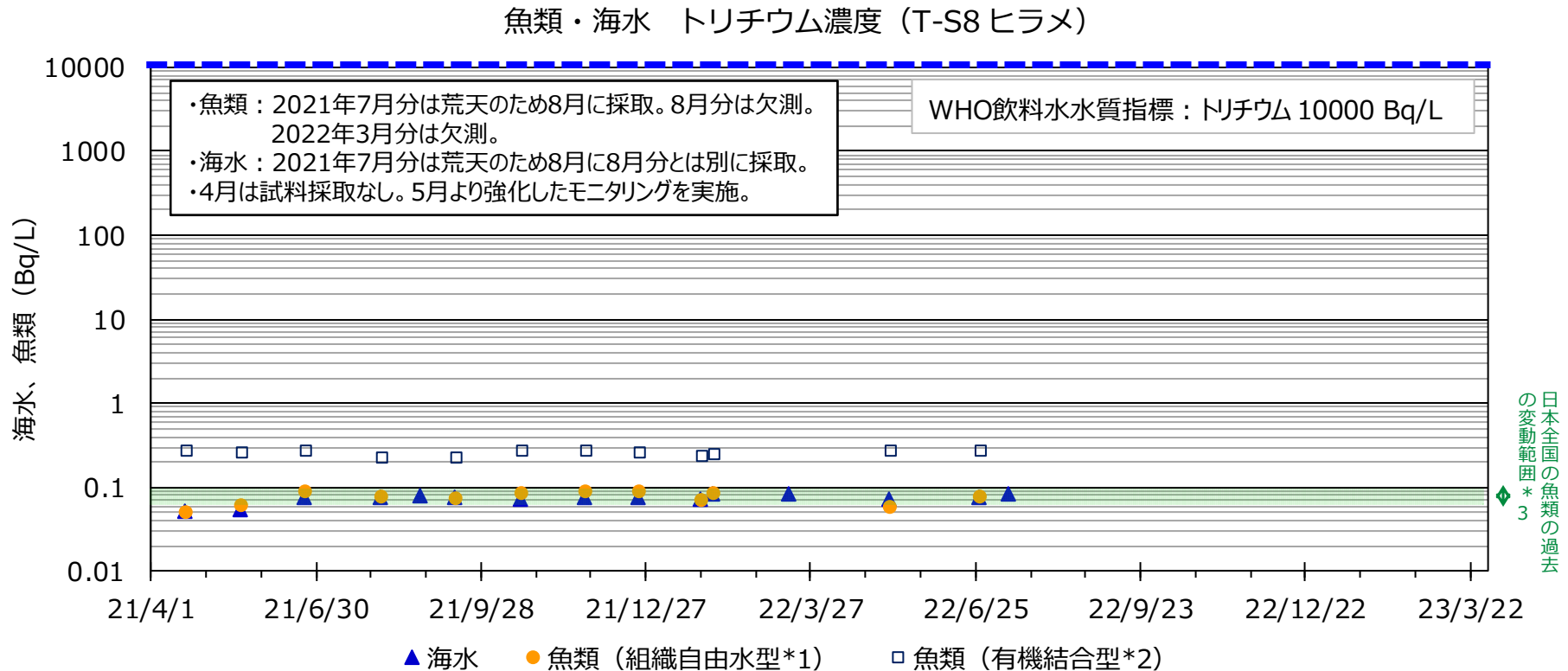
海水のセシウム137濃度の推移 (4/4)



* : 2018年4月～2020年3月の変動範囲 セシウム137濃度 0.0010 Bq/L ~ 0.38 Bq/L

魚類、海水のトリチウム濃度の推移 (1/4)

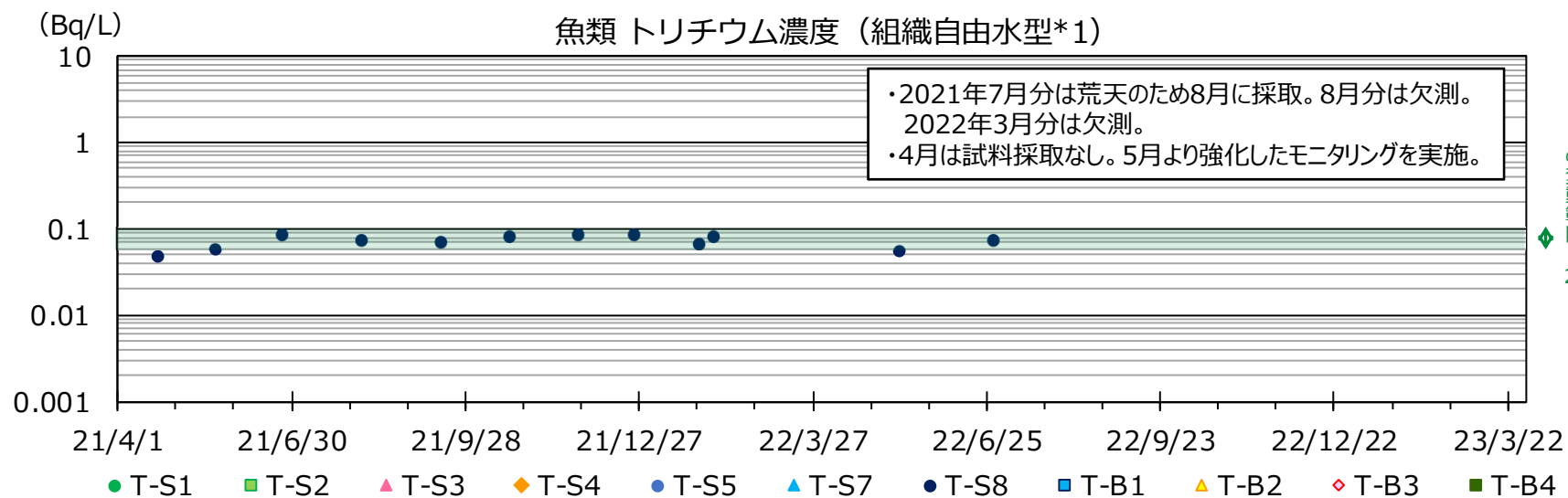
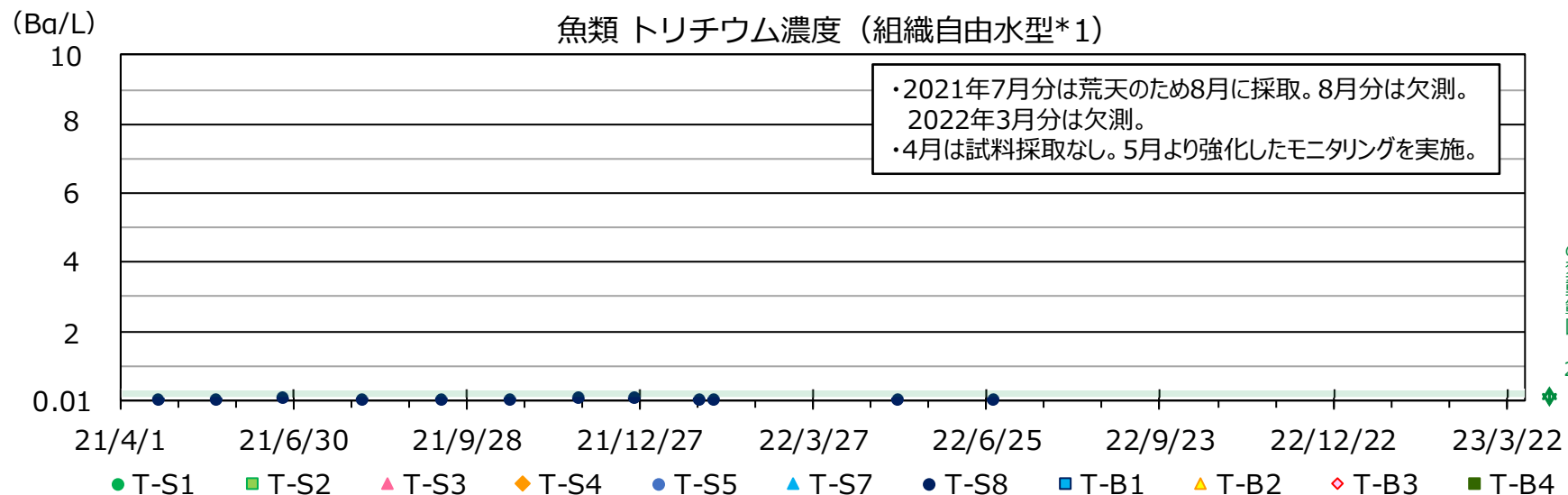
- 過去1年間の測定値から変化は見られていない。
- 魚類の組織自由水型トリチウムについては、海水濃度と同程度で推移している。



※有機結合型トリチウムは全て検出下限値未満であり、各点は検出下限値を示す。
総合モニタリング計画における有機結合型トリチウムの検出下限値は0.5 Bq/Lとなっている。

*1：組織自由水型のトリチウムとは、動植物の組織内に水の状態で存在し、水と同じように組織外へ排出されるトリチウム。
*2：有機結合型のトリチウムとは、動植物の組織内のタンパク質などに有機的に結合して組織内に取り込まれ、細胞の代謝により組織外へ排出されるトリチウム。
*3：2018年4月～2020年3月の変動範囲 魚類トリチウム濃度 (組織自由水型) 0.06 Bq/L ~ 0.1 Bq/L

魚類、海水のトリチウム濃度の推移 (2/4)

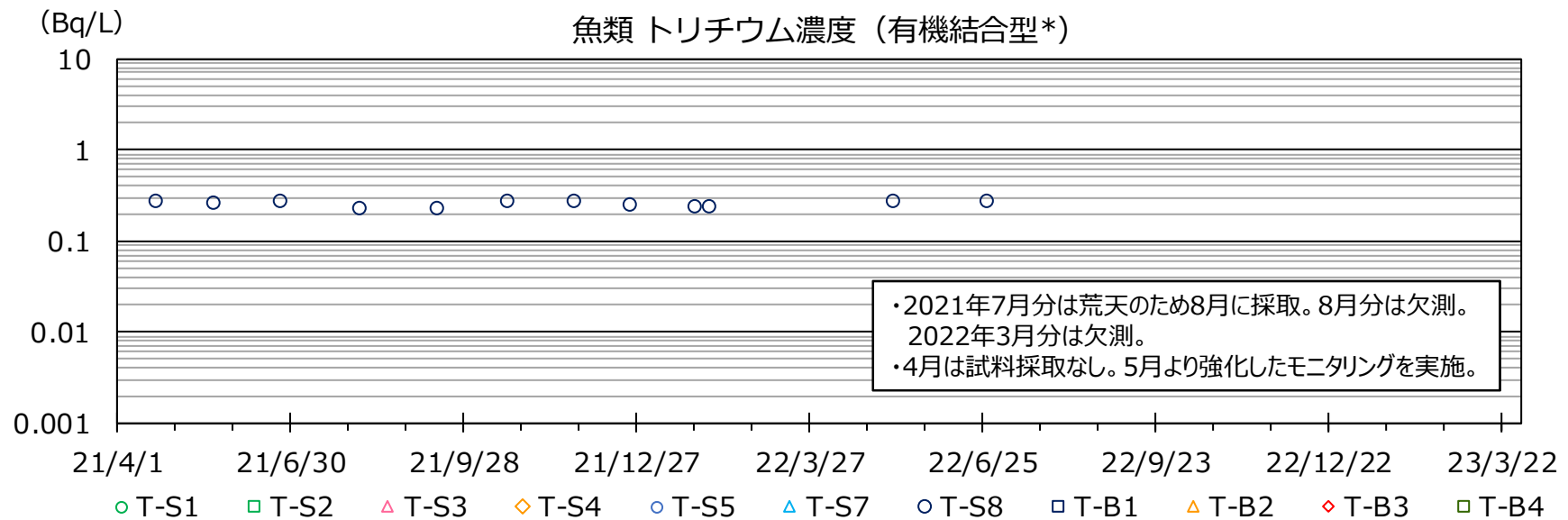
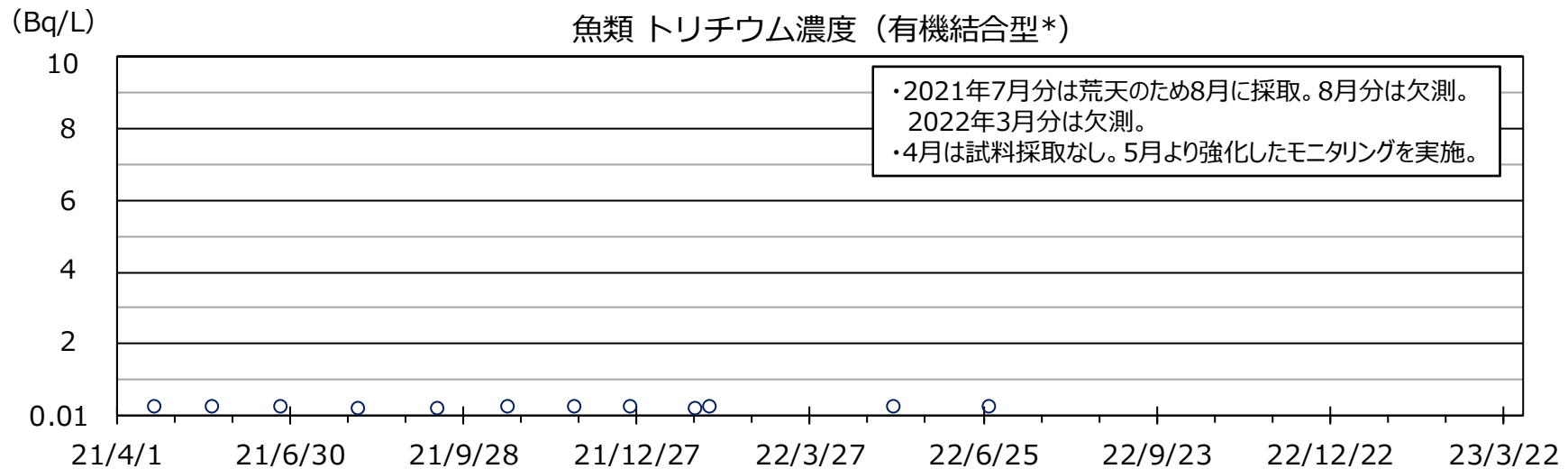


※魚種はヒラメ

*1: 組織自由水型のトリチウムとは、動植物の組織内に水の状態で存在し、水と同じように組織外へ排出されるトリチウム。

*2: 2018年4月～2020年3月の変動範囲 魚類トリチウム濃度 (組織自由水型) 0.06 Bq/L ~ 0.1 Bq/L

魚類、海水のトリチウム濃度の推移 (3/4)

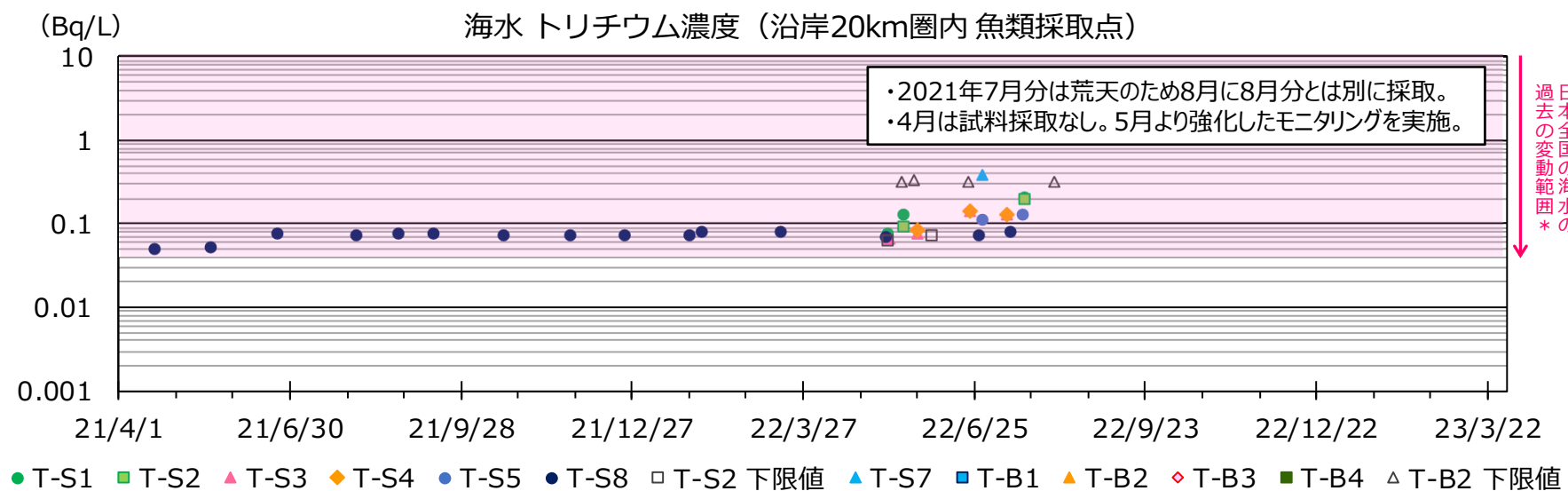
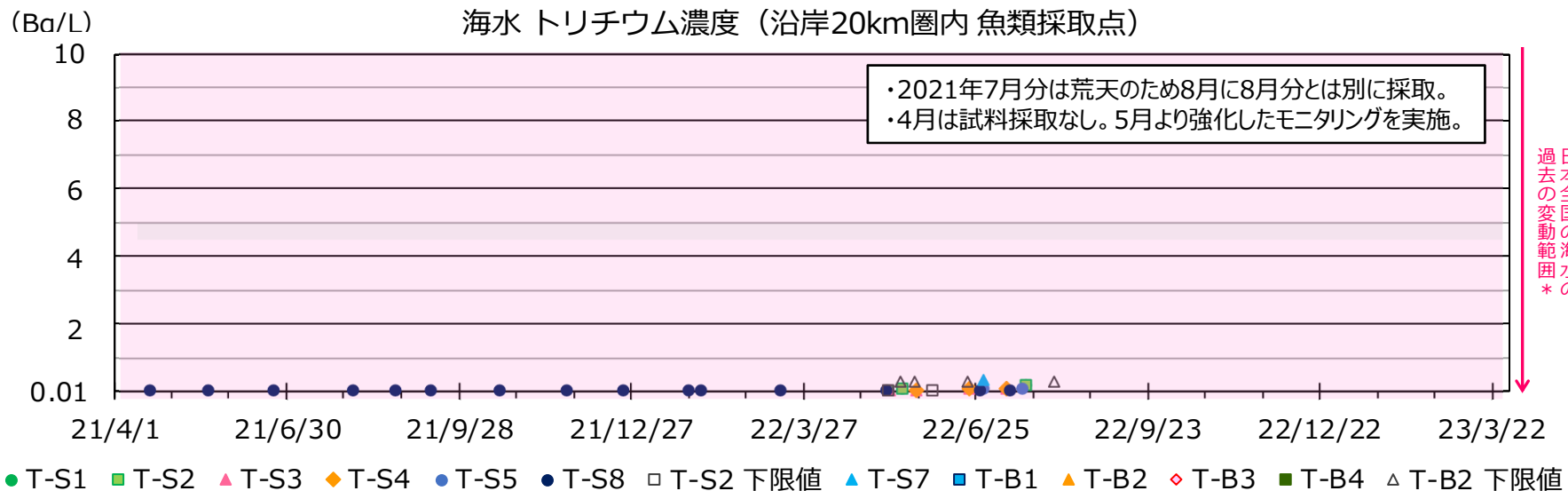


※魚種はヒラメ

※有機結合型トリチウムは全て検出下限値未満であり、各点は検出下限値を示す。
 総合モニタリング計画における有機結合型トリチウムの検出下限値は0.5 Bq/Lとなっている。

* : 有機結合型のトリチウムとは、動植物の組織内のタンパク質などに有機的に結合して組織内に取り込まれ、細胞の代謝により組織外へ排出されるトリチウム。

魚類、海水のトリチウム濃度の推移 (4/4)



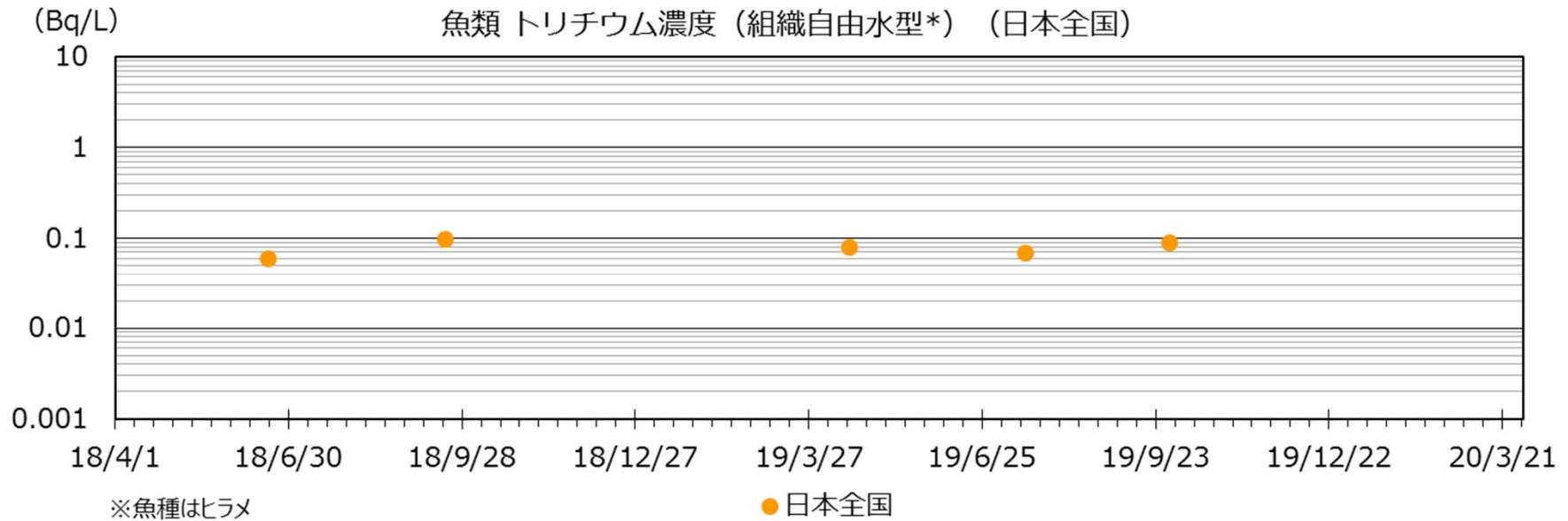
※採取深度は表層

検出下限値 T-S1~T-S8(T-S7除く) : 0.1Bq/L
 T-S7, T-B1~T-B4 : 0.4Bq/L

* : 2018年4月~2020年3月の変動範囲 海水トリチウム濃度 0.043 Bq/L ~ 20 Bq/L

日本全国の海水の
過去の
変動範囲*

日本全国の海水の
過去の
変動範囲*



* : 組織自由水型のトリチウムとは、動植物の組織内に水の状態で存在し、水と同じように組織外へ排出されるトリチウム。

出典 : 日本の環境放射能と放射線 環境放射線データベース

<参考1-1> 福島第一原子力発電所 多核種除去設備等処理水の 取扱いに関する海域モニタリング 第三者の測定について

- 当社は、多核種除去設備等処理水（以下、ALPS処理水）の処分に関する政府方針を踏まえ、ALPS処理水の海洋放出に伴う風評影響を最大限抑制するため、当社が行っている海域モニタリングを拡充・強化することなど、当社の対応について2021年4月16日に公表しました。
- ALPS処理水放出の実施主体として処理水の拡散の状況を海洋拡散シミュレーションにより評価し、現状よりもトリチウム濃度が高くなると評価された発電所近傍を中心に福島県沖までの海域について、拡散状況を確認するためトリチウム測定を強化する海域モニタリングを検討し、2021年8月25日に公表しました。
- 当社は、強化された政府の総合モニタリング計画を踏まえ、2021年8月25日の検討結果（測定点・測定対象・測定頻度を増加）に検出下限値を設定した海域モニタリング計画を策定し、トリチウムを中心とした拡散状況や海洋生物の状況を継続して確認するため、本年4月から運用を開始しています。
- また、測定における透明性・客観性を確保するため、環境放射能分析について国際標準化機構（ISO）の規格（ISO/IEC 17025）の認定を受けている企業に海域モニタリングに参画いただき、当社と同一の試料を第三者として測定していただくことで当社の測定値を客観的に確認できる仕組みを今後構築していきます。当面、セシウムの測定から実施いただき、トリチウム測定については、準備が調いしだい段階的に対象を広げていきます。 <2022年5月26日までにお知らせ済み>

- 第三者（環境放射能分析について国際標準化機構の規格（ISO/IEC 17025）の認定取得）として、一般社団法人 福島県環境測定・放射能計測協会に海域モニタリングに参画いただき、10月より海水（港湾外2km圏内の10点）のセシウム測定を実施していただきます。
- 測定結果は、同協会のHPにおいて公開していただきます。
福島県環境測定・放射能計測協会のホームページ
<https://fukukankyo.jp/analysis/>
- 引き続き、地域の皆さま、関係者の皆さまをはじめ、社会の皆さまのご懸念や関心にしっかり向き合い一つひとつお応えしていけるよう、海域の放射性物質の状況を国や関係機関と連携して把握し、わかりやすく丁寧にお示ししたいと考えています。

<参考1-2> 強化する海域モニタリング計画

【海水】

・当社は、トリチウムについて、採取点数・頻度を増やし、検出下限値を国の目標値と整合するよう設定しています。

赤字：2022年4月から強化している点

対象	採取場所 (P.3 図1,2参照)	採取点数	測定対象	頻度	検出下限値	
海水	(一般社団法人) 福島県環境測定・放射能計測協会に測定いただく対象		セシウム-134,137	毎日 1回/週	0.4 Bq/L	
					3 Bq/L	
		港湾外 2km圏内	2	セシウム-134,137	1回/週	0.001 Bq/L
			5 → 8	セシウム-134,137	毎日	1 Bq/L
			7 → 10	トリチウム	1回/週	1 → 0.4 Bq/L ^{*1}
		沿岸 20km圏内	6	セシウム-134,137	1回/週	0.001 Bq/L
				トリチウム	2回/月 → 1回/週 ^{*2}	0.4 → 0.1 Bq/L ^{*3}
		沿岸 20km圏内 (魚採取箇所)	1	トリチウム	1回/月	0.1 Bq/L
			0 → 10	トリチウム	なし → 1回/月	0.1 Bq/L ^{*3}
		沿岸 20km圏外 (福島県沖)	9	セシウム-134,137	1回/月	0.001 Bq/L
0 → 9	トリチウム		なし → 1回/月	0.1 Bq/L ^{*3}		

*1：必要に応じて電解濃縮法*により検出値を得る

*2：検出下限値を0.1Bq/Lとした測定は，1回/月

*3：電解濃縮装置の設置状況により，当面は0.4Bq/Lにて実施する

※：採取深度はいずれも表層

*：トリチウム水は電気分解されにくい現象を利用した濃縮法

【海水】

・トリチウムについて、採取点数、頻度を増やし、検出下限値を国の目標値と整合するよう設定した。

赤字：従来より強化した点

対象	採取場所 (図1,2,3参照)	採取点数	測定対象	頻度	検出下限値
海水	港湾内	10	セシウム134,137	毎日	0.4 Bq/L
			トリチウム	1回/週	3 Bq/L
	港湾外 2km圏内	2	セシウム134,137	1回/週	0.001 Bq/L
				毎日	1 Bq/L
		5 → 8	セシウム134,137	1回/週	1 Bq/L
		7 → 10	トリチウム	1回/週	1 → 0.4 Bq/L ^{*1}
	沿岸 20km圏内	6	セシウム134,137	1回/週	0.001 Bq/L
			トリチウム	2回/月 → 1回/週 ^{*2}	0.4 → 0.1 Bq/L ^{*3}
	沿岸 20km圏内 (魚採取箇所)	1	トリチウム	1回/月	0.1 Bq/L
		0 → 10	トリチウム	なし → 1回/月	0.1 Bq/L ^{*3}
	沿岸 20km圏外 (福島県沖)	9	セシウム134,137	1回/月	0.001 Bq/L
		0 → 9	トリチウム	なし → 1回/月	0.1 Bq/L ^{*3}

※：採取深度はいずれも表層

*1：必要に応じて電解濃縮法*により検出値を得る。

*2：検出下限値を0.1Bq/Lとした測定は、1回/月

*3：電解濃縮装置が設置されるまでは0.4Bq/Lにて実施する。

*：トリチウム水は電気分解されにくい現象を利用した濃縮法

<参考> 海域モニタリング計画 (2/2)

【魚類・海藻類】

・採取点数、測定対象、頻度を増やし、検出下限値を国の目標値と整合するよう設定した。

赤字：従来より強化した点

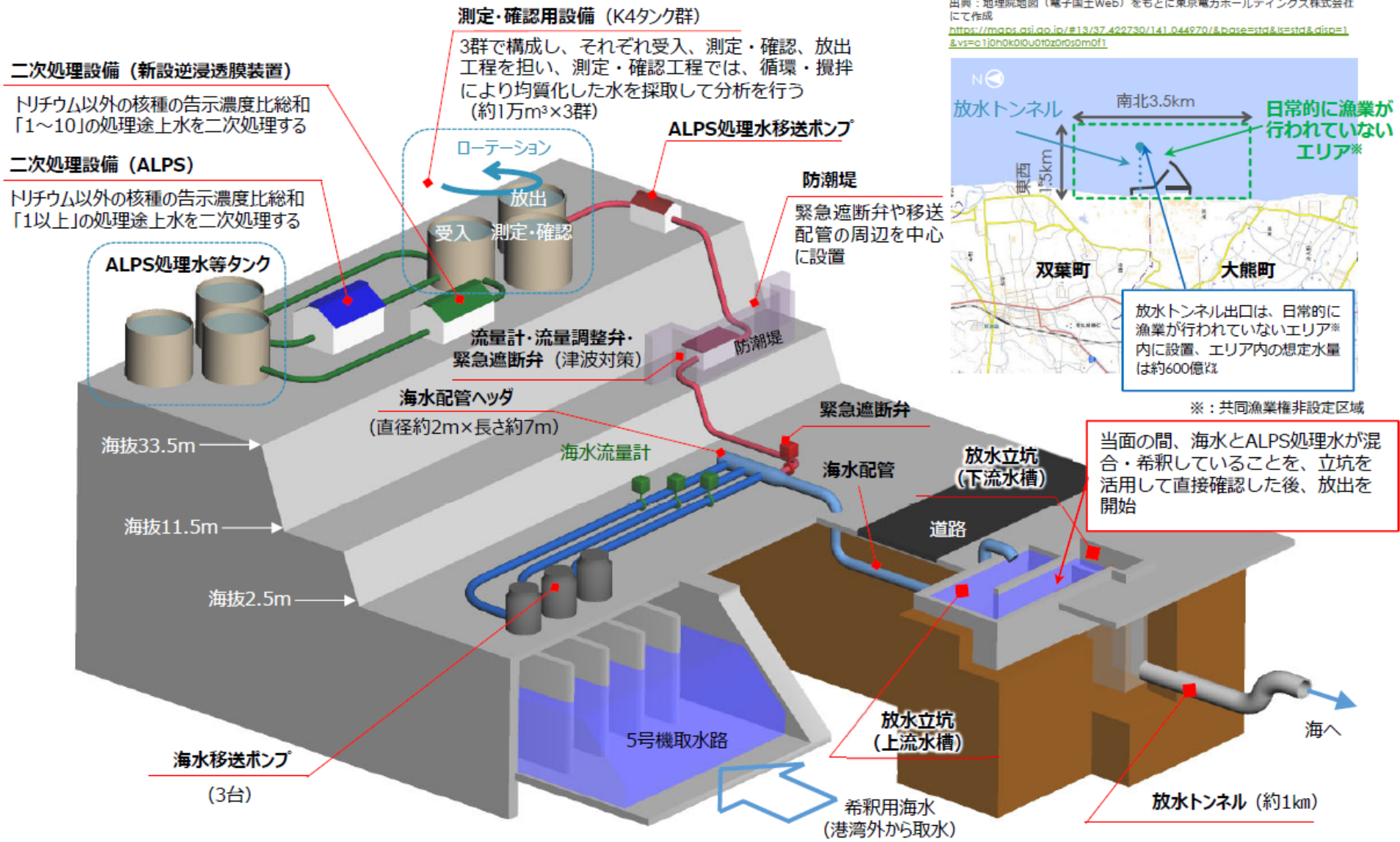
対象	採取場所 (図1,2参照)	採取点数	測定対象	頻度	検出下限値
魚類	沿岸 20km圏内	11	セシウム134,137	1回/月	10 Bq/kg (生)
			ストロンチウム90 (セシウム濃度上位5検体)	四半期毎	0.02 Bq/kg (生)
		1	トリチウム (組織自由水型) *1	1回/月	0.1 Bq/L
			トリチウム (有機結合型) *2		0.5 Bq/L
		0 → 10	トリチウム (組織自由水型) *1	なし → 1回/月	0.1 Bq/L *3
			トリチウム (有機結合型) *2		0.5 Bq/L
海藻類	港湾内	1	セシウム134,137	1回/年 → 3回/年	0.2 Bq/kg (生)
	港湾外 2km圏内	0 → 2	セシウム134,137	なし → 3回/年	0.2 Bq/kg (生)
			ヨウ素129	なし → 3回/年	0.1 Bq/kg (生)
			トリチウム (組織自由水型) *1	なし → 3回/年	0.1 Bq/L *3
			トリチウム (有機結合型) *2		0.5 Bq/L

*1：動植物の組織内に水の状態で存在し、水と同じように組織外へ排出されるトリチウム。

*2：動植物の組織内のタンパク質などに有機的に結合して組織内に取り込まれ、細胞の代謝により組織外へ排出されるトリチウム。

*3：電解濃縮装置が設置されるまでは0.4Bq/Lにて実施する。

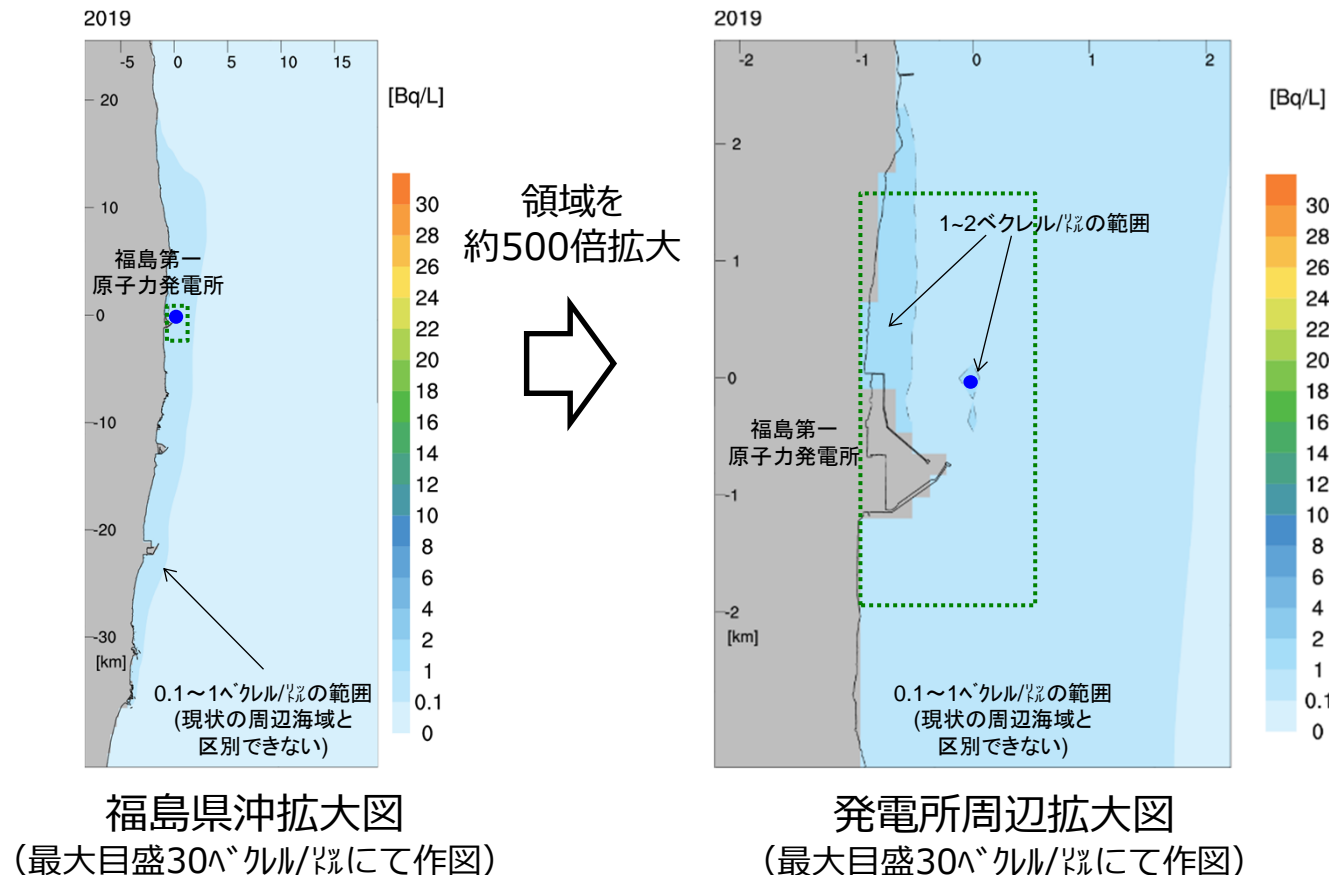
<参考> 安全確保のための設備の全体像



<参考> 海洋拡散シミュレーション結果

- 2019年の気象・海象データを使って評価した結果、現状の周辺海域の海水に含まれるトリチウム濃度（0.1～1ベクレル/ℓ）よりも濃度が高くなると評価された範囲は、発電所周辺の2～3kmの範囲で1～2ベクレル/ℓであり、WHO飲料水ガイドライン10,000ベクレル/ℓの10万分の1～1万分の1である。

⇒ 拡散状況を確認するためモニタリングを強化する。



多核種除去設備等処理水希釈放出設備 及び関連施設等の設置工事の進捗状況について

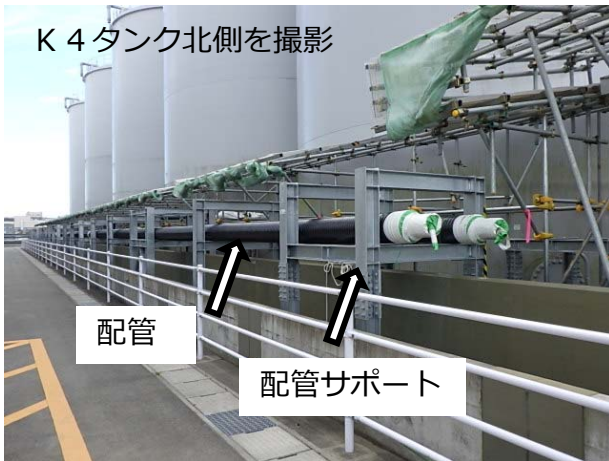
TEPCO

2022年9月29日
東京電力ホールディングス株式会社

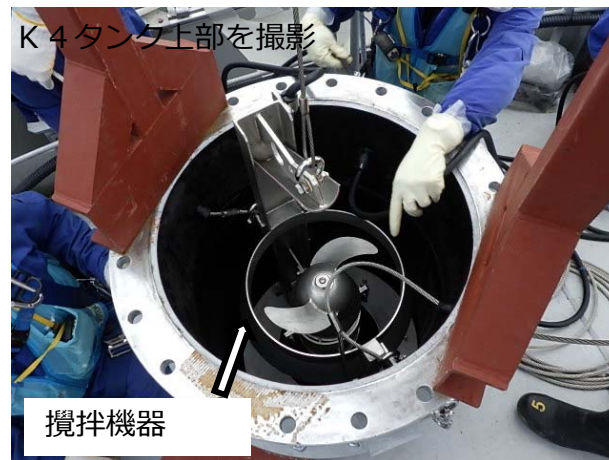
1. 工事の実施状況

■ 測定・確認用設備／移送設備

8月4日より、K 4 エリアタンク周辺から、測定・確認用設備、移送設備の配管サポート・配管他の設置工事を開始しています。



循環配管・サポート設置の状況



攪拌機器設置の状況

配管サポート・配管設置を実施中

【測定・確認用設備】

・サポート設備
約230／約540m

・配管設備
約203／約1,000m

【移送設備】

・サポート設備
約372／約1,820m

・配管設備
約51／約1,820m

<9/27現在>

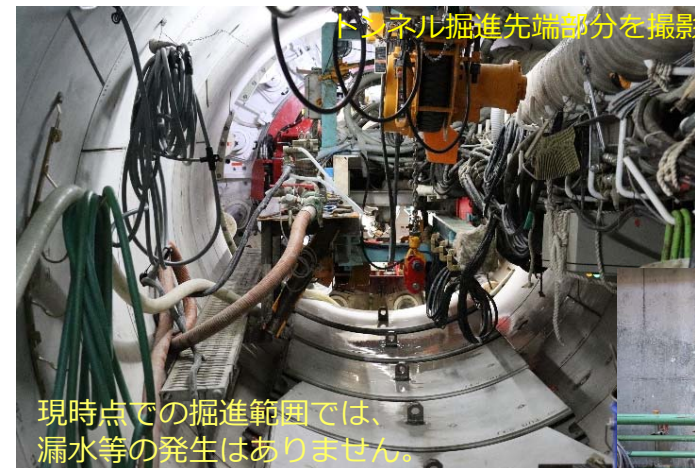
攪拌機器設置を実施中

10／30台
(タンク内吊込)

<9/27現在>

■ 放水設備

8月4日より、シールドマシンにより岩盤層を掘進し、放水トンネルの構築を開始しています。



トンネル掘進の状況

トンネル掘進を実施中 (初期掘進中※1)

約112m／約1,030m

<9/27現在>

※1 初期段階の掘進(約150m)は、掘進に必要な設備を連結する作業と交互に行うため、設備の連結完了後に比べて掘進の進捗は緩やかになる。

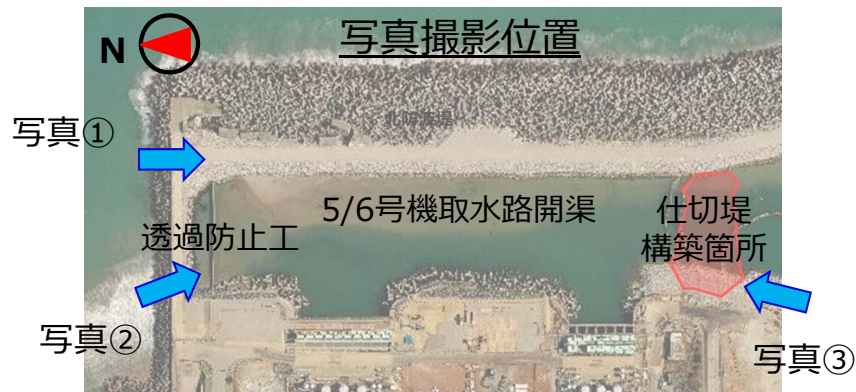


セグメント保管状況

1. 工事の実施状況（続き）

■ その他（仕切堤の構築他）

8月4日より、仕切堤設置工事に向けて、重機走行路整備等の準備工事を実施しています。今後、5・6号海側工事エリアでは、取水路開渠内の堆砂撤去を並行して行うとともに、仕切堤設置後には透過防止工の撤去を予定しています。



※今後、港湾外から希釈用の海水を取水するため、北防波堤の透過防止工の一部を撤去する予定です。

重機走行路整備の状況

5・6号機海側工事エリアの状況

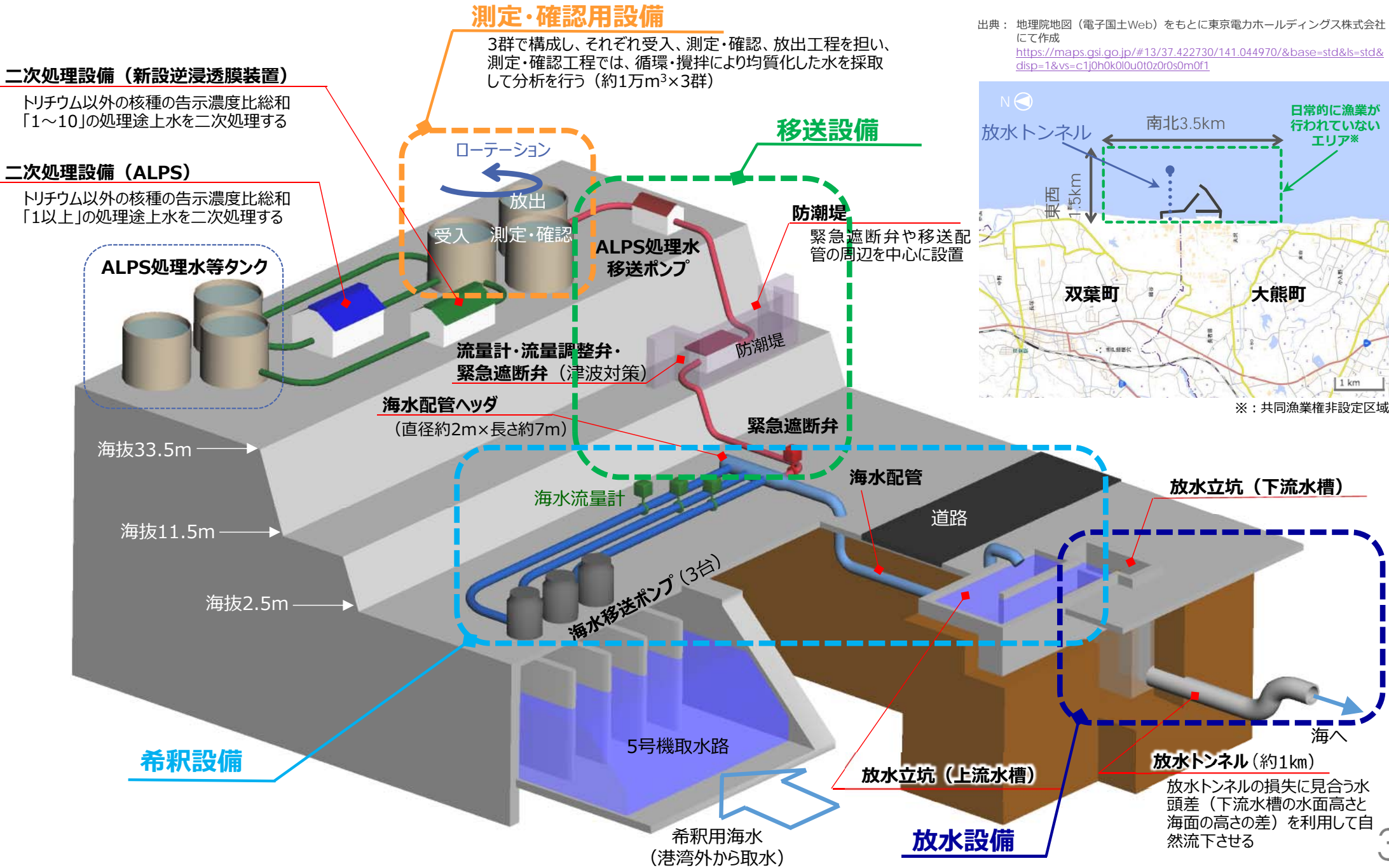
(参考) ALPS処理水希釈放出設備および関連施設の全体像



出典：地理院地図（電子国土Web）をもとに東京電力ホールディングス株式会社にて作成
<https://maps.gsi.go.jp/#13/37.422730/141.044970/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>



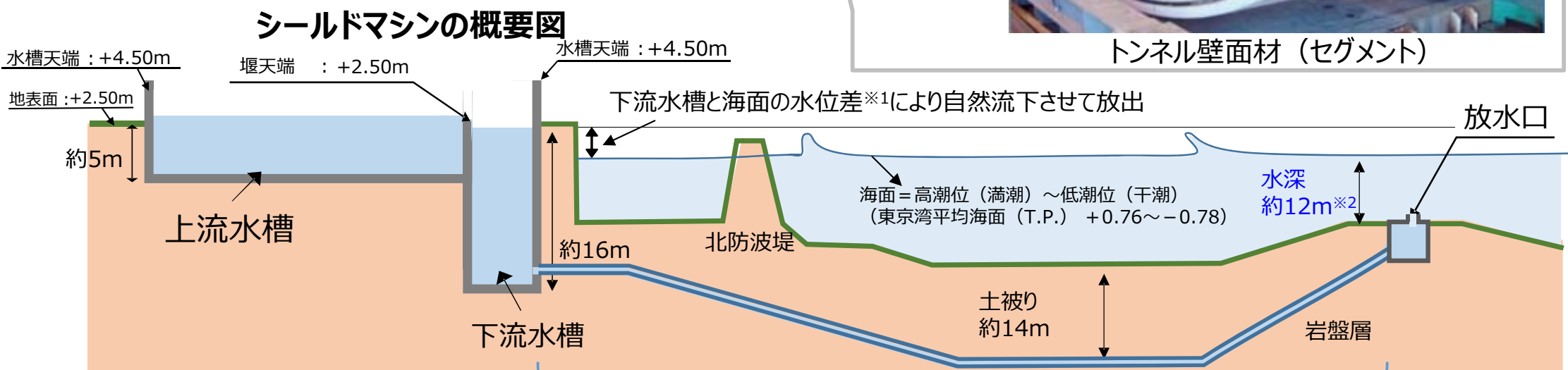
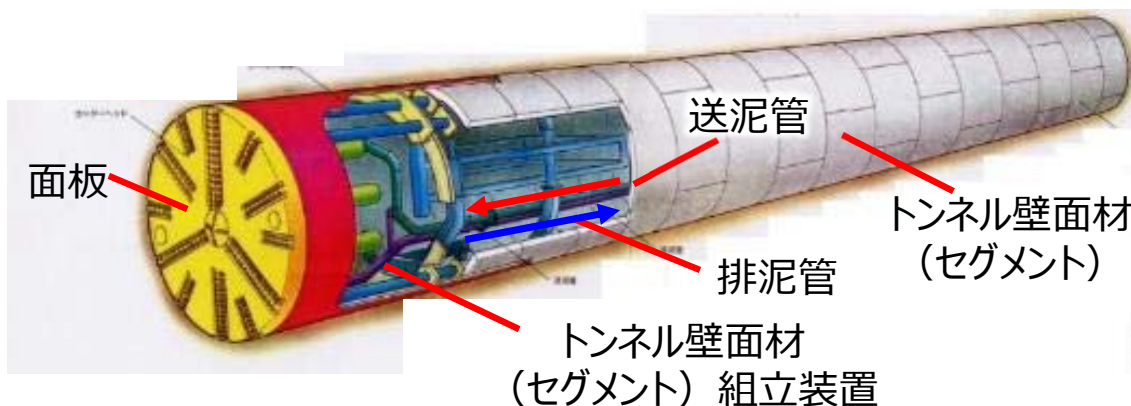
※：共同漁業権非設定区域



(参考) 放水トンネル

- 放水トンネルは、岩盤層を通過させるため漏洩リスクが小さく耐震性※に優れ、台風（高波浪）や高潮（海面上昇）の影響を考慮した設計としています。また、放水トンネルの損失に見合う水頭差（下流水槽の水面高さと海面の高さの差）を利用して自然流下させる設計（貝類の付着も考慮）としています。
- シールド工法（泥水式）を採用し、鉄筋コンクリート製のトンネル壁面材（セグメント）に2重のシール材を取り付けることで止水性を保持しています。

※ 原子力規制委員会で示された耐震設計の考え方を踏まえて設計

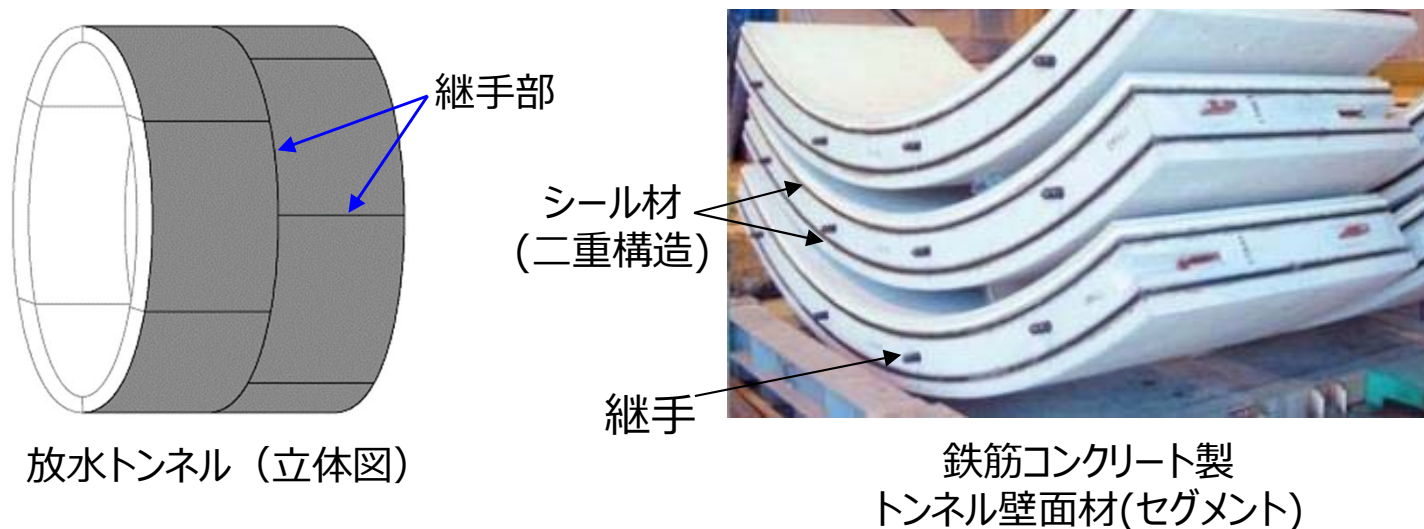


※ 高さは、東京湾平均海面(T.P.)で記載
※1 海水移送ポンプ3台の場合：1.6m、海水移送ポンプ2台の場合：0.7m
※2 東京湾平均海面（T.P.）における標準時の潮位を基準とした場合

放水トンネル（約1km）
放水設備概念図

(参考) 放水トンネルの止水対策

- 放水トンネル壁面はセグメントを組み合わせて構築しますが、万が一にも継手部から漏水させないために、セグメントにシール材（水に触れると膨れて止水性を発揮するゴム）を配置して止水します。
- シール材は、一般的に1段のみ設置されますが、今回は外水圧に加え、内水圧の作用も考慮し、放水トンネルの円周方向および延長方向（全周）に2段配置して止水性を担保します。



シール材	
厚さ	約4mm
幅	約17mm
材質	クロロプレン合成ゴム系

【止水の原理】

